

課題別研究報告書

(平成 18 年度～ 19 年度)

ICF 児童青年期バージョンの
教育施策への活用に関する開発的研究

平成 20 年 3 月

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

目 次

はじめに

I. 総論

- 1 研究概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 ICF-CY の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 ICF-CY が必要とされた歴史的経緯・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 ICF-CY と教育—その背景と理念を巡って—・・・・ 36
- 5 ICF-CY を教育に活用する妥当性・・・・・・・・・・・・ 43
- 6 ICF-CY を活用する意義
—教育をライフステージの一部としてとらえながら—・・・・ 52
- 7 障害のある当事者から見た、
ICF-CY 活用への期待、予想される成果や課題等について・・・・ 55
- 8 ICF-CY に期待すること—家族の視点から—・・・・ 59
- 9 ICF-CY の教育現場での活用への期待と課題
—ADHD の支援団体の立場から—・・・・ 64

II. 教育における ICF-CY の活用

- 1 教育における ICF-CY 活用の方向性・・・・・・・・・・・・ 69
- 2 特別支援学校での ICF-CY 活用の実際 1
—児童生徒の全体像の整理と課題の明確化を中心に—・・・・ 79
- 3 特別支援学校での ICF-CY 活用の実際 2
—教員間の共通理解と教員支援への ICF 及び ICF-CY 活用—・・・・ 84
- 4 特別支援学校での ICF-CY 活用の実際 3
—寄宿舎における ICF-CY 活用の試み—・・・・ 89
- 5 小・中学校等における ICF-CY 活用の可能性・・・・・・・・ 97
- 6 教育課程と ICF-CY・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 7 ICF-CY のコーディング活用の可能性・・・・・・・・・・・・ 119
- 8 電子化による ICF-CY 活用の取組・・・・・・・・・・・・ 123
- 9 ICF 及び ICF-CY を含めた分類の電子的な共有について
—ClAML(Classification Markup Language) の動向を中心に—・・・・ 128

III. 教育関連分野や外国での ICF 及び ICF-CY の活用

- 1 就学前の子どもへの支援における ICF-CY 活用方策の提案・・・・ 131
- 2 リハビリテーション分野における ICF-CY 活用への期待
—教育との連携を中心に—・・・・ 135
- 3 福祉分野における ICF-CY 活用への期待・・・・・・・・ 140
- 4 労働分野からみた就労への移行における ICF-CY 活用への期待・・・・ 144

5	イタリアにおける障害児教育と ICF 及び ICF-CY 活用動向	149
IV.	結論—本研究の成果と課題，今後の展望—	157
V.	関連資料	
1	WHO-FIC ネットワークミーティング及び ICF 北米協力センター会議発表資料	159
2	学会発表資料等	161

謝辞

はじめに

2008年1月17日、中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）をとりまとめた。その中の特別支援学校の教育課程の改善の具体的事項の一つとして、ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health、国際生活機能分類）について以下のように記述されている。

「ICFの視点について

○ ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。」

この記述は、特別支援教育を中心として、学校現場でICFを活用する取組が多く報告されてきていることなどを踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育専門部会においてICFの活用についての議論が行われ、その結果が反映されたものである。このような取組や議論が国内で行われている一方で、WHOでは18歳未満を対象としたICF-CY（ICF Children and Youth Version、児童青年期バージョン（仮訳））の開発がワーキンググループを中心に行われてきた。

これらの動向や、本研究所がこれまでもWHO等の協力を得てICFの活用に関する研究を行ってきたことを踏まえ、ICF-CYの正式な確定に先行し、課題別研究の一つとして「ICF児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究」（平成18～19年度）を設定し、研究に取り組んできた。

研究期間の終了にあたり、以下のような方針で研究報告書を作成し、その成果を公表することにした。

まず総論として、2007年10月にWHOから正式発表されたICF-CYを広く知らせるために、その概要をまとめ、新たに加わった項目等の一覧に日本語仮訳を添えて整理した。ICF-CY全体の翻訳も研究用資料として活用するために本研究では行っているが、正式な翻訳はICFを所管する厚生労働省が行うことになっているため、本報告書には掲載していない。今後も連絡を密に取りながら、正式な翻訳作業等に貢献していく予定がある。また、開発的研究として基本的なところを押さえるべきことが重要であるという観点から、歴史的経緯、背景と理念、学習指導要領との比較で検討した教育におけるICF-CY活用の妥当性、教育をライフステージの一部として捉えた上でのICF-CY活用の意義等を検討した。一方、WHOがICFの翻訳過程で障害のある当事者の意見を最大限取り入れる立場をとっていたことも踏まえ、本研究では、障害のある当事者や家族、支援団体等の意見をいただき、議論を重ねながら研究活動を進め、本報告書での執筆も得ている。

次に、本研究の主眼である教育におけるICF-CYの活用を検討する上で、まずこれまでの取組に見られる知見を整理した。その後、それらを具現化した活動として、研究パートナーの特別支援学校での取組と共に、これまでのほとんどICF活用実績が報告されていない小・

中学校における ICF-CY 活用の可能性について整理した。そして、現在検討されている学習指導要領と、ICF-CY との関係について整理した上で、学校現場でのこれからの取組に寄与するためにコーディングの手法と電子化ツール活用の提案に加え、WHO の国際分類に関する電子化研究の動向を紹介した。

さらに、ICF-CY の重要な役割が各分野をつなぐ共通言語としての機能であることを踏まえ、教育関連分野での活用動向について整理した。また、日本での取組を対象化し、今後の取組を探る上で重要な手がかりを得るために、ICF の前身の ICIDH（国際障害分類）の段階から障害のある人への支援に関するあらゆる分野で積極的な活用を進めてきたイタリアでの取組についても整理し、最後に WHO からの資料や本研究期間中に公表した資料を添えた。

研究期間中の 2007 年 10 月、当初予定より遅れて WHO から ICF-CY が正式に発刊された。日本語訳はこれから検討される予定である。本研究では、研究期間の前半に、この当初の予定と ICF-CY 確定との間のタイムラグを利用して、特別支援教育を中心としたこれまでの ICF の活用動向について総括する作業を行い、それをもとにしながら ICF-CY の教育施策への活用の方向性を検討してきた。研究を進めれば進めるほど、解決すべき課題が明らかになってくような状況であり、まだまだ検討の余地が多いものではあるが、ひとまず 2 年間の成果をここに公表したい。今後、さらにより良い方向に進めるよう、多くの方々から忌憚のないご意見をいただければ幸いである。

研究代表者 徳永亜希雄

I . 総論

I-1. 研究概要

1. 研究課題及び研究期間

○研究課題名

課題別研究「ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究」

○研究期間

平成 18 年度～平成 19 年度

2. 研究の趣旨及び目的

本研究は、WHO（世界保健機関）の ICF-CY（ICF Children and Youth Version, 国際生活機能分類児童青年期バージョン）の教育施策への活用の方向性について検討する開発的な研究である。

2002 年に閣議決定された障害者基本計画において、障害の理解や施策推進の観点から ICF の活用法策を検討する必要性が指摘されて以降、特別支援教育の分野でも様々な活用が図られ、その成果や課題が明らかになってきた。課題の一つとして挙げられるのが、児童期や発達段階の初期にある人にとって、ICF には使いづらい面がある、ということである⁵⁾。このことは既に国際的にも指摘されており、それを補うためのものとして、児童青年期を対象とした ICF-CY の策定が検討されてきており、2006 年 10 月の WHO（世界保健機関）の国際分類ファミリー（WHO-FIC）ネットワーク会議における承認を経て、2007 年 10 月に WHO から確定版が公表された。

一方、日本の学校現場等での ICF の活用実践^{1) 3)}を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育専門部会において、ICF の活用について議論が行われ、2008 年 1 月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」²⁾において、特別支援学校の教育課程に ICF の視点を取り入れる旨が報告された。また、厚生労働省の ICF に関する専門委員会（社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会、以下、ICF 専門委員会）でも ICF-CY が主要な議題の一つに取り上げられ、2007 年 12 月の第 4 回会議では、児童青年期領域の専門家の意見を反映させながら、翻訳を含めた国内への適用について議論を開始することが確認される⁶⁾など、ICF-CY 検討の政策的重要性は高いと考えられた。

これらの最近の動向に加え、現行及び前回の学習指導要領の解説書において、ICF の前身である ICIDH（国際障害分類）と、自立活動の前身である養護・訓練との関係が述べられていること⁴⁾も踏まえ、特別支援教育に関するナショナルセンターとしての本研究所において、ICF-CY の教育施策への活用について研究課題として取り上げる必要性が極めて高いと考え、本課題を設定した。

また、これまでの教育におけるこれまでの ICF 活用状況から、次の三つの方向性を想定し、喫緊の教育施策への貢献方策とともに、将来的な教育施策検討のための基礎的な知見の集積を行うことにした。

- ①既に報告されている、児童生徒理解における視点の幅広さによる有効性等、ICF の考え方に基づいた、教育課程の改善・充実等における活用
- ②共通言語としての性格から既に活用されつつある、個別の教育支援計画をはじめとした、多職種との連携における活用
- ③障害のある人だけでなく、全ての人をその対象とし、生活の中での課題等の解決の糸口を探るという考え方に基づいた、通常の教育での活用

3. 研究方法

以下のような方法で研究を行った。

- ①ICF 及び ICF-CY に関する国内外の文献やその他の資料を収集し、整理する。
- ②実地調査や文献研究等を通して、教育及び関連分野における ICF 及び ICF-CY の活用の取組に関する情報を収集し、整理する。
- ③教育施策の動向について情報を収集し、整理する。教育全体をその範疇に置くが、これまでの経緯等を踏まえ、特別支援教育を軸としながら、通常の教育へ広げていくこととした。
- ④後述する研究組織を中心に、協議会やメーリングリスト等を利用した議論を行い、前述の研究の方向性を軸に知見を整理する。

4. 研究体制

以下の体制（敬称略）のもと、研究所内分担者会議や研究協議会、日本特殊教育学会等での直接的な協議を行ったり、メーリングリストや電話を通して情報交換を行ったりしながら、研究を進めた。なお、研究体制を検討するにあたっては、WHO が ICF を翻訳する際に、障害のある当事者を三分の一入れたメンバーで行う規定を作っていたこと⁷⁾を参考に、障害のある当事者、家族、支援団体のメンバーに研究協力を得た。

○研究代表者

徳永亜希雄(企画部主任研究員)

○研究分担者

笹本 健 (企画部上席総括研究員, 副代表)

大内 進 (企画部上席総括研究員)

萩元良二 (企画部総括研究員)

西牧謙吾 (教育支援研究部上席総括研究員)

渡邊正裕 (教育研修情報部研究員)

○研究協力者

- 大関 毅（茨城県立伊奈養護学校，教諭）
- 下尾直子（日本女子大学，学生）
- 佐藤満雄（北翔大学，教授）
- 齊藤博之（山形県立上山高等養護学校，教諭）
- 田中浩二（社会福祉法人のあ保育園，副園長）
- 佐藤久夫（日本社会事業大学，教授）
- 島 治伸（徳島文理大学，教授）
- 伊藤尚志（飯島町立飯島小学校，教諭，19年度のみ）
- 下島かほる（墨田区立向島中学校，教諭，19年度のみ）
- 高山恵子（NPO法人えじそんくらぶ，代表，19年度のみ）
- 富山比呂志（茨城県立つくば養護学校，教諭，19年度のみ）
- 堺 裕（帝京大学，講師，19年度のみ）
- 大久保直子（筑波大学附属久里浜特別支援学校，教諭，19年度のみ）

○研究パートナー

- 秋田県立勝平養護学校（主担当 高田屋陽子）
- 神奈川県立座間養護学校（同 吉田豊）
- 静岡県立中央養護学校（同 川口ときわ）
- 広島県立広島北特別支援学校（同 18年度 溜谷信弘，19年度 戸田定孝）

○研究を進める上で連携した組織等

- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課疾病傷害死因分類調査室
- WHO，WHO-FIC 及び旧 ICF-CY ワーキンググループ関係者
- ICF-CY Japan Network
- （ICF-CY と子ども・家族のことを検討している民間のネットワーク組織）

○その他

- ・英文資料の下訳への協力
安井直子（アメリカ合衆国 ウィスコンシン州立大学マディソン校ワイズマンセンター，スタッフ）
- ・本報告書への執筆協力
遠直美（三重県立草の実特別支援学校，教諭）
春名由一郎（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター，研究員）

5. 研究の経過

主に以下のような研究活動を行った。

○ICF 及び ICF-CY に関する資料収集

- ・WHO の ICF-CY ワーキンググループより暫定版の ICF-CY の提供を受け，厚生労働省の了解を得た上で研究用資料として翻訳し，内容を検討した。

- ・ WHO や WHO の ICF-CY ワーキンググループ， WHO 国際分類ファミリー（WHO-FIC）関係各国からの関連資料収集
- ・ 厚生労働省担当部局との情報交換
- ・ ICF 北米協力センター会議や WHO 国際分類ネットワーク会議での資料収集と成果報告
- 教育等における ICF 及び ICF-CY 活用についての検討
 - ・ 学校での ICF 及び ICF-CY 活用の取り組みについての現地調査
 - ・ 研究協議会やメーリングリストでの議論
 - ・ Web サイトや学会での発表・シンポジウム開催，雑誌，NISE の研修，各種研修会等での講義・講演等を通じた成果公表
 - ・ 特別支援教育を中心に，ICF を活用した取組を総括すると共に，ICF-CY の概要を整理した冊子の発行
- 教育課程の改善・充実に関しての検討
 - ・ 特別支援教育課内の学習指導要領に関する会議や勉強会等への資料提供及び今後に向けた資料の蓄積
- 学校現場等における ICF-CY の活用に関して
 - ・ 当初想定した方向性の範囲を超えた，方法論についての知見の整理
- その他
 - ・ 厚生労働省担当部局への資料提供

6. 研究期間中に公表した研究成果

(1) Web サイト

以下のようなコンテンツを掲載した。

- ・ 本課題研究に関連した本研究所の取り組みの紹介
- ・ 本研究の実施状況と今後の計画等
- ・ ICF-CY について
- ・ 日本特殊教育学会 第 45 回大会(神戸大会)での自主シンポジウム開催について
- ・ 研究協力者・研究パートナーの追加について
- ・ ICF 北米協力センター会議の参加・発表報告
- ・ 研究協議会実施報告
- ・ 日本教育情報学会に参加・発表報告
- ・ 日本特殊教育学会第 45 回大会での自主シンポジウム・発表報告
- ・ 冊子「ICF 及び ICF-CY の活用：試みから実践へー特別支援教育を中心にー」の紹介

(2) 冊子

「ICF 及び ICF-CY の活用：試みから実践へー特別支援教育を中心にー」（平成 19 年 9 月発行，ジアース教育新社 1,785 円 B5 版 約 240 頁）

(3) 論文等

以下のような論文等を執筆した。

○平成 18 年度

- ・徳永亜希雄：「特別支援教育における ICF 及び ICF-CY の活用動向，課題，そして今後の展望」（日本アビリティ協会，いのちをはぐぐむ支援教育の展望，No143）
- ・Akio Tokunaga 「Trends and Perspective of the Use of International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF) on Special Needs Education in Japan」（国立特殊教育総合研究所，Journal of Special Education in the Asia Pacific Vol.2）
- ・徳永亜希雄：「これからの自立活動—中教審での議論や ICF の動向等を踏まえて—」（IEP JAPAN Vol.21）
- ・秋田県立勝平養護学校（研究パートナー校）：研究紀要「かつひら」第 29 集

○平成 19 年度

- ・徳永亜希雄：「ICF の教育への活用—ICF-CY の動向も踏まえつつ—」（発達障害研究，第 29 巻，第 4 号，218-227）
- ・下尾直子（研究協力者）：「『個別の教育支援計画』への ICF 活用」（発達障害研究，第 29 巻，第 4 号，254-261）
- ・徳永亜希雄：「連載講座①：肢体不自由教育における ICF の活用—ICF（国際生活機能分類）の概要を整理する—」（肢体不自由教育，第 183 号，42-45）
- ・徳永亜希雄：「連載講座②：肢体不自由教育における ICF の活用—ICF の活用動向と今後の展望—」（肢体不自由教育，第 184 号，40-42）
- ・佐藤満雄（研究協力者）：「北海道の特別支援学校における I C F の活用と課題」（情緒障害教育研究紀要，第 27 号，97-104）
- ・秋田県立勝平養護学校（研究パートナー校）：研究紀要「かつひら」第 30 集
- ・徳永亜希雄・田中浩二（研究協力者）：ICF 及び ICF-CY を巡る国際的動向 —ICF 北米協力センター会議，ICF-CY 会議及び WHO 国際分類ファミリー会議の概要を中心に—（本研究編 世界の特別支援教育 22）

(4) 学会発表

○平成 18 年度

- ・徳永亜希雄：「ICF-CY（児童青年期版）の策定動向と特別支援教育における活用」（第 44 回日本特殊教育学会，平成 18 年 9 月）
- ・渡邊正裕・徳永亜希雄・下尾直子・齋藤博之（以上 2 名研究協力者）他：「教育用 I C F データベース e-ANGEL の試作と評価」（第 44 回日本特殊教育学会，平成 18 年 9 月）
- ・徳永亜希雄・齋藤博之・下尾直子（以上 2 名研究協力者）他：「自主シンポジウム：I C F（国際生活機能分類）の学校現場への適用Ⅲ～I C F 導入の成果を問う～」における話題提供，（第 44 回日本特殊教育学会，平成 18 年 9 月）
- ・渡邊正裕・徳永亜希雄・下尾直子・齋藤博之（以上 2 名研究協力者）他：「教育用 ICF データベース e-ANGEL の試作と今後の開発方針」（ATAC カンファレンス 2006 京都テキスト，平成 18 年 12 月）

○平成 19 年度

- ・佐藤満雄(研究協力者)：北海道特別支援教育学会 学会企画シンポジウム「ICF（国際生活機能分類）の教育への活用」（座長，平成 19 年 7 月）
- ・渡邊正裕・富山比呂志（研究協力者）・齊藤博之（研究協力者）・大久保直子（研究協力者）・下尾直子(研究協力者)・徳永亜希雄:「教育用 ICF データベース e-ANGEL の ICF-CY への対応とインターネットでの公開について」（教育情報学会第 23 回年会，平成 19 年 8 月）
- ・自主シンポジウム（日本特殊教育学会第 45 回大会，平成 19 年 9 月）
「ICF（国際生活機能分類）の学校現場への適用Ⅳ—小・中学校等での活用の可能性を探る—」
（企画者・司会者）徳永亜希雄
（話題提供者）伊藤尚志（研究協力者，以下同じ），下島かほる，齊藤博之，高山恵子
（指定討論者）下尾直子氏（日本女子大学大学院，研究協力者）
- ・徳永亜希雄：ICF-CY（児童青年期版）の策定動向と特別支援教育における活用Ⅱ（日本特殊教育学会第 45 回大会ポスター発表，平成 19 年 9 月）
- ・齊藤博之（研究協力者）：「特別支援学校のセンター的機能における ICF 活用—子どもをどのように理解し，どのように支援につなげるか—」（同）
- ・下尾直子（同）：「連絡帳記述文の ICF による分類～ICF を活用した連携の可能性を探る～」（同）

（５）国際会議での発表

○平成 18 年度

- ・Akio Tokunaga, Yutaka Sakai (Teikyo University), Rune J. SIMEONSSON, PhD (University of North Carolina at Chapel Hill, U.S.A.): Environmental Factors in Special Education Policy in Japan」(12th Annual North American Collaborating Center Conference on ICF, (ICF 北米協力センター会議，平成 18 年 6 月, カナダ)

○平成 19 年度

- ・Akio TOKUNAGA, Ken SASAMOTO, Susumui OOUCHI, Ryouji HAGIMOTO, Kengo NISHIMAKI, MD, WATANABE Masaihiro, Koji TANAKA, PhD (Noah Nursery School :Kyusyu University, Japan, 研究協力者), Rune J. SIMEONSSON PhD (University of North Carolina at Chapel Hill) : Implementation of ICF and ICF-CY on Special Needs Education (SNE) in Japan (13th Annual North American Collaborating Center Conference on the ICF (ICF 北米協力センター会議, 平成 19 年 6 月, アメリカ)
- ・Akio TOKUNAGA, Ken SASAMOTO, Susumu OOUCHI, Ryouji HAGIMOTO, Kengo NISHIMAKI, MD, Masahiro WATANABE, Rune J. SIMEONSSON, PhD (University of North Carolina at Chapel Hill, U.S.A.) : Implementation and Future Strategies of ICF-CY for Special Needs Education (SNE) in Japan (ICF-CY 会議及び WHO 国際分類ファミリーネットワーク会議，平成 19 年 10 月, イタリア)

(6) 研究所の研修での活用

○平成 18 年度

- ・渡邊正裕「特別な教育的ニーズと情報機器活用」(第 1 期短期研修共通講義, 平成 18 年 5 月)
- ・西牧謙吾「教育と福祉・医療・労働の連携」(長期研修, 平成 18 年 5 月)
- ・徳永亜希雄「寄宿舍における生活支援と ICF」(盲・聾・養護学校寄宿舍指導員指導者講習会, 平成 18 年 7 月)
- ・徳永亜希雄「障害児指導法特講: 身体の動きと指導の実際」(長期研修, 平成 18 年 9 月)
- ・笹本健「重度の肢体不自由のある子どもの身体運動の捉え方」(第 2 期短期研修 肢体不自由・病弱教育コース, 平成 19 年 2 月)
- ・西牧謙吾「『医教の連携と協働』の在り方と実際」(第 2 期短期研修共通講義, 平成 19 年 2 月)
- ・徳永亜希雄「障害観の変化と身体へのアプローチ」(第 2 期短期研修 肢体不自由・病弱教育コース, 平成 19 年 3 月)

○平成 19 年度

- ・笹本健: 重度・重複障害のある子どもの身体運動のとらえ方(平成 19 年度 専門研修肢体不自由・病弱教育コース, 平成 20 年 1 月)
- ・徳永亜希雄: ICF の視点から見た身体へのアプローチ(平成 19 年度 専門研修肢体不自由・病弱教育コース, 平成 20 年 1 月)

(7) 研修会等での講義等での活用

○平成 18 年度

- ・徳永亜希雄・萩元良二: 特別支援教育における ICF 及び ICF-CY 活用の現状と課題(神奈川県立中原養護学校研修会, 平成 18 年 6 月)
- ・徳永亜希雄: ICF/ICF-CY と神奈川県立座間養護学校高北研究(神奈川県立座間養護学校研修会(研究パートナー校), 平成 18 年 6 月)
- ・徳永亜希雄: 特別支援教育の動向と肢体不自由教育(中部地区肢体不自由教育研究協議会研究大会, 平成 18 年 10 月)
- ・渡邊正裕: 特別支援教育 IT 活用講座: 特別支援教育とアシスティブ・テクノロジー(主催: 福島県養護教育センター, 平成 18 年 11 月)
- ・徳永亜希雄: ICF の視点から見た肢体不自由教育(東京都立北養護学校研修会, 平成 18 年 11 月)
- ・徳永亜希雄・渡邊正裕, ICF 及び ICF-CY について(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課内研修会, 平成 18 年 12 月)
- ・齋藤博之(研究協力者), 分科会報告「ICF をモデルにした支援の取り組み~ICF 活用をめざして~」への指導助言,(神奈川県立麻生養護学校公開研究会, 平成 19 年 1 月)
- ・大内進・大関毅(研究協力者), 寄宿舍での ICF 活用」についての指導助言(静岡県立静岡中央養護学校寄宿舍研修会, 平成 19 年 1 月)
- ・徳永亜希雄・笹本健「『ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究』進捗状況及び今後の計画」,(国立特殊教育総合研究所セミナーⅡ, 平成 19 年 2 月)

○平成 19 年度

- ・渡邊正裕：ICF/ICF-CY を用いたツール（e-ANGEL）等の紹介（EATSS(Educational Assistive Technology Society for Special needs)第1回研究会，平成19年6月）
- ・高田屋陽子（研究パートナー校職員）：ICF を活用した実践と研究内容について（秋田県特別支援学校研究主任連絡協議会，平成19年7月）
- ・徳永亜希雄：寄宿舎における生活支援の在り方—ICF の概念と活用法—（青森県総合教育センター寄宿舎指導員研修講座，平成19年7月）
- ・徳永亜希雄・大内進：寄宿舎を巡る動向と ICF の活用（静岡県立中央養護学校研修会（研究パートナー校），平成19年8月）
- ・斎藤行正（研究パートナー校職員）：ICF を活用した実践について（秋田県立勝平養護学校主催・夏季休業中職員研修，平成19年7月）
- ・徳永亜希雄：肢体不自由教育における ICF の活用（千葉県特別支援教育研究会肢体不自由教育研究部全体研修会，平成19年8月）
- ・徳永亜希雄：ICF の理解と教育への活用動向（広島北特別支援学校研修会（研究パートナー校），平成19年9月）
- ・徳永亜希雄：ICF の考え方と支援の在り方（静岡県 障害のある子どもの能力発掘・開発事業 輝き発見！講演会，平成19年9月）
- ・徳永亜希雄：ICF の理解と学校での活用について（神奈川県特別支援学校校長会研究協議会，平成19年9月）
- ・徳永亜希雄：ICF の概要と教育への活用動向（大阪府養護教育研究会秋季教育講演会，平成19年10月）
- ・徳永亜希雄：ICF の理解と教育への活用動向（広島北特別支援学校研修会（研究パートナー校），平成19年10月）
- ・徳永亜希雄：教育における ICF の活用動向と ICF-CY の概要（日本建築学会ノーマライゼーション環境小委員会，平成19年10月）
- ・秋田県立勝平養護学校（研究パートナー校）：公開研究協議会「豊かな生活を目指した個のニーズに応じた教育支援—ICF 活用による焦点化された課題の授業への展開と評価—」（平成19年11月）
- ・徳永亜希雄：特別支援教育における ICF の活用（秋田県立勝平養護学校公開研究協議会，平成19年11月）
- ・徳永亜希雄：ICF の理解と学校での活用（川崎市特別支援教育研究会講演会，平成19年12月）
- ・徳永亜希雄・大内進：ICF の特別支援教育への活用と ICF-CY の動向（日本リハビリテーション連携科学学会研修会，平成19年12月）
- ・徳永亜希雄：ICF の視点から見たこれからの肢体不自由教育（日本肢体不自由教育研究会肢体不自由教育研究セミナー，平成19年12月）

引用文献

- 1) 秋田県立勝平養護学校：かつひら 平成 17 年度（第 27 集）～実践と研究のあゆみ～，研究主題「個の可能性を見つめ，豊かな生活を送るための教育支援について」～個別の教育支援計画を基にした個別の指導計画を授業に生かす取り組み～，2006.
- 2) 中央教育審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)，136，2008.
- 3) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関(WHO)編著:ICF(国際生活機能分類)活用の試み，ジアース新社，2005.
- 4) 文部省：特殊教育諸学校学習指導要領解説—養護学校（肢体不自由教育）編一，海文堂出版，401-402，1992.
- 5) 徳永亜希雄：教育における ICF，すべての社会，10，102-103,2003.
- 6) 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会第 4 回委員会資料，2007.
- 7) WHO 国際障害分類日本協力センター訳：WHO 国際障害分類第 2 版 生活機能と生活の国際分類，2000.

（徳永亜希雄，笹本健，大内進，萩元良二，西牧謙吾，渡邊正裕）

I-2. ICF-CY の概要

キーワード ICF-CY ICF WHO-FIC

1. ICF-CY の位置づけ

2007年10月、ICF-CYは18歳未満を対象としたICFの派生分類として、WHOから公表された。ICF-CYは、ICF同様、WHOの国際分類ファミリー（WHO-FIC, 図1）の一部として位置付いている。

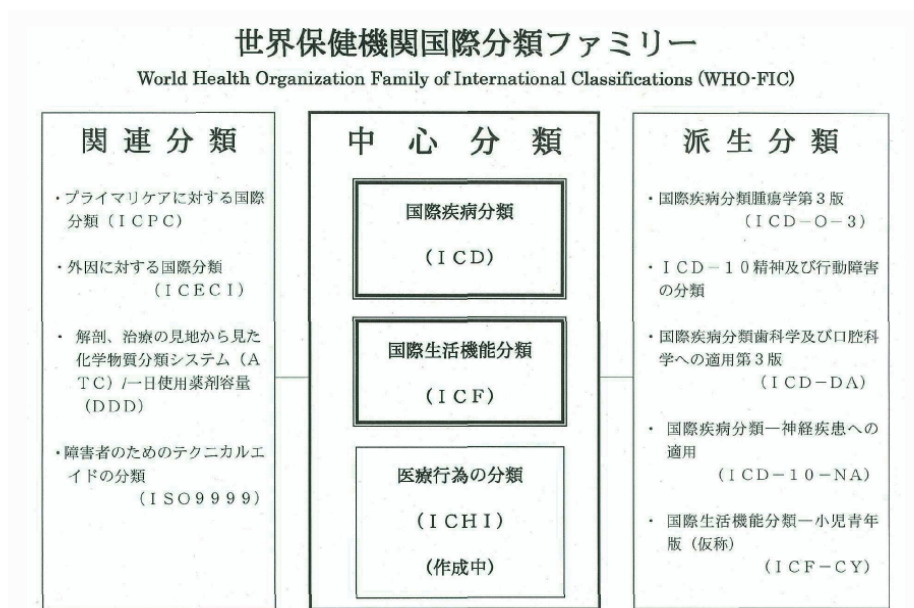


図1 WHOの国際分類ファミリー（WHO-FIC）の全体図

（第1回 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会資料²⁾より 2007)

ICF-CYは、臨床や教育関係者、政策決定者、家族、本人、研究者が、子どもの生活上の特徴を記述するためのものであり、ICFと同様に概念的枠組み及び共通言語、専門用語としての性格を持つ。

WHOからプレスリリースされた際の資料には、各国関係者からのコメントが寄せられており、ICF-CYの性格、用途等が端的に述べられている。アジアからの唯一のコメントとして、本研究所小田理事長によるコメントも記載されている。

（原文）

The approach of focusing on how children and youth function physically, socially and mentally within the context of their development and environment has important implication for special education.

(日本語)

障害のある子どもたちの教育において、ICF-CYによって、子どもたちの生活機能について、発達や環境に関する背景も含めた視点から身体的、社会的、精神的な面それぞれに焦点を当て、アプローチをしていくということは重要な示唆となっている。

2. ICF-CY の必要性和検討経過

日本の特別支援教育において ICF が活用される中、ICF の項目が子どもや発達段階初期にある人への活用において十分でないことが指摘されている⁴⁾。子どもに対応する ICF の必要性は早くから世界的にも指摘されてきた。その詳細は「1—(3) ICF-CY が必要とされた歴史的経緯」に述べている。

WHO は、実践的見地、哲学的見地、分類学的見地からの根拠と公衆衛生上の課題のもと、ICF-CY の検討を開始した。実際の検討に当たっては、2002 年に ICF-CY のワーキンググループ (chair: Rune J. Simeonsson アメリカ合衆国ノースカロライナ大学教授) を立ち上げ、ICF-CY 策定のための作業が行われた。検討作業は、次のような方針で ICF をベースとしながら進められた。

- ・記述内容の修正や拡張
- ・新しい内容の未使用のコードへの割り当て
- ・「含まれるもの」、「除かれるもの」の基準の修正
- ・発達に関する側面を考慮に入れた評価点の修正

フィールドリアルや関連先行研究の検討などが行われた後、2006 年 10 月、チュニジアで行われた WHO-FIC ネットワーク会議で ICF-CY は ICF の派生分類として承認され、2007 年 10 月の WHO からの公表に至った。

3. ICF-CY の項目

表 1 項目の変更数

	追加項目数	項目名変更数	番号変更数	合計
全体	232	2	1	235
心身機能	39	1	1	41
身体構造	19	1	0	20
活動と参加	159	0	0	159
環境因子	15	0	0	15

ICF-CY は、WHO の ICF-CY ワーキンググループを中心に、ICF をベースに検討が行われ、その基本設計は変わらないが、新たな項目の追加、項目名の変更、コード番号の変更が行われている。全体として 235 の変更があり、その内訳は表 1 にあるとおりである。児童青年期

の特徴を踏まえ、新たに 232 の項目が追加されている⁵⁾。なお、追加された項目の詳細は資料として別表に示した。

4. ICF-CY の検討と日本とのかかわり

ICF-CY の検討作業には日本からも大きく貢献している。2005 年 5 月から 6 月にかけて行った、日本での ICF-CY に関するフィールドトライアルでは、その結果が ICF-CY ワーキンググループに提出され、その後同ワーキンググループが各国のフィールドトライアルの結果を踏まえて WHO に対して提出したレポートの中に 9 ページにわたって日本での調査結果が記載されている。

また、2005 年、筆者の一人、徳永は、同ワーキンググループのリーダー Simeonsson 教授が勤務するノースカロライナ大学に客員研究員として滞在し、ICF-CY の開発やその活用方法について共同での研究活動に取り組んだ。同学での研究成果についての報告書は、それまでの日本での特殊教育及び特別支援教育の蓄積を踏まえた上で ICF-CY 活用に関する提言レポートとしてまとめ、同ワーキンググループに提出した⁶⁾。ICF-CY の原文を検討途中のバージョンと比べて読むと、提言レポートの内容が反映されたのではないかと思われるところが数箇所見られる。

5. 日本及び世界での今後の ICF-CY の取り扱い

ICF-CY があくまでも ICF の派生分類であることを踏まえ、社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会において、ICF-CY は主要な議題の一つとして検討されている。2007 年 12 月の第 4 回会議では、児童青年期領域の専門家の意見を反映させながら、翻訳を含めた国内への適用について議論を開始することが確認されている³⁾。研究用資料としての翻訳も含めて ICF-CY についての知見を蓄積している本研究所として、これらの作業にどのような関わっていくのか、文部科学省を通して同委員会事務局である厚生労働省との間で、調整を行っている。

ICF-CY は、前述のような背景を持ちつつ、実際の活用場面として学校教育や早期の治療的介入等を念頭において検討されてきた。堺は、ICF-CY の暫定版の内容と自立活動の解説書に記載された指導内容との比較検討を行った結果、それらの適合性が高いことを報告しており¹⁾、本報告書においては、「1 - (5) ICF-CY を教育に活用する妥当性」の中で、ICF-CY の確定版についても言及し、教育で活用していく妥当性を述べている。したがって、今後の日本の教育における ICF の活用は、ICF-CY を軸に検討を進めていくべきだと考えられる。

他方、2007 年 10 月にイタリアで開催された ICF-CY 会議では、ICF-CY Work Group Cochair Person であるイタリアの Leonardi 氏から、ICF-CY に関する今後の展開として、Me too project というものが紹介され、ICF-CY を活用した取組を共有し合う研究プロジェクトへの参加が呼びかけられた。筆者としても、このプロジェクトへの参加をとおして、これまで同様、各国関係者との連携のもとで研究活動を進めていく予定である。

参考文献・資料

- 1) 堺裕：学校現場での ICF-CY（ICF 児童青年期）の活用に関する一考察—ICF-CY と盲学校・聾学校及び養護学校学習指導要領の比較を通じた適合性の検討から—，日本特殊教育学会第 44 回大会発表論文集，521，2006.
- 2) 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会：第 1 回委員会資料,2006.
- 3) 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会：第 4 回委員会資料,2007.
- 4) 徳永亜希雄：教育における ICF，すべての社会，10，102-103，2003.
- 5) 徳永亜希雄：ICF 及び ICF version for Children and Youth（国際生活機能分類児童青年期版）を巡る動向，29-35，独立行政法人国立特殊教育総合研究所 世界の特殊教育 20，2006.
- 6) WHO：International Classification of Functioning, Disability and Health Children and Youth Version, 2007.

（徳永亜希雄 田中浩二）

心身機能

コード	項目	仮 訳	備 考
b1103	Regulation of states of wakefulness	覚醒状態の制御	
b1143	Orientation to objects	ものに関する見当識	
b1144	Orientation to space	空間に関する見当識	
b125	Dispositions and intra-personal functions	気質と行動様式の機能	
b1250	Adaptability	順応性	
b1251	Responsivity	応答性	
b1252	Activity level	活動性	
b1253	Predictability	行動の予測性	
b1254	Persistence	持続性	
b1255	Approachability	親和性	
b1258	Dispositions and intra-personal functions, other specified	その他特定の気質と行動様式の機能	
b1259	Dispositions and intra-personal functions, unspecified	詳細不明の気質と行動様式の機能	
b1442	Retrieval and processing of memory	記憶の想起	※項目変更。ICFでは「Retrieval of memory 記憶の再生」。定義は変わらず。
b1472	Organization of psychomotor functions	精神運動機能の組織化	
b1473	Manual dominance	利き手の確立	
b1474	Lateral dominance	利き側の確立	
b163	Basic cognitive functions	基礎的認知機能	
b16703	Reception of gestural language	身振り言語の受容	
b16713	Expression of gestural language	身振り言語の表出	
b4500	Production of airway mucus	気道での粘液生産の機能	
b4501	Transportation of airways mucus	気道の粘液移動の機能	
b4508	Additional respiratory functions, other specified	その他の特定の、その他の呼吸器能	
b4509	Additional respiratory functions, unspecified	詳細不明の、その他の呼吸機能	
b5106	Vomiting	嘔吐	
b51060	Regurgitation	逆流	
b5107	Ruminating	反すう	
b5550	Pubertal functions	性徴	
b55500	Body and pubic hair development	身体と陰毛	
b55508	Pubertal functions, other specified	その他の特定の、その他の性徴	
b55509	Pubertal functions, unspecified	詳細不明の、その他の性徴	
b55501	Breast and nipple development	胸部と乳頭の発達	
b55502	Penis, testes and scrotum development	ペニスと精巣、陰嚢の発達	

コード	項目	仮 訳	備 考
b560	Growth maintenance functions	標準的な身体機能の成長を続ける機能	
b569	Functions related to metabolism and the endocrine system, other specified and unspecified	その他の特定の、および詳細不明の、代謝と内分泌系に関連する機能	※番号変更。ICFではb559。
b6503	Onset of menstruation	初潮の機能	
b6703	Genital functions	性的興奮に関する機能	
b761	Spontaneous Movements	無意識的運動	
b7610	General Movements	(年齢相応の)一般的な無意識的な運動	
b7611	Specific spontaneous Movements	特異な無意識的な運動	
b7618	Spontaneous Movements, other specified	その他の特定の、無意識的運動	
b7619	Spontaneous Movements, unspecified	詳細不明の、無意識的運動	

身体構造

コード	項目	仮 訳	備 考
s1107	Structure of white matter	白質の構造	
s11070	Corpus callosum	脳梁の構造	
s11078	Structure of white matter,other specified	その他の特定の、脳梁の構造	
s11079	Structure of white matter,unspecified	詳細不明の、脳梁の構造	
s3200	Primary dentition	乳歯の構造	
s32001	Permanent dentition	永久歯の構造	
s32008	Teeth,other specified	その他の特定の、歯の構造	
s32009	Teeth,unspecified	詳細不明の、歯の構造	
s3205	Philtrum	人中の構造	
s6304	Testes and Scrotum	精巣と陰嚢	※項目変更。ICFでは「Testes 精巣 (睾丸)」定義なし。
s71000	Sutures	(頭蓋骨間の)縫合	
s71001	Fontanelle	泉門	
s71008	Bones of cranium, other specified	その他の特定の、泉門	
s71009	Bones of cranium, unspecified	詳細不明の、泉門	
s8400	Body hair	体毛	
s8401	Facial hair	顔ひげ	
s8402	Axillary hair	腋毛	
s8403	Pubic hair	陰毛	
s8408	Structure of hair, other specified	その他の特定の毛の構造	
s8409	Structure of hair, unspecified	詳細不明の毛の構造	

活動と参加

コード	項目	仮 訳	備 考
d1200	Mouthing	口の感覚の目的的使用	
d1201	Touching	触覚の目的的使用	
d1202	Smelling	嗅覚の目的的使用	
d1203	Tasting	味覚の目的的使用	
d131	Learning through actions with objects	ものをういた動きを通じた学習	
d1310	Learning through simple actions with a single object	単一のもので簡単な動きや遊びを通じた学習	
d1311	Learning through actions by relating two or more objects	複数のものを関連付けた遊びを通じた学習	
d1312	Learning through actions by relating two or more objects with regard to specific features	複数のもののそれぞれの特徴を関連付けた遊びを通じた学習	
d1313	Learning through symbolic play	象徴遊びを通じた学習	
d1314	Learning through pretend play	ごっこ遊びを通じた学習	
d1318	Learning through actions, other specified	その他の特定の、動きや遊びを通じた学習	
d1319	Learning through actions, unspecified	詳細不明の、動きや遊びを通じた学習	
d132	Acquiring information	基礎的な知識の習得	
d133	Acquiring language	言語の習得	
d1330	Acquiring single words or meaningful symbols	単語や意味のあるシンボルの習得	
d1331	Combining words into phrases	文の生成	
d1332	Acquiring syntax	構文の習得	
d1338	Acquiring language, other specified	その他の特定の、言語の習得	
d1339	Acquiring language, unspecified	詳細不明の、言語の習得	
d134	Acquiring additional language	言語能力の向上	
d137	Acquiring concepts	概念の習得	
d1370	Acquiring basic concepts	基礎的な概念の獲得	
d1371	Acquiring complex concepts	複雑な概念の習得	
d1378	Acquiring concepts, other specified	その他の特定の、概念の習得	
d1379	Acquiring concepts, unspecified	詳細不明の、概念の習得	
d1400	Acquiring skills to recognize symbols including figures, icons, characters, alphabet letters and words	シンボルや文字、単語を認識する力の習得	
d1401	Acquiring skills to sound out written words	書かれた単語を発音する力の習得	
d1402	Acquiring skills to understand written words and phrases	書かれた単語や文を理解する力の習得	
d1408	Learning to read, other specified	その他の特定の、読むことの学習	
d1409	Learning to read, unspecified	詳細不明の、読むことの学習	
d1450	Acquiring skills to use writing implements	筆記具使用の技術の習得	
d1451	Acquiring skills to write symbols, characters and alphabet	シンボルや文字を書く技術の習得	
d1452	Acquiring skills to write words and phrases	単語や文を書く力の習得	
d1458	Learning to write, other specified	その他の特定の、書くことの学習	

コード	項目	仮 訳	備 考
d1459	Learning to write, unspecified	詳細不明の、書くことの学習	
d1500	Acquiring skills to recognize numerals, arithmetic signs and	数字や数学的記号、シンボルを認識する力の習得	
d1501	Acquiring skills of numeracy such as counting and ordering	数えたり、順序付けたりする計算の基礎的な力の習得	
d1502	Acquiring skills in using basic operations	数の操作の基礎的な力の習得	
d1508	Learning to calculate, other specified	その他の特定の、計算の学習	
d1509	Learning to calculate, unspecified	詳細不明の、計算の学習	
d1600	Focusing attention on the human touch, face and voice	人と触れあっていることや顔、声に注意を集中すること	
d1601	Focusing attention to changes in the environment	環境の変化に注意を集中すること	
d1608	Focusing attention, other specified	その他の特定の、注意の集中	
d1609	Focusing attention, unspecified	詳細不明の、注意の集中	
d161	Directing attention	注意を向けること	
d1630	Pretending	想像すること	
d1631	Speculating	思索すること	
d1632	Hypothesizing	仮説を立てること	
d1638	Thinking, other specified	その他の特定の、思考	
d1639	Thinking, unspecified	詳細不明の、思考	
d1660	Using general skills and strategies of the reading process	読むために必要な一般的な技術や方略を用いること	
d1661	Comprehending written language	書かれている言語を理解すること	
d1668	Reading, other specified	その他の特定の、読むこと	
d1669	Reading, unspecified	詳細不明の、読むこと	
d1700	Using general skills and strategies of the writing process	書くために必要な一般的な技術や方略を使う力を用いること	
d1701	Using grammatical and mechanical conventions in written	文法やその他の約束事に従って作文すること	
d1702	Using general skills and strategies to complete compositions	書くために必要な一般的な技術や方略を使って作文を仕上げるこ と	
d1708	Writing, other specified	その他の特定の、書くこと	
d1709	Writing, unspecified	詳細不明の、書くこと	
d1720	Using simple skills and strategies of the calculation process	計算に必要な一般的な技術や方略を用いること	
d1721	Using complex skills and strategies of the calculation process	計算に必要な複雑な技術や方略を用いること	
d1728	Calculating, other specified	その他の特定の、計算	
d1729	Calculating, unspecified	詳細不明の、計算	
d2104	Completing a simple task	単純な単一課題の完遂	
d2105	Completing a complex task	複雑な単一課題の完遂	
d2204	Completing multiple tasks independently	単独での複数課題の完遂	
d2205	Completing multiple tasks in a group	グループでの複数課題の完遂	
d2300	Following routines	定められた日課の遂行	
d2304	Managing changes in daily routine	日課の変更の管理	
d2305	Managing one's time	時間内での日課の遂行	
d2306	Adapting to time demands	スケジュールへの対応	

コード	項目	仮 訳	備 考
d250	Managing one's own behaviour	自分の行動の管理	
d2500	Accepting novelty	新規性のあるものの受容	
d2501	Responding to demands	要求への対処	
d2502	Approaching persons or situations	人や周囲への働きかけ	
d2503	Acting predictably	場面に応じた適切な行動	
d2504	Adapting activity level	場面に応じた適切な活動レベル	
d2508	Managing one's own behaviour, other specified	その他の特定の、自分の行動の管理	
d2509	Managing one's own behaviour, unspecified	詳細不明の、自分の行動の管理	
d3100	Responding to the human voice	人の声への反応	
d3101	Comprehending simple spoken messages	簡単な話し言葉の内容の理解	
d3102	Comprehending complex spoken messages	複雑な話し言葉の内容の理解	
d3108	Communicating with - receiving - spoken messages, other	その他の特定の、話し言葉の理解	
d3109	Communicating with - receiving - spoken messages, specified	詳細不明の、話し言葉の理解	
d331	Pre-talking	喃語の発声	
d332	Singing	歌うこと	
d4107	Rolling over	寝返り	
d4155	Maintaining head position	頭部の保持	
d446	Fine foot use	細かな足の使用	
d4555	Scotting and rolling	床面での平行移動	
d4556	Shuffling	足を床面に着けたままでの移動	
d4703	Using humans for transportation	移動のために他の人の介助を受けること	
d5205	Caring for nose	鼻の手入れ	
d53000	Indicating need for urination	排尿の意思表示	
d53001	Carrying out urination appropriately	適切な排尿	
d53008	Regulating urination, other specified	その他の特定の、排尿の管理	
d53009	Regulating urination, unspecified	詳細不明の、排尿の管理	
d53010	Indicating need for defecation	排便の意思表示	
d53011	Carrying out defecation appropriately	適切な排便	
d53018	Regulating defecation, other specified	その他の特定の、排便の管理	
d53019	Regulating defecation, unspecified	詳細不明の、排便の管理	
d5500	Indicating need for eating	食べることの意志表示	
d5501	Carrying out eating appropriately	適切に食べること	
d5508	Eating, other specified	その他の特定の、食べること	
d5509	Eating, unspecified	詳細不明の、食べること	
d5600	Indicating need for drinking	適切に飲むこと	
d5601	Carrying out breast feeding	適切に母乳を飲むこと	
d5602	Carrying out feeding from bottle	適切に瓶から飲むこと	
d5608	Drinking, other specified	その他の特定の、飲むこと	
d5609	Drinking, unspecified	詳細不明の、飲むこと	

コード	項目	仮訳	備考
d57020	Managing medications and following health advice	服薬の管理をしたり、保健に関する助言に従ったりすること	
d57021	Seeking advice or assistance from caregivers or professionals	介護者や保健専門職に健康に関する助言や補助を求めたりすること	
d57022	Avoiding risks of abuse of drugs or alcohol	薬物やアルコールの乱用を避けること	
d57028	Maintaining one's health, other specified	その他の特定の、健康管理	
d57029	Maintaining one's health, unspecified	詳細不明の、健康管理	
d571	Looking after one's safety	危険回避	
d6302	Helping prepare meals	調理の手伝い	
d6406	Helping to do housework	調理以外の家事の手伝い	
d6507	Helping to care for household objects	家庭用品の管理の手伝い	
d6606	Helping in assisting others	他者の援助への協力	
d71040	Initiating social interactions	社会的な対人関係の開始	
d71041	Maintaining social interactions	社会的な対人関係の維持	
d71048	Social cues in relationships, other specified	その他の特定の、社会的な対人関係の維持	
d71049	Social cues in relationships, unspecified	詳細不明の、社会的な対人関係の維持	
d7106	Differentiation of familiar persons	親しい人の区別	
d8150	Moving into preschool educational programme or across levels	就学前教育への移行	
d8151	Maintaining preschool educational programme	就学前教育への継続的参加	
d8152	Progressing in preschool educational programme	就学前教育の内容の達成	
d8153	Terminating preschool educational programme	就学前教育の修了	
d8158	Preschool education, other specified	その他の特定の、就学前教育	
d8159	Preschool education, unspecified	詳細不明の、就学前教育	
d816	Preschool life and related activities	就学前教育と関連した行事等への取り組み	
d8200	Moving into educational programme or across levels	学校教育プログラムの適用と次のプログラムへの移行	
d8201	Maintaining educational programme	学校教育プログラムへの継続的参加	
d8202	Progressing in educational programme	学校教育プログラムの内容の達成	
d8203	Terminating educational programme or school levels	学校教育プログラムでの修了	
d8208	School education, other specified	その他の特定の、学校教育	
d8209	School education, unspecified	詳細不明の、学校教育	
d8250	Moving into vocational training programme or across levels	職業訓練プログラムへのアクセス	
d8251	Maintaining vocational training programme	職業訓練プログラムへの継続的参加	
d8252	Progressing in vocational training programme	職業訓練プログラムの内容の達成	
d8253	Terminating vocational training programme	職業訓練プログラムでの修了	
d8258	Vocational training, other specified	その他の特定の、職業訓練プログラムへの継続的参加	
d8259	Vocational training, unspecified	詳細不明の、職業訓練プログラムへの継続的参加	
d8300	Moving into higher education or across levels	高等教育への移行	
d8301	Maintaining higher education programme	高等教育への継続的参加	
d8302	Progressing in higher education programme	高等教育プログラムの内容の達成	
d8303	Terminating higher education programme	高等教育プログラムでの修了	
d8308	Higher education, other specified	その他の特定の、高等教育への継続的参加	

コード	項目	仮 訳	備 考
d8309	Higher education, unspecified	詳細不明の、高等教育への継続的参加	
d835	School life and related activities	学校教育と関連した行事等への取り組み	
d880	Engagement in play	遊びへの取り組み	
d8800	Solitary play	ひとり遊び	
d8801	Onlooker play	傍観的遊び	
d8802	Parallel play	並行遊び	
d8803	Shared cooperative play	共同遊び	
d8808	Engagement in play, other specified	その他の特定の、遊びへの取り組み	
d8809	Engagement in play, unspecified	詳細不明の、遊びへの取り組み	
d9103	Informal community life	非公式な場面での生活	

環境因子

コード	項目	仮 訳	備 考
e1152	Products and technology used for play	遊び用の生産品と用具	
e11520	General products and technology for play	一般的な遊び用の生産品と用具	
e11521	Adapted products and technology for play	特製の遊び用の生産品と用具	
e11528	Products and technology used for play, other specified	その他の特定の、遊び用の生産品と用具	
e11529	Products and technology used for play, unspecified	詳細不明の、生産品と用具	
e1503	Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for public use	公共の建物内の安全に関連する設計・建設用の生産品と用具	
e1553	Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for private use	私用の建物内の安全に関連する設計・建設用の生産品と用具	
e57500	Informal care of persons in buildings for private use	家族や友人による子どもや大人への非公式なケア	
e57501	Family day care provided in home of service provider	サービス提供者の家での家族へのデイケア	
e57502	Child or adult care service centre - profit and non - profit	子どもや大人へのケアサービスセンター	
e57508	General social support services, other specified	その他の特定の、一般的な社会支援サービス	
e57509	General social support services, unspecified	詳細不明の、一般的な社会支援サービス	
e5853	Special education and training services	特殊教育と訓練のサービス	
e5854	Special education and training systems	特殊教育と訓練の制度	
e5855	Special education and training policies	特殊教育と訓練の政策	

I-3. ICF-CY が必要とされた歴史的経緯

キーワード：ICF-CY ICF ICIDH 障害 生活機能 児童

はじめに

ICF-CY の「序論」は、その作成理由を次のように述べている。

「1980 年出版の ICIDH は全体的に成人を念頭に書かれており、そのため児童での活用が制約されてきた。ICIDH の改訂産物である ICF は、普遍的・包括的な性質を持つてはいるものの、幼児から青年期の児童の生成し発達する性質を十分詳しく記録するには不足している。」

このため WHO の作業グループが 2002～2005 年にかけて会議を重ね、フィールドテストも行い、児童・青年の特徴を記録するために ICF の項目を見直し、必要な項目を追加し、作成したのが ICF-CY である³⁰⁾。

主要な活動は 2002～2005 年に行われたとはいえ、ICIDH を児童にも使いやすいものにする取組は 1990 年代から始められ、その成果は相当程度 ICF 本体に反映されている。しかし児童分野を反映させる作業は非常に困難であったと予想される。というのは、ICIDH の改訂の目的の一つは、簡単なもの、わかりやすく使いやすいものにするのであった。ところが児童の状態を詳しく評価するために関係者が期待したことは、逆に ICF を複雑にすることでもあつた。たとえば、ICF では d9200「遊び」に下位分類はないが、単純な一人遊びから複雑な友人とのゲームに至る様々な段階の遊びの項目が用意される必要がある。環境因子に e310「家族」があるが、母、父、兄弟などなど詳しく評価することが児童関係者が必要としていることであらう。

また、ICF はある一時点の生活機能や背景因子を見てその相互作用を推測するものである。時間の経過とともに変化、発達、成長する側面を測定する装置を含み込んでいない。変化を見るには異なる時点の評価を比べてみることになる。

これらの技術的というよりは原理的な困難の中で児童分野の関係者の努力が積み重ねられた。本稿では、おもに 1990 年代の ICIDH 改訂活動の中での児童・青年分野の取り組みを見てゆくこととする。ICF-CY はまもなく厚生労働省訳が作成される予定とされている¹⁵⁾が、その活用に当たって、ICF の作成 (ICIDH の改訂) に向けての世界の児童関係者の期待・努力や成果・挫折、そして ICF と ICF-CY の関係など ICF-CY の経過と背景を知ることは、大いに役立つと思われる。

なお、2001 年発行の ICF (本巻) の付録 8 「ICF の将来の方向性」²⁸⁾ では、さまざまな「派生バージョン」の可能性を描き、例示として作業療法分野版、リハビリテーション分野版、精神保健分野版などがあげられているが、児童青年版についてはふれられていない。実際は 2002 年から作業グループによる活動が始まり、この児童青年版が派生版第 1 号となったのであるが、不思議なことに付録 8 での「予告」はない。2001 年 5 月採択の ICF は 1 月の執行理事会の承認が必要で、最終的には 2000 年末に内容が確定されたものである。その時点では児童青年バージョンを作るかどうかなどについて大きな話題にはなっていなかったことを伺わせる。

ただし 2001 年 10 月の WHO 国際分類ファミリー協力センター長会議では児童青年派生版の作成予定が報告されている²⁹⁾。

1. 1990 年 3-4 月 ロンドン ICD 協力センター長会議

この会議報告では「その他の事項」の中で、次のようにふれられている (要旨)¹⁷⁾。「北欧 ICD 協力センターから ICIDH を 6-7 歳の重度障害児に適用した報告があり、そこでは、

Impairment（以下、I）と Disability（以下、D）の分類はよかったが Handicap（以下、H）の分類は大人向きで使えず児童向きに修正したものを使った、この経験を ICIDH の改訂に役立ててほしいと述べた。」

1990年11月には ICIDH 改訂に向けた WHO 主催の会議がフランスで開かれるが、その動きの中で児童関係者からも期待が表明されたものといえる。

2. 1993年2月の ICIDH 重版への序文

WHO は 1990 年頃から ICIDH の改訂作業を始めたが、ある程度時間がかかりそうだと予測し、とりあえず「1993年の重版への序文」^{12, 18)}を書いて方針の説明をし、理解を求めている。そこでは、「ICIDH は診断、処遇、処遇結果の評価、職業に向けての事前評価、情報提供などの、個人へのケアに直接的に活用される。こうした対人的保健ケアにおける ICIDH の利用報告は、オーストラリア、オランダ、パキスタン、スペイン、ベネズエラ、ジンバブエを含む多くの国々から看護師、作業療法士、医師、理学療法士の他、老人・児童・思春期の青年そして精神科の患者を含む広く様々な人と共に働いている人からなされている。」と児童分野でもその有効性が評価されていると紹介し、同時に、「ICIDH に提案されるいくつかの改訂点」という見出しのもとで、「また、特定の人口集団（例えば、状態が急速に変化する子ども）への適用の問題も検討されるべきである。」と課題意識を表明している。

3. 1993年12月ワシントン改訂会議

1993年重版では ICIDH は「試案」(for trial purposes)の文字を初めて削って正式な WHO の分類とされた。したがってその改訂作業も正式なものとされた。1990年、1992年の会議はいわば準備の会議であり、公式の ICIDH の第1回改訂会議は 1993年のワシントン会議とされたのはこのような背景がある⁵⁾。

この会議では完成年を 1998年とし、それに向け改訂活動をより組織的計画的に進めることが確認された。中心課題は IDH の分類の見直しで、フランス協力センターが I、オランダ協力センターが D、北米協力センターが H の改正案を用意することとされた。同時に、これら 3次元の分類に横断的に関わる課題として、感覚・認知・コミュニケーション機能をフランス、運動をオランダ、行動と発達（精神保健）(Behaviors and Development(Mental Health))を北米の協力センターが担当することとなった。IDH は毎年の会議で当然取り上げるが、横断的課題は上記のもの以外も含めて順次とりあげ、意識的にその部分の検討を深めることとされた。1994年には「児童及びその他の特別なグループ」が取り上げられ、その後、1995年には「政策面」、1996年には「発展途上国での活用」などと続けられた¹⁹⁾。

行動と発達（精神保健）領域を担当した北米センターはその後精神保健分野のタスクフォースと児童タスクフォースを設け、1994年の会議に向けて準備をすることとなった。

4. 1994年前半の取り組み

まず、精力的に文献レビュー（ICIDH への批判を中心に）を行ってきたオランダ ICIDH 協

力センターが報告書をまとめたが、その一部で児童分野についても次のように言及している¹⁶⁾。

「Colvez(1986), Dalgaard and Horowitz(1987), Ford (1984)などの文献では、児童分野では ICIDH が使いにくいとしている。より具体的に D 分類が児童に使いにくいとしたのは Seidel and Tscherner(1985), Ferngren and Lagergren(1988), Jiwa-Boerrigter et al (1990)である。ある児童が何らかの活動ができない場合やある態度を示す場合、それが年齢によるものか、機能障害やその他の能力障害によるのか、現行の D 分類では記録できない。また Pfeiffer(1986)は D 分類の程度スケールはあまりにも運動機能中心であると批判した。

I 分類については、年齢要因を組み込んで夜尿などを児童の評価にも使えるようにすること、姿勢反射など児童に特殊な I を追加すること、が必要。」

一方、結成されたばかりの児童タスクフォースは本格的な会合を 1994 年 8 月にアメリカ・アトランタで開いた。その概要は次のとおりであった(要旨)²⁾。

「タスクフォースの課題は、国際障害分類の改訂に当たって、児童の分野ではどんな点を考慮すべきかを、IDH の 3 レベル全体を見渡して検討することである。メンバーはアメリカ、カナダの児童関係の各種専門家や障害者のための団体関係者である。

1994 年のタスクフォース会議ではまず全般的に問題を出し合った。それらは、現行 ICIDH には乳児と学齢前の児童が考慮されていない、これらの年代の特徴は急速に発達変化する、肯定的アプローチが重要であり何ができるかを測定すべきである、評価は全人的 holistic アプローチによるべきである、などである。

重視すべき 3 テーマとして、家庭環境の重要性、年齢要素を考慮する(年齢によってはできなくて当然の動作がある)、学習という領域を位置づける、がある。この最初の 2 つは全員一致したが、学習の問題をどう見るかに関しては合意が得られなかった。学習は 3 レベルのすべてでとりあげられるべきとの意見、また、どのように学ぶか、効果的な学習か、学習達成度はどうか、を含むべきとの意見も出された。さらに知識、技術、能力、態度の獲得を学習の定義に含めよという意見も出された。

また H レベルの経験は主観的な性質をもっているので、妥当性信頼性の問題が大きい。

分類はラベリングに通じるというジレンマもある。軽度の制約しかない人を障害児と呼ぶないようにするにはどうしたらよいかも論じられた。さらに発達的に望まれることは文化によって異なる点をどう扱うか。

タスクフォースはまだ現時点では修正提言をまとめるに至っていない。」

5. 1994 年 11 月オランダ改訂会議

1994 年の改訂会議は前年の会議で児童分野の検討に重点を置くとされており、児童タスクフォースからの報告(前項参照)は当然として、いくつかの関係者からの報告がなされた。まずオランダの A. Vermeer 氏は要旨次のように述べた¹⁾。

「児童に関して ICIDH の第 1 の欠点は発達にあまり注意が払われていないことである。低年齢児ではインペアメントとディスアビリティを区別は難しい。第 2 に、ハンディキャップ分類が成人の社会活動に焦点を当てていることである。児童の場合、そのハンディキャップの

一部は家族の文脈で生じ、そのために家族が危険な位置に置かれる。」

またフランスからは次のような報告があった⁴⁾。

「フランスでは1989～93年に、ICIDHを児童の精神障害分野で使いやすくするためにフィールドテストが行われた。その結果、削除した方がよい項目（D18.0 動機付けの能力障害は内容が不明確なので削除した方がよいなど）、2つに分けた方がよい項目（D11 時間的空間的な位置づけに関する能力障害、は時間と空間に分けるべき、等）、家族の不利益を記録する項目が必要であること、できないことだけでなくできることも記録できるようにすべきであること、等が示された。」

これらを含めて児童タスクフォース報告を中心に議論し、次のような合意が得られた（要旨）²⁰⁾。

「児童とICIDHに関して3点が強調される。家族環境、発達的に適切な（年齢ごとに適切な）情報の必要性、および学習領域である。ICIDH改正のためのフィールドテストは児童領域でも行われるべきであり、引き続き児童タスクフォースが活動する。」

筆者はこの会議からICIDH改訂作業に参加するようになったが、当時の私的メモによれば次のような主張もなされ、支持されていた。

「児童の場合、「発生年齢」が重要で、それを記録できるようにすべきである。例えば聴覚障害が言語発達に重要な3歳までに起きたのかそれ以降なのかが重要、など。」

「聴覚や言語の機能障害の評価方法は国によって、また児童の年齢によって多様である。オーディオメーターを使えない国もある。低年齢だと言葉を使わない検査が必要となるなど。したがって多様な評価方法に対応できる機能障害項目の定義が必要。特定の方法でしか評価できないようなものであってはならない。」

「児童の場合、社会的不利は機能障害と能力障害を持つ児童と、それを取り巻く環境との相互作用の結果として、児童とその家族に生じるものと定義すべきである。親は非難されるべきでなく、有効な資源と見なされるべきである。」

「プラス面、つまりできることも評価可能にすべきである。」

6. 1995年11月パリ改訂会議

このパリ会議に先立つ9月、北米ICF協力センター会議（NACC）がケベックで開かれ、児童タスクフォースのS. Brown氏は次のように報告した⁹⁾。

「オランダセンターから提案されているD分類の改訂案は児童のニーズ把握には不十分である。学習・行動の領域の強調、発達順序に応じてサブ項目の配置が必要。学校から社会への移行という視点も重要。プラスを見る視点も重要。」

パリ会議では、児童タスクフォースのメンバーを中心に、ひきつづきICIDHへの批判が強調された。ここでの児童タスクフォースの内容はたいへん重要な内容を含んでいるための別資料として詳述した。以下はWHOの会議報告の要点である²¹⁾。

「ICIDHは成人中心で、発達の面が強調されていない。しかし特に発展途上国では障害者の非常に多くの割合が障害児である。児童の問題は3次元すべてに、また環境にも関係する。児童の場合、親が質問に答えることが多いので、項目の用語はわかりやすいものにすべきで

ある。発達の観点から見た障害，あるいは年齢・発達段階に関連した障害という考え方が重要である。順序立てて項目を並べて，3つの次元の発達の特徴を認識し記録できるようにすべきである。いくつかの領域の発達の側面は，児童の年齢・発達段階，家庭，デイケア，学校などの文脈の違いを修飾要素（評価点）として記録できるようにすべきである。

オランダセンターの提案した改正D分類にある学習と行動 learning and behavior の2つの領域は発達障害のある児童と成人にとって特に重要である。これに伴い，機能障害及び環境の分類も対応した配慮が必要となる。児童タスクフォースは，他のタスクフォースが行う作業について，発達や家庭・児童の環境という面から意見を述べて貢献したいと述べた。」

この会議の締めくくりとして，WHOのICIDH改訂コーディネーターのT. B. Ustun氏の提案により，10点の合意事項が承認されたが，その8番目は次のように児童問題であった⁸⁾。

「8 全年齢に適用可能なものとするために改訂分類は発達の側面を含める。」

7. 1996年5月ジュネーブ会議及び1997年4月ジュネーブ会議

1996年ジュネーブ会議では，いよいよ最初のICIDH改正案（アルファ案の素案）が提案され討議された。以降は個別の改訂案を出すのではなく，この素案の改善に関係協力センターやタスクフォースが取り組むこととなった。児童タスクフォースの継続は承認された。WHOによる会議報告には児童に関わる記述は特にない²²⁾。

1997年ジュネーブ会議はアルファ案に対する意見を整理してベータ1案をとりまとめた会議であった。児童タスクフォースの代表が都合で参加できず，会議報告にも児童分野の言及はほとんどない。

8. 1998年3月東京改定会議

この会議は，ベータ1案の翻訳などに手間取ったためにベータ1テストの総括とすることができず，このテストの中間報告会的なものとなり，明確な提案は少なかった。児童タスクフォースからの報告では，環境の中での家族の重要性など従来からの提起とともに，個人因子は性・年齢などの人口学的な情報のみにとどめ，生育歴などの個人属性を含めないようにすべきであるとした²³⁾。

この年東京会議での児童タスクフォースの発言のポイントをR. Simeonsson氏が次のように紹介している¹⁰⁾。

「ICIDHの各次元は因果関係ではなく，関連関係 a relationship of association と理解すべきである。枠組みは人と環境の，時間とともにダイナミックに変化する相互作用を反映する必要がある。Disablement（障害）という包括用語は disability（障害）と混同され，また否定的な意味合いなので支持しない。個人因子は人口学的なものに限定すべきである（生育歴などを含めると親を非難することに使われかねない，という懸念があるからと思われる：筆者注）。目下の注意すべき重要点は，学習における年齢・発達段階の差，体のコントロール・調節，移動，コミュニケーション，ごっこ遊び及び仲間との遊び，友人関係，児童と家族の関わり，

である。」

このように、全体に関わることと児童に特に関係する事項の両方を提言している。

9. 1998年10月ジュネーブ改訂会議

これまでに提起されている課題とその解決方針素案を WHO 事務局が整理し、報告した²⁴⁾。その項目の一つに「特別修正版（特別適用版 specialty adaptations）があり、課題としては、「年齢層や性別を超えて普遍的に適用される「コア文書（core text）」の必要性和、特別な人口集団のためのものの必要性和の対立がある。」と説明。その解決方法案として「コア文書をできるだけ普遍的に適用できるように作成する。それで満たされないニーズに対して特別修正版（適用版）を作成する。」と紹介された。

この会議では、特別修正版として、児童版、神経疾患版などの可能性があげられた。特別版を作成するという方向を取る場合には、非標準版とならないよう、どのような手順で作成するか、項目の追加をどんなルールで行うかなど、詳細なガイドラインが必要だとされた。ICIDH 改訂版づくりの最終段階になって、児童の生活機能を評価するのに適した詳しいバージョンは別途作成する必要があるだろうという判断が初めて出てきたものである。

10. 1999年4月ロンドン改訂会議

この会議はベータ2案の検討が主な課題であった。児童タスクフォースは次のような提起を行った⁶⁾。

「てんかんなど間欠的な状態をどう把握するか。原案では自傷・常同行為が十分把握できない。成長や発達生活機能の分類項目か評価点が明確にすべき。神経学的に変化の激しい乳幼児期をどう把握するか。第一線現場や途上国で活用しやすいように。児童版の作成に向けての資金調達の課題がある。第一線現場で使う児童評価ツール開発の資金調達の課題もある、など。」

この会議で改訂版はショートバージョンとフルバージョンという2種類とする案が検討された。その際児童・青年特別版を作るかどうかについても議論されたが結論は出なかった。また、ICIDH を児童・青年に活用する場合、発達（の遅れ）の概念をどう組み込むかが引き続き議論された¹⁴⁾。

なお2000年の改訂会議の報告事項の一つに1999年4月のロンドン会議の報告があり、10項目の主要決定事項が紹介されている。そのなかに「(各項目の)『含まれるもの』の例示ではすべての年齢をカバーするようにするとともに、他の次元や環境因子分類の項目を含まないようにすること」、「『発達の遅れ』の概念が必要であり、そのためにおそらく第二の評価点が使われる」の2項目が見られる²⁵⁾。ただし後者(第2評価点)はICFでは実現しなかった。

11. 1999年10月ICF北米協力センター会議（NACC）

児童タスクフォースの代表の R. Simeonsson 氏は次のように報告した¹⁴⁾。

「タスクフォースの目的は、活動と参加次元での発達の表れを確定し、子どもにとっての近い環境と遠い環境の特徴を明確にすることである。そのために世界中から情報を収集し、テストに参加している。

メンバーへの10の質問を投げかけ、その回答に基づいてロンドン会議で予備的な提言を行った。そこでは全生涯にわたる普遍性という ICIDH 改定の基準を支持し、この基準を満たすために人生最初の20年間で、移動能力獲得前(before mobility)、就学前、青年前、青年期の4つに区分し、それぞれで適用できるようにする必要があるとした。それぞれの時期には独自の活動、参加、環境があり、引き続きその明確化に取り組みねばならない。家族は児童の環境にいる単なる人々の一部ではない。より重要な環境として位置づけねばならない。序論に児童の視点からの読みやすい解説を書くよう、WHO に依頼している。フィールドテストにおいて児童の事例(ビネット)を提出し、いくつかは採用された。「遅れ」の基準がテストの対象に含まれていないことへの異議を表明した。フィールドテストの中の項目のテストでは22項目を提案したが、採用されたのは1項目のみだった。

今後は、既に行った提言の実行をフォローすることと、残っている課題の提起が必要。非常に年少の児童の問題や、非常に重い機能障害を持つ児童の問題はどうであろうか。PT、OT、心理など、どの専門職でもこれらの児童の評価は難しい。非常に年少で、かつ非常に重い機能障害があれば特に難しい。何を能力と見るのか。

児童の問題は現在のフィールドテストで十分には取り上げられていない。私はこの問題は、児童用バージョンを作るまで解決しないと思う。しかし同時に、効果的に児童バージョンの分類を作り活用するためにも、ICIDH 改訂版作成に当たって児童問題の視点から関わっておかねばならない。

都市と農村で、途上国と発達した国との間で、生活機能は異なっている。西洋の子どもは早くからコンピュータを使い、他の地域の子どもは読むことすら知らずにもがいている。この問題を障害に反映させつつよく描くにはどうしたらよいか。調査、サービス受給資格基準、または利用手続きなど何であれ、各国の障害の区分の仕方を調べ、それを比較できるようにしようと取り組んでいる。

2つの素案が WHO に提案されている。1つはアセスメントツールで、もう一つは ICIDH 児童版。これらは ICIDH 改訂版が完成した後の長期の仕事となる。

(質問に答えて) 学校から社会への移行は重要なポイント。この「移行」は参加の一つであり、それへの支援は環境である。」

12. S. Brown と WHO との論争

アメリカの S. Brown 氏は 1990 年代前半には児童タスクフォースの共同代表を務め、後に R. Simeonsson 氏に代表を代わった人である。ICIDH の改訂を巡って 1999 年から 2000 年にかけてオランダのニューズレター紙上で論争を繰り広げた。

まずブラウン氏¹³⁾は、「役割」という概念を使わなくしたことなど4点にわたってベータ2案を批判しているが、その4点目の批判は1980年版ICIDHが年齢・性別・文化を越えて適用される分類という性格を捨てた、ということである。具体的には、「労働と雇用への参加（第7章）、コミュニティおよび社会・市民生活への参加（第9章）など多くの生活領域は児童に適用できない。WHOは年齢を超えて普遍的な次元を分類し、ついでそれを年齢や文化に適用できるように操作化するのではなく、これらの項目を児童用に翻訳するよう児童タスクフォースに課した。」とする。確かに、1980年版ICIDHのH分類は、オリエンテーション、身体の自立、移動性、作業上、社会統合、経済的自立となっており、児童にもそのまま当てはまる。「作業（上）」(occupational)とは、性・年齢・文化の通常の方法で一定時間過ごす、ということであり、児童であれば学校など、成人であれば就労など、年齢が違って同じ項目で、「作業上の不利」を評価できるようになっていた。

ブラウン氏への反論でWHOは、「改訂作業では広範なフィールドテストを通じて年齢や文化を越えて活用できるようにしてきた。児童タスクフォースはこの「母分類」のより詳細な適用である児童バージョンを作成する計画を持っているが、それはICIDH-2の利便性をより強めるためである。」(要旨)とした⁷⁾。

確かに児童にとって「雇用」の項目は使えないが、それは単に「非該当」とすればいいだけである。1980年版ICIDHでは「作業上の不利」の有無と程度しか記録できなかったが、ベータ2案では教育や雇用などより詳しい内容が把握できるようになった。

13. 2000年6月ジュネーブ改訂会議

ここでの児童タスクフォースの報告は、この間ベータ2テストの準備と実行を行ってきたこと、特に基礎的質問の項目に児童関連を追加したこと、児童の事例を追加したこと、メンバーのいる18の国のほとんどで「研究2」（改訂版のタイトルなど11の基礎的質問への意見の収集）を実施し、アメリカとイタリアでは「研究3」（障害児者の事例に適用して信頼度を測定）を実施した、などであった²⁶⁾。

タイトル、関連図の扱い、活動と参加の分類の統合、などより総合的なテーマでの議論が中心となり、ほとんど児童分野の議論はできなかった。

14. ICF 決定後・ベセスダ協力センター長会議

WHOが毎年開催してきた「ICD 協力センター長会議」はICD改訂の準備を積み重ねる重要な会議だが、2001年5月の総会でICFが承認されたことを受けてその年の10月から「WHO国際分類ファミリー協力センター長会議」と名称変更して開催されるようになった。

ICFの今後について論点整理を依頼されたオランダ協力センターの報告は9点にわたるが、そのうちの第4番目が「特定目的用のICF派生版」で、次のように述べている³⁾。

「ICFの特別派生版（あるいは修正版 adaptation）はだれが作るのか、だれに参加を呼びかけるのか、手続き明細表が必要でありWebで公表すべきである。過去10年間にオランダで

は、いろいろな専門職用に初版 ICIDH やベータ 1 改定案をもとにした修正版が作られた。例えば初版 ICIDH をもとにした看護用修正版, 初版 ICIDH およびベータ 1 改定案をもとにした 2 つの言語療法用修正版, ベータ 1 改定案をもとにした栄養士用修正版, など。オランダでは現在, 看護職や関連専門職たちが合同の詳細な ICF 修正版を作ろうとしている。この詳細修正版をもとによりラフなバージョンも作れる。

過去 10 年間にまた特定の患者グループ用の版も試みられてきた。初版 ICIDH をもとにした作業療法士・理学療法士・運動療法士・(たこ・まめなどの) 手足治療士のための脳卒中用バージョンが作られた。このように特定の対象用の修正版が必要ではないか。」

この会議のまとめでは、「特定目的用の ICF 派生版」については次のように合意された²⁷⁾。「取り組みの焦点をコアセットと修正版の基準の開発とする。国別または専門職別の修正版は現段階では奨励しない。コアセットや修正版についての情報は WHO を通じて交流する。WHO は修正版の作成基準の開発を調整する。」

また、本稿の「はじめに」で紹介したように、WHO は児童青年派生版の作成予定をこの会議でアナウンスし、2007 年 10 月の ICF-CY 策定につながっている。

引用文献

- 1) Adri Vermeer: ICIDH and Children, SES/ICIDH//C/94.18, Nov. 1994, Voorburg, The Netherlands, Third meeting on the Revision of ICIDH
- 2) D. Avard, S.C. Brown: Report from the task force on issues related to children for the revision of ICIDH, August 29-31 1994 Atlanta, SES/ICIDH//Backg/94.12, Nov. 1994, Voorburg, The Netherlands, Third meeting on the Revision of ICIDH
- 3) Dutch FIC Centre: Discussion Items for the ICF Breakout Sessions: for meeting of WHO CCs for FIC, Bethesda, 21-27 Oct 2001, WHO/GPE/CAS/C/01.41
- 4) F. Chapiro: Field Trial of ICIDH for Mental Health of Children, SES/ICIDH//Backg/94.21, Nov. 1994, Voorburg, The Netherlands, Third meeting on the Revision of ICIDH
- 5) G. Hendershot: ICIDH revision meeting, WCC Newsletter 18 on the ICIDH, July-September, 3, 1993.
- 6) International Task Force on Children, Youth and Disability: Report to the Annual Meeting on the Revision of the ICIDH, April 22-24 1999 London,
- 7) J. Bickenbach and T. Ustun: Response to Scott Brown: The Classification of Participation, RIVM Newsletter 6, 3(1), 1-2, Feb. 2000.
- 8) J. Halbertsma: WHO meeting on the ICIDH revision, Paris 20-23 November 1995, WCC Newsletter 15(2), 3, Oct-Dec. 1995.
- 9) NACC: Summary Report, North American Meeting of Experts on the Revision of the ICIDH, September 18-20 1995 Quebec City
- 10) R. Simeonsson: International Task Force on Children, Youth and Disabilities, RIMV Newsletters 2, 4, 1998.
- 11) R. Simeonsson: Progress Report on International Task Force for children for 6th NACC Annual meeting on ICIDH, Oct 2-4 1999 Vancouver

- 12) 佐藤久夫, 渡辺裕子, 岩崎晋也: WHO国際障害分類の改訂動向と『1993年の重版への序文』(訳), 障害者問題研究, 23(3), 269-275, 1995.
- 13) S. Brown: The Classification of Participation, RIVM Newsletter 5, 2(3), 1-3, Oct. 1999,
- 14) T. B. Ustun: Revision Meeting in London 22-24 April 1999, RIVM Newsletter 4, 2(2), June 1999, 3-4
- 15) 徳永垂希雄, 田中浩二: ICF-CYの概要, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編: ICF及びICF-CYの活用, ジアーズ教育新社, 228-230, 2007.
- 16) Y. F. Heerkens, J.W. Brandsma, C.D. van Ravensberg: A survey of criticism about the classification of impairment and the classification of disabilities of the ICIDH, June 1994, WCC, The Netherlands
- 17) WHO: Report, Meeting of Heads of WHO Collaborating Centres for the Classification of Diseases, London, 27 March to 2 April 1990, DES/ICD/C/90.27
- 18) WHO: Foreword to the 1993 reprint, in "International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps", Geneva, 1-6, 1993
- 19) WHO: Executive Summary of WHO Meeting on the ICIDH, Dec. 1993, Washington DC, USA, SES/ICIDH/93.35, WHO
- 20) WHO: Executive Summary of WHO Meeting on the ICIDH, Nov. 1994, Voorburg, The Netherlands, SES/ICIDH/C/94.26, WHO
- 21) WHO: Executive Summary: Report for the Annual meeting on the revision of the ICIDH, Nov 1995 Paris, MNH/MND/96.12
- 22) WHO: Executive Summary: Report for the meeting on the Finalization of the ICIDH Revision Codes and Development of Operational Definitions, Geneva May 1996 MNH/MND/96.6
- 23) WHO: Executive Summary: Draft Report for the Meeting for the Review of the Initial Results of the Field Trials of the ICIDH-2 Beta-1 Draft, Tokyo, Japan March, WHO/MSA/MNH/EAC/98.5, 1998.
- 24) WHO: Summary Workplan, SCH/MSA/MNH/EAC/98/10/4.1, Interim meeting of the ICIDH Collaborating Centres and Task Forces on the Revision of the ICIDH-2, Oct 1998, Geneva
- 25) WHO: Interim Meeting on the Revision of the ICIDH in Geneva, June 2000, RIVM Newsletter 8, 3(3), 4-7, 2000.
- 26) WHO: Draft summary of the Interim meeting of the ICIDH-2 Revision, Geneva 28-29 June 2000
- 27) WHO: Executive Summary for meeting of WHO CCs for FIC, Bethesda, 21-27 Oct 2001, WHO/GPE/CAS/C/01.97
- 28) WHO: ICF, International Classification of Functioning, Disability and Health, Geneva, 2001
- 29) WHO: Report, Meeting of Heads of WHO Collaborating Centres for the Family of International Classifications, Bethesda, MD, USA, 21-27 Oct 2001.
- 30) WHO: Foreword. In WHO, ICF-CY, Geneva, 2007.

(佐藤久夫)

別紙資料：「ICF-CY が必要とされた歴史的経緯」に関連するもの

1. 児童タスクフォースからの ICIDH 改訂への提案（要旨・1995 年）

A 基礎となる考え方

医療、教育、精神保健そして福祉など主要制度はしばしば、サービスの受給資格やサービス受給に関して別々の分類と用語の体系をもっている。この問題のはっきりした例はアメリカで、そこでは児童と成人の障害の定義がいろいろな連邦法ごとに非常に大きく異なっており、しばしば特定のサービスやクライアントに責任を持つ機関が特有の定義を用いている。

共通の用語と言語の必要性は専門分野とサービスをまたぐコミュニケーションを増加するために、また、児童の機能障害、能力障害、社会的不利の種類と程度を記録する方法の一貫性確保のために、不可欠だと認識されてきた。そのような言語は、器官レベル、個人レベル及び環境との相互作用のレベルにおいて現れる、障害を生み出す(disabling)状態の諸帰結を区別できるものでなければならない。さらにこの言語は、親や学校や臨床場面のサービス提供者に容易に理解され使いやすいもので、また公衆保健や政策目的のためにも使いやすいものであるべきである。ICIDH は消費者、親、サービス提供者、研究者や政策立案者に使いやすい共通言語であることを約束した、統合的概念として進歩的なものである。ICIDH はその活用への関心を高めてきているが、児童については非常に限られた利用しか見られていない。この状態は、児童の障害に関係する次元を十分にはカバーしていない分類法や専門用語のなじみにくさなどに起因するものであろう。

現在 ICIDH の見直しが進んでいることから、児童期に発生し、そのために発達の段階と（家族、学校などの）文脈に特有な次元の現象を示す障害(disablement)の特徴について確実に含めるよう特に注意が必要であり、次の事項が主要課題とされる。

(1) 現在及び将来追加される項目が、意図したとおりに児童と成人の障害の記録のために使われるようにするため、分類全体と個々の分類項目の目的を明確に定義すること。1980 年の初版 ICIDH では主要目的を統計的なものと述べていたが、臨床や政策に関連する他の目的があるので、改訂では明確にすべきである。

(2) 現行では機能障害は有無の 2 分法、能力障害は 6 段階、社会的不利は 8 段階だが、使いやすさと概念的な明確さの点から、能力障害は軽度、中等度、重度、超重度の 4 区分、社会的不利は 5～6 区分が適当である。

(3) 親、教師などが使いやすいよう、また途上国でも使いやすいよう、あいまいさを減らし、平易な言葉を使うべきである。

(4)重要な課題は各章や項目を精査して発達の側面がどの程度反映されているか見ること。例えばパーソナルケア，コミュニケーション，学習など，能力の発達の段階や順序だった段階が考えられる領域での項目の見直しが必要である。

これらを踏まえ，順序改善の例を挙げている。まず現行 ICIDH では「コミュニケーション能力障害」のなかでより単純な能力である「反応・受け取り」とより複雑な能力である「理解」とが順序立てられていないことについて次のような例を示している（数字は ICIDH の D コード）。

- 29.2 非言語的な身振りへの反応・受け取り
- 23 言語への反応・聞き取り
- 24 その他への反応・受け取り
- 29.0 非言語的メッセージの理解
- 20 話し言葉の理解

この問題点はオランダ協力センターが準備した D 分類改正案でも解決されていないとし、「初歩的な運動」の分野のオランダ案を，上肢の粗大で一般的な運動から手・指の繊細な運動の順に並べるべきだとして，次のように例示した（数字はオランダ案の D コード）。

- 28.0 腕を伸ばす
- 26.0 握る
- 26.4 引く
- 25.0 離す
- 25.2 投げる
- 26.3 捕まえる
- 26.1 拾い上げる
- 26.2 ぶらさげる
- 25.3 おろす
- 27.0-3 ものを置き換える
- 24.0-9 筆記用具の取り扱い

(5)児童の障害においての家族的背景の役割が記録できるよう IDH の関連する章と項目が見直されるべきである。例えば，親・児童・兄弟関係のパターン，家庭内の日課と責任など。

(6)「学習と行動」(learning and behavior)の独立したそれぞれの章が必要である。これらの領域は障害(disablement)の発達の側面にとって中心的な意義を持つからである。これらの領域の問題は障害児教育を受ける児童に，そしてハビリテーションプログラムを利用する(知的障害，自閉症，脳性麻痺などの)発達障害のある児童に，高頻度に見られる。

(7)貧困，雇用，医療保険への加入，学校での成績，非行，社会保障の受給など一般人口を対象とした多くの統計的データがあるが，障害のある人々のそれらのデータとそれらとの比較をし，ギャップを明らかにすることが重要である。そのために IDH の項目を見直し，そうした比較ができるようにすべきである。(そうすれば，ICIDH の新しい項目を使って，例えばあ

る自治体の障害児教育を受けている児童の評価をし、一般児童の既存の統計と比較することができる。項目の互換性がなければいくら ICIDH でデータを集めても比較ができず、対策に結びつかない。ということのようである：筆者注)

B 提案

学習と行動の2章をD分類に設ける。

学習は知的障害その他の発達障害児にもその成人にも重要で、頭部外傷の成人にも重要。「学習能力の低下」がいろいろなサービスの受給資格ともなっている。

行動も重要。もともと ICIDH 自体がDは行動や活動の問題と定義している。障害児教育を受ける児童の多くは行動障害を持つ。強度行動障害のある人の問題も深刻。DSMⅢR などでも十分記録できない。

学習の能力障害の章では、学習の能力や技術を表す統合的な活動を取り上げ、記憶障害や認知障害などの機能障害次元の個別的・病的項目とは区別する。項目は新しい知識の獲得、保持、活用の技術に区分する。これらは「問題解決」などより複雑で統合的な技術の基礎となり、これらを含めていろいろな発達の段階を記録する。

行動の章では、適切な行動の減少と不適切な行動の増加をとりあげる。焦点は異常な行動であり、第6章の対人関係とは異なる。またより基礎的な気分、意欲などの機能障害分類項目とも異なる。

以上のような説明の後、オランダ案をベースに学習の章と行動の章の案を提案している。

(Workgroup on Children's Issues (R.Simeonsson, J.Holloweger, et al): Proposal for the Revision of the ICIDH, MSA/ICIDH/95, submitted for the Paris Meeting, Nov. 1995

2. ICIDH と ICF の第1レベル項目を中心とした比較

<第1の次元:機能障害, 心身機能の要点(ICFの身体構造分類は省略)>

ICIDH(I: Impairments)		ICF(F: Functions)	
1 知的機能障害	1 Intellectual I.	1 精神機能	1 Mental F.
2 その他の心理的機能障害	2 Other Psychological I.	2 感覚機能と痛み	2 Sensory F. and Pain F.
3 言語障害	3 Language I.	3 音声と発話の機能	3 Voice and Speech F.
4 聴覚前庭系の機能障害	4 Aural I.	4 心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能	4 F. of the Cardiovascular, Haematological, Immunological and Respiratory Systems
5 眼の機能障害	5 Ocular I.	5 消化器系・代謝系・内分泌系機能	5 F. of the Digestive, Metabolic and Endocrine Systems
6 内臓障害	6 Visceral I.	6 尿路・性・生殖	6 Genitourinary and Reproductive

		の機能	F.
7 骨格系の機能障害	7 Skeletal I.	7 神経筋骨格と運動に関連する機能	7 Neuromusculoskeletal and Movement-related F.
8 変形による機能障害	8 Disfiguring I.	8 皮膚及び関連する構造の機能	8 F. of the Skin and Related Structures
9 全身性、感覚性及びその他の機能障害	9 Generalized, Sensory and Other I.		

<第2・3の次元:能力障害,活動と参加の分類の要点>

ICIDH (D: 能力低下, Disabilities)	
1 行動 D	1 Behavior D.
2 コミュニケーション D	2 Communication D.
3 個人ケアの D	3 Personal Care D.
4 移動の D	4 Locomotor D.
5 身体配置の D	5 Body Disposition D.
6 器用さの D	6 Dexterity D.
7 状況の D	7 Situational D.
8 特殊技能 D	8 Particular Skill D.
9 その他の活動の D	9 Other Activity Restrictions
ICIDH (H: 社会的不利, Handicap)	
1 オリエンテーションに関する H	1 Orientation H.
2 身体の自立に関する H	2 Physical Independence H.
3 移動性に関する H	3 Mobility H.
4 作業上の H	4 Occupation H.
5 社会統合の H	5 Social integration H.
6 経済的自立における H	6 Economic Self- sufficiency H.
7 その他の H	7 Other H.

ICF	
1 学習と知識の応用	1 Learning and Applying Knowledge
2 一般的な課題と要求	2 General Tasks and Demands
3 コミュニケーション	3 Communication
4 運動・移動	4 Mobility
5 セルフケア	5 Self-care
6 家庭生活	6 Domestic Life
7 対人関係	7 Interpersonal Interactions and Relationships
8 主要な生活領域	8 major Life Areas
9 コミュニティライフ・社会生活・市民生活	9 Community, Social and Civic Life

I-4. ICF-CY と教育—その背景と理念を巡って—

キーワード：ICF-CY 特別支援教育 障害者基本計画 ノーマライゼーション WHO

1. はじめに

私たち、特に「特別支援教育」に携わる者が行う公的活動が依って立つ考え方の基本は、日本における障害者施策の基本的な方針や各分野別の基本的方向性を示した「障害者基本計画」に他ならない。「障害者基本計画」は、1982年の「国連障害者の10年」の国内行動計画として、障害者施策に関する我が国初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」、さらにはその後の「障害者対策に関する新長期計画」を受け継ぎ、2002年に示されたものである。

この「障害者基本計画」の基本的な方針の中に「WHO(世界保健機関)で採択されたICF(国際生活機能分類)に関し、障害の理解や適切な施策推進等の観点からその活用方を検討する」というように、ICFに関する記述があり、ICFに注目し、障害の理解や適切な施策の推進に活用することを促している。

ここでは、「障害者基本計画」の理念である「ノーマライゼーション」の考え方を踏まえながら、「教育」および「特別支援教育」と「ICF-CY及びICF」を巡り、様々な観点から述べてみたい。

2. 特別支援教育に関する施策的背景

「特殊教育」から「特別支援教育」へと日本の障害のある子どもへの教育に関する考え方が大きく変換をしていったが、その要素は「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)(2003)」の中の以下のような文章に垣間見ることができる。

「・・・近年の教育をめぐる諸情勢の変化を踏まえれば、個々の教員の資質に任せた対応、又は学校のみによる対応には限界がきていると考えなければならない・・・」

「・・・障害の種類や程度に対応した・・・障害のある児童生徒の教育の基盤整備については、全ての子どもの学習機会を保障するとの視点から、量的な面において概ねナショナルミニマムは達成されているとみることができる」

「近年の国際的な障害観の変化も踏まえれば身体機能や構造の欠陥を補うという視点で捉えることは適切ではなく、生活や学習上の困難や制約を改善・克服するために適切な教育及び指導を通じて、障害のある児童生徒の主体的な取組の支援を行うことを特別支援教育の視点として考えていく必要がある」

「児童生徒一人一人の教育的ニーズは多様であり、また不変のものでもない。・・・その実態等に応じて就学先を変更することによりその者の教育的ニーズに対応した教育が可能な場合があることに留意する必要がある」

「・・・児童生徒の教育について、地域の実情を踏まえ、自己決定・自己責任の原則の下で各種事務を行うことが求められるため・・・一人一人の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な対応が図られることが必要である」

「これまでの特殊教育は、障害の程度に応じて、教育や指導上の条件が整った場で手厚くきめ細かな教育を行うことを重視し、障害のある児童生徒の就学指導の制度としては、やや画一的な面があった」

これらの文脈には、我が国の障害者施策「共生社会政策」や「ノーマライゼーション」の考え方、さらにそれらには障害者に対する国連の活動が反映されているのである。

現在、我が国における障害のある子どもの教育活動に直接関与する「特別支援教育」の背景は、日本の障害者施策、内閣府における「共生社会政策」そしてそれらの動向と直接関与している国際的な動向（国際連合の動向等）までたどることができる。

上記の内閣府とは、内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整、内閣総理大臣が担当するのがふさわしい行政事務の処理などを行うことを任務とするもので、いわば日本の施策の中核である。ここでは我が国の国家運営について、さまざまな分野における重要施策が企画立案および総合調整が行われているが、「共生社会政策」はその中の一つで、共生社会政策統括官のもと、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無にかかわらず安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、青少年育成施策、少子化社会対策、高齢社会対策、障害者施策、バリアフリー施策などが総合的に推進されている。中でも障害者施策に関しては、この施策を総合的、効果的に推進するために、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び障害者施策を担当する内閣府特命担当大臣を副本部長、他の全ての国务大臣を本部長とする「障害者施策推進本部」が設置されている。ちなみに、「障害者白書」も内閣府から発行されている。

「障害者基本法」の下、以上のような政策企画、立案体制によって作成された我が国の基本的、具体的な障害者施策の枠組みが「障害者基本計画」である。

（１）「障害者基本計画」と国際動向

「障害者基本計画」は、前述のように我が国における政府レベルでの障害者施策の基本計画である「障害者対策に関する長期計画（1982～1992）」以降、「障害者対策に関する新長期計画（1993～2002）」の「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、2003～2012年までの10年間に講ずべき我が国の障害者施策の基本方針について定めたものである。

その考え方には、①障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする、②障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する、としたノーマライゼーションの理念に基づく基本的な方針の下に重点的に取り組むべき課題や分野別の基本方針と施策の基本的方向が記述されている。

また、それらの課題や方向性に取り組むための横断的な視点として、①社会のバリアフリー化の促進、②利用者本位の支援、③障害の特性を踏まえた施策の展開、④総合的かつ効果的な施策の推進、等があげられている。

これらの日本における障害者施策は、「障害者対策に関する長期計画（1982～1992）」の

策定以降現在にいたるまで、常に国際連合における障害者に対する行動計画や活動にリンクして展開されている。

例えば、「障害者対策に関する長期計画（1982～1992）」は「国連障害者年（1981）」に対応した日本における「国際障害者年行動計画」に対応したものであり、それ以降の国連の行動計画「アジア・太平洋障害者の10年（1993～2002）」に対応した形で「障害者対策に関する新長期計画（1993～2002）」が設定されている。さらに日本政府がその延長として提唱した行動計画である「びわこフレームワーク（2003～2012）」に対応して現在の「障害者基本計画（2003～2012）」が設定されている。

（2）ICF（国際生活機能分類）と国際連合の活動

前述したように「障害者基本計画」には、「WHO（世界保健機関）で採択されたICF（国際生活機能分類）に関し、障害の理解や適切な施策推進等の観点からその活用方策を検討する」というように記述されている。もちろん、WHOは国際連合の専門機関であるため、国際連合の行動計画や活動とも関連性があることはいうまでもない。

WHOでは、私たちになじみの深い、「Impairment（病理的損傷）」「Disability（能力的不全）」「Handicap（社会的不利）」という障害分類の定義を1979年に示した。この定義の考え方は「国際障害者年（1981）」のテーマである「障害者の社会における完全参加と平等」を展開する上で不十分であることから、「国連障害者の10年（1983～1992）」の終了以降改訂の動きが始まり、障害をマイナスの認識で捉えることなく、さらに障害の発生を環境の因子の影響も大きいとの認識を持った現在のICFへの改訂へと至っている。また、その後ICFの項目が子どもや発達段階初期にある人への活用において十分ではないことから、2006年にICF-CYがWHO-FICネットワークミーティングにおいて承認され、2007年にWHOから正式に公表された。

このような改訂の背景には、従前のような機能障害そのものに直接的に働きかけて、能力低下や社会的不利を改善させるという考え方から、「心身機能」・「身体構造」と日常生活の「活動」と社会への「参加」に対するそれぞれの働きかけを通じ、生活機能を向上させ、併せて生活環境（社会）の改善を行うことにより、活動制限や参加制約を少なくし利用者本人の生活を支えていくというノーマライゼーションの考え方への転換があったのである。

3. 障害のある子どもに対する教育の理念

「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）（2001）」が刊行されて以降、「ノーマライゼーション」は障害のある子どもの教育における改革の中核となる理念として、教育関係者の間で認識されてきた。それについての概略は、「障害のある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念」という表現で、最終報告の脚注に示されている。しかし、具体的な趣旨やその本質については深く理解されているとはまだいい難いのではないと思われる。

以下、「ノーマライゼーション」とは何か、について述べるとともに、その理念と深く関与していると思われる障害観について触れてみる。

(1) ノーマライゼーションの本質

「ノーマライゼーション」とは、デンマークのバンク・ミケルセンによって初めて提唱された考え方である。ミケルセンは、1951～1952年、デンマークの知的障害者親の会に個人的に協力しており、親の会によりデンマーク政府の知的障害者に対する「隔離・収容・断種」政策の改善を求める要請書の起草を依頼されたが、1953年に社会大臣宛に提出されたこの要請書のタイトルに「ノーマライゼーション」の語を使用したのがいわゆる「ノーマライゼーション」の始まりといわれている。

そしてこの原理は、「障害者に市民権を与えよう、地域の普通の住宅に住み、教育を受けよう」というものであった。この考え方は、後にスウェーデンのベンクト・ニリエによって「生活環境や彼ら（障害者）の地域生活が可能な限り通常のものに近い、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を全ての知的障害者や他の障害を持っている人々に適したかたちで、正しく適用することを意味している」と定義づけられ、世界中に広められたのである。さらに、この考え方は、国連における「障害者の権利宣言（1971）」の底流をなし、「国際障害者年（1981）」のテーマである「完全参加と平等」の背景的理念として反映されていったのである。

(2) ノーマライゼーションの原則

このような理念を実際の活動へと実現化していくためには、その理念に包含されているいくつかの原則を知る必要がある。

以下に、ノーマライゼーションの理念に包含されている原則について述べてみる。

① 誰もが等しくノーマルな生活を送る権利の重視

障害を持った人も含めてどのような人も、その社会において主流となっている生活条件に近いノーマルな生活を送る権利を持っている。ノーマルな生活の権利には、ノーマルな一日のリズム、日課、休日、人生サイクル、成長過程、経済的標準で生活できること、ノーマルな施設や制度の利用が含まれる。

② インクルーシブな社会の構築

全ての人と一緒に暮らせるように、障害者の側ではなく社会の側のあり方をインクルーシブにすること。すなわち、社会に参加するために、他の人に要求されている以上の努力や不利を特定の人（障害のある人）に求めるのはノーマルではないからである。インクルージョン（多方面にわたり社会のあり方をインクルーシブにしていくこと）は、ノーマライゼーションの根本的な要素のひとつである。

③ ノーマライゼーションのための多様で個別的な手段の開発

障害をもった人がノーマルな生活をおくるためには、その一人一人の障害のあり方に着目して、多様で個別的な手段をもって教育や福祉を行わなくてはならない。

④ 障害がある人の主体性を強化できるような教育や福祉であること

これまで障害のある人たちは、教育や福祉に対して受動的な存在だった。教育や福祉は強い（優位な）立場の人からあたえられるものであり、障害のある人たちはそれをただ受けとればよい、と考えられがちだった（パターナリズム：温情主義）。これに対して、ノーマライゼーションの考え方では、本人の主体的な選択や願望が可能なかぎり配慮され、最大限に

尊重されている。障害のある人のための教育・福祉は、あくまで本人たち（あるいは保護者）を主体として実行されなければならないし、本人の主体性と選択の自由を増大するような目的をもった支援が行われなければならない。このような考え方は障害のある人の自己選択、自己決定が可能な限り配慮され、尊重されるという点でエンパワメントという考えと結びついてくると思われる。

エンパワメントとは、ソーシャルワークの分野で生まれてきた概念であり、社会福祉サービスの利用者・消費者がより力を持ち、自分たちの生活に影響をおよぼす事柄や問題を自分自身でコントロールできるようになることをいう。

（３）障害者観の変遷

障害者白書（1995年版）によれば、障害者を取りまく社会環境においてノーマライゼーションの進展を阻む障壁として、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁を挙げ、「これらの障壁を除去することによって障害者が各種の社会活動を自由にできるような平等な社会作りを目指す」とある。

さらにその中で、障害のある人が社会参加しようとしたとき、最も大きな阻害要因となるのは社会の中にある心の壁であるとし、個々人の障害者観やその総体としての社会の障害者観の変遷過程を以下のように示している。

- ①障害者を社会にとって役に立たない、迷惑な存在とし、好奇や時には嫌悪の目で見ると。今日でもまだこのような偏見と差別の障害者観は払拭されていない。
- ②「かわいそう」「気の毒」という憐れみや同情の障害者観で、優越な立場から不幸な障害者のために何かをしてあげようとする姿勢であり、障害者やその家族には決して心地よいものではない。
- ③今日ふつうの考え方として定着しているのは、障害者は障害のない人と同じ欲求・権利を持つ人間であり、社会の中で共に生きていく仲間である、という「共生」の障害者観である。

以上の記述に加えさらに白書では、上記①および②で記述されている障害者観は、障害のある人を障害のない人とは異なった特別の存在と見る点では共通しており、「意識上の壁そのものである」と明記している。

以上のような障害者観の変遷は、決して歴史的経緯の枠組みでのみで語られるものではなく、私たち一人一人の意識上においても同様の段階があるのではないであろうか。ノーマライゼーションの考え方を実現化していくためには、制度の側面だけでなく私たち自らの意識の転換も求められるのである。

4. まとめ

教育、福祉、障害者観など、「特別支援教育」とICF-CYの背景にある施策や理念等について多角的な観点から述べてきた。

本稿のまとめにあたり、特別支援教育を推進するための重要な視座として考えられる「地域づくり」の話で締めくくりたいと思う。

今、「地域づくり」が、教育、保健、福祉の分野で共通のキーワードとなっている。「特

別支援教育」の背景にある思想や理念の系譜を眺めれば、障害のあるなしにかかわらず、人として尊厳を享受して、地域で自分らしい暮らしが出来る、新しい時代の地域づくりがイメージされるはずである。文部科学省では、現在、生涯学習の視点から地域教育力再生プランという子どもの居場所づくりを推進している。総務省、農林水産省、国土交通省なども、それぞれの所管分野で子どもが育つ地域環境づくりを進めている。それは、少子化社会における子育て支援を、子どもが育つ環境づくりという視点から行おうとするものである。

アメリカの政治学者であるパットナムは1970年代初頭に、北イタリアの地方分権調査を通し「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」をソーシャル・キャピタルと定義した。すなわち、ソーシャル・キャピタルが豊かであれば、人々は互いに信頼し自発的に協力し、社会活動から経済活動まで地域における生産的な社会関係を促進し、民主主義をより効率的に機能させる鍵となる、ということを示したのである。

「地域づくり」は、このようなソーシャル・キャピタルという考え方にも通じるものがあると思われる。

このような考え方を前提とするならば、必然的にニーズを持った個人を中心に、個人を支援する人々との相互のコミュニケーションが重要となってくる。そのためにはニーズのある子どもを巡る他分野、他職種とのコミュニケーションのための取り決めや枠組みづくりのツールが重要な意味を持つてくる。「特別支援教育」ではそのためのツールとして「個別の教育支援計画」の策定を推進しているが、ICF-CYはそのための有効なコミュニケーション媒体として活用の可能性が期待されると考えられる。

ICF-CYを教育の営みに活用しようとする場合、ICF-CYをそのまま直接的に教育実践の中に組み込むのではなく、その活用を探索する過程において個々人がその背景にある様々な理念や施策や等、社会的にも大きな、そして全体的な視点で依って立つ基礎を踏まえながら活動を行うことが重要であろう。

私たちは今、時代の流れの大きな分岐点に立っている。特別支援教育で示される「教育的なニーズ」の視点では障害のある子どもの教育や子育ては、障害のない子どもの教育や子育てが抱える課題と決して無関係ではない。公教育に携わる私たちは、今後の特別支援教育を推進していく上で、一人一人が幅広い視野を持ちながら、目の前の子どもの物言わぬ「ニーズ」に応えられるように活動せねばならない。

引用・参考文献

- 1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編著、ICF及びICF-CYの活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー、ジアース教育新社、2007。
- 2) 内閣府：障害者基本計画、2002。
- 3) 内閣府：障害者白書、1995。
- 4) 西牧謙吾・笹本健：個別の教育支援計画の背景にある思想的系譜について、独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要第33巻、2006。
- 5) 西牧謙吾・笹本健：個別の教育支援計画を巡る背景について、国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究報告書「個別の教育支援計画の策定に関する実際的研究」、2006。

- 6) 笹本健・河野哲也：教育理念，国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究報告書「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」，2004.
- 7) 特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議：今後の特別支援教育のあり方について，2003.
- 8) WHO：The International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps (ICIDH) ，1980.
- 9) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議：21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告），2001.

（笹本 健，西牧 謙吾，島 治伸）

I-5. ICF-CY を教育に活用する妥当性

キーワード ICF-CY 教育 妥当性 適合性

1. はじめに

ICF は、本来健康分類及び健康関連分類である¹²⁾。この健康に関する分類である ICF を教育において活用しようとするとき生じる基本的な疑問は、はたして ICF は教育の内容を反映しているか、そして、ICF を教育において活用することは妥当なのか、ということである。いかに ICF が素晴らしい生活機能構造を提示し、人の生活機能を包括的に記述できる分類項目を提示したとしても、ICF が教育の内容を反映していなければ、教育における ICF の活用は畑違いということになりかねない。この基本的な疑問を契機として、学校での指導内容と ICF の分類項目との適合性を検討する必要性が指摘された⁶⁾。日本特殊教育学会の第 42 回大会にて、第 1 回目の「ICF の学校現場への適用」をテーマとした自主シンポジウムが開催された 2004 年には、学校での指導内容と ICF の分類項目との適合性の検討が着手されている。この適合性研究の最初の成果は、盲・聾・養護学校（当時、以下同じ）及び小・中学校の教諭等を対象として、2005 年 1 月 4 日に長崎県立川棚養護学校にて開催された個別の教育支援計画作りに向けての研修会において紹介されている⁷⁾。その後 WHO の ICF-CY¹³⁾ ワークグループへの報告⁸⁾ や日本特殊教育学会第 43 回大会自主シンポジウムにおける報告⁹⁾ 等を経て、ICF-CY に関する適合性研究が加えられ、現在に至っている。これらの適合性に関する研究は、教育において ICF 及び ICF-CY を活用するための基礎研究と位置づけられる。ここでは、ICF 及び ICF-CY を教育に活用する妥当性について、学校での指導内容と ICF 及び ICF-CY の分類項目との適合性研究から得られた知見を整理しながら述べたい。

2. 学習レディネス技能との適合性

学習レディネスとは、読み、書き、数を学習するための準備が精神的にも身体的にもできあがっていることであり、運動・知覚及び概念などにかかわるさまざまな技能から成り立っていると考えられている¹⁾。学習レディネスの指導は、特別支援学校において取り組まれており、たとえば、知的障害養護学校に在籍している児童を対象とした研究によって、学習レディネスの指導が有効であることを示す報告がなされている⁵⁾。

学習レディネスには、運動技能、知覚技能、基礎的な概念形成技能がある¹⁾。運動技能としては、粗大運動技能、微細運動技能及び目と手の協応がある。知覚技能としては、身体知覚、個体内部での位置知覚、空間の位置・方向知覚、形の認知と弁別、色の認知と弁別、形の恒常性知覚、保存性、視覚的記銘、空間関係の知覚、視覚的な図一地弁別、全体一部分の関係、連続性の知覚、聴覚的記銘、聴覚弁別、聴覚的連想、聴覚的閉鎖、聴覚的な図一地弁別、聴覚的な位置知覚、素材の認知、触空間の認知及び触覚弁別がある。基礎的な概念形成技能としては、連合及び一般化がある。これら 26 個の学習レディネス技能に ICF の心身機能、活動と参加の第 3 レベルまでの分

類項目を対応させることによって、適合性が検討されている⁶⁾。この結果、全26個の学習レディネス技能のうち24個に対して、ICFの分類項目が対応していることが示されている。すなわち、ここで取り上げた学習レディネスの92%がICFによって、カバーされていることになる。このことは、学習レディネスとの適合性の視点から見て、教育におけるICFの活用が支持されることを示すものである。なお、ICF分類項目に対応する項目がなかった2個の学習レディネス技能は、触空間の認知、連合である。これらのレディネス技能については、ICFの「その他の特定の」の項目を対応させることができる。

3. 学習指導要領との適合性

学習指導要領は、学校がカリキュラムを編成する基準となるものである²⁾。学習指導要領に示された指導内容とICFの適合性は、教育におけるICFの活用を考えるうえで、検討すべき課題の一つである。これまでに学習指導要領との適合性に関しては、盲学校、聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領における知的障害者を教育する養護学校の生活科及び自立活動の指導内容とICFの分類項目との比較検討が行われている^{6, 11)}。さらに、自立活動に関しては、ICF-CYとの適合性が検討されている¹⁰⁾。

(1) 生活科の指導内容とICFの適合性

生活科は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てることを目標として、3段階に分けて内容が示されている⁴⁾。

ICFとの適合性については、3段階に示されている11項目の内容とICFの心身機能、活動と参加の主に第2レベルまでの分類項目を対応させることによって、検討されている⁶⁾。生活科の3段階に示されている項目の中で次に示す項目、すなわち、(1)日常生活に必要な身近生活の処理をする、(2)健康や身体の変化に関心をもち、健康で安全な生活をするように心掛ける、(3)友達とかかわりをもち、きまりを守って仲良く遊ぶ、(4)身近な人と自分とのかかわりが分かり、簡単な応対などをする、(5)進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす、(6)日常生活で簡単な手伝いや仕事を進んでする、(8)簡単な買い物をして、金銭の取り扱いに慣れる、に対しては、複数ICFの分類項目が対応していることが示されている。その一方、残りの4項目、すなわち(7)日常生活に必要な簡単なきまりが分かり、それらを守って行動する、(9)身近な自然の事物・現象に興味や関心を深め、その特徴や変化の様子を知る、(10)家族や社会の様子に興味や関心を深め、その働きを知る、(11)身近な公共施設や公共物の働きが分かり、それらを利用する、については、対応する適切なICFの分類項目がないため、「その他特定の」または「その他特定の、及び詳細不明の」を対応させている。すなわち、自然の事物や事象、公共施設や公共物の働きなどに関する基礎的学習に関して、ICFの中に具体的な分類項目は含まれていない。しかし、総じて言えば、生活科の3段階に示されている11項目のうち7項目は、ICFの項目でカバーされており、生活科との適合性からみても、教育におけるICFの活用は肯定的に考えてよいであろう。

(2) 自立活動の指導内容と ICF の適合性

自立活動の指導内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素から構成されている³⁾。具体的には、「1 健康の保持」、「2 心理的な安定」、「3 環境の把握」、「4 身体の動き」及び「5 コミュニケーション」の5つの区分22項目からなる。自立活動と ICF の分類項目との適合性については、自立活動の22項目に対して、ICF の分類項目を対応させて整理するとともに、ICF の構成要素に対して、自立活動の項目を対応させて整理することによって、両者の適合性が検討されている¹⁾。

適合性の検討は、文部省（当時、以下同じ）による自立活動の解説³⁾の中から実際に学校現場で指導される内容と判断された語句を抽出していき、これらの指導内容に対して、自立活動の5つの区分ごとに ICF の構成要素である心身機能、活動と参加及び環境因子の第3レベルまでの個々の分類項目を対応させ、逐一比較検討することによって行われている。また、ICF の心身機能、活動と参加及び環境因子の第2レベルまでの分類項目に対して、ICF の構成要素ごとに自立活動の22項目を対応させ、比較検討されている。なお、ICF の構成要素の一つである身体構造の分類項目については、心身機能と並列的であるように作成されているため、取り上げられていない。また、個人因子については、ICF の中に分類項目がないため、検討されていない。

自立活動の22項目に対して、ICF の分類項目を対応させて整理した結果、自立活動の22項目のすべてに対して、ICF の多くの分類項目が対応していることが示されている。「4 身体の動き」の「(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」に対しては、ICF の心身機能の分類項目40項目、活動と参加の分類項目42項目、環境因子2項目、合計で84項目が対応しており、最も多くの ICF の分類項目が対応している。ICF の分類項目との対応が最も少なかった自立活動の項目は、「1 健康の保持」の「(3)損傷の状態の理解と養護に関すること」と「2 心理的な安定」の「(3)状況の変化への適切な対応に関すること」であり、「1 健康の保持」の「(3)損傷の状態の理解と養護に関すること」に対して、活動と参加の分類項目6項目、環境因子3項目、合計で9項目が対応している。「2 心理的な安定」の「(3)状況の変化への適切な対応に関すること」に対しては、心身機能の分類項目6項目、活動と参加の項目3項目、合計で9項目が対応している。

一方、自立活動の指導内容として抽出された幾つかの語句の中には、適合する ICF の分類項目がないものがみられている。これに関しては、次の5点が指摘されている。

- ①ICF は、発達の視点が十分ではない（たとえば、「5 コミュニケーション」の「言語の概念形成」に対応する ICF の分類項目がない）、
- ②ICF には、主観的次元に関する項目がない（たとえば、ICF の分類項目の中に「2 心理的な安定」に記述されている「生きがい」や「成就感」という用語はない）、
- ③ICF は、生産品と用具の利用に関する活動・参加レベルの項目が十分ではない（たとえば、「d465 用具を用いての移動」という項目はあるが、「5 コミュニケーション」における文字板、コミュニケーションボードなどコミュニケーション用の機器の利用に関する ICF の分類項目がない）、
- ④障害があるゆえにより表面化してくるような生活機能を人間の生活機能として吟味する必要性がある（たとえば、「4 身体の動き」の中に記述されている「介助を受けやすい姿勢や、手足の動かし方を身に付けること」にうまく対応する ICF の分類項目はない）、
- ⑤ICF は、個々の生活機能の分類であるため、個々の生活機能を組み合わせて表現されるような項目はない（たとえば、「4 身体の動き」の「座位、立位を保持しながら、上肢を十分に動かせること」については、座位や立位の保持と上肢を動かすことに分けて ICF の分類項目を対応さ

せることが必要となる)。

また、ICFの構成要素に対して、自立活動の項目を対応させて整理した場合では、ICFの各章単位や各ブロック単位でみると多くの章やブロックに対して、自立活動の項目が対応しているが、対応している自立活動の項目がないあるいは少ない章やブロックもみられている。心身機能では、痛み(b280-b289)、血液系と免疫系の機能(b430-b439)、性と生殖の機能(b640-b679)及び毛と爪の機能(b850-b899)の4つのブロックに対しては、対応する自立活動の項目がない。活動と参加では、「第8章主要な生活領域」に対しては、対応する自立活動の項目がなく、「第6章家庭生活」と「第9章コミュニティライフ・社会生活・市民生活」の2つの章に対しては、1～2個の自立活動の項目だけが対応しているのみである。環境因子に関しては、「第5章サービス・制度・政策」に対して対応している自立活動の項目数は1個だけである。

これまで述べた自立活動とICFの適合性の結果において、自立活動の22項目のすべてに対して、ICFの多くの分類項目が対応していることは、自立活動との適合性の視点から教育におけるICFの活用が支持されるものとなっている。しかしながら、自立活動の指導内容の一部には、ICFの分類項目にはないものがあるため、自立活動の指導におけるICFの活用にあたっては、これらの点を補う方策が考えられねばならない。ICFにおける発達の視点の不十分さに関しては、すでにICF-CYが発表され、児童青年期の特性を踏まえた分類項目が追加されている。このICF-CYでは、自立活動との適合性がICFより高くなっているという報告がなされており¹⁰⁾、注目される。このICF-CYと自立活動の指導内容との適合性については、次の項目で述べる。また、ICFの「第6章家庭生活」、「第8章主要な生活領域」、「第9章コミュニティライフ・社会生活・市民生活」に対応する自立活動の項目数が少ないことは、自立活動において、参加の視点が十分でないことを示唆している。さらにICFのサービス・制度・政策に対応する自立活動の項目数が少ないことは、環境因子の視点も十分ではないことが示唆される。特別支援教育において関係機関との連携が求められている中、サービス・制度・政策の視点を持つことは重要であると考えられる。

(3) 自立活動の指導内容とICF-CYの適合性

ICF-CYは、0～18歳の人を対象としており、児童青年期の特性を踏まえて作成されているものである。2001年よりICF-CYの策定作業が着手され、2007年に完成している。今後、児童青年期を対象としたICFの活用は、ICF-CYの活用へ移行していくことが推察される。教育におけるICF-CYの活用にあたっては、ICF同様、学校での指導内容との適合性の検討が必要である。

前述した通り、ICFと自立活動との適合性については、大部分の指導内容において適合しており、自立活動の指導におけるICFの適用可能性は支持された一方、自立活動の一部の指導内容に対して、適合するICFの分類項目がない点が明らかになっている。児童青年期の特性が踏まえられたICF-CYと自立活動の指導内容との適合性を検討し、ICFに適合する分類項目がなかった自立活動の指導内容とICF-CYとの適合性は、確認すべき課題である。ICF-CYと自立活動の指導内容との適合性に関して、策定途中の2005年版のICF-CYを用いて予備的に検討されている¹⁰⁾。

この適合性の検討は、前述のICFとの適合性検討と同様な方法で行われており、文部省による自立活動の解説³⁾の中から実際の指導内容と判断された語句を抽出していき、これらの指導内容に対して、自立活動の5つの区分ごとにICF-CYの構成要素である心身機能、活動と参加及び環

境因子の第3レベルまでの個々の分類項目を対応させ、逐一比較検討されている。

自立活動の22項目に対して、ICF-CYの分類項目を対応させて整理した場合、ICFに比べて、5つのすべての区分において、「自立活動」の指導内容に適合する項目数が増えている。「1健康の保持」において、5項目の増加、「2心理的な安定」において、11項目の増加、「3環境の保持」において、12項目の増加、「4身体の動き」において、13項目の増加、「5コミュニケーション」において、21項目の増加がみられている。ICFでは適合する分類項目のなかった自立活動の指導内容に関してしてみると、ICF-CYにおいては、「4身体の動き」の「寝返りによる移動」に対してd4555床面での平行移動、「5コミュニケーション」の「言語の概念の形成」に対してd133言語の習得、d134言語能力の向上、d137概念の習得が新たに適合するようになっている。

これらの結果は、ICF-CYのほうがICFよりも自立活動との適合性が高いことを示している。最後に、2007年に発表された最終的なICF-CYと自立活動の指導内容との適合性を試みた結果、新たに適合した項目のリストを表1に示す。ICF-CYの最終版においても、ICF-CYのほうがICFよりも自立活動の適合性が高くなっている。このことは、自立活動との適合性の視点からみて、幼児児童生徒における教育において、ICF以上にICF-CYの活用が支持されることを示すものである。

4. まとめと今後の展望

これまで述べてきたとおり、ICF-CYは教育で活用されることは妥当であると考えられる。今後も学校での指導内容とICF及びICF-CYとの適合性研究は、教育におけるICF-CYの活用の基盤をより確固としたものにしていくうえで重要であると考えられる。したがって、学習レディネス、学習指導要領における生活科や自立活動にとどまらず、幅広く色々な教科・領域へ展開されていく必要がある。さらにICFがユニバーサルモデルであることを踏まえれば、障害の有無に関係なく、幼稚園教育要領や小・中・高等学校の学習指導要領、保育所保育指針に示された内容との適合性研究も必要である。

引用文献

- 1) 林邦雄, 松井茂昭, 中川忠雄編著: 学習レディネスシリーズ1 読みを育てる. コレール社, 1993.
- 2) 文部省: 「新しい学習指導要領で学校は変わります」(完全学校週5日制の下で, [生きる力]をはぐくむ新しい学校教育を目指して)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/11/04/990406a.htm, 1999.
- 3) 文部省: 盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月)解説—自立活動編—, 海文堂出版, 2000.
- 4) 文部省: 盲学校, 聾学校及び養護学校 教育要領・学習指導要領(平成11年3月), 大蔵省印刷局, 1999.
- 5) 大城英名, 笠原貴子: 知的障害児のかな文字学習のレディネスに関する研究, 秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門 60, 33-43, 2005.

- 6) 堺裕：リハビリテーション医療における ICF 活用の可能性と特別支援教育への応用，独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関編（WHO）著，ICF（国際生活機能分類）活用の試み－障害のある子どもの支援を中心に－．ジアース教育新社，142-151，2005.
- 7) 堺裕：教員との連携における ICF の活用．長崎県立川棚養護学校平成 16 年度研修会資料，2005.
- 8) Sakai, Y.: The Compatibility between “Independence activity” and ICF. WHO ICF-CY ワークグループへの提出資料．2005
- 9) 堺裕：ICF 分類項目と学習指導要領との適合性．日本特殊教育学会第 43 回大会発表論文集，147．2005.
- 10) 堺裕：学校現場での ICF-CY（ICF 児童青年期版）の活用に関する一考察—ICF-CY と盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領の比較を通じた適合性の検討から—．日本特殊教育学会第 44 回大会発表論文集，521．2006.
- 11) 堺裕，佐藤満雄，徳永亜希雄：学校現場における ICF（国際生活機能分類）の活用に関する一考察—ICF と盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領の比較を通じた適合性の検討から—．帝京大学福岡医療技術学部紀要創刊号，17-52．2006.
- 12) 障害者福祉研究会編：ICF 国際生活機能分類．中央法規出版，2002.
- 13) World Health Organization : International Classification of Functioning, Disability and Health Children & Youth Version. WHO press, Geneva, 2007.

(堺 裕)

表 1. 自立活動と ICF-CY との適合性における追加の分類項目

自立活動		ICF-CY の分類項目		
区分	項目			
1 健康の保持	1	b1103	覚醒状態の制御	
	1	d2300	定められた日課の遂行	
	1	d2305	時間内での日課の遂行	
	1	d2306	スケジュールへの対応	
	1	d4155	頭部の保持	
	1	d5501	適切に食べること	
	1	d5602	適切に瓶から飲むこと	
	2	d2300	定められた日課の遂行	
	2	d2305	時間内での日課の遂行	
	2	d2306	スケジュールへの対応	
	3	d2300	定められた日課の遂行	
	3	d2305	時間内での日課の遂行	
	3	d2306	スケジュールへの対応	
	2 心理的な安定	1	d2300	定められた日課の遂行
		1	d2305	時間内での日課の遂行
1		d2306	スケジュールへの対応	
2		d7106	詳細不明の、社会的な対人関係の維持	
2		d8803	共同遊び	
3		d2500	新規性のあるものの受容	
3		d2501	要求への対処	
3		d2502	人や周囲への働きかけ	
3		d2503	場面に応じた適切な行動	
3		d2504	場面に応じた適切な活動レベル	
4		b1251	応答性	
3 環境の把握		1	d1200	口の感覚の目的的使用
		1	d1201	触覚の目的的使用
	1	d1202	嗅覚の目的的使用	
	1	d1203	味覚の目的的使用	
	3	d1370	基礎的な概念の獲得	
	3	d1371	複雑な概念の習得	
	4	b1143	ものに関する見当識	
	4	b1144	空間に関する見当識	
	4	b163	基礎的認知機能	
	4	d1200	口の感覚の目的的使用	
	4	d1201	触覚の目的的使用	
	4	d1202	嗅覚の目的的使用	
	4	d1203	味覚の目的的使用	
	4	d1370	基礎的な概念の獲得	
	4	d1371	複雑な概念の習得	
4	d1631	思索すること		
4 身体の動き	1	d4107	寝返り	
	1	d4155	頭部の保持	
	1	d446	細かな足の使用	

	1	d4555	床面での平行移動
	1	d4556	足を床面に着けたままでの移動
	3	d1450	筆記具使用の技術の習得 d1451 シンボルや文字を書く技術の習得
	3	d1452	単語や文を書く力の習得
	3	d5205	鼻の手入れ
	3	d5501	適切に食べること
	3	d5601	適切に母乳を飲むこと
	4	d4555	床面での平行移動
	4	d4556	足を床面に着けたままでの移動
	5	b1254	持続性
	5	d1601	環境の変化に注意を集中すること
5 コミュニケーション	1	d1330	単語や意味のあるシンボルの習得
	1	d1331	文の生成
	1	d1332	構文の習得
	1	d134	言語能力の向上
	1	d1370	基礎的な概念の獲得
	1	d1371	複雑な概念の習得
	1	d1600	人と触れあっていることや顔, 声に注意を集中すること
	1	d3101	簡単な話し言葉の内容の理解
	1	d3102	複雑な話し言葉の内容の理解
	3	d1201	触覚の目的的使用
	3	d1330	単語や意味のあるシンボルの習得
	3	d1331	文の生成
	3	d1332	構文の習得
	3	d134	言語能力の向上
	3	d1400	シンボルや文字, 単語を認識する力の習得
	3	d1401	書かれた単語を発音する力の習得
	3	d1402	書かれた単語や文を理解する力の習得
	3	d1451	シンボルや文字を書く技術の習得
	3	d1452	単語や文を書く力の習得
	3	d1660	読むために必要な一般的技術や方略を用いること
	3	d1661	書かれている言語を理解すること
	3	d1700	書くために必要な一般的技術や方略を使う力を用いること
	3	d1701	文法やその他の約束事に従って作文すること
	3	d1702	書くために必要な一般的技術や方略を使って作文を仕上げるこ と
	4	d1330	単語や意味のあるシンボルの習得
	4	d1331	文の生成
	4	d1332	構文の習得
	4	d134	言語能力の向上
	4	d1400	シンボルや文字, 単語を認識する力の習得
	4	d1401	書かれた単語を発音する力の習得
	4	d1402	書かれた単語や文を理解する力の習得
	4	d1451	シンボルや文字を書く技術の習得
	4	d1452	単語や文を書く力の習得
	4	d1660	読むために必要な一般的技術や方略を用いること
	4	d1661	書かれている言語を理解すること
	4	d1700	書くために必要な一般的技術や方略を使う力を用いること

4	d1701	文法やその他の約束事に従って作文すること
4	d1702	書くために必要な一般的技術や方略を使って作文を仕上げるこ と
5	d3100	人の声への反応
5	d3101	簡単な話し言葉の内容の理解
5	d3102	複雑な話し言葉の内容の理解
5	d7106	詳細不明の, 社会的な対人関係の維持

I-6. ICF-CY を活用する意義

- 教育をライフステージの一部としてとらえながら -

キーワード ライフステージ 水平的・垂直的つながり 共通言語

はじめに

教育再生会議の報告でも指摘されているとおり、あらためて今、教育は社会全体で行われることが期待されている¹⁾。また、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中では、特別支援教育の対象となる、障害のある子どもたちについては、様々な専門職等が関わっていることが多く、教育、福祉、医療、労働等とのヨコのつながりとともに、乳幼児期から卒業後までのタテのつながりのもとでの教育の必要性が指摘されている²⁾。

すなわち教育は、子どもにとってのライフステージの一部であり、タテとヨコのつながりの中での相対的な位置を認識しつつ、教育活動を展開していくことが必要だといえる。下尾は、特別支援教育における連携のツールとしての個別の教育支援計画において、ICF 及び ICF-CY の活用の可能性を指摘している³⁾。すなわち、ICF 及び ICF-CY の共通言語としての性格に注目し、ICF との親和性が高い概念が浸透している医療・福祉等との連携と、子どもへの適用のために作られた ICF-CY を用いて長期にわたる支援計画を実現させるというものである。

ここでは、教育をライフステージの一部分として捉えるという視点に立ち、ICF 及び ICF-CY を活用していくことの意義について述べたい。

1. ライフステージの一部としての教育

前述の通り、子どもにとって、教育の場は生活の一場面でしかなく、子どもの生活は家庭や地域などの社会的なつながり、そして医療、福祉、労働といった様々な社会的な支援によって成り立っている。従来、それぞれの分野がそれぞれ単独に支援やサービス提供を行ってきたが、今日のようにニーズや社会サービスが多様化する中においては、効率的かつより良いサービス提供にとって、これらを一体のものとしてマネジメントしていくことが不可欠である。

実際、特別支援教育の対象となる子どもたちについては、教育、福祉、医療、労働など様々な専門職などが関わっていることが多い。これら多種多様な分野が水平的なつながりを持って、連携のもとで教育を展開することが求められる（図1）。さらに、幼稚園から、小学校、中学校、高等学校等へと、年齢によって教育を実施する枠組みは変化する。この教育の枠組みの中においては垂直的な連携が必要であり、例えば小学校の6年間にわたる計画や実践、そして結果が中学校の段階になっても継続されていくことが望ましい。つまり、子どもの置かれている状況や年齢に応じて、子どもたちに関連する様々な機関・施設などが垂直的にも水平的にもつながっているシステムティックな支援体制の構築が重要である。

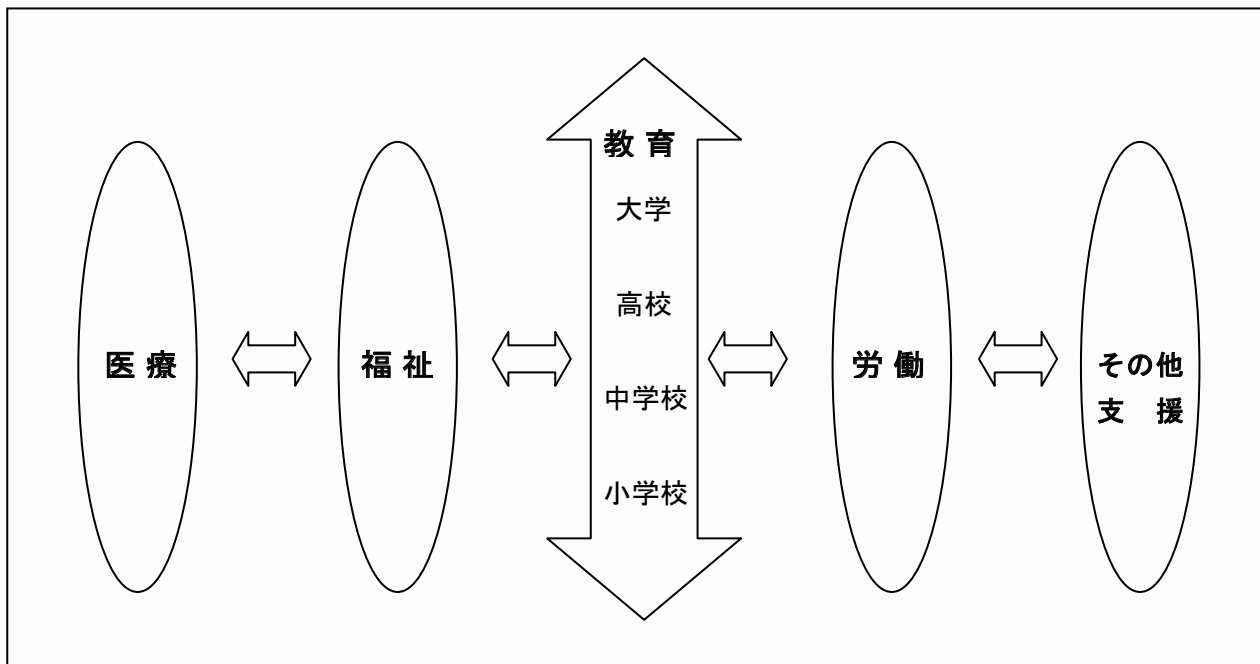


図1 教育を中心とした垂直的・水平的つながり

2. 様々なライフステージでの支援体制の整備における ICF-CY 活用の意義

様々なライフステージにおいて必要な情報を整理・移行していくことの重要性及びそのシステムの構築の必要性は上に述べたとおりである。しかし、今日の日本において、垂直的あるいは水平的な連携を可能にするためのシステムは存在しないのが現状である。これは、従来の制度や政策が、縦割りのシステムとして展開されてきたことによるとともに、多種多様な分野で共通して用いられる概念が存在しなかったことも大きな背景として挙げられる。前者については、様々な分野において連携することの必要性が認識されつつあるため、少なくともサービス提供の現場での縦割り意識は解消している感がある。一方、後者については、過去の長い経験と研究の蓄積によって分野あるいはライフステージごとの概念や情報を収集・整理するための方法が確立されている。したがって、一朝一夕にいずれかの分野で用いられてきた方法に統一することは現実的ではない。ここでの一つの方策として検討されるのが、ICFの活用である。ICFは様々な対象や分野で活用されることを前提に開発されているため、あらゆる分野に適用できるという共通言語としての性格を有している。この共通言語としての特性を生かし、様々な対象や分野で用いられている既存の概念や方法を結びつける中間的な媒体としての役割を担うことが可能である。

このようにICFは共通言語として、さらには様々なライフステージにわたって活用できるという点において非常に有用なツールであると考えられる。他の分野で活用される方法との適合性や使用に際しての簡便性など、課題が残されていることも事実であるが、人間が生まれてから死ぬまで、あるいは様々な状態を理解するためには、全ての人を対象としているICFの特性は必要不可欠な要素である。さらに、ICF-CYが採択されたことにより、子どもに対してもより有用性が増すとともに、子どもから青年期への転換においてもスムーズな移行が可

能になると考えられる。また、ICD（国際疾病分類）が常に変化を遂げていることから推察されるとおり、ICFも人間や社会の変化とともに改訂されていくことが予測される。つまり人間の生活機能という側面において、常に最適な分類であり続けるよう改善・進化していく。このことは、ICFが絶え間なく変化していく人間や社会に対して対応し続けることが可能になるという点において重要である。

ICFは採択されてから10年にも満たない新たなツールである。詳細は他に委ねるが、上記に示したほかにも数多くの課題が残されている。それ故、未だICFの持つ特性を十分に発揮できていない現状があることも否めない。しかし、本稿で示した多分野・多職種による垂直的・水平的連携においてICF及びICF-CYは大きな可能性を内在しており、今後の研究や実践の積み重ねによる有益な展開が期待される場所である。

おわりに

これまで述べてきたとおり、教育は子どもたち、そしてそのそばに寄りそう家族にとって、ライフステージのほんの一部でありながら、それでいてとても重要なステージである。そのステージにおける生活を充実させ、子どもたちの全体的な成長を促していくためにも、タテ・ヨコをつなぐためのICF-CYの活用が望まれる。本報告書の中でも、活用の方法論について開発的に検討が進められているが、今後、より汎用性の高い具体的な方法論の検討が期待される。

引用文献

- 1) 教育再生会議：社会総がかりで教育再生を（最終報告）～教育再生の実効性の担保のために～，<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0131.pdf>，2008.
- 2) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」，2003.
- 3) 下尾直子：「個別の教育支援計画」へのICFの活用，発達障害研究第29巻，第4号，254-261，2007.

（田中浩二 徳永亜希雄）

I-7. 障害のある当事者から見た、ICF-CY 活用への期待、 予想される成果や課題等について

1. 当事者から見た ICF-CY 活用への期待

(1) これまでの自分を振り返って

まず、筆者の「障害」について簡単に説明したい。ここでいう「障害」とは、ICF 及び ICF-CY での枠組みでの、機能障害・活動制限・参加制約の総体のことであり、以下、既存の制度の説明等の部分を除き、基本的にそのようなそのような意味で用いる。生後 18 か月の時、脊髄性小児麻痺(ポリオ)に罹患し、下肢機能障害となった。症状が安定するまで数年の入院や加療を繰り返した。当時はリハビリという概念が一般的ではなく、当事者としては治療と回復のための訓練が混在していたように思える。

筆者は子どもの時に何回かに渡って下肢の手術を受けたことがある。当時は、成長期を迎えるとともに必要な運動量も確保しにくくなり、運動不足と併行して体重が増加した。それに伴い転倒することが頻繁になった。歩行が可能な距離も加齢と共に短くなった。

そのようなときに当時はまだ新しいことであったが、医学的な手法で改善できるということを偶然知った。「障害が改善する」「走れるようになる」というふれこみで病院を訪れた。初診は小学校 6 年生の時、そのとき「いきなり」手術の話が出たことを鮮明に記憶している。実際の手術は中学校 1 年生の時と高等学校 1 年生の時に行われた。その時の手術を思いだしてみると、インフォームドコンセントとはほど遠いものがあつた。自分自身が術後どのようなになり、どの程度のリハビリが必要になり、改善がみこまれるのか、ほとんど知らされなかつた。後で知ったことだが、この一連の手術は転倒を防ぐことが主たる目的であり、当時自分がかかっていた「歩行可能な距離を伸ばすこと」とはあまり関連がなかつた。また、その時に自分が一番望んでいることを伝えたり、これから術後どのようなになるかということを知りたいという術もほとんどなかつた。

その後成人になって年齢を重ねるうちに、徐々に衰えを感じていく下肢でどうにか「歩行」を維持するために、32 才で杖を使い、40 才で(ロフストランド)クラッチを使うようになった。今も状態は変わっていないが、身近に相談できる場所がなく、相談できる人もいながつたため、悩みながらもその都度決断をしてきた。現在もかろうじて独歩を維持している。杖やクラッチを使い始めたのは自分自身の判断だつた。もし、このとき不安やニーズを含めた自分の状況を伝えられる ICF-CY のような「言語」を持つことができたら、自分自身見通しを持って、それぞれの局面を受け入れることができたと考えられる。

(2) 現在の状況から

筆者の子ども時代は自分の障害について日本語で理解されていれば事足りていた。事実、国内にいる限り国際的な共通認識は必要なかつた。各国やそれぞれの文化によって障害が多様であるということは筆者が養護学校(当時)の教員という今の仕事に就き、ここ 20 年ほど前から実感するようになった。疾病については ICD を通して国際的な共通理解を共有するようになった。しか

し障害についてはまだそのレベルにまで達していないと考えられる。

今日では子どもが海外に出る機会が増えている。しかも長期にわたって海外で生活するようなことも増えてきている。例えば日本人学校で教育を受けるような機会もある。しかし、その場合でも国内と海外で共通の概念がなければ、障害者の受け入れや援助の継続がうまくいかない場合があるだろう。この場合でも、例えば、世界的な統一基準である ICF-CY によって記述された記録を携えていけば、障害について理解を共有が可能になり、海外に長期間滞在する必要があるときにも継続してサービスを利用できる可能性が広がるのではないだろうか。同様に、帰国後も海外で利用していたサービスの内容を継続することができることも考えられると思う。

2. ICF-CY 活用による予想される成果

幼児期から青年期にかけては身体的にも社会的にも、大きな変化が起こる時期である。少年期では特に教育の下での影響を大きく受けることになる。しかし、青年期になると、周りの状況が時々刻々と変化し、環境が変わり、相対的にニーズも変わるので環境の変化に応じた把握が十分されなくなる。これは本人自身の力や社会参加の状況と大いに関係している。この場合に ICF-CY のように子どもをとりまく環境や発達しつつある子どもの状態、さらに相互作用しているそれらの関係を記録することを意図しているものがあることはきわめて意義深いと思われる。時として青年期になり周りの環境は変化したのに、そのことが十分把握されないということが散見される。例えば保育所、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、特に如実に見られるのは中学校から高等学校（特別支援学校高等部を含む）に移ったときの環境の変化が捉えにくいということである。一人一人の状態も異なるが、同じ環境から受ける影響もまた個別的である。このような場合に ICF-CY が導入されると発達段階での記述が可能になると予想される。また ICF-CY は教育の現場での「個別移行支援計画」に反映できるとも考えられる。

また現在国内で個別的に判定されている各種の援助制度についても ICF-CY によって付則を付けることができれば、様々な文脈でのそれぞれのニーズを詳細に補完できる説明資料となりうると考える。例えば身体障害は6段階（等級は7段階あるが福祉サービスの対象となる等級は6段階である）、知的障害は都道府県によって差はあるがおおむね4段階、精神障害は3段階に分けられている。その他、公的年金制度における障害年金の障害等級や自動車損害賠償保障法施行令で定められている後遺障害の等級など段階は様々なものがある。またそれらは統一されたものではなく、それぞれの行政等の必要性が優先されているという傾向がある。さらにその中の一つの身体障害者といってもその障害名としては、「上肢」、「下肢」、「体幹」、「乳幼児期の非進行性の脳病変による運動機能障害」があり、「内部障害」として「心臓機能障害」、「じん臓機能障害」、「呼吸器機能障害」、「ぼうこう又は直腸の機能障害」、「小腸機能障害」となっており、それに後から新しく加わったのが「人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」、いわゆるエイズということになる。これらの等級や障害名はどんなに細分化しても、また等級を複雑に分けたとしても分類が煩雑になるだけで障害の実態を適切に表すものにはならないと考えられる。仮により細分化を行ったとしても、複雑な解釈が必要になり、より細密化された区分が残るだけだろう。しかし、ICF-CY の概念を補完的に導入し、それぞれの手帳の中の一部に ICF-CY に従った実態が記載されれば、行政毎のサービスの横のつながりと継続性、それになによりも本人の願いや希望を含めた援助を受けるための内容が記載されるだろう。また障害の等級は年齢や年代に

よっての差異を記載する余地はない。そのため幼年期で指摘された障害が後年になってその人にとって第一義的なハンディキャップになるとは限らないことも容易に想像できる。また、障害者自立支援法による「障害程度区分認定」の中の認定調査票においても ICF-CY のコードが付則として付けることができれば、より現実的な状況を記述でき、障害者自身の年代による差異を表わすことも可能ではないかと考えられる。さらにそれらの記述をもとにして、障害のある本人の希望を反映させやすくなるのではないだろうか。

それらの点について、今日の ICF-CY で特に注目していることは、toddler の概念の導入である。歩き始めの時期は、様々な障害が顕在化する時期でもある。「歩き始めの時期に言葉が遅れていた」とか「あやしても笑わなかった」「視線を合わせなかった」「転びやすかった」等、その頃のエピソードを取り上げようとするれば枚挙にいとまがない。この ICF-CY によってそのような時期が分類の中で特に取り上げられることにより、ICF-CY はその子の課題をいち早く取り上げ、対応を速やかにするための、より「使える」スケールとなると思われる。

さらにこの ICF-CY は「児童の権利条約」とも関係しているということから、その面からも具体的な方法として注目されることになると考えられる。特に発達遅滞においては環境の与える影響が重要だと考えられることから、人によってバリエーションがあるのは当然であり、現状ではそのニーズに適切に対応できるものはなかった。しかし、ICF-CY は「児童の権利条約」第 23 条 3 項にある「障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする」ことを実際のニーズとして表すために有用であると考えられる。あるいは ICF-CY の理念は、そのための唯一の方法になりうる可能性があると考えられる。特に教育、療育現場などで、目標設定や評価をする上で概念を共有したり、理解したりする場合は有効であろうと考えられる。

3. 課題として考えられること

(1) 日本の福祉行政の課題として

前述したが日本の行政の障害の認定基準や区分が必ずしも現状に合っているかという点、そうとは限らないことがある。また、実態としては従来からあったが、概念として比較的新しく注目されている「学習障害」や「アスペルガー障害」「高機能自閉症」等の区分への対応も必ずしも十分とは言えない。これらの概念が、ICF-CY の分類とは整合性がとれない部分もあることは予想できる。それら現行で使用されている等級や区分が ICF-CY の分類に合っているかも問題であり、また、ICF-CY の区分を理解できるようにしないと実際に活用するのは困難であろう。そのためには福祉サービスや研究領域や学問分野をこえて ICF-CY の理念を啓発することを促進することが必要になるだろう。

(2) 客観性をどう確認するか。

ICF-CY の評価を行うにあたって項目の評価が評価者によって一定しないおそれがあると考えられる。項目数の多さや評価の基準の曖昧さと重なって、さらに大きく客観性が揺らぐ可能性が

あるのではないかとと思われる。また評価をする者が評価する項目を選ぶ時に恣意性が残る可能性もある。そのようなことを防ぐために項目を疾病等毎にいくつかのまとまり（いわゆるコアセット）としたならば、評価の項目選択の際の客観性の課題は克服できるかもしれない。しかしながら、このことを ICF-CY の理念の一つである個別的ということと相反することになる。いわゆる「ステレオタイプ化する」ことにもなるのではないかと考えられるからである。

一方、一部の ICF-CY に習熟している者だけがその項目を使いこなして分類できるということであれば、行政や医療関係者などの障害者を取りまく人的環境の中でより一般化されることは困難になり、普及することの妨げになる。

それでは反面、疾病等毎に複数の項目を一つのまとまりと想定して、ある一つの障害に同じような項目を該当させる方法をとるとすると、評価する当事者にとっては簡便な方法を採用できることになる。実際は障害者自身の年代や地域、立場（教育を受けている者か、社会に出ている者か等）によって異なり、さらに障害者自身が身を置く環境によって大きく影響されることになる。そこでまとまりを想定することは、一人一人の差がかなりの数の例外を想定しなければならないという点からも無理があるように思われる。

これらの相反するテーゼを克服しなければならないことも課題の一つとして考えられる。

（大関 毅）

I-8. ICF-CY に期待すること—家族の視点から—

キーワード ICF-CY 家族 コード

1. 家族を背景にした子ども

ICF-CY はその前文で、子どもの生活機能にとって家族の存在がいかに大きいかを述べている。「子どもの生活機能は、家族等ごく近い限られた社会的環境との相互作用によって左右される。よって、子どもの生活機能は、“家族を背景にした子ども”として評価されるべきであって、そこから分離して評価されるものではない。⁶⁾」

このことは、障害のある子を持つ親である私にとって、非常に重要な意味をもつ。私事だが、そもそも私が ICF にひきつけられたのは、環境因子のひとつに、医師や教師と並んで「家族」という項目を発見したからに他ならないからである。同じような障害のある子どもでも、私のように落ち着いた親に育てられた子どもと、穏やかで辛抱強い親に育てられた子どもは大きく違う。障害のある娘と向き合いながら、そのことについて身をもって思い知らされていた私にとって、環境因子 e310 家族の項目は重い意味をもって迫った。

“家族を背景にした子ども”という視点は、ICF-CY が網羅しようとする児童青年期の子どもを捉えようとするとき、必須の視点である。保護される時期の子どもにとって、共に住む家族の影響が計り知れないことは明白である。一方で、障害者自立運動の中で展開された脱家族論では、親の囲い込みが成人後の本人の自立を阻むとされる¹⁾。だからこそ、児童青年期における家族の影響は、プラスマイナス両面から評価されなくてはならない。本人の活動・参加に家族がどのように影響し、生活機能全体をどのように変化させてきたか…その成長の過程を明らかにすることは、成人後の自立にも大きく関わってくるのである。

一方で、家族はあくまでも背景であり、主体は子ども自身にあることを親たちはいつも肝に銘じなければならない。ICF-CY の範疇は、成人の手前＝青年期までと考えても 20 年に満たないが、前文⁵⁾ が示すとおり、その間の変化、成長は著しい。親にとっては、まだまだ判断能力に欠けると思っていた本人が、いつの間にか家族の思いをはるかに超えた意思をもっていたことに驚かされたといったエピソードは少なくない。“家族を背景にした子ども”という視点をもつことは、同時に、子ども本人が、あくまで背景である e310 家族とはまったく別個に存在していることを改めて意識することでもある。

2. 家族とは誰か

ICF には環境因子の中に、e310 家族 (*immediate family*) というコードがある。e315 親族 (*extended family*) と比較して直訳すれば、「最も近い家族」というコードであるが、そもそも「家族」という言葉には、すべての歴史上の時代をとおして、すべての地域において、真実であるといえるような単一の概念など存在しない²⁾ といわれている。家族の境界は、法律

においても血縁においても定義づけられないものなのである。家族とは誰かを問うとき、その答えは、その子どもの所属する社会の文化的・社会的な環境に応じて変わってくる³⁾。ICF-CYが“家族を背景にした子ども”を語ろうとするならば、少なくとも、その子自身にとって「家族とは誰か」を明確にする必要があるだろう。

そのためには、*e310* 家族のコードには詳細分類が必要である。現在、このコードには、父親、母親、兄弟姉妹、配偶者、子、里親、祖父母などが全て含まれる。しかし、例えば、障害のある子への支援と関係を記述するとき、少なくとも親と兄弟姉妹の立場は大きく異なる。兄弟姉妹の中で本人が年上か年下かによっても、その立場はまた大きく異なるだろう。これらを同じ *e310* 家族というコードで示すことは難しい。“家族を背景にした子ども”は、家族の境界を明らかにし、家族の中の本人の位置を明確に示すことから記述しはじめるべきではないだろうか。初版の ICF-CY に、父親、母親、兄弟姉妹、配偶者、子、里親などの詳細項目が追加されなかったことは、非常に残念である。

3. 家族の中の役割

さて、ここで、ICF-CY の 211 項目の追加コードの中から、前文に掲げられた“家族を背景にした子ども”という視点で追加されたコードを探してみよう。活動と参加のリストの中では、*d 6302 調理の手伝い*、*d 6406 調理以外の家事の手伝い*、*d 6507 家庭用品の管理の手伝い*、*d 6606 他者の援助への協力*など、手伝いというコードがそれにあたるだろう。これらのコードによって、本人自身が主体的に家庭生活を営む場合とは違う、まさに家族を背景にした子ども、家庭の中で役割をもつ子どもの姿が浮かび上がる。

しかし、家庭生活における家族の機能は、家事機能に限らない。家族において子どもが果たす重大な役割が、実はもっと他にあるように思う。それは、「子はかすがい」と言われる役割であり、ときには家族の基盤を支えるといってもよいものである。しかし、子どもはその存在だけでかすがいになりうると想定し、無視するのは早計である。子どもによっては、それだけが唯一の役割である子もいるかもしれないし、逆に、微妙な感情の動きが読み取れないばかりに、他の兄弟姉妹に比較して、そうした役割を果たしにくい子どももいるかもしれない。どちらの例であっても、この役割が他の家族成員に対して重要な意味を持つことは少なくない。

例えば、*d 660 他者への援助*の詳細項目にある *d 6600 他者のセルフケアへの援助*や *d 6602 他者のコミュニケーションの援助*等に並べて、「他者の精神的安寧の援助」等「かすがい」を示す項目を追加することをここで提案したい。

4. 遊び

ICF-CY で追加・修正されたコードの中には、「遊び」に関するコードもある。確かに、少なくとも先進諸国においては、遊びは子どもの生活の中心であると言ってもよいだろうし、子どもと遊びは切り離せないように感じられる。しかし、「遊び」という言葉もまた、定義が

明確な言葉ではないだけに、コードの使用も難しい。

ICF では、*d 920 レクリエーションとレジャー*に既に遊びのコードが示されている。この *d 9200 遊び play* と、ICF-CY で追加された *d 880 遊びへの取組 (engagement in play)* の違いはどこにあるのか。また、ICF-CY には *d 880 遊びへの取組* とともに、*d 131 ものをういた動きを通した学習 (Learning through action with objects)* というコードが追加され、その定義や下位分類の中に遊びの要素が含まれているが、ここでいう遊びと学習の違いは何なのか。

親というのは、おそらくは動物的本能で子どもの自立成長を願い、子どもの教育を役割の一つとし、そのために働こうとするものである。幼い頃から機能訓練を受ける子どもたちの親は、折に触れ、「遊び」が発達を促すもっとも有効な学習であることを知ることになる。その結果、子どもが遊ぶ様子を発達の指標として観察し、わが子をより高次の遊びの段階へと導こうと教育しようとしがちである。このとき、子どもにとって遊びと学習は曖昧になる。

ICF-CY の分類コードに遊びのコードが追加されたこと自体には異論はない。しかし、特に主要な生活領域に分類された *d 880 遊びへの取組み* については、十分な配慮が必要であると思う。遊びの研究は、発達心理学の王道でもあり、ピアジェをはじめとする多くの研究者が遊びを通して子どもの発達を段階的に分類してきた。その中で、*d 880* では、社会的発達の観点から遊びを分類したパーテンの遊びの発達段階⁵⁾ が採用されている。すなわち、ICF-CY は、遊びを *d 8800 一人遊び*、*d 8801 傍観的遊び*、*d 8802 並行遊び*、*d 8803 共同遊び* として分類した。パーテンは、この発達段階を年齢によって区切り、子どもが社会的存在に発達していく過程として示している。一人遊びよりは傍観的遊び、傍観的遊びよりは並行遊びが、より社会性が高くなる高年齢の子どもの遊びであると理解される。

私は、この分類に触れた親たちが、障害のあるわが子の遅れを分類コードによって診断しようとしないうか危惧する。ICF は基本的にアセスメントのツールではない。あくまでも分類コードであり、これを活用して、障害のある人の生活機能を記述しようとする共通言語である。その使用にあたっては、WHO が ICF 付録5で記述したように「あらゆる努力にもかかわらず、烙印やレッテル貼り⁶⁾」とならないように、繊細な配慮が必要なのである。

前述のように、子どもたちの「遊び」は、親たちによって簡単に「学習」にすり替わる可能性もある。遊びとは何か、学習とは何か、遊びを通した学習とは何か、レクリエーションとレジャーの遊びとは何か、私たちは今後 ICF-CY の活用と研究を通して、それらの定義についても精査していく必要があるのではないだろうか。

5. 学校教育での適用

子どもの環境は幼児期から青年期にかけて、量・質ともに拡大・複雑化、変化する。家庭というごく限られた環境の中で、家族というごく近い存在に守られて生活していた子どもが、やがて地域の公園での社会的な出会いを経て、幼稚園や保育園、やがて学校へと、その生活の場を広げていく。ICF-CY は、成人期までのあいだに子どもが参加するであろう主要な生活領域として ICF にある *d 810 非公式な教育*、*d 815 就学前教育*、*d 820 学校教育*、*d 825 職業訓練*、*d 830 高等教育* に、詳細コードを追加している。

d 820 学校教育 には、以下のような6項目が追加され、ICF-CY によって、学校教育への参

加状況は、より詳細に記述できるようになった。

d 8200 学校教育プログラムの適用と次のプログラムへの移行

d 8201 学校教育プログラムへの継続的参加

d 8202 学校教育プログラムの内容の達成

d 8203 学校教育プログラムの修了

d 8204 その他の特定の学校教育

d 8209 詳細不明の、学校教育

例えば、何らかの事情で学校に行けない状況になった子どもを表現する場合、これまでの分類では、コードが一つしかなかったので、*d 820. 4 (学校教育への参加は実行状況：不参加) **と表現するにとどまった。しかし、ICF-CY では、*d 8201. 4 (学校教育プログラムへの継続的参加には、参加していない) **が、教師のフォロー（数日に一度の訪問やホームワークの提示など）や、他の支援者や保護者との連携により、*d 8202. 2 (=プログラム内容の達成に関する実行状況は部分的制約) **にとどまっている…ということも表現できるようになったのである。

不登校の子どもを持つ親にとって、この差は大きい。たったひとつのコード *d 820* で記述したときには、完全な不参加でしかなかったわが子は、ICF-CY の分類のもとで、学校教育に参加しようとする子どもとなり、その背景に家族や教師の努力が浮かび上がる。そして、それは学校にとって、教師にとっても示唆に富む視点になる。学校という建物の中でだけ学校教育が成立すると考える発想から、訪問教育や院内学級と同様に、学校に来られない生徒も支援次第で学校教育に参加することができるという発想へ。多様化する教育の形を模索する上でも、詳細分類の追加は大きく貢献するだろう。

* 厚生労働省大臣官房統計情報部発行の活動と参加の評価点基準（暫定案）⁴⁾に従って評価した。

6. まとめ

“家族を背景にした子ども”という視点をもって ICF-CY が発行されたことは、特別支援教育の中で保護者が重要な支援者として位置づけられたことと重ね合わせ、障害のある子を育てる親として襟を正す気持ちにならざるを得ない。しかしそれは、決して介護の責任者として子どもの人生を囲い込もうとする方向ではなく、環境因子の一人としての客観的な自覚であり、逆に愛情に基づくきわめて主観的な立場にある一人としての覚悟でもある。ICF-CY の活用によって、本人はもちろん、家族一人一人の生きやすさが模索できればと期待する。

引用文献

- 1) 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也：生の技法；家と施設を出て暮らす障害者の社会学，藤原書店，1995.
- 2) Flandrin, J.-L. : Families in Former Times . Cambridge: Cambridge University Press ,1997. (森田伸子・小林亜子訳：フランスの家族 アンシャン・レジーム下の親族・家・性. 勁草書房，1993.)

- 3) Gubrium, J. and Holstein, J : What is family? . Mountain View . CA : Mayfield, 1990. (中河伸俊・湯川純幸・鮎川潤訳：家族とは何か—その言説と現実—。新曜社, 1997.)
- 4) 厚生労働省大臣官房統計情報部：生活機能分類の活用に向けて—ICF(国際生活機能分類)活動と参加の基準(暫定案), 厚生統計協会, 2007.
- 5) 高橋たまき：乳幼児の遊び, 新曜社, 1984.
- 6) WHO : International Classification of Functioning, Disability and Health: Children and Youth Version, ICF-CY , ix- x x vi, 2007.

(下尾 直子)

I-9. ICF-CY の教育現場での活用への期待と課題

-ADHD の支援団体の立場から-

キーワード 発達障害 ICF-CY 主観 親支援 特別支援教育

1. はじめに

2007 年度から特別支援教育が法制度化され、ADHD 等のこれまで制度的な支援がほとんどなかった、発達障害のある子どもの教育的支援が全国で始まった。しかし専門家の連携、具体的な授業内容・指導方法などが全国に十分浸透しているとはいえ、急速に変化していく教育現場での混乱は大きいと考えられる。一方、知的障害を伴わない高機能の発達障害のある子どもは、3歳児検診では能力のアンバランスを発見できないことが多いため、小・中学校の通常学級に入学後、学校生活での何らかのトラブルの後に、受診、診断、障害告知、障害受容というプロセスを経ることがある。特に関係機関の紹介時や進路の選択の際に親と学校との間でのトラブルが多く、筆者が代表をしている「えじそんくらぶ」(※ADHD の正しい理解の普及と、ADHD のある人々とその関係者を支援する NPO 法人)に相談をする親が増加している。

2001 年に ICF が登場したことにより、障害のある本人の学校や社会での生活の中での「活動や参加」を促進するために、親子関係・友人関係等の「環境因子」の重要性がクローズアップされるようになった。また、高機能の発達障害のある子どもの支援としては、従来の医療モデル中心の機能障害の治療・療育あるいは特別支援学校を中心とした教育ではなく、通常学級や地域社会など、より一般生活の中での参加や活動のための教育支援に注目が集まっていると考える。

2. 実態調査の結果から

ADHD 研究の第一人者バークレー博士による「ADHD が、ADHD をもつ子ども達と、その家族に及ぼす影響に関する調査 (WITHOUT BOUNDARIES)」が世界 10 カ国で実施された。2007 年度、この国際的な調査に日本ではえじそんくらぶが協力し、北海道大学の田中康雄教授監修のもとデータの分析と国際比較を実施し、その後、その内容について記者会見で発表した。その内容の抜粋は下記のとおりである。

「子どもの ADHD によるストレスや将来への不安」は日本以外のアメリカ、韓国など 9 カ国平均と比較し、日本の家族のほうがより多かった。また治療による ADHD の克服への期待が日本は最下位 で『治療によって家族が受けるプレッシャーが全体的に軽減されているか』という質問に対して YES と答えたのは、9 カ国平均が 76%であったのに対して、日本では 45%であった。日本人の親はより多くのストレスを抱えていることがわかる結果であった。

日本では価値観の違いから、集団行動が苦手な多弁な発達障害の子どもは、個人主義や自

己主張を重視する欧米諸国より叱責されることが多く、それに伴い、親のストレスも大きくなる。つまり『同じであることが重要』『個人より集団の尊重』など『東洋文化の価値観の中で発生する独特のストレス』があった。そして今まで障害があるとは思っていなかった親に障害受容を強いる支援自体が、日本では『障害や障害児の母』に対して文化的に強いスティグマがあるだけに、ストレスサーとなるのが浮き彫りになった。これらは、筆者がアメリカ留学時代に臨床で出会った欧米人のクライアントとは大きく異なっていた。上記のような日米での臨床経験からも、日本においては、親のストレスの原因は単に生物学的な心身機能・身体構造による障害で『子どもが何かができない』ことだけでなく、彼らが属する『社会の価値観（理想）とその子どもの障害特性（現実）とのギャップ』である、つまり機能障害の治療だけでなく、ICFの『環境因子』に注目した支援の重要性を示唆している。」

3. 特別支援教育での ICF-CY の活用の可能性

えじそんくらぶでは、従来から指導者養成講座で ICF について紹介してきた。参加者の ICF への関心は高く、グループディスカッションでは、特別支援教育での ICF の活用の可能性について下記のように語られている。

- ①障害名の有無に関わらず、ICF の項目評価により、当事者の生活に関する情報が系統的に整理され、課題が明確になり、支援がしやすくなる。
- ②学校での当事者にとって重要な環境因子は、「学級」であり、当事者の直接支援だけでなく、クラスメートと教師からなる「グループの中での支援」の重要性が明確になる。
- ③相談時に「障害」という言葉に過剰反応をしめす親に対しても、「学校生活・家庭生活での課題と支援」という視点からスタートすると、子どもの特性が受け入れやすくなる。
- ④「環境による二次障害」という視点での学校での予防教育が大事であることがより認識される。
- ⑤発達障害は虐待のリスクファクターであり、虐待による個人的体験が「個人因子」として影響するという視点を持ち、親支援の重要性が理解しやすい。

これらの内容は、ICF-CY にも共通するところであり、18 歳未満を対象により細かい項目の追加が行われている ICF-CY が特別支援教育の中で活用できること伺える。

一方、アメリカでは、教育省の予算で Parent Training & Information Center を設置し、障害のある子どもの親支援講座を提供しており、教育支援の一環としての親支援が定着している。筆者は、2006 年度から北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター学外研究員として、文部科学省の支援により「テレビ会議システムによる遠隔地でのペアレントトレーニングのプログラムの研究」に協力している。今後は、学校現場での親支援講座の開催や体育教師による通常学級でのストレスマネジメント講座など、子どもにとって重要な環境因子である親や教師を支えるような、実践的な支援を試みる予定である。

4. ICF-CY の活用における課題と提案

2002年に障害者福祉研究会によりまとめられた「ICF 国際生活機能分類－国際障害分類改定版－」では、ICFは全ての人を対象とした分類であることが明記されており、同様にICF-CYについても全ての子どもが対象となるが、障害の有無に関係なくICF-CYを特別支援教育や一般の教育現場で活用するには、課題があると考えられる。ICF及びICF-CYは、いわゆる重度の障害が対象となると思われる項目と比較して、発達障害に関する項目（例：作業記憶・中枢性統合等）が不足している。さらに当事者の視点である主観や主体性に関する項目がないことは、実際の活用を考える上で課題であると考えられる。

他方、医療人類学の草分け的存在である精神医学者アーサー・クラインマンは、病気を「病い」(illness)と「疾病(疾患)」(disease)の二つに分けた。「疾病」は、病気の医学的な側面であり、生理学的・病理学的なものであるとし、一方「病い」は病気の個人的な意味経験の側面であり、症状の変化、体力の減退、それに伴う人間関係の変化についての知覚・感情・評価など個人の認知的な側面であるとした。これは発達障害に応用すると、機能障害という生物医学的な面だけでなく、ライフステージによる状態像の変化、それに伴う人間関係の変化についての知覚・感情・評価など個人の認知的な側面があるといえる。そして障害に対する主観：個人の認知的な側面を配慮しない支援は、支援としては不十分といえる。

さらにクラインマンは、慢性疾患の患者へカウンセリングを通して、その慢性の疾患がもたらす「病い」(illness)には下記の四つの意味があると分析した。

- ① 表面的な意味：日常的に用いられている「病い」の意味
- ② 文化的な意味：文化的・社会的背景の意味合いが強い「病い」の意味
- ③ 個人的意味：その人のライフヒストリーの中で位置づけられる「病い」の意味
- ④ 説明としての意味：自分自身や他者に対して、「病い」を説明するための意味

高機能の発達障害はまさしく慢性の障害であり、その状態像もその障害によるストレスもライフステージや環境で大きく変わる。筆者のペアレントトレーニングに講座の親を観察していると、当事者だけでなく、自分の子どもの発達障害を個人的にどう捉え(個人的な意味)、社会の障害観やスティグマ(文化的な意味)との関係の中で、どう教師や友人、家族に理解してもらおうか(説明としての意味)ということが、親のストレスと大きな関係があると推定される。そのストレスのはけ口としての虐待がさらに次の障害を生むことにつながっているのである。ストレスとはまさに「主観の産物」である。特に個性と障害に連続性がある高機能の発達障害のある当事者が「自分の発達障害をどう捉えるか」ということ、また親が「自分の子どもの発達障害をどう捉えるか」を理解することは、彼/彼女らの支援には不可欠の視点である。

そこで筆者は、ICF及びICF-CYの構成要素には含まれない「主観」のカテゴリーを加え、ICFモデルを使ったインテイク用シートを考案した。この主観を重視したインテイクは、特に自己主張が苦手な日本人には重要である。筆者の経験から日米のクライアントを比較すると、「沈黙は金」であり、障害に対してマイナスのイメージが強い日本人は、真実を語るまで、

つまり自己開示にいたるまでに時間がかかる。そのため支援者には「非言語の本人のメッセージ」を正確に理解する力量が求められる。教育においてICF-CYを活用する際にも「本人の思い」を見極め、効果的な支援のためにはICF-CYには、「主観」の項目が必要である。そしてこのことは、感情を押し殺すことが美德という伝統的な価値観のある文化背景を持つ日本から、WHOに、そして世界に提案すべき視点である。

5. おわりに

筆者は、中央教育審議会の特別支援教育部会の委員として学習指導要領の改訂などを検討する議論にかかわり、部会の中でICFの重要性について言及してきた。

2008年1月、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」の中で、特別支援教育の教育課程の改善においてICF（国際生活機能分類）を活用する必要性を下記のように明記した。

「ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、児童生徒の的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。」

これが、今後の日本の教育の基本的な柱の一つになることを期待している。これまでの活動の中で出会った高機能の発達障害のある子どもの中には、IQが高く、才能がありながらも「みんなと違うところがある」ということで、理解されず、支援が遅れ、重度のストレスで二次障害にいたり、実力が発揮できずに不登校にいたる例がある。このことは、本人や家族のみならず、ある意味、社会にとっても大きな損失という見方もできる。これからの少子化の時代、ICFの理念を理解し、子どものみならず、親をエンパワーできる教師を育成することは緊急の課題であるとかんがえる。

参考文献

- 1) Kleinman, Arthur. *The Illness Narratives: Suffering, Healing, and the Human Condition*. New York: Basic Books, 1988. (アーサー クラインマン, 『病いの語り—慢性の病いをめぐる臨床人類学』江口重幸・五木田紳・上野豪志訳: 誠信書房, 1996.)
- 2) 障害者福祉研究会編集: 「ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版—」, 中央法規, 2002.
- 3) 高山恵子: ICF モデルを使った軽度発達障害の理解と支援, 119-124, 独立行政法人子国立特殊教育総合研究所・世界保健機関(WHO) 編著: ICF 活用の試み—障害のある子どもの支援を中心に—, ジアース教育新社, 2005.
- 4) 高山恵子:ペアレントトレーニングの意義と課題, 柘植雅義・井上雅彦 編著, 『発達障害の子を育てる家族への支援』: 金子書房, 57-63 2007.
- 5) 高山恵子著・監修: 『育てにくい子に悩む保護者サポートブック』, 学習研究社, 2007
- 6) 中央教育審議会: 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申), 2008.

(高山恵子)

Ⅱ. 教育における ICF-CY の活用

II-1. 教育における ICF-CY 活用の方向性

キーワード ICF-CY ICF 教育

1. はじめに

「1 (2) ICF-CY の概要」の図1「WHO の国際分類ファミリー (WHO-FIC) の全体図」に示したとおり、ICF-CY は、WHO の各種の国際分類ファミリーの中の一つに位置付き、その取り扱いについては、WHO と各国・各地域の WHO—FIC 協力センター及びオブザーバー等の参加によって毎年開催されている会議、WHO-FIC ネットワーク会議 (図1) 等で、他の分類等と共に検討されている。ここでは、最初に、WHO-FIC ネットワーク会議をはじめ、国際的な流れの中で ICF 及び ICF-CY がどのように議論されているかを整理し、そのことを踏まえ、教育における ICF-CY 活用の方向性について述べたい。

まず、ICF や ICF-CY について検討する組織について述べたい。図1は WHO-FIC の運営組織の構造である。ICF 全体については (Functioning and Disability Reference Group, 生活機能分類グループ, 通称:FDRG。以下, 通称で表記。) で中心的に検討しつつ, それぞれの委員会等でも検討されることになっている。(例: ICF の普及に関しては, Implementation Committee (普及委員会) で検討される等。) また, 必要に応じてそれぞれの組織が協力し合って検討することもある。(例 ICF 及び ICF-CY の研修については, FDRG 内の Education Material (研修内容・方法等) 小グループと Educational Committee (教育委員会) との協働で検討する等。)

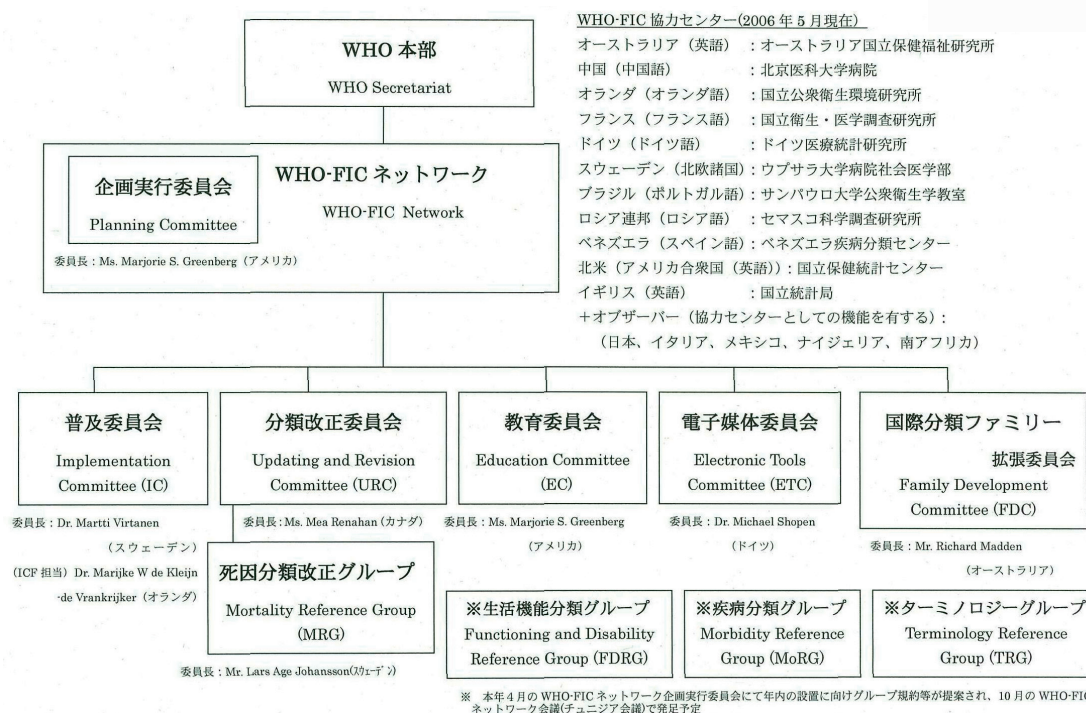


図1 WHO-FIC の運営組織の構造

(第1回 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会¹⁵⁾, 2006より)

2. 国際的な ICF 及び ICF-CY についての議論の動向

本研究は、ICF-CY を教育の文脈でどう活用するかを検討するものではあるが、そのためにも国際的に教育以外の分野も含めて ICF-CY 及び ICF 全体についての議論や方向性について把握しておくことが大切であると考え、様々な機会を捉え、情報を収集し、整理してきた。ICF-CY については正式に誕生したばかりであるため、ICF-CY の活用動向やそれら活用した研究の動向についての情報はほとんどない。ICF-CY が親分類である ICF をベースにして項目の充実を図って作られたことを踏まえると、まず ICF の活動及び研究動向を整理しておく必要があると考える。以下、その概要を整理した。

(1) コーディングによるケースの評価への活用を検討する動き

ICF の項目や評価点を用いてケースの状況を記述するコーディングという方法がある。コーディングには、大まかにいうと2種類の方法がある。ひとつは、それぞれの専門職種等が独自に行った評価結果としてのエピソード等から ICF の項目を拾い、整理していく方法である。例えば、ある特別支援学校で独自の評価内容や方法を用いて行った評価結果に関する記述から、ICF の項目を拾い上げ、評価点を付け、整理していく方法である。もうひとつは、最初から ICF のコードを用いて評価する方法である。以下に前者にあたる一定のエピソードからコーディングした例を紹介したい²²⁾。

素足での歩行ではバランスがとりにくいが、靴型の補装具とクラッチを使うことで、ゆっくりであれば家の周辺での歩行が可能な人がいた場合、その「d450 歩行」については、「実行状況（その人が現在の環境において行っていることを評価点として示す構成概念。少数第1位）」と「能力（その人がある時点で達成することができるであろう最高の生活機能レベルを補床点として示す構成概念。小数第2位）」の困難度の大きさに基づき、d450.12 のようにコーディングされる。また、この場合、環境因子としての補装具等が歩行を援助するプラスの効果をもたらすもの（促進因子）になっているので、「e1201 個人的な屋内外での移動と交通のための支援的な生産品と用具（福祉用具）」について、e1201+3 のようにコーディングされる。

なお、後者の例としては、「2（4）」で触れられており、コーディングを活用したその他の取組について「2（7）」でも述べている。

他方、2007年6月にアメリカ合衆国ニューヨークで行われた、第13回 ICF 北米協力センター会議（Annual North American Collaborating Center Conference on ICF, 通称 NACC）のプレカンファレンスでは、アメリカ心理学会（American Psychological Association）のメンバーによるワークショップが行われた¹²⁾。具体的には、事例を用いて、その事例から読み取れる様々な情報を ICF の項目と評価点によって整理する（コーディング）ものであった。ここでの取組は、ICF の項目を直接用いてアセスメントをするのではなく、作業療法士等の専門職がそれぞれの観点でアセスメントをし終えた一定量の情報のコーディングによって情報を整理し直し、それらを共通言語として用いて関係職種間で情報共有しようとするものであった。

いずれの方法も ICF のコードという共通の尺度で整理するために、それらを共通言語として用いることができ、異なる職種間等の連携のためのツールになり得る。また、これらの方法では、指導や治療等の介入前と介入後に評価をすることで介入効果の判定が可能となり、日本でも、棟

方から実際の取組の報告をしている⁹⁾。

(2) 医療情報等のデータ化による整理及び管理への活用を検討する動き

蓄積した患者に関する情報の中から、ICF のコードで情報を拾い直し、情報管理をするシステム⁶⁾等がこれにあたる。前述の NACC では電子化したシステムと医療情報の整理・管理に ICF を活用しようとする報告の多さが目立った。

(3) 限定した項目のセット（コードセット）を検討する動き

1424 項目にも及ぶ ICF の項目について取り扱うのは現実的ではない、という認識のもと、ケースの疾患やその他の文脈に合わせて必要と思われる項目のセット（コードセット）を作り、実践的に用いるというものである。本研究所が翻訳した WHO の「ICF チェックリスト バージョン 2.1a 臨床用フォーム」²⁴⁾もこれにあたる。

ICF には幅広い視野から生活全般を捉えることができるという長所があるが、全ての項目の評価は実際には困難であるため、コードのセットの使用については、今後の実際の活用のための一つの有効な手段だと考えられる。「2(4) 特別支援学校における ICF-CY 活用の実際 3 一寄宿舍における ICF-CY 活用の試み」の中で、寄宿舍でのコードセットを検討した取組を報告している。

(4) 統計ツールとしての活用を検討する動き

ICF のコードを用いて保健情報の比較等の統計に活用するものであり、ICF の目的に示されているものである¹⁶⁾。しかしながら、これまではあまり多く報告されておらず、2007 年の WHO-FIC での議論の中で取り上げられることが多くなってきたような印象である。

特別支援学校の学校要覧等で、在籍児の障害の起因疾患別の分類を用いた、実態についての統計資料を目にすることがあるが、ICF の項目を用いると生活機能の分類を用いた状態を表すことができる。例えば、厚生労働省から示された活動と参加についての評価の暫定案⁸⁾を用いると、屋外の移動について、一部人から介助を要する (d4602.2) 在籍児は〇名、全面的な介助を要する (d4602.3) 在籍児は〇名というような整理ができる。今後、実際の教育活動や学校経営等に役に立つ、ICF-CY を用いた統計の取り方等について、さらに検討を進めたいと考えている。

(5) 概念的枠組みを活用してケースの理解の支援を検討する動き

ICF の「構成要素間の相互作用の図」(図 2) に表現された概念的枠組み¹⁶⁾をベースにしながら、環境因子等を含めて多面的にケースの生活の状況を理解し、そこで整理された情報に基づいて支援を試みるものである。これらの取組で作成される図は、ICF 関連図と呼ばれているが、宮崎はこの図の意義についてシステム論の立場から整理している¹⁰⁾。また、これらの方法は、日本以外の国からの報告ではあまりない形ではあるが、少なくとも日本の教育分野での特徴的な活用の仕方として、以前から国際会議でも報告されている²¹⁾。

(6) その他の議論

2007 年の WHO-FIC 全体では、大きな話題の一つとして ICD (疾病及び関連保健問題の国際統

計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems) 改訂に向けた動きがとり上げられた。これまで、ICF についての議論は、ICF の枠組みの中で行われてきたが、2007 年は、ICF 及び ICF-CY についても、ICD との連動や WHO-FIC 全体の中での議論、WHO-FIC 内での関係する複数の組織が協働する動き等が見られ始めた。例えば、ICF 改正が ICD と同様の手続きを踏んで WHO-FIC 内で行われようとしたり、前述の ICF の研修についての検討のために複数の組織が協力して動いたりしている。

同会議では、その他に、ICF 及び ICF-CY について、次のような議論があった。

- ・ ICF-CY 完成についての正式な報告
- ・ 各国の ICF の普及状況と計画についての情報交換
- ・ 一定のまとまりの項目を用いるコードセットの検討
- ・ 保健専門職のための利用マニュアルの検討
- ・ 統計ツールとして ICF の検討
- ・ FDRG 内の 8 つのテーマ別小グループの内容（基準、改正、ICD との調和、測定と活用、教育、倫理、環境因子、ターミーノロジー）

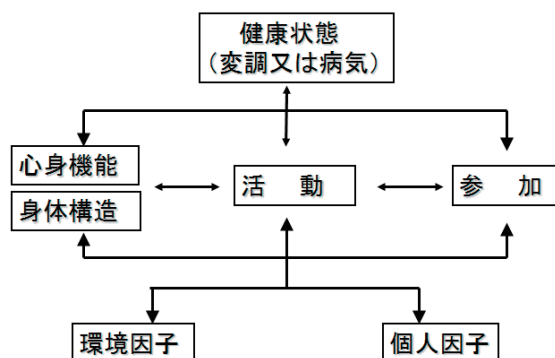


図 2 ICF の構成要素間の相互作用の図

3. 日本の教育における ICF 及び ICF-CY の活用の方向性

「1 (1) 研究概要」で述べたとおり、本研究においては研究目的に照らして、次のような三つの研究の方向性を設定した。

- ①既に報告されている、児童生徒理解における視点の幅広さによる有効性等、ICF の考え方に基づいた、教育課程の改善・充実等における活用
- ②共通言語としての性格から既に活用されつつある、個別の教育支援計画を初めとした、多職種との連携における活用
- ③障害のある人だけでなく、全ての人をその対象とし、生活の中での課題等の解決の糸口を探るという考え方に基づいた、通常教育での活用

大まかにいうと、①は学習指導要領等に相当する内容である。このことについては総論の随所で述べた通り、2008 年 1 月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)の中で、ICF の視点を盛り込む必要性が指摘された²⁾。詳細は「2 (6) 教育課程と ICF-CY」で述べているが、本研究では、今後進められるであろう学習指導要領や解説書、手引き書等に提供するための資料の収集・

整理を行っている。

一方、②③については、学校現場での活用を想定したものである。様々な情報を収集することにより、これらの想定を超えた、多くの興味深い取組や成果や課題が明らかになってきた。なお、ICF-CYは正式な英語版が出たばかりであるため、ほとんどの取組がICFを使ったものである。ICFとICF-CYは、詳細な項目を除き、基本的な枠組みは同じである。

(1) 個別の教育支援計画・移行計画での活用に関連して

本研究で収集した情報の範囲では、個別の教育支援計画や移行計画に関連させながら活用されている例がもっとも多く、養護学校（当時。現在は特別支援学校。以下同じ。）における様々な取組が報告されている^{1) 3)}。これらの多くは、ICFの持つ共通言語という性格に着目し、ICFチェックリスト²⁴⁾等を用いてICFの持つ幅広い視点から子どもの実態を把握し、その結果について「ICFの構成要素の相互作用の図」（図2）を模して図式化（以下、ICF関連図）して整理すると共に支援計画についても検討するものである。また、ここで整理された資料を用いながら本人・保護者・多職種との共通理解及び協働を目指す取組が多く、これらの取組は、関係者による共通理解に役に立った等の成果が報告されている。本報告書においても、これらの一連の作業を取り入れた取組として、「2(2)～(4)」で研究パートナー校での具体的な取組を紹介した。

以下に、ICF関連図作成の例²⁰⁾を挙げる。ICFの特徴の一つは中立的な用語の使用を挙げられる¹⁹⁾が、実際のICFの項目ごとの評価は、それぞれの困難度を数値化し、結果として本人のマイナス面が際だつ構造になっている（環境因子を除く）。「2(4)」では、評価結果をもとに、コメントを添えて実態を表すICF関連図（図4）が示されている。以下に示した図3は、基本的にはICFの評価基準に従った実態把握を行っているが、その後、そのまま実態を表すのではなく、実態把握の結果をもとに、本人にとって望ましいと思われる「参加」の状況を想定し、それが実現できている状態をゴールとして、支援の担い手を書き込んで作成したICF関連図である。実際の取組としては、この図をもとに支援計画を立てていく、という流れが想定される。

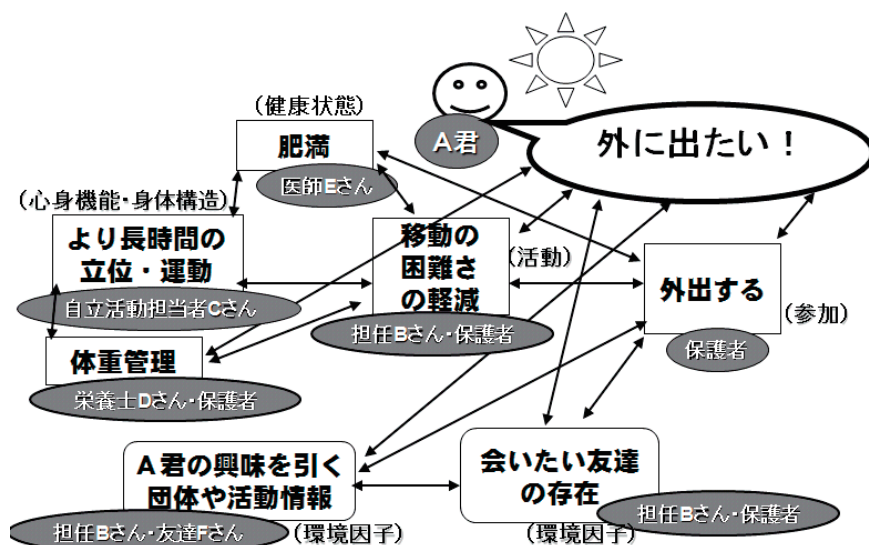


図3 A君のゴールと支援の図

これらの取組は、前述の国際動向に照らすと（3）に示したコードセットである ICF チェックリストを用いて評価をし、（5）に示した概念的枠組みの活用として ICF 関連図で情報を整理するものである。ICF の共通言語としての性格に着目するとしながらも、（1）に示したコーディングした評価結果をしたものが示されている例は少なく、ICF 関連図を作成する段階で ICF の項目も、日常的に用いる平易な言葉に置き換えられていることが多いことから、実際には ICF の概念的枠組みによるケースの理解結果を共有する形になっていることが多い。しかし、少しずつではあるが、コーディングを用いた例も報告され始めている⁵⁾。評価点のつけ方について一つの提案として、前述の厚生労働省の暫定案が示されている⁸⁾が、「2(5)」で触れたとおり、より実地的な活用のためには、工夫が必要だといえる。また、慣れないうちは ICF 関連図を作ることは容易ではないため、作成の仕方をマニュアル化する取組も報告されている¹¹⁾。

以下、これらの取組の中で指摘されている課題³⁾¹⁹⁾を3点挙げたい。

①用語の難しさや項目数の多さへ対応する必要性

ICF での用語を正確に理解し、全ての項目を網羅するためには、いわゆる「赤本」と言われる分厚い「ICF 国際生活機能分類-国際障害分類改定版-」（WHO 著・日本語版＝障害者福祉研究会編集）で一つ一つ意味を確認する必要があるが、実際の使用においてはかなり手間がかかる。このことについて、実際に必要な項目を選定して活用を図るのが 1-(4)のコードセットである。また、より用語の理解を図りやすくするための手段として、ICF の項目とイラストを組み合わせたものが Web 上で公開¹⁷⁾されており、日本でのこの取組は、2005 年 10 月の WHO-FIC 東京大会で WHO スタッフと連名で報告されている¹⁸⁾。一方、ICF 項目のキーワード検索されているシステムも、ICF-CY Japan Network での web サイトで公開されている⁴⁾。このシステムを含む、電子化による ICF 及び ICF-CY 活用の取組については「2(8)」で詳述している。

②研修の必要性

国際動向の（6）で述べたとおり、国際会議等では ICF の研修が行われたり、研修の方法論が議論の対象になったりしているが、日本では組織的な ICF の研修や議論は見あたらない。特別支援学校を中心に ICF を活用する取組が増えるに連れ、本研究所や ICF-CY Japan Network のメンバーへの ICF に関する研修講師の依頼数は増え続けている。そのような状況を受け、本研究所が 2007 年 7 月に発行した「ICF 及び ICF-CY の活用：試みから実践へー特別支援教育を中心にー」では、研修に関する章を起し、その方法論を検討するとともに、ICF 及び ICF-CY に関する研修会への参加者に対する質問紙によるアンケートを実施し、その方法論について検討を始めている。また、ICF-CY Japan Network の中にも研修部門が置かれ、検討が進められている。

③主観的側面を加える必要性

ICF の中には、子どもの気持ちの部分のカバーできていないが、それらが実践的には必要不可欠であることが指摘されていた¹⁹⁾。そのことは ICF-CY についても同様である。したがって、ICF 及び ICF-CY の実際の活用においては、図 3 や後出の図 4 にもあるように、多くの

場合で主観の部分を取り入れて検討されている。また、中には、個人因子の中に主観的な側面の内容を含み込んで報告している例も見られる。

一方、国際的にも、このことは、主観的側面 (Subjective Dimension) として検討されている。2005年10月のWHO-FICにおいては、このことを検討している国際研究グループと日本の検討チーム、WHOが協力し合って、策定の方向で動くことが確認されている²⁵⁾。

(2) 授業改善での活用に関連して

上林らは、個別の教育支援計画から個別の指導計画、授業への改善へつなげる養護学校での取組を報告している⁷⁾。また佐藤らは、参加の視点を大切にした授業の在り方として、個別の教育支援計画の目標については参加を中心に考え、個別の指導計画の目標については活動、心身機能・身体構造とする流れのもとで授業を改善する取組を報告している¹⁴⁾。ICF-CY Japan Networkが配布しているICFに関するリーフレット⁴⁾では、通常学級にいる多弁な子どもへ環境因子の一つとしての授業中での教員の声のかけ方の工夫 (e455「その他の専門職者の態度」に相当すると解釈) によって子どもの行動が改善されている様子をICF関連図で示している (図4)。

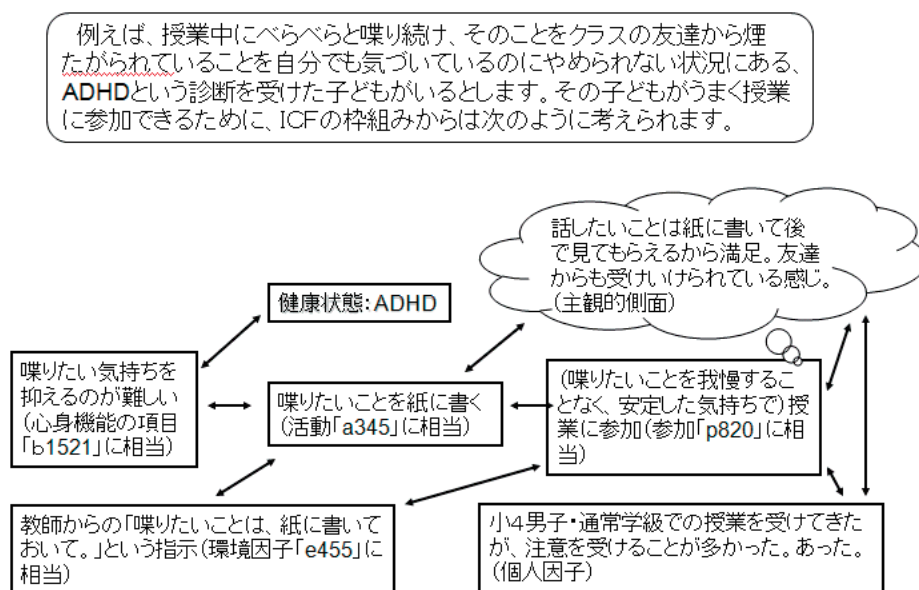


図4 環境因子としての声かけ

一方で、ICFには環境因子が含まれているため、ICFを活用した指導とは、環境調整ばかりに終始し、子ども本人の力を伸ばす指導はしないのか、といった批判の声もある。これに対し、徳永は、指導内容や教材、教育課程等も子どもにとっての重要な環境因子であるという認識のもと、これまでの指導をより精査していく必要性を指摘している²⁰⁾。一方、吉田は、「2(3)」同様、教員間の連携や指導の一貫性も環境因子の一つとして捉えた上での指導の検討の必要性を報告している²³⁾。さらに、齊藤は教員の指導を環境因子の一つとして捉え直す試みが、子どものパフォーマンスが上がらない原因を探す犯人探しになってしまう危険性があることを指摘している¹³⁾。さらに徳永は学校での指導場面を教員による重要な参加と捉え、仮にそのパフォーマンスがうまくいかない場合、ICFが障害のある人だけでなく全て

の人を対象としたものであることを踏まえ、教員の参加についても ICF 関連図を使って検討し、勤務体制の整備や必要な研修等を再考してみることを提案している²⁰⁾。

(3) 小・中学校等での活用に関連して

ICF 及び ICF-CY は、そもそも障害のある人だけでなく全ての人を対象としたものであるというおことを踏まえ、本研究では、ICF-CY Japan Network との共同企画により、2007 年 9 月に日本特殊教育学会において「ICF (国際生活機能分類) の学校現場への適用Ⅳ—小・中学校等での活用の可能性を探る—」と題した自主シンポジウムを開催し、特別支援学校のセンター的機能も含めた小・中学校等での活用について検討した。その結果、障害のある子ども或いは特に診断名はないが特別な教育的ニーズがある子どもの理解と支援において、ICF-CY が活用できる可能性が示唆された。詳細は、「2 (5) 小・中学校等における ICF-CY の活用の可能性」で述べている。

4. 今後の展望

これまで、国際動向を整理した上で、日本の教育での ICF-CY の活用の方向性について述べてきた。教育での活用も範疇に入れて検討された ICF-CY だが、基本的には保健分野で開発された分類であり、教育の中味とは異なるものである。したがって、日本の学校制度上、学習指導要領等との関連を整理する必要がある。現行の特別支援学校の学習指導要領の一つ前の解説書において、養護・訓練と ICF の前身の ICIDH との関連について整理した記述がある。一方、現行の学習指導要領においては、学習指導要領の検討段階と ICF の検討段階が重なっていたためか、ICIDH から ICF への流れを受けての改訂と読み取れる部分もあるものの、学習指導要領及びその解説書において、ICF に明らかに言及した部分はない。したがって、現在検討中の学習指導要領或いは解説書等において何らか記述が必要であると考え。ナショナルセンターとして、それらに提供できる資料を本研究では蓄積してきた。

ここまで、特別支援教育を軸に整理してきたが、前述の通り、ICF-CY は全ての子どもを対象としており、教育全体にかかわるところである。今後は、教育全体についても検討していきたい。また、引き続き、国際的な動向を今後も把握しつつ、日本の文化や教育の文脈・目的に沿った形でのよりよい活用の仕方を今後も検討していくことが重要であると考え。より活用しやすい方法の検討と共にそのことを支える電子化ツール等の開発や研修パッケージについても併せて検討していきたい。

引用文献

- 1) 秋田県立勝平養護学校：かつひら 平成 17 年度 (第 27 集) ~実践と研究のあゆみ~、研究主題「個の可能性を見つめ、豊かな生活を送るための教育支援について」~個別の教育支援計画を基にした個別の指導計画を授業に生かす取り組み~、2006.
- 2) 中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)、136、2008.
- 3) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関 (WHO) 編著：ICF 活用の試み—

- 障害のある子どもの支援を中心にー, ジアース教育新社, 2005.
- 4) ICF-CY Japan Network Web サイト <http://www.icfcy-jpn.org/wp/>
 - 5) 伊藤尚志: ICF を活用した学校づくりと社会生活への移行の取り組み-自力通学を実現し, その後授産施設へ自力通勤している H さんの 3 年間-, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所: ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー, ジアース教育新社, 80-87, 2007.
 - 6) Jiang, Guoqian, Harris, R. Marcelline, Savova, K. Guergana and Chute, G. Christopher): Sharing ICF Knowledge through Formal Models, 13th North American Collaborating Center Conference on ICF, 2007.
 - 7) 上林宏文・甲斐洋二郎・古川章子・鎌田典子・三瓶美知子: 個別の指導計画への ICF 活用の可能性ーリハビリテーションスタッフとの連携を中心にー, ICF 活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー, 125-129.
 - 8) 厚生労働省大臣官房統計情報部: 生活機能分類の活用にあたってーICF (国際生活機能分類) : 活動と参加の基準 (暫定案) ー, 厚生統計協会, 2007.
 - 9) 棟方哲弥・川谷歩: 評価ツールとしての ICF 活用例, ICF 活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー, 91-96.
 - 10) 宮崎昭: システム論からみた ICF と特別支援教育, ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー, 218-255.
 - 11) 大久保直子: ICF 関連図の作成手順マニュアルを検討した取り組み, ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー, 110-123.
 - 12) Reed, M. Geoffrey, Stark, L. Susan and Bufka F. Lynn: Pre-Conference Workshop 資料, 13th North American Collaborating Center Conference on ICF, 2007.
 - 13) 齊藤博之: 地域支援における ICF 活用の成果と評価システム, 第 44 回日本特殊教育学会自主シンポジウム配布資料, 2006.
 - 14) 佐藤満雄・和史朗: ICF による新しい授業の創造 (その 2) ー「参加」という視点を大切にしたい授業の在り方ー, 情緒障害教育研究紀要第 25 号, 183-190, 北海道教育大学情緒障害教育学会, 2006.
 - 15) 第 1 回 社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会資料, 2006.
 - 16) 障害者福祉研究会編集, ICF 国際生活機能分類ー国際障害分類改定版ー, 中央法規, 2002
 - 17) 高橋泰: ICF イラストライブラリ, <http://www.icfillustration.com/>
 - 18) Takahashi, Tai, Okochi, Jiro, Kostanjek, Nenad): Development of ICF Illustration library, 2005.
 - 19) 徳永亜希雄: 教育における ICF, すべての社会, 10, 102-103, 2003.
 - 20) 徳永亜希雄: 特別支援教育における ICF 及び ICF-CY の活用動向, 課題, そして今後の展望, いのちをはぐぐむ支援教育の展望 No.143, 55-61, 2006.
 - 21) TOKUNAGA, Akio, SASAMOTO, Ken, OUCHI, Susumui, HAGIMOTO, Ryouji, NISHIMAKI, Kengo, WATANABE, Masaihiro, TANAKA, Koji, SIMEONSSON, J. Rune: Implementation of ICF and ICF-CY on Special Needs Education (SNE) in Japan, 13th Annual North American Collaborating Center Conference on the ICF, 2007.
 - 22) 徳永亜希雄: あらためて ICF とは何か, ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー, 7-23, 2007.

- 23) 吉田豊：教師間の共通理解や指導の継続性を環境因子として捉えなおした取り組み，ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー，60-66.
- 24) WHO 著・独立行政法人国立特殊教育総合研究所訳：ICF チェックリスト バージョン 2.1a 臨床用フォーム，ICF 活用の試み，17-31.
- 25) WHO: World Health Organization Family of International Classifications (WHO-FIC) Strategy and Work Plan Current October, 2005WHO-FIC Network Meeting 資料，2005

(徳永亜希雄，笹本健，大内進，西牧謙吾，渡邊正裕，萩元良二)

Ⅱ-2. 特別支援学校での ICF-CY 活用の実際 1

－児童生徒の全体像の整理と課題の明確化を中心に－

キーワード 特別支援学校 ICF-CY 課題の明確化

1. はじめに

(1) 学校の概要

秋田県立勝平養護学校（以下、本校）は、手足や体幹に運動障害がある児童生徒が通う特別支援学校（肢体不自由）である。在籍児童生徒数は、75名程度で推移しており、隣接する県立の肢体不自由児施設「太平療育園」の入園児が在籍者の約8割を占めている。小学部・中学部・高等部が設置され、障害や疾病の状態により次の三つの類型による教育課程が編成されている。

I 類型～小学校・中学校・高等学校に準じ、教科学習を中心とする。

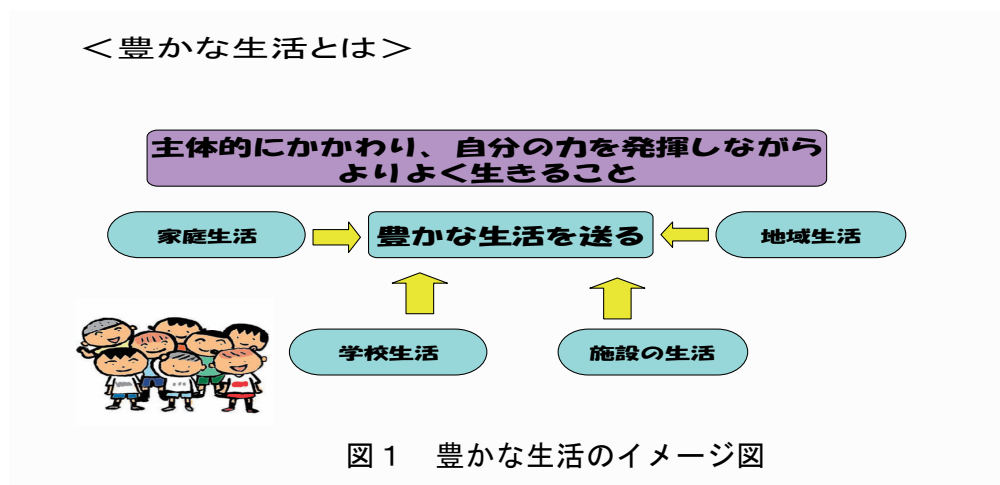
II 類型～知的養護学校の教育課程を活用する。

III 類型～自立活動を中心とする。

教育課程については、これらを基本としながら柔軟な運用を進めてきたが、児童生徒の実態の多様化や重度・重複化、それに伴う個々のニーズの変化などから、根本的な改善の必要が生じてきている。

(2) 研究テーマについて

(1) で述べたことを背景として、本校では児童生徒の「豊かな生活」をキーワードに教育支援を考えていくことにした。本校では「豊かな生活」とは、家庭・学校・施設・社会での生活に希望をもち、自分の力を発揮しながら主体的に人やものにかかわり、活動に参加していくことと捉えている（図1）。



そのためには、環境も整えながら、個々のニーズに合わせた教育支援が行われることが必要である。その際、児童生徒や保護者の願いを受け止め、要因分析を経て教育的ニーズへと変える作業が必要となり、それらが具体的な指導における課題として設定され、系統性をも

った教育プログラムに整えられる。

そこで、児童生徒一人一人の「豊かな生活」を支える教育プログラムの策定に際して「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」をつなぐものとして ICF を活用しようと考えた。

(図2) これは ICF にみられる、環境面も含めて多面的・総合的に捉える見方や、共通言語としての性格を利用した連携ツールとしての有効性に注目したからである。図2は、それらの関係を表したものである。

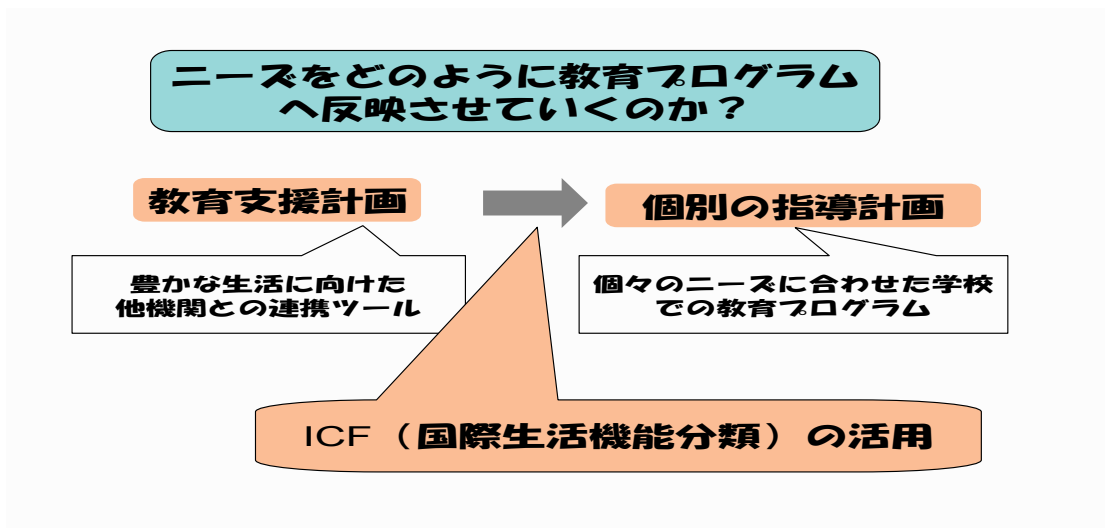


図2 ICF と個別の教育支援計画，指導計画の関係

これらの状況を踏まえ、本校では、研究テーマを「豊かな生活を目指した個のニーズに応じた教育支援 ～ICF 活用による焦点化された課題の授業への展開と評価～」と設定し、研究に取り組んできた。

2. 取組の経過

(1) ICF 活用の流れ

本校では各学部・各類型で事例児童生徒数名を取り上げ、図3に示した流れに沿って個別の教育支援計画と個別の指導計画を授業に生かす取組を実践してきた。

まず、児童生徒の実態を把握するために、一部 ICF-CY の項目を加えた ICF チェックリスト¹⁾²⁾を活用し ICF 関連図を作成した。そして、児童生徒の全体像を捉え、関係者による活動と参加を促進するという観点からの児童生徒の課題を見直しと、話し合いにより「焦点化された課題」を設定した。この課題を踏まえて、『個別の教育支援計画の支援目標→個別の指導計画の目標→題材の目標→1時間の授業の目標』と一連の流れの中でそれぞれの目標を設定し、授業に活用されているかどうかを検討しながら進めていくことにした。また、授業研究会においては、関連図を用いて教員間で児童生徒の理解を深めたり、関係機関である太平療育園の医師や PT・OT・ST、看護師の意見も取り入れて関連図を見直したりすることで連携ツールとして活用していくようにした。

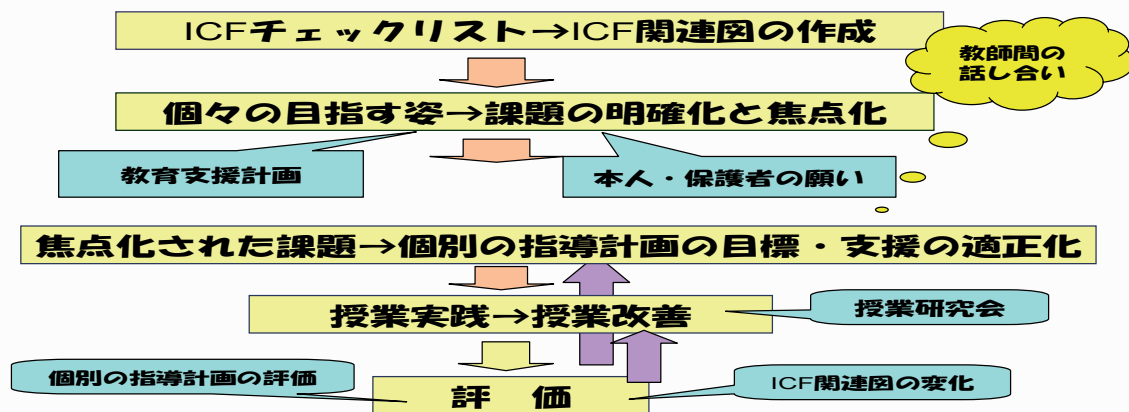


図3 ICF活用の流れ

(2) 実際の取組

各学部とも図3の流れで研究を進めた。その中から、小学部5年生のA男（Ⅲ類型の教育課程）についての「好きな人や物を媒介として、発声・動作での意思のやりとりを楽しむことができる」という具体例を次に紹介する。

① ICF 関連図から捉えたA男の実態と目標設定の流れ

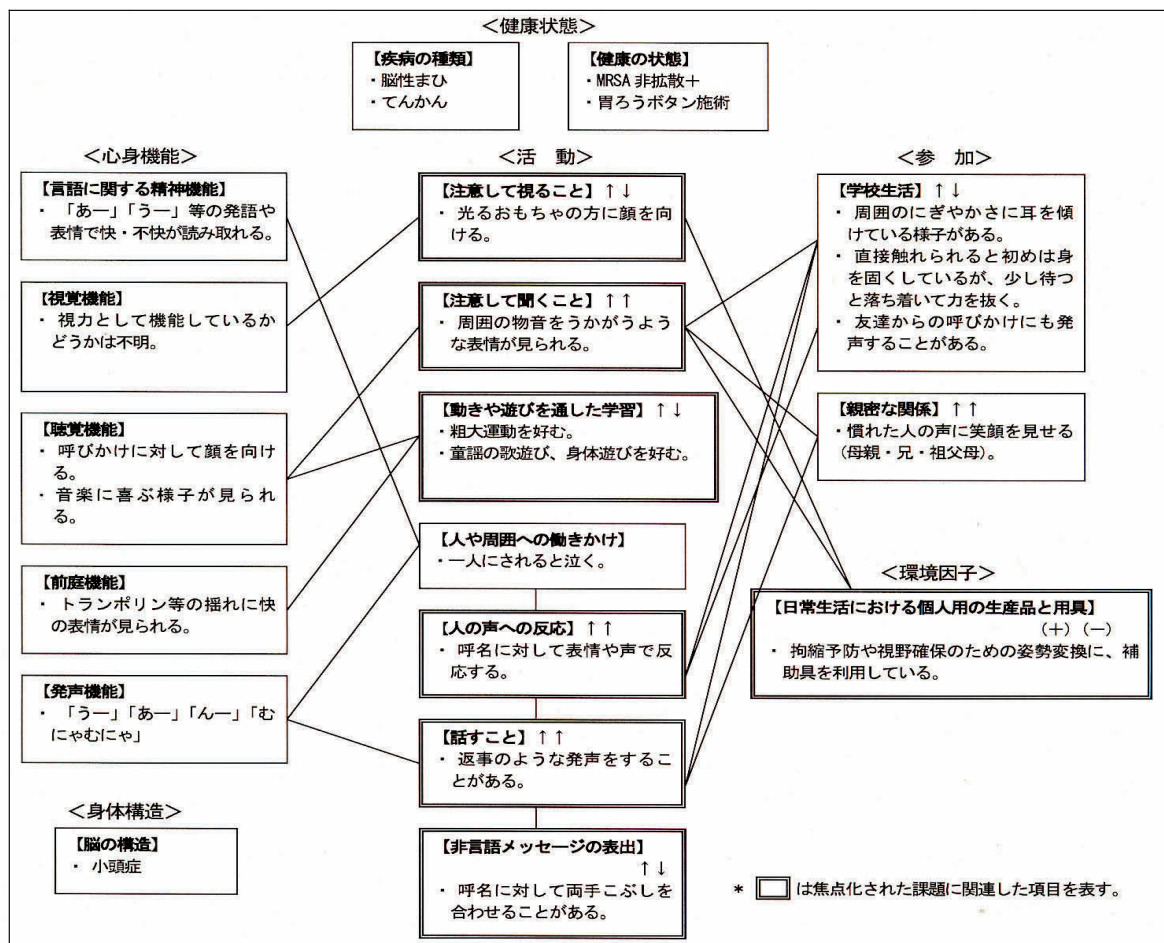


図4 A男の実態を整理したICF関連図

(※縦の二つの矢印(「↑↓」など)は、右側が「実行状況」、左側が「支援なしの能力」を指す。)

この ICF 関連図（図 4）から、A 男の実態を次のように捉えた。「注意して視ること」「注意して聞くこと」「人の声への反応」「非言語メッセージの表出」等のコミュニケーションに関する項目に、現在伸びつつある力がうかがえる。また授業では「動きや遊びを通じた学習」に快の意思表示が見られる。また、それらの向上を支えるために大切な姿勢面での配慮が「日常生活における個人用の生産品と用具」という項目に表れている。

○焦点化された課題

図 4 を資料として検討した結果、A 男の課題を「好きなことや物を媒介として、発声・動作での意思のやりとりを楽しむことができる」と焦点化した。

○個別の指導計画の目標

- ・小集団のかかわりを楽しみながら、好きな活動を増やす。

○題材の目標

- ・教員の言葉かけに応じて表情や発声で楽しさを表現する。
- ・上肢を動かして楽器を鳴らすことができる。

○本時の目標

- ・教員の言葉かけに応じて「ない」「わっ」の驚きの場面や喜びの場面で声を出したり、手を動かしたりする。
- ・自分が注目される場面で、教員の言葉かけに応じてひもを引っ張りウインドチャイムを鳴らす。

②本事例での指導の成果と課題

このような流れで授業の目標や教員の支援を設定し実際の指導にあたってきた成果としては、A 男の課題の背景について多面的に考え、全体像を捉えることにつながったことが挙げられる。この流れの中で、本児の場合、意思表示の向上のためにはどの項目をサポートすることができるのかということに目を向けることができた。また、焦点化された課題について教員間で共有することで、言葉かけの仕方や、応答の待ち方、姿勢への配慮に共通理解がなされた。一方で課題としては、チェックリストから関連図の作成までの作業の効率化と、太平療育園との連携に十分活用するための作成時期の検討が挙げられる。

3. 本校の取組全体での成果と課題

（1）成果

①環境も含めた「活動と参加」という視点への気づき

これまで述べてきた取組を通して、本校教職員が児童生徒の「豊かな生活」を考える際に、「どうしたら参加できるか」ということについて環境も含めた視点で課題や支援の仕方考えるようになってきた。また、課題の背景について確認するとともに、それが具体的な授業の目標へどう活かされていくのかを検討することにつながった。

②連携ツールとしての有効性

ICF チェックリストを通して多面的に個々の児童生徒を捉えるとともに、それぞれの児童生徒の指導にあたる関係教職員の間で関連図を作成することで、課題間のつながりや児童生徒の全体像を捉えることができた。特に平成 19 年度は ICF-CY²⁾ の項目を部分的に使用した

ことにより、様々な発達段階にある児童生徒にとっての実態をより細かく捉えるのに役立った。また、PT、OT、医師からの意見を取り入れることでより多面的に捉えることができた。

③ICFに関する教員間の理解

ICFの基本的な内容についての研修会や、小グループに分かれて一定時間で簡単な関連図を作成する演習を行った。また、公開研究会を実施し外部からの意見を受けたり、講演会で本校の研究内容も含めたICFに関する詳しい内容を聞いたりすることができた。こうしたことから、徐々に教職員間のICFに対する理解が深まり、外部へ発信していこうという意欲にもつながったように思われる。

(2) 課題

①作成の効率化と作成時期の検討

ICF活用の有効性については理解が深まりつつあるが、実際に教育計画等へ組み入れていくためには、関連図作成までの手順の効率化や、作成時期の見直しが必要である。現在ある形式との整理を含め、研究以外の分掌組織とも連携して検討していく必要がある。

②本人の自己理解と参画

今回の事例検討の対象児童生徒においては、保護者へ関連図を直接提示し、本人の願いも入れて作成している。しかし、本人に関連図そのものを提示するところまでは今年度は進んでいない。本人と一緒に関連図を見ながら作成することが、自己理解を深め、よりニーズを取り入れることにつながると考える。

引用文献

- 1) 世界保健機関(WHO)著 独立行政法人国立特殊教育総合研究所訳:ICFチェックリスト(日本語訳版)バージョン2.1a臨床用フォーム,国立特殊教育総合研究所編著:ICF活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー,ジアース教育新社,2005.
- 2) WHO Workgroup for development of version of ICF for children and Youth, ICF-CY DRAFT September 2006.

(高田屋 陽子)

Ⅱ-3. 特別支援学校での ICF-CY 活用の実際 2

—教員間の共通理解と教員支援への ICF 及び ICF-CY 活用—

キーワード 特別支援学校 ICF-CY ケース会議

1. はじめに

神奈川県立座間養護学校（児童生徒数 212 名，教職員 199 名，平成 19 年 5 月 1 日現在，以下本校と略記）は，神奈川県中央部の 7 市 1 町を学区とする肢体不自由教育部門（小・中・高）と知的障害教育部門（高）を併せ持つ特別支援学校である。

本校では，平成 17 年度より高等部肢体不自由教育部門（生徒数 38 名，教員数 24 名，以下高等部（肢）と略記）において，「ICF を取り入れた個別教育計画の作成」というテーマで実践研究を開始し，平成 19 年度からは，全校体制で「子どもたちの明日と ICF-ICF モデルで考える授業実践—」というテーマのもとで研究に取り組んでいる。

2. 問題の所在と ICF 及び ICF-CY 活用の理由

神奈川県の特設支援学校では，平成 16 年度から支援が必要な子どもたちのために「個別の支援計画」や「個別の指導計画」（神奈川県では「個別教育計画」）を作成し，他機関との連携のもとに指導に取り組んできている。本校でのこれらの取組の中で，これまでどちらかと言えば「学校完結型」で指導を行ってきたのではないかとの反省があり，これまでの方向を大きく転換する必要性を感じ始めていた。特にその必要性を強く感じたことは，以下のような点である。

- 「チームによる特別支援教育」…従来から行われている教員だけのチームから，教員だけでなく本人や保護者・専門家を交えたチームへの転換とそのことに伴うコミュニケーションツールの必要性。
- 「地域生活とライフステージを考慮した教育」…これまでの学校内だけを想定した指導から，家族や地域の状況を踏まえた指導への転換とそのことに伴う内容の精選と役割分担の必要性。
- 「児童生徒のニーズから出発する特別支援教育」…学習指導要領や発達プロセスのみを主な手がかりとした指導から，児童生徒のニーズから出発する教育への転換とそのことに伴うニーズ把握のツールの必要性。

これらの転換へどのようにアプローチするかという私たちの問題意識に，日々の具体的な授業の実践・評価という営みのレベルでそれらを実現できるツールとして ICF 及び ICF-CY の有効性を示す「ICF 活用の試み—障害のある子どもの支援を中心に—」での知見¹⁾を得て，ICF 及び ICF-CY 活用した研究に取り組むこととなった。

3. 取組の実際

(1) 研修の取組

ICF 及び ICF-CY を活用して日々の授業実践を高めていくために、職員全体でそれらについて理解を深めるため、以下のような研修会を実施した。各研修会の内容等は以下の通りである。

① H. 18. 6. 23 「ICF/ICF-CY と神奈川県立座間養護学校高等部(肢) 研究」

講師：徳永亜希雄氏（独立行政法人国立特殊教育総合研究所（当時））。

内容：ICF 及び ICF-CY の成立した経緯（ICIDH との違い）、本校高等部（肢）の校内学部研究での可能性、ICF 及び ICF-CY が成立した背景

② H. 19. 6. 14 「重度の障害のある個人と社会の個別的な関係づくりのために」

講師：春名由一郎氏（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター）

内容：高等部での進路支援（特に就労支援）のあり方、事例を通じた ICF 及び ICF-CY の視点（特にプラス面を評価すること）で就労支援を捉えることの重要性の示唆

③ H. 19. 8. 30 「ICF の概要と活用」

講師：大久保直子氏（筑波大学附属久里浜特別支援学校）

内容：自分のクラスの児童生徒についての ICF 関連図作成ワークショップ（付箋紙と「ICF 国際生活機能分類」を使用²⁾）

④ H. 19. 12. 7 「ICF の概要と活用」

講師：障害のある方の保護者でもある下尾直子氏（日本女子大学大学院）

内容：ICF 及び ICF-CY の機能のひとつである「共通言語」に関する理念と実際の活用方法についてのワークショップ（同書を用いたコードの選択と評価の作業）

(2) 18 年度までの成果と課題

高等部（肢）での取組の中で、以下のような成果と課題が明らかになった。なお、詳細は、「ICF 及び ICF-CY の活用：試みから実践へー特別支援教育を中心にー」³⁾ に述べている。

① 教員間の共通理解と指導内容の継続を図るための ICF 関連図の活用。

生徒と教員の関係はそれぞれ個別的なものではあるが、担当する教員によって指導する内容が大きく異なることは児童生徒や保護者を混乱させる一因となる。教員一人一人の個性や得意分野が、児童生徒の指導にプラスに作用するためには、関係者間での「指導内容の継続の話し合い」が不可欠となる。しかしながら、実際には実践現場の日々の業務に忙殺され、話し合いの時間の確保もままならないこともある。そのことを解決するために ICF 関連図を活用することにより、①児童生徒の全体像が一望の下に見渡し、②課題を解決するために「誰が」「いつ」「どうやって」取り組んでいけばよいかを簡潔に記述でき、短時間で課題や指導内容、役割分担の明確な把握をすることができようになってきた。

② 教員及びその指導内容が「環境因子」であることの自覚。

私たちは、生徒の実態を、「本人の能力（努力）＋環境の支援」と考えた。生徒が現在持っている能力（〇〇ができた、できない）だけに注目していると、「〇〇ができないのはその生徒の障害のせい」にしがちになる。一方で、環境の支援だけに注目すると、「生徒は何もしな

くてもよい」という誤解を生んでしまう。学習環境の整備が不十分なまま生徒に努力を求めるとや生徒のやる気を削ぐような過剰な環境設定のいずれもが適切な指導ではないことが、ICF 及び ICF-CY の概念的な枠組みから自覚された。

(3) 19 年度 of 取組

18 年度までの高等部（肢）で成果と課題を踏まえ、19 年度は、校内全体で一つのメインテーマ「子どもたちの明日と ICF-CY モデルで考える授業実践」を設定、学部・指導グループ単位でそれぞれの児童生徒の状況に応じたサブテーマを設定し、各グループの担当が適宜連絡・調整に当たりながら、研究を運営・推進した。ここでは、具体的な取組例として、高等部（肢）での「ICF モデルで考える給食指導」について紹介したい。

① 研究テーマの設定とその理由

私たちは、ICF 及び ICF-CY の視点を取り入れて授業実践を捉え直そうとする時、対象の児童生徒の全体像から取り組むべき課題を見つけ出す方法と、あらかじめ課題を設定し ICF 及び ICF-CY の視点という共通の土台で話し合う方法があると考えた。高等部（肢）での研究テーマを「食べること（給食指導）」と限定して ICF 及び ICF-CY の活用を図ろうとすることは後者の方法を採用したということだが、それには、本校だけでなく特別支援学校の肢体不自由教育部門一般に共通するのではないかと考えられる、以下のような給食指導での課題があり、その解決を図るためには ICF 及び ICF-CY の活用を図る方法が有効だと考えたからである。また、ICF が障害のある人だけでなく、全ての人のことを想定していることを考えると、下記の 2) における教員の支援にも活用できるのではないかと考えた。

1) 卒業生の生活をフォローする中で、「食べること」に困難が生じた卒業生が複数いたこと

その困難の理由は様々であるが、在学中にそのことを意識して取り組むことができれば困難さはいくらか少なくなった、もしくはそこに焦点を当てた移行支援の計画を考えると、できたかもしれない。

2) 「食事指導」に携わることによる不安がある教員がいること

最近では高等学校等との人事交流が活発で、いわゆる障害の重い生徒との食事の経験が本校赴任で最初という教員が増え、新学期早々から「給食指導」に携わることによる不安を感じている教員が少なくない。これは、児童生徒の「食べること」についての「環境因子である教育サービス」に支援が必要な状況と捉えることができる。そのための研修は、教育委員会や各学校で実施しているが、最も重要かつ実際的な研修は、各教室で行われる実地研修である。私たちには、児童生徒にとって給食指導での目標・外せないポイント・給食指導以外での関連事項などをコンパクトに伝える書式や伝達のツールが求められている。

3) 「食べること」は、「給食指導」だけにとどまらないこと

「食べること」に関する児童生徒のケース会議では、単に「摂食機能」だけでなく、食事マナーや偏食、心理的な要因と思われる拒食、家庭と学校との食事についての捉え方の違い、学校の教員間の食事についての捉え方の違いなど、「食べること」の多様な側面が浮かび上がり、指導の方向を決定・共有することが難しいことがあった。それらの多様な要素を一望に表現し、指導の方向と役割を明確に示すことができるツールが必要である。

②取組の実際

上記のような背景を受け、以下のような取組を行った。

1) 「食べること」をICF及びICF-CYの視点で捉えること

「食べる」という活動には、様々な因子が関係している。本研究を開始するに当たり、ICFで、「食べる」活動に関係していると思われる項目を私たちが拾い出した。「食べる」ことを促す指導のために、どんな因子があるのかを考え、ICF関連図作成等を通して、何を重点的に扱えばよいのか、検討した。拾い出した主な項目を以下に挙げる。

「活動と参加」に関する項目としては、「d110 注意して視ること」(他2項目)、「d210 単一課題の遂行」(他2項目)、「d310 話し言葉の理解」(他5項目)「d410 基本的な姿勢の変換」(他9項目)、「d550 食べること」(他2項目)、「d5500 食べることの意味表示 (ICF-CYでの追加項目)」、「d5601 飲むことの意味表示 (同)」「d630 調理」(他2項目)、「d710 基本的な対人関係」(他2項目)、「d820 学校教育」があった。

「環境因子」に関する項目としては、「e110 個人消費の生産品や物質」(他5項目)、「e225 気候」(他4項目)、「e310 家族」「e360 その他の専門職」(教員)(他5項目)、「e410 家族の態度」「e455 その他の専門職の態度」(教員)(他6項目)、「e585 教育と訓練のサービス・制度・政策」(他3項目)があった。

2) ICF関連図を資料にして生徒の給食指導について話し合い

話し合いの方法では、モデル図を参考にそれぞれ自分の担当する生徒の給食の状況を描き、給食場面のビデオを視聴して事例提供・検討をしたり、その場面について気づいたことをあらかじめ準備した付箋にそれぞれ自由に書き、付箋を各要素に分けながら貼ってメンバー全員でICF関連図を完成させたりした。

③研究の成果と課題

ICF関連図を用いて生徒の実態と課題を記述したケース会議は、従来のケース会議より実りある会議になった。参加した教員からは、

- ICF関連図で課題を視覚的に整理でき、明確に把握しやすくなった
- 付箋を用いたケース会議は、事例提供者の心理的負担が少なかった
- 付箋を用いたケース会議は、経験が浅い教員の意見もベテラン教員と同じ重さで取り上げられ、参加者の会議への参加の気持ちが強くなった
- 議論が「悪者探し」(教員批判や保護者批判)に陥らず、「支援すべきところ」をメンバー全員で考える癖がついた
- どのような結論を出すかは当然だが、どのような議論のプロセスを経るかに参加者の関心が向き、出た結論を共有しようとする気持ちが参加者に強くなった

などの声が寄せられた。

これらの取組により、教員間の共通理解が図られ、直接の生徒へ働きかけのみならず、教員同士が支え合いやすい雰囲気を生んだ。私たちは、このことが結果として生徒にも帰っていくものだと考えている。今後は、移行支援や引継ぎ会議、支援策定会議、生徒のケース会議などの様々な場面で、ICFの視点を取り入れた(ICF関連図を実際に用いた)会議を行い、活用を進めていきたい。

4. まとめ

ICF 及び ICF-CY の活用を通し、私たちは現段階でいくつかの知見を共有することができた。

①共通の視点で話し合うことの重要性

児童生徒の個別支援計画を策定し、本人や保護者・社会の願いを具体的に実現していく過程では、様々な要素が関係している。それらを整理し、チームで共有するためには共通の視点が必要であり、なおかつ重要であることを、ICF 関連図を用いた会議を行うことを通して、改めて認識することができた。

ICF 関連図を用いた話し合いでは、児童生徒の課題を関連図という 1 枚の紙に収まる図式で視覚的に明確に提供されていて、話し合いを始める前に参加者が視点を共有し会議を始めることができていた。話し合いの結果でも、参加者の意見が ICF 関連図の 1 枚の紙の中のどこかには必ず収まることで、各意見が話し合いの全体の中でどのような位置にあったのかがわかりやすく示され、一つ一つの意見が生かされる会議になった。

②「悪者」探しをしないことの重要性

私たち教員がよりよい教育実践を児童生徒に行うことは、ICF 及び ICF-CY の概念的枠組みでは「環境因子」を整えることだと捉えられる。逆に、たとえば普通校から転勤していわゆる障害が重い児童生徒の食事を担当することになった教員は、そのままでは不安なままで指導を始めなければならないこともあり、心ならずも十分でない「環境因子」になってしまう。ICF 及び ICF-CY の概念的枠組みで児童生徒の全体像を捉えることで、学校生活という「活動・参加」をよりよいものにするためには、「環境因子」である教員に対しても、同時に教員にとっての「環境因子」の一つとしての研修などの支援をすることが必要だとわかってくる。

それはその教員の存在がマイナスであることを意味しているのではなく、その教員に必要な支援が行われないことがマイナスであることを表している。概念的枠組みでこのように整理することで、課題は、研修の内容の検討や児童生徒の状況をコンパクトに共有できるツールの開発などに力を注がなければならないことがわかってきている。

これまでは話し合いのツールとして「ICF 関連図」を用いた研究内容が大半を占めていたが、今後はそれ以外の場面でも積極的に活用し、その成果を共有していきたい。すでに、

- 移行支援の引継ぎ資料の一部として ICF 関連図を用いる
- 個別教育計画の重点目標を、ICF 関連図を用いて検討する
- 学習指導案に ICF 関連図を添付し、授業との関連を記述する

などの実践が行われており、ICF 及び ICF-CY を様々な使い方で日常的に活用していきたい。

参考文献

- 1) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関(WHO)編著:ICF(国際生活機能分類)活用の試み, ジアース新社, 2005.
- 2) 障害者福祉研究会編集:ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版—, 中央法規, 2002.
- 3) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編著:ICF 及び ICF-CY の活用:試みから実践へ—特別支援教育を中心に—, ジアース教育新社, 2007.

(吉田 豊)

Ⅱ-4. 特別支援学校での ICF-CY 活用の実際 3

— 寄宿舍における ICF-CY 活用の試み —

キーワード 特別支援学校 寄宿舍 ICF-CY

1. 寄宿舍における ICF 活用の可能性

静岡県立中央養護学校（以下、本校）では、寄宿舍教育目標「友達との生活を通して、自分自身を発見し自立できる生徒」を実現するために、寄宿舍における実践指導を通じて、個々の実態に応じた生活技術の獲得と社会的自立に向けた生活力の育成を目指している。

寄宿舍は「生活」の実践の場であり、子どもたちは生活を通じて、個々の能力に応じて生活技術の獲得をはかり、生活力の向上をめざしている。その寄宿舍で支援にあたる寄宿舍指導員には、一人一人の生活を幅広く捉え、個々の能力に応じた生活技術や生活の工夫を見いだす支援の力が要求されている。

こうしたことから、生活機能の分類である ICF の視点を寄宿舍の支援にとり入れることはたいへん有効であると考えた。ICF 及び ICF-CY の視点から子どもたちの生活を捉え個々の課題や支援を設定することができれば、さらに幅広い支援の方法が見出せる可能性がある。そこで、ICF の基本的な考え方を知ることから始め、ICF 及び ICF-CY の考え方を具体的な支援の場に活かすためのツール（ICF 関連図、コードセット）を作成する研修を進めた。

2. 取組の実際

（1）ICF の概念を学習するための研修会の実施

この研修の大きな目的は、寄宿舍指導員が ICF の概念的枠組みに基づいて一人一人の子どもを捉え、そこから支援の方策を探ることができるようになることであった。しかし、当初、寄宿舍指導員全体としての ICF に関する知識は、具体的な支援に活かす方策を探るには不十分であった。そのため、ICF の考え方を再度確認し、その概念を共通理解していくことが必要であった。

そこで、ICF の基本的な考え方に関する研修として、以下のような研修会を3回実施した。

第1回 ICF とは何か？ ICIDH から ICF へ（講師：校内職員）

第2回 寄宿舍における ICF 活用の可能性について ICF 関連図の作成（講師：国立特別支援教育総合研究所・本課題別研究担当者）

第3回 当事者から見た ICF について 障害者運動の歴史から。（講師：県内の NPO 団体職員（障害のある当事者））

（2）寄宿舍における ICF 関連図とコードセットの作成

① ICF 関連図の作成

ICF の考え方に対する理解を進めながら、ICF を支援に活かすツールとして ICF 関連図を作成することとした。第2回目の研修会では、本課題別研究の中で取り上げられた「ICF 関連図作成

手順」¹⁾に基づいて作成作業を行った。この作業によって、ICFの概念的枠組みに基づいて子どもを捉えるということを実体的に理解することができた。

また、この研修では教員も参加し、同じグループの中で関連図作成作業を行った。その結果、子どもを捉える時の、それぞれの指導現場による視点の差がよりはっきりとあらわれ、教室と寄宿舎の連携のための共通言語としてICFが活かせる可能性があることがわかった。

そこで、本校においても関連図をICF活用のツールとして導入することとし、さらに、本校の寄宿舎にとって使いやすい関連図を作成することを目指して、以下のように研修を進めた。

○「ICF 関連図作成手順マニュアル」を参考にした関連図の作成

「ICF 関連図作成手順マニュアル」を参考にして関連図の作成を始めた。担当する子どもの中から対象児を一人選び、以下の手順で作成した。作成作業は寄宿舎指導員全員が同じ場で話し合いを交えながら行い、担当だけの主観で判断するのではなく、他の職員からの意見も聞きながら進めていくようにした。

以下の手順で関連図作成を行った。

- ・個々の子どもの「参加」から考える（例えば、卒業後の進路などを想定する）。
- ・「参加」から考えられる「活動」を捉える。
- ・子どもを取り巻く環境因子、個人因子を考える。
- ・最後に健康状態、身体構造、心身機能を考える。
- ・最初は文章で表記し、関連すると思われる項目を探る。
ここでは、項目の評価を行うことより、項目を使うことに慣れることを目的とする。
- ・身体構造、心身機能の評価の際は、それらにばかり焦点を当てないように促した。
さらに必要性があれば項目を探る。

○関連図作成の中での戸惑いと疑問

ICFの考え方を具体化していく作業は初めてだったため、ICFの考え方はある程度理解されているものの、実際作業を進めていくと、以下のような様々な戸惑いや疑問が出されてきた。

- ・「参加」をどう考えたらよいのか？どんなことを「参加」というのか？
- ・「参加」のレベルをどこに設定したらよいのか？
- ・「活動」と「参加」をどう区別するのか？
- ・どこの項目から見ればいいのか見当がつかない。
- ・「今ある障害を克服すること」という考え方から脱し切れず、障害によるマイナス面を捉えがちになってしまう。
- ・課題や手立てを項目に求めてしまう。
- ・個々の指導員の生活経験の違いによる評価のばらつきが出る。

特に「参加」の捉え方について、「卒業後作業所に行く」「大学に行く」という大きな将来的な参加はすぐに発想できるのだが、現在の生活の中での具体的な参加をイメージすることが難しかった。このことにより、私たちが子どもを捉える時、寄宿舎内での生活だけを見ることに視点が滞り、子どもの生活を全般的に広く捉えられていないことを気づかされた。

また、「活動」と「参加」をどう区別したらよいのか分からないという混乱も大きかった。「参加」は生活や人生場面への関わりであり、「活動」は個人の行為であるとされるが³⁾、どちらも子

ども自身が活動することであり，分かりにくかったのではないかと考えられる。本校では，「参加…人や社会の仕組みへの関わり，活動…個人の行い」ということで再確認した。

○本校独自の関連図の作成

上記の関連図作成作業の中で課題となったことを参考にして，以下のような関連図を作成した。「参加」を捉えることに苦慮したため，参加のステージを以下の2つに分けて考えることとした。（図1）

<p>ステージ1</p> <p>寄宿舎を中心とした生活における参加ステージ…ICF の視点で現状を考える。今，どんな参加ができてしているのか？休日の生活も含めて考える。</p>
<p>ステージ2</p> <p>現状から望まれる次の参加ステージ…ICF の視点で将来の課題を考える。個々の能力に応じたステージを設定する。</p>

ICF関連図

<p><健康状態>要調または病氣 OP</p>		<p>対象者: Y/T 18 才 女 ICF関連図作成日: 年 月 日</p>	
<p><心身機能・身体構造> b7353(×) e750(×)</p>	<p>ステージ1 <活動>寄宿舎での実行状況 d540(△)衣類の選択 d570(△)健康管理 d640(△)調理以外の家事 d4608(○)移動 単独備省○ d465(○)車椅子での移動 現在の生活領域において d710(○)基本的な人間関係</p>	<p><参加>現在の参加状況 d820(○)学校生活 d910(△)コミュニティライフ d920(○)レクレーション/レジャー</p>	<p>ステージ2 <活動>期待される活動 家庭生活 d5404 衣類の選択 d570 健康管理 d630 調理 d640 家事 d650 家庭用品の管理 地域 d730 知らない人との人間関係 d740 公的な人間関係 d750 友人、同僚との人間関係 d770 恋愛、婚姻関係</p>
<p><環境因子>物的・人的・制度的環境 e1151(+)福祉用具 e120(土)車椅子 e320(+)友人 e325(+)知人・仲間 e340(+)ボランティア ヘルパー e575(+)支援のサービス e580(+)保健サービス e585(+)教育と訓練の制度サービス</p>	<p><個人因子>体力、習慣、経験、性格、困難への対処方法など ・日課をこなすことに精一杯で、ゆとりある生活をするのが難しい。 ・真面目ではあるが、思考の柔軟性に欠ける。 ・人と接することが好きで、会話を楽しむことができる。 ・後輩の面倒見は良い。</p>	<p><主体・主観>本人の気持ちなど ・将来的には福祉分野で人と関わる仕事をしたい。 ・卒業後の独り暮らしには大きな不安を抱いている。</p>	

事例) 高3 女子 脳性マヒ 電動車椅子使用

[ステージ1]

寄宿舎では自立した生活ができています。現在の生活環境(車椅子で移動可能), 介助者(寄宿舎指導員, 教員, 保護者等)があれば, 生活上の大きな問題はない。

[ステージ2]

大学進学。一人暮らし。

生活圏の広がりによって, 物的, 人的な環境因子を整える必要がある。

図1 県立中央養護学校寄宿舎版関連図

②寄宿舎コードセット（活動と参加・環境）の作成

関連図作成作業では，WHO の「ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版—」³⁾ や厚生労働省の「生活機能分類の活用に向けて」²⁾ 等を利用して項目を選んできた。しかし，項目の数が多く，どの項目から評価を始めていったらいいのか戸惑いが多かった。そこで，寄宿舎として必要と思われる項目を抜粋し，表現もわかりやすく工夫して寄宿舎コードセット（活動と参加・環境）を作り，評価の手順を簡素化することにした。（別表参照）

コードセットは，支援の場を寄宿舎に限定した場合必要とされる項目を関連図作成作業から探り，選択した。また，3桁だけでは足りないと思われる項目は4桁までの項目，ICF-CY から必要とされる項目を選択した。

評価点については，数値による細かな評価ではなく，簡便な記号「○・△・×」とし，表記は

「コード(支援あり・支援なし)」という形をとった(例…基本的な姿勢の保持「d410(○・×)」)。

3. まとめと今後の可能性

関連図及びコードセットの作成を中心とした研修を進めていく中で、寄宿舎指導員の子どもを捉える視点が徐々に広がっていった。特に「参加」については、これまで発想の乏しかった新しい「参加」が見えるようになった。

例えば、筋ジストロフィーの診断を受けた子どもの事例では、この先の障害の状況を捉えることが難しく、現状の生活課題に対する支援を考えることばかりが先行していた。しかし、現状をICFの考え方に基づいて捉えることによって、「移動の介助」「尿瓶の利用」「車椅子サッカーへの興味」「地域との繋がり」などを見出し、卒業後、「地域のサークルでスポーツを楽しみながら、人との繋がりを増やしていく」という「参加」が導き出された。現状の「活動」に対する支援を行う時、「参加」への課題を提示することで、子ども自身も目的を持つことができるようになり、意欲的な「活動」へと変化が見られるようになっていった。

こうした視点の広がりから、これまで見出せなかった支援を導き出せるようになり、支援の幅が拡大していった。

平成20年度より、ICF関連図をもとに寄宿舎での個別の指導計画を作成していくことになる。しかし、それは「評価すること」が目的ではなく、一人一人の子どもの背景を幅広く捉える視点を寄宿舎指導員が持つことで、よりよい支援を導き出すためである。コードセットやICF関連図を作成することのみが継承されていくのではなく、ICFの考え方を継続して共通理解を図っていくことが重要であろう。そのための研修の取り組みを今後も続けていきたいと考える。

また、子どもの様子がリアルに見えるICF関連図作りを目指して工夫を続けていきたい。子どもの様子が見える関連図は、今後、学級担任、保護者、医療機関等との連携に共通言語としてICFが活かされることと考える。

今回の研修では、現在入舎している子どもに対する関連図を作成してきたが、これから取り組みとしては、生活調査(入舎前のアセスメント)への導入を考えている。本校では、入舎を希望する生徒に対して、生活実態調査を行っているが、その時に、ICF関連図を使った実態把握を行うことで、入舎後の関連図作成作業がスムーズに進むと思われる。そこで図2のようなシートを使って実態調査を行っていかうと考えている。

生活調査表(ICF関連図)		<健康状態>実調または病状	対象者: 才 男・女 生活調査票(ICF関連図)作成日: 年 月 日
<心身機能・身体構造>	<活動> セルフケア(入浴・排泄・更衣・食事)	参加	
	移動 コミュニケーション・言語 対人関係 家庭生活		

図2 生活調査用シート

生活技術の向上、獲得を目指す寄宿舎での支援においては、「生活」を幅広く捉える視点が

強く求められる。生活機能を全般的に捉えていく ICF の考え方は、まさに寄宿舎指導員に求められる視点であろう。

引用文献

- 1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編著：ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー。ジヤース教育新社，110-117，2007.
- 2) 厚生労働省大臣官房統計情報部：生活機能分類の活用に向けて（案）ーICF（国際生活機能分類）活動と参加の評価点基準（暫定案）ー，厚生統計協会，2007.
- 3) 障害者福祉研究会編集：ICF 国際生活機能分類ー国際障害分類改定版ー，中央法規，2002.

（川口 ときわ）

(別表) 静岡中央養護学校寄宿舎・ICF及びICF-CYコード表 学年() 氏名()

	コード		支援なしの能力	支援ありの能力
1 セルフケア	d510	自分の身体を洗うこと		
	d5100	手や顔、足、爪など身体の一部を洗うこと		
	d5101	清潔にする目的で身体の全身を洗うこと		
	d5102	身体を拭き乾かすこと		
	d520	身体各部の手入れ		
	d5200	皮膚の手入れ 皮膚のきめと保湿状態の手入れ		
	d5201	歯の手入れ 歯磨き		
	d5202	頭髮と髭の手入れ 髪を整える、髭を剃る		
	d5203	手の爪の手入れ		
	d5204	足の爪の手入れ		
	d5205	鼻の手入れ		
	d530	排泄		
	d5300	排尿 尿意を表出し、トイレで排尿すること		
	d5301	排便 便意を表出し、トイレで排便すること		
	d5302	生理のケア 生理を予測し、生理用品を用いること		
	d540	着替え		
	d5400	衣服を着ること		
	d5401	衣服を脱ぐこと		
	d5402	履き物をはくこと		
	d5403	履き物を脱ぐこと		
	d5404	適切な衣服の選択		
	d550	食べること		
	d560	飲むこと		
	d570	健康に留意すること		
	d5700	身体的快適性の確保 快適な姿勢をとること、暑さ寒さの調整、照明の調節の		
d5701	食事や体調の管理 栄養のある食べ物の選択、摂取、体力維持の必要性を意識した上での自己ケア			
d5702	健康の維持 疾病予防、薬物使用など健康上の自己ケアをおこなうこと			
2 家庭生活	d620	物品とサービスの入手		
	d6200	買い物		
	d630	調理		
	d6300	簡単な食事の調理		
	d640	調理以外の家事		
	d6400	衣服の洗濯と乾燥		
	d6402	居住部分の掃除 整頓、掃除、雑巾がけ、窓や壁の掃除		
	d6403	家庭用器具の使用 洗濯機、乾燥機、アイロン、掃除機などを使用すること		
d660	他者への援助 他者のセルフケア、移動、コミュニケーション、栄養摂取などへの援助、気遣い。			
3 対人関係	d710	基本的な対人関係 適切な思いやりや敬意を示すこと。他人の気持ちに適切に対応すること。		
	d7107	相手との相互のやりとり		
	d730	よく知らない人との関係 道を尋ねたり、物を買うこと		
	d740	公式な関係 公的な状況において、特定な関係を作り保つこと		
	d750	非公式な社会的関係 友人、隣人、知人、同居人、仲間と関係を作り保つこと		
	d760	家族関係 血縁や親戚関係を作り保つこと		
	d770	親密な関係 個人間の親密な恋愛関係、婚姻関係を作り保つこと		
4 コミュニケーション	d310	話し言葉の理解		
	d3101	簡単な話し言葉の理解		
	d3102	複雑な話し言葉の理解		
	d315	ジェスチャー、一般的な記号とシンボル、または絵と写真の理解		
	d325	書き言葉によるメッセージの理解		
	d330	話すこと		
	d3350	ジェスチャーによる表出 身体の動きによって意味を伝えること		
	d3351	記号とシンボルによる表出		
	d3352	絵と写真による表出 描画、絵画、図解、写真によって意味を伝えること。		
	d345	書き言葉によるメッセージの表出		
d350	会話			
d3503	一対一での会話			

4	d3504	多人数での会話		
	d355	ディスカッション		
	d3550	一対一でのディスカッション		
	d3551	多人数でのディスカッション		
	d360	コミュニケーション用具、技法の利用		
5 運動・移動	d410	基本的な姿勢の維持		
	d4100	横たわること		
	d4101	しゃがむこと		
	d4102	ひざまずくこと		
	d4103	座ること		
	d4104	立つこと		
	d4105	身体を曲げること		
	d4106	身体の重心を変えること		
	d4107	寝返り		
	d415	姿勢の保持		
	d4150	臥位の保持		
	d4151	しゃがみ位の保持		
	d4152	ひざまずいた姿勢の保持		
	d4153	座位の保持		
	d4154	立位の保持		
	d420	乗り移り		
	d4200	座位での乗り移り 座った状態から便座などへ、車椅子から車の座席へなど。		
	d4201	臥位での乗り移り ベッドから他のベッドへの移乗など		
	d430	持ち上げることと運ぶこと		
	d4300	持ち上げる		
	d4301	手に持って運ぶ		
	d4305	物を置く 物があるものの上やある場所に置くこと。		
	d435	下肢を使ってものを動かすこと 下肢で押すこと、蹴ること		
	d440	細かな手の使用		
	d4400	つまみあげること		
	d4401	握ること		
	d4402	操作すること		
	d4403	放すこと		
	d4408	細かな手の協調運動		
	d445	手と腕の使用		
	d4450	引くこと		
	d4451	押すこと		
	d4452	手を伸ばすこと		
	d4453	手や腕を回しひねること		
	d4454	投げること		
	d4455	つかまえること		
	d450	歩行		
	d455	移動		
	d4550	這うこと		
	d4551	登り降りすること		
	d4552	走ること		
	d4553	跳ぶこと		
	d4555	床面での平行移動		
	d460	さまざまな場所での移動 自宅内、自宅以外の屋内移動		
	d465	用具を用いての移動 車椅子、歩行器を使っての移動		
	d470	交通機関や手段の利用		
	d475	運転や操作 自転車、自動車などの交通手段の操作		
6 一般的な課題と要求	d210	単一課題の遂行		
	d220	複数課題の遂行		
	d230	日課の遂行		
	d2300	決められた日課の遂行		
	d2301	日課の管理 計画管理		
	d2302	日課の達成		
	d2303	自分の活動レベルの管理		
	d2306	スケジュールへの対応		
	d2305	時間内での日課の遂行		
	d240	ストレスとその他の心理的要求への対処、責任重大でストレス、動揺、機器を伴うような課題の遂行		

Ⅱ-5. 小・中学校等での ICF-CY 活用の可能性

キーワード ICF-CY 小学校 中学校

1. はじめに

「ICF は、障害のある人だけに関するものとの誤解が広まっているが、ICF は全ての人に関する分類である。」³⁾

これは、ICF 序章の中の一節である。ICF の派生分類である ICF-CY にも同様のことがいえる。学校教育の分野では、これまで特別支援学校での ICF や ICF-CY を活用した取組が多く報告されてきたが、この考えに立つと、ICF-CY は特別支援学校のみならず、小・中学校等でも活用できるものであるといえる。小・中学校等での ICF の活用に関して、徳永は学習障害という診断を受けている児童の算数の時間の例を挙げながら、ICF を活用した通常学級における子どもの理解と指導の可能性について報告している⁶⁾。一方、高山は、ADHD のある本人だけでなく、その親の理解と支援についても ICF が活用できる旨の報告をしている⁵⁾。しかしながら、これまで小・中学校等での教員自身による ICF や ICF-CY を活用した取組の報告は見あたらなかった。

したがって、本研究では、小・中学校等での ICF-CY 活用の可能性について検討するために ICF-CY Japan Network のメンバーと共に、日本特殊教育学会第 45 回大会（平成 19 年 9 月）において、自主シンポジウム「ICF（国際生活機能分類）の学校現場への適用Ⅳ—小・中学校等での活用の可能性を探る—」を企画・開催した。本稿では、本シンポジウムでの話題提供や議論等の内容を軸に、小・中学校等での ICF-CY 活用の可能性について述べたい。

2. シンポジウムの概要

今回の自主シンポジウム「ICF（国際生活機能分類）の学校現場への適用Ⅳ—小・中学校等での活用の可能性を探る—」は、メインテーマを同じくする第 42～44 回のシンポジウムに続くものである。過去 3 回のシンポジウムでは、主に養護学校（当時、以下同じ）に軸足を置いた議論を重ねてきた。しかしながら、第 44 回大会の議論の中で、障害のある人だけでなく、ICF が全ての人を対象としたものであることを踏まえると、学校現場での ICF 活用は、養護学校のみならず、あらゆる学校を想定すべきであるとの結論を得た⁵⁾。そのことを踏まえ、今回は小・中学校等での ICF 及び ICF-CY 活用について検討することにした。なお、ICF-CY は、本シンポジウムの時点では、確定していないため、WHO の ICF-CY ワーキンググループから本課題別研究が提供を受けた暫定版を研究用資料として翻訳し、関係者に提供しているものが使用されている。

シンポジウムの企画者・司会者・話題提供者・指定討論者それぞれの氏名・所属・報告内容等は次の通りである（敬称略。以下同じ）。別紙資料の発表論文集資料も参照されたい。また、各話題提供者等から資料については、本課題研究の Web サイトから見る事ができる

ようになっている。

http://www.nise.go.jp/blog/2007/10/icf_2.html#tokushyukyoiku_g45

<趣旨及び全体説明>

企画者・司会者の徳永亜希雄（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）より、前述した趣旨の説明・全体構成等に加え、本シンポジウムの背景となる ICF を巡る動向として、最新の出版物、ICF-CY の策定動向、国内外での活用動向、ICF 及び ICF-CY の項目を用いた評価（コーディング）方法等について紹介がなされた。

<話題提供>

以下の4名から、それぞれ話題提供が行われた。

○伊藤尚志（長野県飯島町立飯島小学校）

小学校の教員である伊藤は、養護学校での ICF 活用実践の経験を背景に持ちつつ、教科担任という立場で行った在籍児童及び保護者への教育相談に ICF を活用した取組を中心に報告した。ICF チェックリストを用いた評価による生活全般にわたる状況の把握、そしてそこで得られた情報の ICF 関連図作成による整理という作業について、これまでの実践の中では煩雑さや難しさといった課題が指摘されてきたが、①本人・保護者のいわゆる「困り感」に寄り添う、②本人・保護者が活用する、という方針で作業を進めたところ、それらの課題解消することができた。また、これまで平均 10 時間かかっていた一連の作業も 2 時間という教育相談の時間内で行うことができた。結果として、ICF の活用により、全体的・系統的に「困り感」を整理でき、その軽減のための支援策を検討することができた。また、本事例は、生活上において二次障害が心配されたが、環境への配慮を重要な視点にもつ ICF 及び ICF-CY を活用した取組は有用であると考えられた。

○下島かほる（東京都墨田区立向島中学校）

中学校の教員である下島は、特別支援教育コーディネーターの立場から、通常学級における難聴のある生徒へ指導の取組を中心に報告した。従来、通常学級における難聴のある生徒へ指導は、聴能訓練・発音指導・言語指導・教科の補充等が多かったのに対し、近年は、本人への直接的な指導のみならず、学習面や人間関係面での環境を整備することの重要性が認識されてきている。さらには、障害のある本人が環境を整備・調整する力を身につける必要があると考えられる。そのためには、教員が障害の特性に合わせた環境整備の手段を知り、その効果を検証する必要がある。本事例では、障害について理解を促す授業によって、環境因子「友人の態度」が促進因子として作用することにより、参加としての「対人関係の形成」が改善されるなどの検証ができた。このことを通して、ICF 及び ICF-CY の活用により①生徒の環境面への教員の意識を高める可能性と、②環境面へのかかわりについて評価できる可能性が指摘され、このことは他の診断名のある子どもにも適用されると推察された。一方、今後の活用に向けた課題として、①より簡便な活用法の検討、②評価基準の明確化、③教員への ICF 及び ICF-CY の啓発、がそれぞれ求められると報告された。

○齊籐博之（山形県立上山高等養護学校）

齊藤は、特別支援学校において地域の小・中学校、高等学校の支援を行う立場から、これまでの自身の実践から得られた知見を中心に報告した。小・中学校等の特別な教育的ニーズのある子どもについて、各校の職員らが問題の実体をつかみ切れていないケースが多いという現状認識のもと、単にアドバイスをするのではなく、コーディネーターを中心に問題状況の把握から課題設定、そして課題解決ができるようになることが望ましいと述べた。そのための方策として、子どもの情報をICF関連図の作成を通して整理することにより、課題とその背景を幅広い視点から分析し、適切な支援につなげていく方法を用いた実際の取組を報告した。さらに、それらの一連の取組により断片的だった子どもについての情報が総合的に把握され、実際の支援が展開されやすくなる旨が報告された。

○高山恵子（NPO 法人えじそんくらぶ）

高山は、ADHDのある当事者及び家族への支援団体の立場から、ICFの構成要素を取り入れたインテイクシートを活用して行った中学生への相談の具体的な取組を通じた報告をした。その中では、注意力の自己コントロールについて課題がある場合でも、障害となるか個性となるか、あるいはうつや自尊感情の低下など二次障害につながるかつながらないかの違いには、環境因子が重要な役割を果たしていること、そしてICFの概念的枠組みをもとにして、子どもにとって環境が重要な要素であることを認識することが大切であることを報告した。また、生活機能の三つの次元のうち、参加の視点から生活をとらえ直すとともに、現在のICFに位置付いていない主観的側面や自尊感情に関する内容を取り入れることで、子どものより深い理解と効果的な支援につながりやすくなることを報告した。

<指定討論及び質疑応答等>

指定討論者の下尾直子（日本女子大学大学院）は、まず保護者の立場から次のような考えを示した。

自分の子どもを周囲に薦められた特別支援学校ではなく、小・中学校に入学させるという、ICF及びICF-CYでいうところの子どもの「実行状況」を先に設定した場合、その「実行状況」を快適にし、さらに子どもの「能力」を伸ばすためには、地域での育ち合いにより友人等の環境因子をいかに促進因子として確保するかが鍵となる。また、子どもに関する一つの事象についても、人や立場によって様々な考え方やとらえ方があり、ICF及びICF-CYの項目による評価（コーディング）を行った場合にも、結果として異なる項目の選択や評価点の違いが現れる可能性がある。その違いへの気づきを促すことが、それぞれの立場や考え方を尊重した上で関係者が連携していく手だてになりうるという独自の考え方を示し、各話題提供者に質問を行った。具体的な質疑応答は次のとおりである。

養護学校と小学校での違いについて質問を受けた伊藤は、小学校での重要な環境因子の一つが学級集団であることを指摘し、児童同士の理解を促す重要性を指摘した。また、多様な保護者のニーズへの対応の中で、障害という切り口では抵抗感を示す場合も、ICFによって整理した当事者の「困り感」に寄り添う姿勢をとることでうまくいくと考えられ、今回のような、ICF-CYを活用した教育相談での事例の蓄積が、今後の実践を後押しするものになるとの考えを示した。

平成 19 年に厚生労働省が提案した ICF の評価基準²⁾ を今回の事例の評価に使用した感想を求められた下島は、少なくとも今回の事例の範囲では、検討の必要性が感じられることを指摘した上で、障害種によって違いがある可能性があるという考えを示した。より具体的かつ詳細な説明や例示に必要性のほか、障害のある生徒とのかかわりが少なく、多忙感が増してきている中学校という特性を踏まえ、簡便かつ正確な評価ツールがあると良いとの考えを示した。

子ども理解のための ICF 関連図シートから課題と支援計画のシートへのつながりについて質問を受けた齊藤は、ICF や ICF-CY の使用は目的ではなく、子どもの理解と支援のための手段であることを確認した上で、図の作成プロセスを重視し、優先順位をつけながら様々な要因を整理して支援計画を立てる重要性を指摘した。また、参加の視点から整理し、どう変わってほしいかを検討する重要性を示した。

障害名がつく前の段階の子どもの理解と支援への ICF の活用について質問を受けた高山は、ICF 及び ICF-CY の各構成要素を引き合いに出しながら、次のような考え方を示した。注意の機能等、同じような心身機能の障害があったとしても、個人因子や環境因子によって、生活の状況が変わることが多く、そのために障害名がついたり、つかなかったりする。したがって、障害名がついていないとしても、何らかの課題を持っていることがあり、表に現れない個人内差にも目を向けるような考え方についての小・中学校の教員による理解が望まれる旨を述べた。

その後、フロアから ICF-CY の簡便かつ効果的な活用手段としての電子化ツールについての研究動向や、ICF-CY と学習指導要領及び解説書に示された自立活動の内容の適合性検討結果に基づく ICF-CY 活用の有用性が紹介された。さらに、話題提供者からも指摘のあった ICF 及び ICF-CY には含まれていない主観的側面についての質問と議論があり、ケースの理解と支援には本人の主観がたいへん重要な側面であること、ICF 関連図を用いた実践ではその枠を設けて活用することが望ましいことに加え、子どもや保護者、教員等の主観がそれぞれ異なることを認識することの重要性等が確認された。

最後に、今回のシンポジウムの総括とともに、今後の方向性として、小・中学校のみならず、学校現場においては①ICF 及び ICF-CY の概念モデルのみならずコーディングの活用も検討していきたいこと、②ICF ではなく ICF-CY を軸に活用の検討を進める必要があることなどが述べられた。

3. まとめと今後の展望

本シンポジウム及び事前の準備段階、事後の反省会等での議論から小・中学校等に在籍する、障害のある子どもあるいは特に診断名はないが特別な教育的ニーズがある子どもの理解と支援において、ICF-CY が活用できる可能性が示唆された。具体的には次のようなことが挙げられる。

○障害名がある場合でもない場合でも、ICF-CY の項目評価による生活全般にわたる状況の把握、そしてそこで得られた情報の ICF 関連図作成による整理という作業を通して、断片的

な情報が全体的・系統的に整理されるとともに課題が明確になり、その課題解決のための支援策を検討することができる。また、結果だけでなく、そのプロセスの共有も重要である。

- 小・中学校での重要な環境因子の一つは、友人との関係や学級集団であり、友人や級友による本人への理解を促し、育ち合いを支援することが重要である。
- 障害という切り口では抵抗を示す保護者も、生活機能の低下やそれに伴う「困り感」という切り口からの課題を整理すると情報・感情を共有しやすくなる。
- 子どもを理解し、かかわる際に教員が子どもの環境面を認識することと実際にかかわった後に評価をするためにも ICF-CY の環境因子は有用である。また、二次障害が生じるかどうかのポイントとしては、特に環境因子が大事であることも改めて認識される。
- 生活機能の三つの次元のうち、参加の視点から生活を捉え直すと子どもの課題や支援の方策が整理しやすくなる。

ところで、平成 20 年 1 月に中央教育審議会がとりまとめた「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」の中では、特別支援教育のところで、ICF の視点を生かす必要性が指摘されている。特別支援教育は小・中学校等でも実施されていることから、ICF と同じ枠組みを持つ ICF-CY を小・中学校等でも活用されて然りである。

他方、不登校経験のある子どもの理解と支援への ICF の活用として、伊藤は、通常の学級で不登校経験のある生徒に対する病弱養護学校での指導に ICF を活用した報告をしている¹⁾。執筆後の談によれば、「ICF を活用して実態を捉えた結果、課題を整理しやすいと感じた。心理面ばかり気になっていたが、実際は環境や能力など様々な課題が絡んでいることが改めて分かった。」とのことであった。同じく不登校の児童生徒の理解と支援への ICF 活用について、宮崎は、心理専門職の立場から報告している⁴⁾。

これらの点を踏まえると、ICF-CY は小・中学校等の多様な子どもたちの理解と支援のためのツールとしての可能性を有するものだと考えられる。

最後にシンポジウムから指摘された、今後の活用に向けた課題として、次のようなことが挙げられる。

- 教員への ICF 及び ICF-CY について理解啓発が必要であること
 - 評価基準の明確化を含めたより簡便な活用方法が必要であり、その一つとして電子化ツールが有効だと考えられること
 - ICF に位置付いていない主観的側面や自尊感情に関する内容を取り入れることで、子どものより深い理解と効果的な支援につながりやすくなること
- 今後、これらの課題を踏まえ、より使いやすい方法を検討していきたいと考えている。

引用文献

- 1) 伊藤公裕，不登校について考える一子ども一人一人にあった支援を目指して一，教育な

がさき, 659号, 14-17, 2005.

- 2) 厚生労働省大臣官房統計情報部:生活機能分類の活用に向けてーICF(生活機能分類):活動と参加の基準(暫定案)ー, 厚生統計協会, 2007.
- 3) 障害者福祉研究会編集:「ICF 国際生活機能分類ー国際障害分類改定版ー」, 6, 中央法規, 2002.
- 4) 宮崎昭:ICF:国際生活機能分類を「利用」する, 臨床心理学, 第4巻第1号, 117-121, 2004.
- 5) 堺裕・徳永亜希雄:日本特殊教育学会自主シンポジウム「ICFの学校現場への適用」シリーズからの提言, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編著, ICF及びICF-CYの活用の試み, 試みから実践へー特別支援教育を中心にー, ジアース新社, 140-149, 2007.
- 6) 高山恵子:ICFモデルを使った軽度発達障害の理解と支援, ICF活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー, ジアース教育新社, 119-124, 2005.
- 7) 徳永亜希雄:「障害のある子どもとともに生きる」から「みんなで支え合って生きる」へ, 教育ながさき, 652号, 6-9, 2005.

(徳永亜希雄, 下尾直子, 遠直美(三重県立草の実特別支援学校教諭
・ICF-CY Japan Network メンバー))

「ICF (国際生活機能分類) の学校現場への適用IV

—小・中学校等での活用の可能性を探る—

企画者	徳永 亜希雄 (国立特別支援教育総合研究所)
司会者	徳永 亜希雄 (国立特別支援教育総合研究所)
話題提供者	伊藤 尚志 (長野県飯島町立飯島小学校)
	下島 かほる (東京都墨田区立向島中学校)
	齊藤 博之 (山形県立上山高等養護学校)
	高山 恵子 (NPO 法人 えじそんくらぶ)
指定討論者	下尾 直子 (日本女子大学大学院)

KEY WORDS: ICF、ICF-CY、小・中学校

【企画の趣旨】

昨年度までの3年間、「ICF (国際生活機能分類) の学校現場への適用」をテーマとした自主シンポジウムにおいて、主に養護学校に軸足に置いた ICF の活用について議論を重ねてきた。一方、そもそも ICF は、障害のある人だけでなく全ての人を対象としたものであり、昨年10月に WHO の国際分類会議で承認された、ICF の派生分類である ICF-CY (児童青年期版、仮称) も同様である。その意味で、学齢期における ICF 及び ICF-CY の活用は、特別支援学校のみならず、あらゆる学校で検討される必要がある。

したがって、今年度は、これまでの成果を踏まえ、小・中学校等での ICF 及び ICF-CY 活用について議論を深めたい。なお、ICF-CY については、まだ正式に WHO で採択されていないため、現段階のもの研究用 ICF-CY 仮訳資料、又は ICF をベースに用いることにした。

【話題提供者の趣旨】

1. 小学校教諭の立場から

通常学級に在籍する5年生のAさんは、特に診断を受けていないが、注意を受けたことが3分以上持続できず、級友や担任は対応に困っている。しかし、本人には困っている様子が見られない。今後の対応を検討するためには、家庭ではこの困り感がないのか、また、どんな場面で問題とされる行為が顕著なのかなど、生活全般での理解が必要になると考えられる。このようなケースについては、筆者の勤務校では特別支援教育コーディネーターが教育相談にあたり、家庭・担任らと連携しながら対応している。ここでは、その教育相談に ICF を活用することで、Aさんについての理解を深め、Aさんを含めたクラス全員が生活しやすい環境を整えていく取り組みについて、Aさんへの実践を通して、話題提供を行いたい。(伊藤尚志)

2. 中学校教諭の立場から

障害のある生徒には、教科指導や自立活動など本人への直接的な指導と共に、ICF の特徴の一つである学校場面での「参加」の向上を図るため、適切な環境作りが欠かせない。環境の整備により、授業参加やスムーズな人間関係が構築されるからである。さらに、その環境整備を自らが構築する環境調整能力を本人が身につけるための支援が中学校段階では必要であると考えられる。卒業後の進学や就職における社会参加が視野に入り始めるこの時期、本人にもその必要性に対する自覚が高まるからである。そのことを踏まえ ICF の構成要素の一つである環境因子に注目し、環境調整能力を身につけるまでのプロセスを分析し、多くの生徒に共通する要素を抽出した取り組みについて、具体的な事例を交えて話題提供を行いたい。(下島かほる)

3. 特別支援学校のセンター的機能の立場から

小・中学校、高等学校等に在籍する、特別な教育的ニーズのある児童生徒等が抱える問題となる事象や状態像は多種多様である。そのような児童生徒等に対して、「この子をどのように理解したらよいか」、「何をどのように指導したらよいか」と戸惑う声を聞く。この現状に対して、特別支援学校のセンター的機能の一つである地域支援の実践において、子ども理解と支援内容の設定で ICF を活用したところ、子どもの学習や生活上の困難さを総合的に把握できることと、支援のポイント、支援内容を明確にできるという効果が見られた。ここでは、小・中学校に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもの問題解決に、ICF の活用が効果的であることと、活用の方法について話題提供を行いたい。(齊藤博之)

4. 当事者及び家族への支援団体の立場から

ADHD/LD 傾向がある学生の相談に、ICF を活用した。いわゆる軽度の発達障害のある学生は未診断又は、診断名がついても本人に告知しないケースが多く、従来の障害の有無を明確にしてからの「特別な」支援では、逆効果なことがある。障害名がつく前の状態 PRE-DISORDER の状態を把握し、学校や家庭での支援のためになにが必要なのか検証した。また、現在の ICF は、自尊感情や主観的側面に関する項目がなく、不十分という指摘があるが、筆者も同感である。さらに、告知に関するトラブルもあり、誰に告知をしたか、実際の支援では重要な情報となる。ここでは ICF をもとに新たな項目を加えたシートの活用を提案し、上記の発達障害のある学生への相談から得られた知見と合わせて、ICF の理念をどのように小・中学校での支援や家庭での支援につなげていくか、話題提供を行いたい。(高山恵子)

【指定討論者の趣旨—保護者の立場から—】

障がいのある我が子を、周囲の薦める特別支援学校ではなく小・中学校に入学させるということは、ICF で表現すれば、活動の能力の前にまず参加の実行状況を確保することとも言える。この場合、「能力」は後からついてくると考える。さらに、「実行状況」の向上のためには、環境因子=例えば友人をいかに促進因子に育て上げるかが重要になる。地域の子もたちとの育ち合いである。ひとりの子どもの生活機能がそこだけで完結せず、環境因子を通じて地域社会とつながる。ICF の理念がもっとも生きる瞬間ではないだろうか。小・中学校での実践報告を通して、拡がりのある ICF の理念が展開されることを期待したい。(下尾直子)
(Akio TOKUNAGA, Hisashi ITO, Kahoru SHIMOJIMA, Hiroyuki SAITO, Keiko TAKAYAMA, Naoko SHIMOO)

Ⅱ-6. 教育課程とICF-CY

1. 教育課程の基準の改善の検討とICF-CY

平成20年1月17日に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(以下、「答申」という。)が出された。

今回の「答申」では、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われる社会の構造的な変化の中で、現行学習指導要領の「生きる力」をはぐくむという理念はますます重要になっているとし、その理念を新しい学習指導要領に引き継ぐことを前提に、教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、その理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領を改訂するとの考え方が示されている。

特別支援教育に関しては、社会の変化や障害の重度・重複化、特別支援学校制度の創設や小・中学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、一人一人の子どもの教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図るとしている。このため、①特別支援学校、②幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の二つに分けて具体的な改善事項が以下のように示されている。

まず、特別支援学校に関しては、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化に応じた適切な指導を進めるため、自立活動の改善、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、職業教育などの充実を図ること、センター的機能を学習指導要領に位置付けること、小・中学校等との交流及び共同学習の充実を図ること、ICFの考え方を踏まえた指導の充実を図ることなどが示されている。

また、幼・小・中・高等学校等における特別支援教育に関しては、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備や指導の充実を図るとともに、交流及び共同学習、障害のある子どもへの理解を深める指導を充実することなどが示されている。

このように、今回の「答申」では、前記のとおり「ICFの考え方を踏まえた指導の充実を図る」ことが指摘されており、ここでは、その検討の経緯や状況等について整理したい。なお、特別支援教育全体に関する記載内容は、別紙資料1のとおりである。

2. 教育課程の基準の改善に関する中央教育審議会での検討の状況

平成17年12月の中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」では、特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な教育課程の編成が期待されるとし、特別支援学校の教育課程の在り方等について、引き続き検討を行うことが適当であるとした。

これを受け、平成17年12月に小・中学校等の学習指導要領等の在り方について検討を行う中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会に、特別支援教育専門部会(以下、「専門部会」という。)が設けられ、特別支援学校の学習指導要領の在り方等について検討が進められることになった。

専門部会においては、主な検討事項例として、次の7点が示された。

- ①社会の変化や児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- ②特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- ③特別支援学校が地域の小・中学校等への支援などを行うセンター的機能の在り方
- ④一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別の教育支援計画」の在り方
- ⑤障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- ⑥小・中学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等への指導の充実障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の推進

専門部会では、これらの課題について精力的に審議を行い、平成19年9月までに11回の会議が開催された。

3. ICFに関する専門部会等での検討の状況

前記2のとおり、専門部会では平成19年9月までに11回の審議が行われ、この間平成18年9月には、親部会である教育課程部会にそれまでの審議の状況を踏まえた改善の方向性等について報告を行った。このうち、ICFに関しては、平成18年5月に開催された専門部会で議題の一つとされ、別紙資料2に基づき、独立行政法人国立特殊教育総合研究所(当時)から説明が行われた。専門部会では、「ICF(国際生活機能分類)の考え方は、社会参加という視点を重視しており、障害のある幼児児童生徒の指導目標の設定、関係機関等との連携による支援、障害の理解等を進める上で有効であることから、特別支援学校の教育課程編成における配慮すべきことの一つとして明示することなどについて検討する。」ことなどの意見が出された。

さらに、専門部会では、教育課程部会における意見等も踏まえ、具体的な改善方策について議論を進め、ICFに関しては、社会の変化、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化等への対応の一つとして、「ICFの考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、例えば、幼児児童生徒の的確な実態把握、関係機関との効果的な連携、環境への配慮などについて検討する。」とされた。

このような専門部会での議論を踏まえ、平成19年11月には、教育課程部会から「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」が公表され、関係団体からのヒアリングや意見募集の意見等も踏まえた審議を行い、前記1のとおり平成20年1月17日に「答申」が公表された。

4. ICFに関する「答申」の具体的な内容

特別支援教育に関する「答申」の内容は、(i)改善の基本方針、(ii)改善の具体的事項で構成されており、さらに(ii)改善の具体的事項は前記1のとおり、①特別支援学校、②幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の二つに分けられている。

ICFに関しては、①特別支援学校の中で以下のように示されている。

k) ICFの視点について

- ICF（国際生活機能分類）の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。

なお、今回の「答申」では、ICF-CYに関する記述はないが、これはICF-CYの国際的な決定が2007年10月であること、これを受け、現在、厚生労働省の社会保障審議会で日本語公定訳の作業が進められていることによる。ICF-CYは、ICFをベースにして検討された派生分類であり、上記に指摘されたICFの考え方は、ICF-CYでも同様である。

一方、小・中学校等については、特別支援学級や通級による指導に加えて通常の学級においても、「必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。」ことなどが示されている。今後、通常の学級においても、特別支援学校における指導方法等を参考にして、ICF及びICF-CYの考え方も踏まえた指導の充実等を図ることが期待されている。

5. 今後のスケジュール

「答申」を受け、文部科学省で学習指導要領等の改訂作業が進められ、平成20年3月には、幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領等が告示され、その後、できるだけ早い時期に高等学校と特別支援学校の学習指導要領等が告示されることになっている。

また、新しい学習指導要領の実施の時期については、教科書の編集、検定、採択には3年程度の期間を要するため、平成20年度に周知を図った上で、平成21年度から移行措置が実施され、小学校は平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施される予定となっている。

今後、各学校では学習指導要領等の改訂を踏まえた新しい教育課程の編成作業に取り組むことになるが、その際、一人一人の先生方が「答申」や学習指導要領などの原文を実際に読み、学校として共通理解を図った上で取組を進めることが大切になると考えられる。

なお，学習指導要領等の告示後，その周知を図るため学習指導要領解説書や指導資料の作成等が考えられている。本研究では，研究のアウトプットの一つとして，このような解説書や指導資料等への資料提供などを行うこととしている。

(萩元良二，徳永亜希雄)

(別紙資料 1) 中央教育審議会答申特別支援教育関係 (抜粋)

(3) 特別支援教育

(i) 改善の基本方針

- 特別支援教育^{*1}については、その課題^{*2}を踏まえ、①社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化、②複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設、③幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図る。

(ii) 改善の具体的事項

① 特別支援学校

a) 教育目標について

- 学校教育法における特別支援学校の目的の改正を踏まえ、特別支援学校の学習指導要領等の目標を見直す。

*1 特別支援学校の教育課程は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科（知的障害者を教育する場合は独自の教科）等のほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。さらに、障害の状態等に応じた教育を行うため、種々の教育課程の特例が設けられている。

小・中学校の特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領によることとなるが、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することとしている。また、通級による指導は、障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うもので、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた教育課程を編成することができる。その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考として編成することとしている。幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとしている。

また、障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、従前の盲・聾・養護学校は、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換された。

*2 特別支援教育の課題としては、

- ・ 特別支援学校の小・中学部では、平成18年度において、42.8%（肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.3%）の子どもが重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。複数の障害を教育の対象とすることができる「特別支援学校」の制度を生かし、一人一人に応じたきめ細かな指導が一層求められている。
- ・ 地域における特別支援教育を推進する上で、「特別支援学校」がその専門性を生かしながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行う特別支援教育のセンター的機能を果たすことが求められている。
- ・ 特別支援学校卒業者の企業等への就職は依然として厳しい状況にあり、障害者の自立と社会参加を促進するため、企業や労働関係機関等との連携を図った職業教育や進路指導の一層の改善が求められている。
- ・ 特別支援学校では、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等との連携を図り、障害のある子ども一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別的教育支援計画）を策定することとされており、その効果的な活用が課題となっている。
- ・ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されている。これらの子どもも含め、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における障害のある子どもに対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められている。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習について、今後一層の促進を図るとともに、その効果的な実施が求められている。

b) 自立活動について

- 自立活動の内容は、5区分（健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）の下に22項目が示されているが、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD（学習障害）^{*1}、ADHD（注意欠陥多動性障害）^{*2}等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者とのかかわり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を内容の項目に盛り込む。
- 現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成」を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。
- 自立活動の指導に当たっては、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするるとともに、指導計画の作成の手順がより理解されやすい示し方とする。
- 子どもの主体的な活動を一層進めるとともに、子どもが活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人の支援を求めたりするような指導についても配慮することを明確にする。

c) 重複障害者等の指導について

- 二つ以上の障害を併せ有する者（重複障害者）等については、一人一人の実態に応じ、より弾力的な教育課程を編成することができるようにする。
- 学校全体の組織的な対応の下で、複数の教師等の協力により適切な指導を行うことはもとより、必要に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等の助言や知見などを指導に生かすことを明確にする。
- 家庭や病院等に教師を派遣して教育を行う訪問教育については、個々の実態に応じて、指導内容・方法等の工夫・改善を図ることを明確にする。

d) 知的障害のある子どもに対する教育を行う特別支援学校の各教科について

- 各教科の内容等について、社会の変化や子どもたちの実態を踏まえた見直しを行うとともに、より分かりやすい表記とする。
- 高等部において、生徒の実態や卒業後の就労の状況等を踏まえた職業教育を一層進める観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する新たな専門教科として「福祉」を新設する。
- 指導に当たっては、子どもが習得した知識・技能等を、実際の生活の中で活用できるよう工夫する旨をより明確にする。

*1 Learning Disabilities の略。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

*2 Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略、注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

e) 職業に関する教科等について

- 高等部の専門教科については、社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就業状況などを踏まえ、必要な見直しを行う。
- 職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視すること、地域や産業界との連携を図り、企業関係者など外部の専門家を積極的に活用することを明確にする。
- 進路指導に当たっては、関係機関との連携を図りながら、生徒が自分に合った進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの進路指導を充実する。

f) 指導方法等の改善について

- 情報機器の活用などによる効果的・効率的な教科指導や、個別の指導計画に基づき、授業形態や集団の構成などを工夫した一層の効果的な指導の必要性を明確にする。
- 幼稚部の留意事項や小・中・高等部の各教科の配慮事項について、障害の特性や子どもを取り巻く社会の状況の変化等を踏まえた見直しを行う。

g) 個別の指導計画について

- 現在、自立活動及び重複障害者の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとしているが、個々の子どもの多様な実態に応じた適切な指導を一層進めるため、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成することを明確にする。
- 個別の指導計画については、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にする。

h) 個別の教育支援計画について

- 現在、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることとしており、これを更に進め、家庭や、福祉、医療、保健、労働関係機関等との緊密な連携を図り、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための個別の教育支援計画の策定やその活用を図ることを明確にする。
- 個別の教育支援計画の策定に当たっては、家庭との連携を図った取組を一層進めることを明確にする。

i) 特別支援教育のセンター的機能について

- 現在、教育相談に係る地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることとしており、これを更に進め、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう次の事項について、教育課程に関連する事項として位置付けるものとする。
- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請により、障害のある子ども又はその

教師に対し必要な助言、援助を行うことを明確にする。

- 地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、障害のある幼児等の保護者に対する早期からの相談など、関係機関等とも連携しつつ、早期支援にも努めることを明確にする。
- 組織的に取り組むための校内体制を整備することを明確にする。
- 他の特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることを明確にする。

j) 交流及び共同学習について

- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の子どもたちとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

k) ICFの視点について

- ICF（国際生活機能分類）^{*1}の考え方を踏まえ、自立と社会参加を目指した指導の一層の充実を図る観点から、子どもへの的確な実態把握、関係機関等との効果的な連携、環境への配慮などを盛り込む。

l) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援学校の教師の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- 特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、必要な教職員定数の改善を進める必要がある。

② 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育

a) 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導について

- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導は、小・中学校における教育の一形態であることを、すべての教職員が十分認識し、その指導が学校全体で行われるようにするため、次のような改善を図る。
 - ・ 特別支援学級、通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることを明確にする。
 - ・ 学校内の支援体制を整備するとともに、学校全体で取り組むこととする。

^{*1} International Classification of Functioning, Disability and Healthの略。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。2001年にWHO（世界保健機関）において採択された。

- ・ 個々の子どもの実態を的確に把握し、それに応じたきめ細かな指導を行うため、個別の指導計画の作成に努めること。
- ・ 一人一人に応じた適切な支援を行うためには、家庭や関係機関等との連携が重要であることから、必要に応じて、個別の教育支援計画の策定やその活用を図ること。

b) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における指導の充実について

○ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約6%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの子どもの障害特性などを十分に理解し、各教科等において適切な指導を行う必要がある。そこで、幼稚園、高等学校等も含め、障害のある子どもに対する理解と適切な指導を充実するため、次のような改善を図る。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対し、必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。
- ・ 早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できることから、認定こども園制度の創設なども考慮しつつ、障害のある子どもが在籍する幼稚園に対する支援の充実を図る。また、幼稚園段階における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。
- ・ 後期中等教育段階において、障害のある生徒に対する適切な教育や必要な支援を行うことは重要な課題であることから、高等学校等における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。

c) センターの機能の活用について

○ 特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を生かし、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請に応じて支援などを行うことは、子どものニーズに応じた教育を進めていく上で、大きな効果が期待される。そのため、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害のある子どもへの適切な指導及び必要な支援を行うための校内支援体制の整備に努める。

d) 交流及び共同学習について

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- 障害のない子どもが、障害のある子どもについての理解と認識を深めることが重要であることから、理解と認識を深めるための指導を充実する。

e) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- 特別支援教育についての教師の資質の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を通じた専門性の向上、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- すべての教師の特別支援教育に対する理解と一定程度の専門性を定着させるため、教員養成段階における特別支援教育に関する内容の充実を図ることなどの施策を推進する。
- 子どもの障害の状態に応じた適切な指導を行うためには、必要な教職員定数等の改善を進めるとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の専門性の向上、スクールカウンセラーや学校医、外部の専門家の一層の活用、バリアフリーに対応した施設・設備の整備など、特別支援教育を推進する観点に立ち、きめ細かな教育条件の整備を進める必要がある。

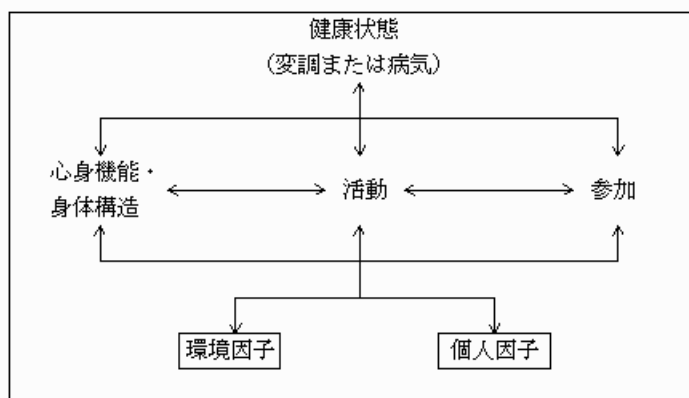
ICF について

平成 18 年 5 月 29 日

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

1 ICF とは何か

○正式名称は **International Classification of Functioning, Disability and Health**。日本語では「国際生活機能分類」と訳されている。人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子、個人因子から構成される。心身機能、身体構造、活動と参加、環境因子には合計 1424 の分類項目が示され、一方、健康状態、個人因子には提示された項目はない。下記に ICF の概念図と各用語の定義を記した。



<図 ICF の構成要素間の相互作用>

各要素の定義

心身機能：	身体系の生理的機能（心理的機能を含む）
身体構造：	器官、肢体とその構成部分などの、身体の解剖学的部分
活動：	課題や行為の個人による遂行
参加：	生活・人生場面への関わり
環境因子：	人々が生活し、人生を送っている物的・社会的・態度的環境
個人因子：	個人の人生や生活の特別な背景

○ICF は、2001 年に WHO で採択され、2002 年に日本語公定訳が発行された。前身は、1976 年「国際障害分類試案」、1980 年「国際障害分類（略称 ICIDH）」である。

○ICF は WHO の国際分類ファミリー（Family of International Classifications、FIC）の一部として位置づく。WHO-FIC には、ICF の他、「国際疾病分類（略称 ICD-10）」、「医療行為の分類（略称 ICHI）」等が含まれる。ICF の担当部局は、WHO も日本の厚生労働省（大臣官房統計情報部 人口動態・保険統計課 疾病傷害死因分類調査室）も、ICF だけでなく、FIC の全体を所管している。

○「障害者基本計画（平成 14 年 12 月）」の中に、「3 障害の特性を踏まえた施策の展開」とし

て、「WHO（世界保健機関）で採択された ICF（国際生活機能分類）については、障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」との記載がある。

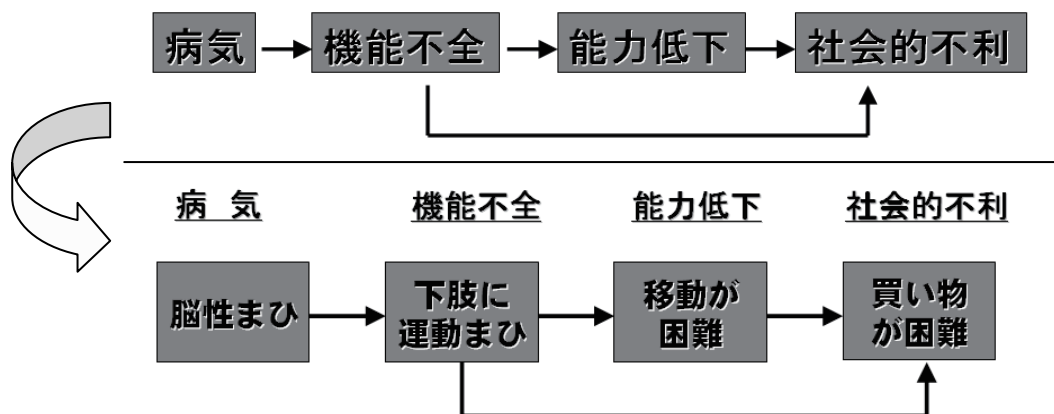
2 ICF の視点からの幼児児童生徒理解と支援の例—ICIDH との比較を通して—

ICF の視点に基づいた幼児児童生徒理解と支援等について、以下に仮想事例を挙げて、そのイメージ図を記した。

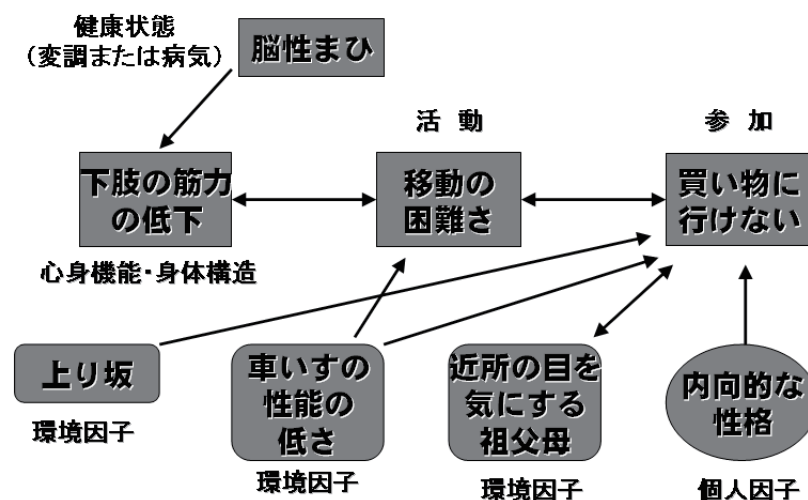
仮想事例 A 君の場合

- ・中2 男子。
- ・内向的な性格である
- ・脳性麻痺という診断を受けており、下肢に運動麻痺がある。
- ・移動は、クラッチでの歩行及び車いすの使用である。
- ・住民の転出入があまりない、比較的保守的な地域に3世代家族で住んでいる。
- ・もっとも近いスーパーは、家から50m程の距離のなだらかな坂を上った所にある。
- ・スーパーに買い物に行きたいが、心理的な抵抗があり、行けない。

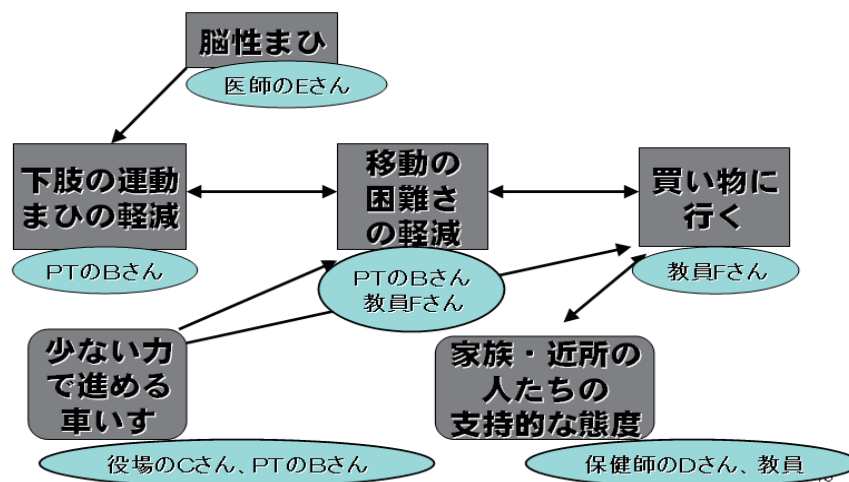
ICIDH の視点からの A 君の理解



ICF の視点からの A 君の理解



ICF の視点からの A 君への支援と指導



3 ICF の特徴

- 環境因子や個人因子等の背景因子の視点を取り入れていること
- 構成要素間の相互作用を重視していること
- 「参加」を重視していること
- 診断名等ではなく、生活の中での困難さに焦点を当てる視点を持っていること
- 中立的な用語を用いていること
- 共通言語としての機能を持つこと

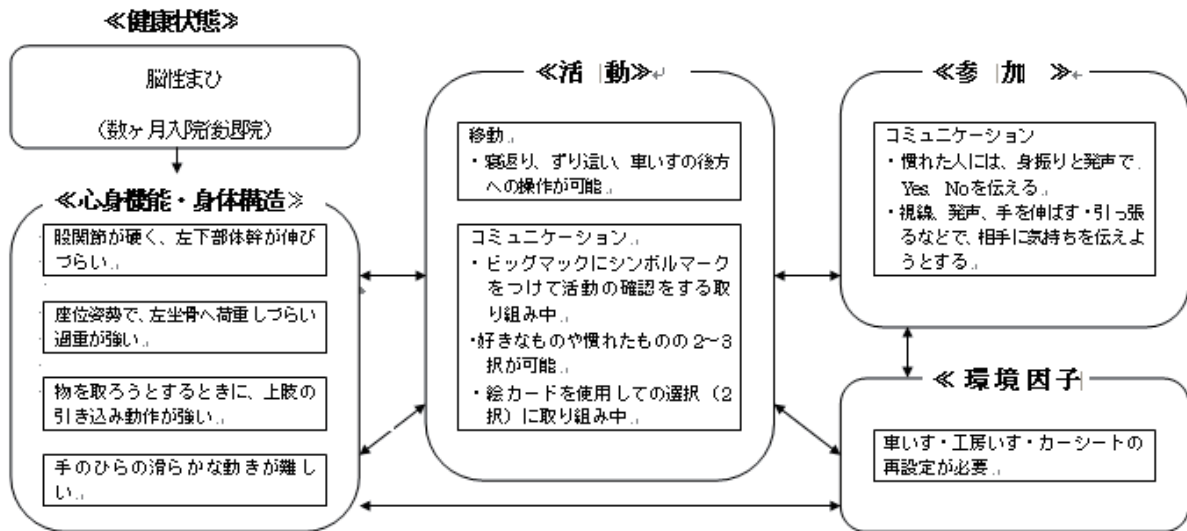
4 特別支援教育等における ICF の活用例

独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関 (WHO) 編著「ICF (国際生活機能分類) 活用の試み」 (平成 16 年発行) の中で、実際の活用例が報告されている。その中にあるものや最近見られる活用例としては、以下のようなものがある。

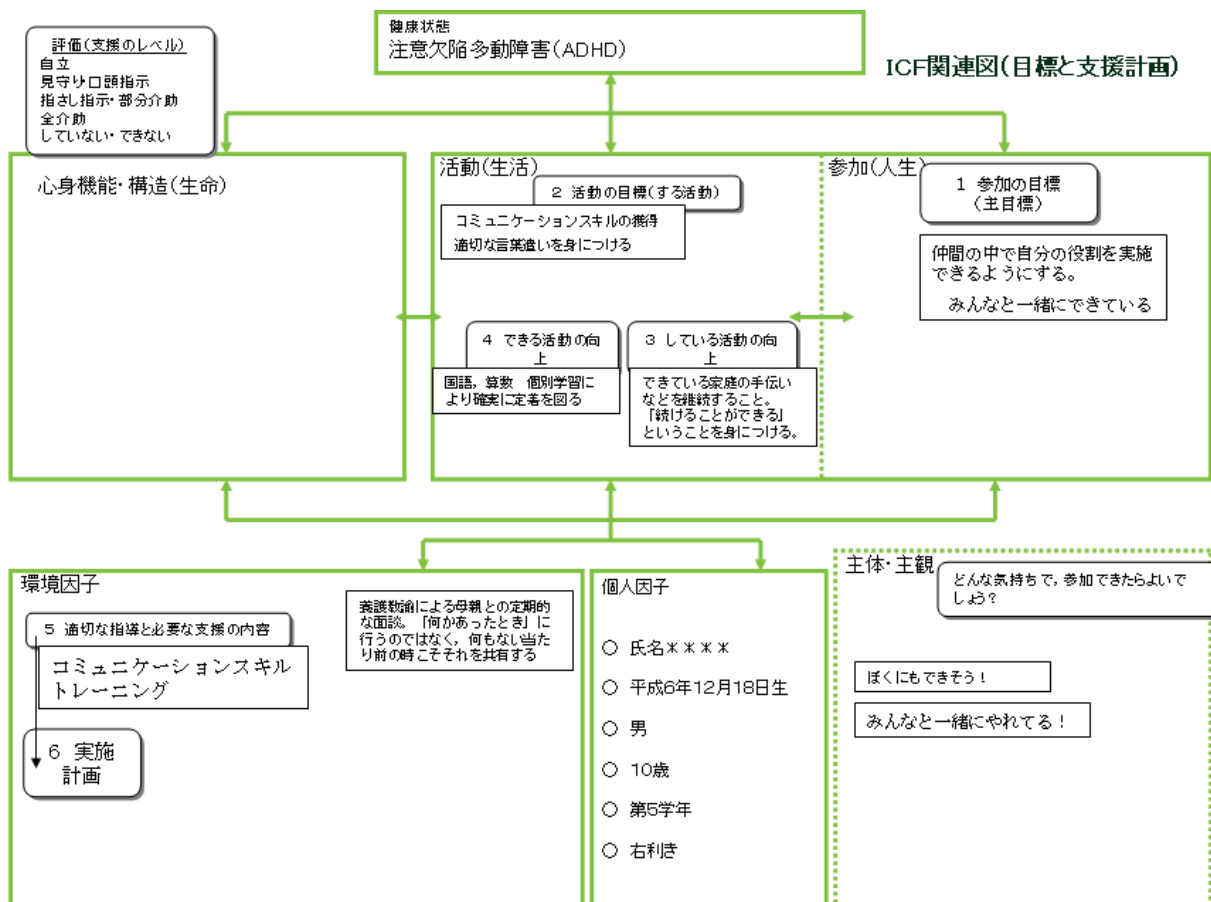


- 視点の広さや共通言語としての性格に基づいた「個別の教育支援計画」での活用

個別の教育支援計画策定において、ICF の項目に基づいて、参加と活動を中心に据えながら環境面も含めた実態把握を行う他、ICF を多職種間の連携のためのコミュニケーションツールとして活用している例がある。(次頁図参照)



○通常学級の特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援に向けた、センター的機能での活用
通常学級に在籍する多様なニーズのある子どもを理解し、支援プログラムを立てるために、ICFの枠組みに基づいて作られた支援シートを作成し、活用している例がある。(下図参照)



○指導成果を測定するための評価ツールとしての活用
○不登校事例の理解と支援への活用 等

5 ICF に寄せられる課題等

ICF に対するよくある指摘と、それに対する応えという形で以下に記したい。

○子どもや発達段階初期にある人には、ICF は使いにくいのではないか？

→ICF 児童青年期バージョンが近々WHO で採択される予定であり、その活用方策も既に検討段階に入っている。

(参考) 国立特殊教育総合研究所課題別研究「ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究(平成 18～19 年度、予定)

○環境を整えるだけで、幼児児童生徒自身の成長発達を促さないのか？

→教育課程や教師の指導力そのものも、幼児児童生徒の重要な環境因子との認識のもと、より適切な指導や支援が必要である。

○ICF 導入の成果は本当にあるのか？

→日本特殊教育学会自主シンポジウム等で検討されている。

○用語の難しさや項目数の多さから使いにくいのではないか？

→電子化による簡便且つ効果的な活用に関する研究が行われている。

(参考) 科学研究費補助金「個別の教育的支援計画作成を支援する I C F ダイアグラム自動生成システムの設計と開発」(平成 17～18 年、若手研究 B、国立特殊教育総合研究所)

II-7. ICF-CY のコーディング活用の可能性

キーワード ICF-CY コーディング 共通言語

1. 共通言語としての ICF-CY

ICF には、科学的基盤の提供やデータの比較など四つの目的が掲げられている¹⁾が、教育分野で ICF-CY を活用するにあたって、最も重要な目的は、共通言語の確立と、それによって障害のある子どもを含むさまざまな利用者間のコミュニケーションを改善することではないだろうか。

共通言語としての ICF-CY 活用では、まず、評価点を伴ったコード記述が必要となる。ICF には「ICF のコードは評価点があってはじめて完全なものとなる¹⁾」「どのコードも最低1つの評価点を伴う必要がある。評価点がなければ、コード自体には何の意味もない¹⁾」と明記されているように、ICF-CY のコードを使用する際にも、コードと評価点をセットで記述することが基本になるからである。

次に、「誰が評価したのか」を明らかに示すことも重要である。一人の子どもの生活機能を評価する際、誰が評価しても全く同じ評価点になることは少ない。特に、実行状況の評価点は、「個人が現在の環境のもとで行っている活動や参加の状況を示すもの¹⁾」であり、評価点はどのような環境下での活動や参加を評価したものなのかを環境因子のコードを使って併記することが好ましい¹⁾とされている。例えば、同じ項目についての評価でも、家庭での様子や学校での評価は違って来るだろう。教師が評価したのか、親が評価したのか、ということが併記される必要がある。

2. コーディングの実際

(1) コードの選択

ひとつの状態を記述しようとするときに、どのコードを使って記述するかについては、十分に精査する必要がある。

小学校の担任教師が、ある子どもの水泳活動についてコードを選択するとしよう。活動と参加のリスト（運動・移動）に *d4554* 水泳というコードがある。が、即座にこのコードを選択すべきかどうかは疑問である。クロールは何メートル泳げる、平泳ぎはどのくらい...などを記述したいなら、このコードでいいだろう。ただ、もしこの水泳活動が友達と楽しく水遊びをするような活動なら、*d4554* の定義「身体を水底につけない状態で、手足や全身の動きにより、水中を進めること」はそぐわないだろう。この場合は、*d8803* 共同遊び (ICF-CY で追加) のコードや、レクリエーションとレジャーのコード *d9201* スポーツを選択するほうが状況を正確に伝えられるだろう。*d131* ものをを用いた動きを通じた学習 (ICF-CY で追加) というコードの下位項目も使える場合があるかもしれない。

このように、コード選択によっても、その状況に対する評価者の視点が明らかになる面もある。

(2) 評価点

活動と参加のコードには、コードの後の小数点以下に、0 から 4 の 5 段階で 4 つの評価点が付けられる。第 1 評価点が実行状況の評価点、第 2 評価点は支援なしの能力の評価点、第 3(支援ありの能力)第 4(支援なしの実行状況)評価点は任意評価点である。ICF には以上のように評価点のつけ方が示されているが、採点の基準については、較正された評価器具や評価基準などによって数量的に判定できる場合のための大まかなパーセント表示¹⁾が示されているだけで、現時点において国際的に合意を得た具体的な評価点基準は設けられておらず、検討課題の一つとなっている³⁾。そこで厚生労働省は、2007 年、評価点基準の暫定案³⁾を発表した。

暫定案は、「支援」という言葉を「用具等の支援」と「人的介護」とに明確に分けて使用することで、評価点の 5 段階に具体的なイメージをもたらした。まず、実行状況と能力を評価する際の、支援の有無とは、用具等の支援の有無であるとされた。すなわち、支援なしの能力とは、用具等の支援なしの能力であり、人的介護の有無は問わない。人的介護を受けているか否かに関しては評価点の 5 段階評価の中で問われる。例えば活動の実行状況の 5 段階は、普遍的自立(評価点 0)、限られた環境内ではあるが人的介護を受けない限定的自立(評価点 1)、一部人的介護を受けている部分的制限(評価点 2)、全面的に介護を受けている全面的制限(評価点 3)、まったく活動していない(評価点 4)に分けられる。パーセント表示に比較すればはるかに、人の生活そのものが具体的に見えるようになったといえるだろう。

ただ、「人的介護」という語には、身体的な介助のイメージが強く、判断に迷うコードもある。例えば対人関係のコードでは、*d7500 友人との非公式な関係を作り保つのに必要な援助*として、教師等からの声かけや、関係をもつ友人その人がゆっくりしゃべるなどの配慮をすることなどが想定できるが、そうした援助は「人的介護」という語からはイメージしにくいのではないだろうか。

(3) 環境因子の併記

生活機能のコードには、環境因子のコードを併記すると、状況が伝わりやすくなる。能力の評価に必要とされる標準化された環境を環境因子のコードで示せば、さまざまな評価器具や評価基準で評価された評価点を ICF という一つの言語にまとめることも可能になる。例えば、視力を記述する際には、*b210.3 (e240 +4)*のように記述すれば、光が適正な状況下で測定した視力であることが示すことができる。

環境因子は、生活機能全体について併記することも、一つのコードについて併記することもできるが、実行状況・能力それぞれについて併記することもできる。例えば *d166.1 (e250.3, e330. +3)1* というコードは、前述の暫定案に従うと「用具等の支援もなく人的介護を受けなくても一人で読むことはできるが どのような環境でもできるとはいえない。周囲の音がうるさい環境では、教師 がそばにいないでは読むことができなくなる」という状況を説明することになる。

ただし、環境因子の支援と関係については、支援の内容を記述するコードがなければ記述

が難しい。上の例では、教師が声かけをして励ましたのか、そばに寄り添っただけなのか、または本人の耳をふさいで音を遮断したのか等が記述できるコードがあればより具体的な支援がみえてくるだろう。

3. コーディングされた記述の活用

(1) 「実行状況」と「能力」への着目

ICF-CY で記述されたコードの活用には、大きく分けて、複数のコード間の相互作用に着目する活用と、一つのコードを詳細に読み取る活用の二つがあるだろう。コード間の相互作用については、ICF 関連図の活用などもその範疇であることから、ここでは割愛する。

一つのコードを詳細に読み取る活用の方法としては、評価点の実行状況と能力の差に着目することも有用である。実行状況と能力の差は、子どもの状態を顕著に示している。最も問題となるのは、第2評価点（支援なしの能力）が高いのに、第1評価点（実行状況）が低いケースである。能力を発揮するだけの環境が用意されていない場合や、本人のモチベーションの問題、周囲の無理解など、原因にはあらゆる可能性があるだろうが、何らかの支援によって能力相応の（またはそれ以上の）実行状況を実現させたいケースである。

第2評価点（支援なしの能力）は低い、第1評価点（実行状況）が高いケースは、多くの場合問題として取り上げられることは少ないだろう。しかし、この場合も一度は振り返る必要はある。まず、本人の思いが反映された結果なのか、ということである。能力が低いからといって、本人の意思に関わらず用具等を使うことで強いているようなことはないだろうか。次の点は、支援や環境整備が適切であるとしても、そのことが本来は伸ばすことができるかもしれない能力の向上を阻む結果につながっていないか、ということである。

併記された環境因子のコードを含め、一つのコードをじっくりみつめることは、支援を考える上で重要な情報を提供してくれるはずである。

(2) コミュニケーションのツールとして

同じ子どもについての同じコードであっても、評価者によって違う評価点が生まれる可能性があることは既に述べたとおりである。そのために、コード記述の際には常に「誰が評価したのか」を明記する必要があると述べた。

実は、むしろつける人によって評価点が違っているケースにこそ、ICF 活用の可能性が秘められているとも考えられる。違う立場と特定の環境で評価した評価点が違うのは当然である。それを前提として、評価点の違いについて話し合うところから、「共に考える」支援が生まれる。例えば、教師は調理実習の様子から、簡単な食事の調理を *d6300.12* と評価したが、母親は普段の家庭での様子から *d6300.32* と評価したケースを想定したい。家庭では調理実習で作ったものを作ってと頼んでも絶対に作ってくれないというのが母親の主張である。しかし、学校ではこの生徒は誰よりも積極的に動き、進んで調理活動をする。

このケースの場合、学校で2の能力を1の実行状況に高めた環境因子は何かを探ることが家庭での実行状況を向上させることにつながるはずである。一緒に作業するクラスメイト、使用する作業台や道具、本人のモチベーション…あらゆる要素をひとつひとつ、家庭でのそ

れと比較して確認することが必要になる。この分析過程は、教師と母親との共同作業である。ここで始まった学校と家庭の連携は、いずれ作業療法士や労働関係者などを巻き込み、より複層的な支援へと広がっていく可能性を持つものである。

4. まとめ

「ICF 活用の試み²⁾」の普及によって、わが国の教育分野での ICF 活用は ICF 概念図²⁾の作成が中心となってきた感がある。しかし、ICF の目的には、概念的枠組みの提供と並んで「統一的で標準的な言語」の提供が挙げられているように、共通言語としての ICF のコードはもっと活用されていい。実際には、WHO から示されているコーディング方法にもまだ不確定要素が多く、正解が示しにくい状況でもある。しかし、だからこそ、活用の方法を探り、可能性を広げられる期待も大きい。まずコードが示されている、いわゆる「赤本」といわれる「ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版—¹⁾」を手にするところから ICF の理解啓発を促し、コーディング技術の普及を図ることが望まれる。

引用文献

- 1) 障害者福祉研究会編集：ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改定版—,中央法規,2002.
- 2) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関（WHO）：ICF 活用の試み—障害のある子どもの支援を中心に—,ジエース教育新社,2005.
- 3) 厚生労働省大臣官房統計情報部：生活機能分類の活用に向けて（案）—ICF（国際生活機能分類）活動と参加の評価点基準(暫定案)—,厚生統計協会,2007.

（下尾 直子）

Ⅱ-8. 電子化による ICF-CY 活用の取組

キーワード ICF ICF-CY 支援ツール データベース 個別の教育支援計画

1. 電子ツールの必要性

教育分野における ICF 及び ICF-CY の活用については、既に、実践の積み重ねの中でその成果とともに多くの課題が挙げられている。松田¹⁾は、特別支援学校での ICF の理解啓発を中心とした校内研修において「活用することが難しかった」という意見が多かったことを報告している。具体的には「語句の意味が難しい」「各構成要素間の指導課題をどのように関連付けばよいのかわからない」などの意見があるとしている。下尾⁴⁾は、ICF に基づくツールを使った保護者面談を行った結果、やはり「語句の難しさ」や「項目数が膨大であること」などが ICF の活用を阻んでいることを指摘している。

確かに、1500 項目以上ある ICF-CY を全て把握して活用するのは難しい。ICF-CY が教育分野で活用されるためには、第一に、教育の分野で語られてきた言語を ICF-CY で捉えなおす作業が必要であり、その上で ICF-CY を用いて子どもの生活機能全体を網羅するための実際的なツールが必要になる。

そこで、本稿では、本研究で以下のような目的のもとで開発に取り組んだ電子ツールの概要について述べたい。

- ①膨大な数にのぼる項目を簡便に網羅できること
- ②教育の分野で日常使われる言語と ICF を適応させること
- ③構成要素間の関連を容易にすること
- ④電子データとしてデータの共有化が実現できること

2. これまでの ICF 電子化研究

ICF の電子ツールの開発については、教育分野以外でもさまざまな取組がなされてきた。代表的なものとして、次のようなものがあげられる。

[WHO Browser the Classification Hypertext version]¹⁾

→WHO が公開している ICF 及び ICF-CY の電子版である。リンクを順にたどっていくことで、大分類から中分類、小分類と参照することができる。また、各項目や、説明文に対して全文検索を行うことができるようになっている。

[ICF イラストライブラリー]⁵⁾

→WHO Browser the Classification Hypertext version と同様、リンクを順にたどっていくことで大分類から中分類、小分類と参照することができる。また、主要項目の内容をイラストで示すことにより、ICF の構造や各項目の内容が理解しやすいものになっている。

[ICF の職業領域への適用の検索]³⁾

→独立行政法人高齢・障害者雇用機能の障害者職業総合センターによる ICF 及び ICF の職業領域に拡張した全文検索データベースで、ICF を職業場面で使う時に適切なコードを探すことができる。

3. 本研究で開発したツール

(1) ICF チェックリスト e-ANGEL Edition (試作版) ^{7)~10)}

本研究では、まず ICF チェックリスト バージョン 2.1a 臨床フォーム¹⁾ (以下、チェックリスト) を電子化することから取り組んだ。教育分野での ICF 活用では、WHO から出されたこのチェックリストを使用する方法が早くから試みられており、膨大な項目数から選択された項目のみをチェックできるリストの活用は実用的なものとして評価されてきた¹⁾。さらに、ICF チェックリストを電子化することは、チェック機能そのものだけでなく、チェックした項目全体をデータとして処理できる強みも生まれる。

「ICF チェックリスト e-ANGEL Edition (試作版)」と名づけられたこのシステム (図 1) は、MS-Excel で作成され、より簡便に各項目の評価結果を記録することができ、付加機能として項目の評価結果に基づいてレーダーチャート (図 2) が描けるように設計されている。このシステムは、特別支援教育の柱の一つである個別の教育支援計画において、ICF が活用されることが想定したものである。

	項目	実行状況	能力
19	8 詳細不明	活動制限や参加制約があるのは確かだが、問題の程度を特定する情報が不十分な状態。	
20	9 非該当	特定のコードを適用することが不適切と判断される状態。(例: b650 女性の月経機能の評価は初潮前及び閉経後の女性には非該当となる)	
23	d1_ 学習と知識の応用	3 重度の困難	2 中等度の困難
24	d110 注意して視ること	2 中等度の困難	0 問題なし
25	d115 注意して聞くこと	2 中等度の困難	1 軽度の困難
26	d140 読むことの学習	2 中等度の困難	2 中等度の困難
27	d145 書くことの学習	3 重度の困難	3 重度の困難
28	d150 計算の学習	3 重度の困難	4 完全な困難
29	d175 問題解決	2 中等度の困難	8 詳細不明
30	d2_ 一般的な課題と要求	2 中等度の困難	2 中等度の困難
31	d210 1つの課題の遂行	2 中等度の困難	2 中等度の困難
32	d220 複数の課題の調整	2 中等度の困難	2 中等度の困難
33	d3_ コミュニケーション	1 軽度の困難	1 軽度の困難
34	d310 話し言葉の理解	0 問題なし	0 問題なし
35	d315 非言語的メッセージの理解	0 問題なし	0 問題なし
36	d330 話すこと	1 軽度の困難	1 軽度の困難
37	d335 非言語的メッセージの表出	1 軽度の困難	1 軽度の困難
38	d350 会話	1 軽度の困難	1 軽度の困難
39	d4_ 運動・移動	1 軽度の困難	1 軽度の困難
40	d430 持ち上げて運ぶこと	1 軽度の困難	1 軽度の困難

図 1 : チェックリスト

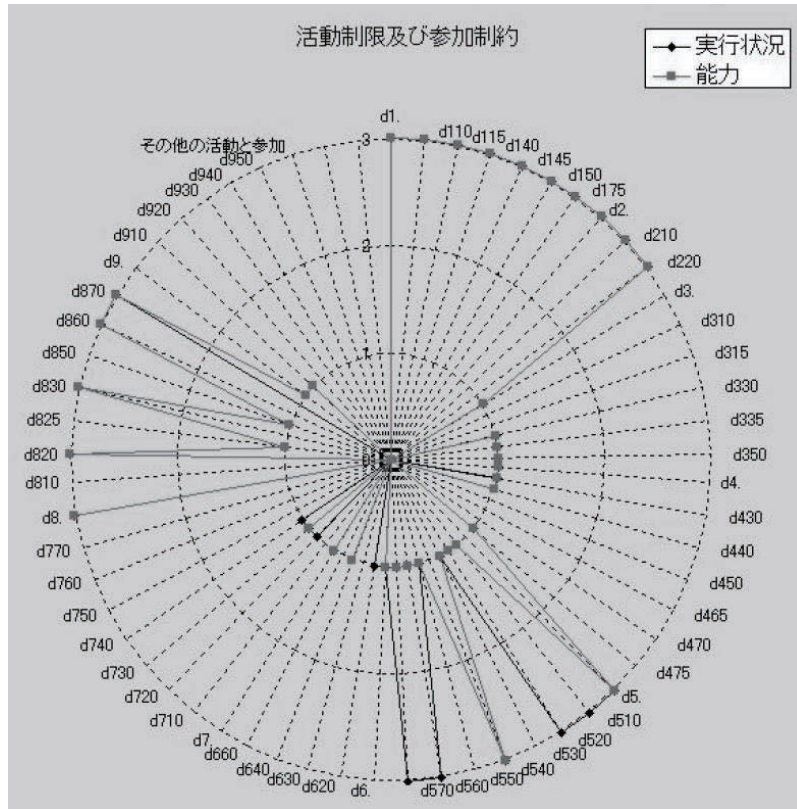


図 2 : レーダーチャート

(2) ICF コード検索データベース (試作版) ^{9, 10)}

次に開発したツールは、ICF コード検索データベースである。これは、ICF で使用される語句が、教育分野では馴染みがないものであることが多いという声に応じて開発したものである。一般に使われる語句をキーワードとして打ち込むことで、すべての ICF コードから関連するコードを検索することができる。例えば、「食べる」と入力して検索ボタンを押すと、図 3 のように関連する ICF コードが羅列される。ICF コードの表示には、コードナンバーだけでなく、タイトル・カテゴリー・解説等が表示され、いわゆる「赤本」と呼ばれる「ICF 国際生活機能分類－国際障害分類改訂版」¹²⁾ の頁をめくる作業を省くことができる。ただし、この検索データベースは、ICF の解説及び含まれるもの・除かれるもののリストに挙げられた語句をデータベース化したものであり、入力して検索ヒットする語句が限られている。前掲の「食べる」を例にとれば、「偏食」はヒットするが「むら食い」はヒットしない。今後、これまで教育分野で使用されてきた語句と ICF コードの関連が明らかにすることを通して、当ツールを教育場面でより使いやすいものに改良につなげられるのではないかと考えている。

ICFコード検索データベース

ICF (国際生活機能分類) のコードを検索することができます。
 ICFの電子化ツールの試作版としてご利用ください。
 ICFについては、WHO (世界保健機関) が著作権を有します。
 日本語版については、ICF (国際生活機能分類 - 国際障害分類改訂版 - 中央法規 2002) を参考にしました。

すべてのキーワードで検索 (項目に関係なく思いっぴきキーワードやICFコードで検索可能)
 AND

「ICFコード」で検索

「タイトル」で検索

「原文」で検索

「カテゴリ」で検索

「解説」で検索

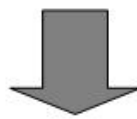
「含まれるもの」で検索

「除かれるもの」で検索

表示件数 件ごと

(新しい検索をするときには、入力されている文字を消してからキーワードなどを入力してください)

ページが表示されました インターネット



ICFコード	a1100
タイトル	食料
原文	
カテゴリ	
解説	食べるために採集されたり、加工されたり、製造されたりした、天然あるいは人工の物体や物質。例えば、さまざまな成分からなる生の食べ物や飲み物、加工された食べ物や飲み物。
含まれるもの	
除かれるもの	

ICFコード	a6604
タイトル	他者の栄養摂取への援助
原文	
カテゴリ	家庭用品の管理および他者への援助
解説	家族や他人の栄養摂取を援助すること。食事の準備、食べることを援助すること。
含まれるもの	
除かれるもの	

ICFコード	a630
タイトル	調理
原文	
カテゴリ	家事
解説	自分や他人のために、簡単あるいは手の込んだ食事を計画し、準備し、調理し、配膳すること。例えば、献立を立てること、飲食物を選択すること、食事の材料を入手すること、加熱して調理すること、冷たい飲食物を準備すること、食べ物を配膳することなどによって、それを行うこと。
含まれるもの	簡単あるいは手の込んだ食事の準備。
除かれるもの	

ICFコード	a560
タイトル	飲むこと
原文	
カテゴリ	
解説	文化的に許容される飲み物、飲み物、飲料、アルコール飲料、トローを使用すること。
含まれるもの	
除かれるもの	a550 食べる

ICFコード	a550
タイトル	食べる
原文	
カテゴリ	
解説	提供された食べ物や飲み物を食べる。咀嚼、嚥下、消化すること。
含まれるもの	
除かれるもの	a560 飲む

ICFコード	a5
タイトル	セルフケア
原文	self-care
カテゴリ	
解説	本章は、自分の身体をケアすること、自分の全体的な健康を維持すること、食べることを扱う。
含まれるもの	
除かれるもの	

ICFコード	b535
タイトル	消化器系に関連した感覚
原文	
カテゴリ	消化器系に関連する機能
解説	食べることや飲むこと、および消化に関連した機能から生じる感覚。
含まれるもの	吐き気、満腹感、腹部がひきつめるような痛み、胃の充満感、球嚥感(ヒスデリーの際に食道を球が上下する感覚)、胃虚寒、胃のガス貯留、胸やけ。
除かれるもの	b280 痛みの感覚
	b510 摂食機能
	b515 消化機能
	b525 排便機能

図3: ICFコード検索データベース (試作版)

* 「食べる」を入力して検索すると、「食べる」が含まれる検索結果が得られる。

4. 今後の課題

本研究で開発したこれらの電子ツールは、いずれも教育分野における ICF-CY 活用のために、学校現場の声を反映させて開発したものであるが、いずれもまだ試作段階にある。現段階では、「赤本」の代用ツールとして、簡便に全項目を網羅できる点は評価できるものの、構成要素間の関連付けを容易にすることやデータの共有化を可能にするツールとしては、その目的を達成していないなどの課題がある。したがって、今後、より多くの学校現場などの協力を得ながらこれらツールの実用性についてのデータを蓄積し、今後の改良作業に活かしていきたい。

引用文献

- 1) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関（WHO）編著：ICF 活用の試み，ジアース教育新社，2005.
- 2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所：ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー，ジアース教育新社，2007.
- 3) 春名由一郎：ICF の職業領域への適用の検索，
http://plaza.umin.ac.jp/~haruna/icf_jpn/index.htm
- 4) 下尾直子：「個別の教育支援計画」策定における，保護者の参画を促すツールの提案ー ICF-CY を使い，KJ 法を参考にした付箋カードー，横浜国立大学大学院平成 17 年度修士論文，2006.
- 5) 高橋泰：ICF イラストライブラリー，
http://wwwsoc.nii.ac.jp/jpta/05-data/icf_jpn/
- 6) 徳永亜希雄：多職種間連携のツールとしての ICF（国際生活機能分類）実用化の試み：「個別の教育支援計画」への適用を視野に入れて，国立特殊教育総合研究所研究紀要第 31 巻，2004.
- 7) 渡邊正裕，齊藤博之：電子化による ICF の可能性，ICF 活用の試み，167-172.
- 8) 渡邊正裕，富山比呂志，齊藤博之，下尾直子，徳永亜希雄：教育用 ICF データベース e-ANGEL の設計と試作ー ICF 関連図の自動生成に向けてー，電子情報通信学会技術報告 ET2005-53，7-12，2005.
- 9) 渡邊正裕，富山比呂志，齊藤博之，大久保直子，下尾直子，徳永亜希雄：教育用 ICF データベース e-ANGEL の試作と今後の開発方針，ATAC カンファレンス 2006 京都テキスト，2006
- 10) 渡邊正裕，富山比呂志，齊藤博之，大久保直子，下尾直子，徳永亜希雄：教育用 ICF データベース e-ANGEL の ICF-CY への対応とインターネットでの公開について，教育情報学会第 23 回年会，2007.
- 11) WHO：Browser the Classification Hypertext version，
<http://www3.who.int/icf/onlinebrowser/icf.cfm>
- 12) 障害者福祉研究会編集：ICF 国際生活機能分類ー国際障害分類改訂版ー，中央法規，2002

（渡邊正裕，富山比呂志，徳永亜希雄，齊藤博之，大久保直子，下尾直子，田中浩二）

II-9. ICF 及び ICF-CY を含めた分類の電子的な共有について

－ ClaML(Classification Markup Language) の動向を中心に－

キーワード ICF-CY ClaML XML

1. 文書の電子化について

人類は、長い間文書表現の媒体として紙を利用してきた。紙の文書は多くの優れた特性を備えている。軽く、保存や運搬に優れている。読み書きに大げさな道具が必要なわけでもない。紙による文書は保存状態に恵まれれば、数百年以上の時を超えてその内容を伝えることができる。一方、電子化された文書だとうちはいかないように思われる。特に、近年はコンピュータ向けに新しいデジタル記録媒体が次々と登場し、少し前に登場した記録媒体は廃れていっている。これらの媒体に記録された文書が百年後に可読であるためには、保存状態に恵まれていたとして、ハードウェア、ソフトウェア両面で環境が整っている必要があるが、そのような条件を満たすのは困難であることが予想される。しかし、そのような困難を補ってなおありあまるメリットが文書の電子化にはある。

文書等を電子化する意義の一つは、その管理・流通コストの削減である。電子的なネットワークが高度に発達した現在、一旦電子化された文書をやりとりすることは比較的容易である。もう一つの意義は、電子計算機の検索機能を利用できることである。我々が現在議論の対象としている ICF や ICF-CY も非常に項目数が多く、人間の目で一つ一つ検索・確認するのは、暗記でもしていない限り現実的ではない。

文書等を電子化する方法は、テキスト形式、ビットマップ（画像）形式、PDF 形式等、様々あり、それぞれ長所・短所がある。次節で紹介する ClaML は、ICF や ICF-CY を含む、WHO-FIC(Family of International Classifications)を電子的に記述し、交換、共有する目的で設計された言語である。

2. ClaML について

ClaML は、Classification Markup Language の頭文字をとったものであり、classification を記述するためのマークアップ言語 (Markup Language) である。マークアップ言語とは、文書の一部をタグ (Tag) と呼ばれる特別な文字列で囲うことによって、文書の構造を記述するための言語である。ClaML は、XML(Extensible Markup Language) という拡張可能なマークアップ言語で設計されており、WHO-FIC を記述するのに採用されている。

XML は、拡張性が高く、ネットワーク上でデータ交換のフォーマットとしての優れた特性を備えている。たとえば、医療分野には、異なる医療機関の間で診療データを正しく交換するための MML(Medical Markup Language) という XML で設計された規格がある。医療機関 A と医療機関 B の間で患者 C のカルテのデータ交換を行う際、①医療機関 A は、医療情報データベースから独自の形式で患者 C のカルテのデータを取り出す。②医療機関 A の形式のデー

タを MML 形式に変換し、医療機関 B に送信する。③医療機関 B は MML 形式のデータを独自の形式に変換して利用する。このようにすることで、お互いのデータベースの独自性を保持したまま、情報の交換・共有が可能になる。

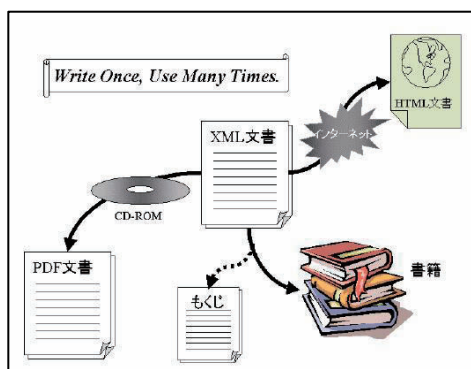


図 1 : XML 文書とその応用のイメージ



図 2 : DIMDI の ETC の Web サイト

2.1 WHO-FIC Electronic Tools Committee (ETC)について

チュニジアのチュニスで、2006年に開催された WHO-FIC Network の年次総会のテーマは“Information Paradox”であった。国家における健康情報の取り扱いについては、その重要性の割には十分に検討されていないことが多い。WHO-FIC Network 内の電子ツール委員会 (ETC) における最大関心事は WHO-FIC 分類の交換の規格としての Classification Markup Language(ClaML)の採用であった。国によるコードの変更の詳細を WHO に提供するために、ClaML の簡易版(ClaML light)を生成することが合意された。

2.2 German Institute of Medical Documentation and Information (DIMDI)について

DIMDI は、WHO の協力センター(WHO Collaborating Center)のひとつである。DIMDI と WHO は、WHO-FIC Classifications のための ClaML を管理するためのツールを開発している。

これらの動向を踏まえ、教育施策における ICF-CY 活用のためのツールを検討していく際にも、ClaML の活用について、今後の検討材料の一つとしてとらえるべきではないかと考えられる。

引用文献

- 1) 渡邊正裕, 勝間豊, 渡邊章, 早坂方志, 中村均: 国立特殊教育総合研究所における XML に基づいた法令データベースの構築の検討, 国立特殊教育総合研究所研究紀要第 28 巻, 123-130, 2001.
- 2) WHO: WHO-FIC Network Activities Annual Meeting, Newsletter of the National Centre for Classification in Health Vol. 14 No. I Jun, 2007.
- 3) DIMDI WHO-FIC Electronic Tools Committee
<http://www.dimdi.de/static/en/klassi/koop/who/etc/index.html>

(渡邊正裕)

Ⅲ. 教育関連分野や外国での ICF 及び ICF-CY の活用

Ⅲ-1. 就学前の子どもへの支援における ICF-CY 活用方策の提案

キーワード 保育所 幼稚園 発達障害 ICF-CY

1. 就学前の子どもに対する ICF-CY の活用方策の提案

就学前の子どもに対する ICF-CY 活用方策を述べる前提として、まず就学前の子どもを巡る動向について述べたい。

1989 年に合計特殊出生率が 1.57 となり、それ以降わが国では「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」をはじめとして、将来を見据えた少子化社会に対する様々な具体的な対策が講じられるようになった。しかしながら少子化傾向に歯止めがかかることはなく、2005 年の合計特殊出生率は 1.25 となり、出生数も初めて 110 万人を下回った。少子化の要因としては、晩婚化や未婚化をはじめ、多くの要因が複合的に絡み合っていると考えられているため、画一的な対策だけでは効果が得られず、婚姻や子育てに関わる世代のニーズを踏まえながら広範な対策が進められている。

その対策の一つとして子育てに対する支援が行なわれている。就学前の子どもの生活場所を見ると、小学校就学前1年間の子どもの約 99%が幼稚園もしくは保育所で生活している(図 1)。幼稚園や保育所で生活する子どもの割合は年齢が下がるにつれて減少するものの、幼稚園の就学が始まる 3 歳でも約 70%が幼稚園または保育所で生活している。一方、3 歳未満の乳幼児については 70%以上、0 歳では 95%以上が家庭で育児している。そこで家庭内育児での孤独や不安に陥らないための対策として一時預かりや子育て支援、ファミリー・サポートといった事業が急速に展開されている。幼稚園や保育所についても地域や保護者のニーズに対応した保育サービスの拡大・拡充、さらには幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合化や幼稚園教諭と保育士資格の見直しなど幼稚園と保育所の連携が進められている。乳幼児を対象とした社会的支援は様々なニーズに対応するべく今後も拡大・多様化し、一人の子どもが複数のサービスを活用しながら育児される状況になりつつある。

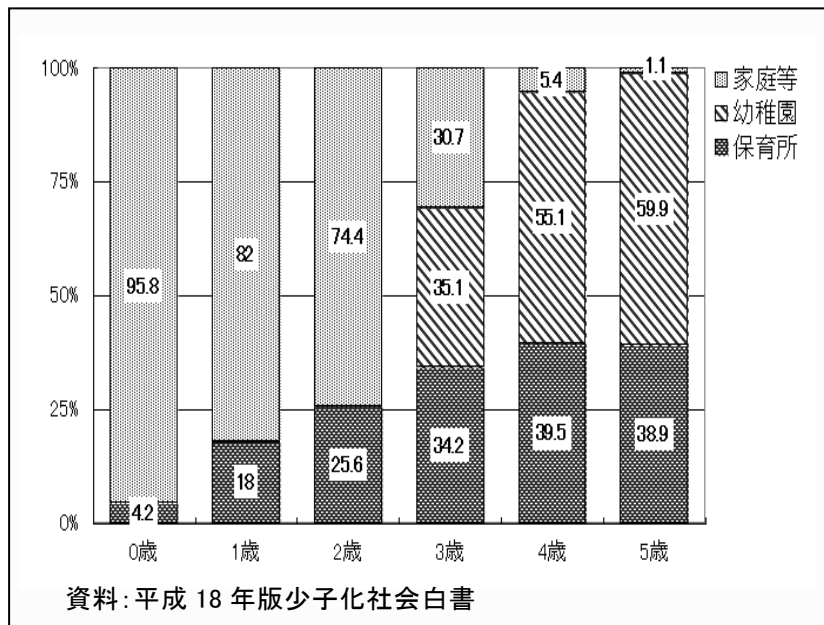


図 1 就学前児童の居場所

上記の様にニーズやそれに伴うサービスが多様化する状況下において、それぞれのサービスの質を向上させ、なおかつ効果的にサービスの提供を行うためには、子どもや子どもを取り巻く状態を詳細に評価・把握し、サービス内およびサービス間で情報を共有することが大切となる。この点において、共通言語としての機能を持つ ICF の概念や ICF 項目を用いて個々の実態やサービス提供状況を直接アセスメントしたり、それぞれが有する情報を ICF の観点から整理したりすることにより、サービス内及びサービス間での情報の共有がしやすくなるのではないかと考えられる。

また、幼稚園や保育所から小学校へ生活の場が移行する際においても、共通言語としての ICF を基礎として集積された情報を就学先に伝えることにより、スムーズな移行を促進することができるのではないかと考えられる。

2. 障害のある子どもに対する ICF-CY の活用方策の提案

ICF-CY は身体障害や知的障害はもちろんのこと、近年、子どもの領域で関心が高まっている学習障害 (LD) や注意欠陥多動性障害 (ADHD)、広汎性発達障害 (PDD) などの発達障害の理解や支援において有用なツールとなりうる。

活用の方策については幾つかの場面が想定される場所であり、まず第 1 に、診断における活用が考えられる。身体障害と異なり LD や ADHD などの発達障害は目に見えづらい。また、ADHD については、1902 年に小児科医のフレデリック・スティルが最初に症状を確認して以来、医学的診断基準となる生物学的マーカーとなりうる脳の構造的特徴が探られてきたが、ADHD の病理を特徴付ける信頼された生物学的マーカーは確認されなかった。したがって ADHD を診断する医師は生物学的マーカーの代用として「精神疾患の診断・統計マニュアル第 4 版 (DSM-IV)」や「国際疾病分類第 10 版 (ICD-10)」といった観察基準による定性的観察や行動評価、あるいは「コナーズの持続作業テスト (Conner's Continuous Performance Test)」や「TOVA; Test of Variables of Attention」, 「ウェクスラー児童知能検査第 3 版 (WISC - III)」などの心理検査に頼らざるを得ないのが現状である。さらに ADHD は他の発達障害と強い関連があると考えられているため、ADHD による行動に一貫性を持たせて識別することが困難とされている。

このような背景から英国心理学会では、ADHD には生物学的マーカーや心理学的マーカー以外の多様な要因が関与しており、環境を重視した個別的アプローチが重要であると結論付けている。実際、医療をはじめとして保育や教育など、ADHD の子どもに関わる現場では、個人の特徴だけでなく親子関係や社会との関わりといった環境要因をも視野に入れてアセスメントや支援を行うことの重要性が示唆されている。これらのことから、構成要素の一つに環境因子を含む ICF-CY を基礎とした診断基準を確立することにより、支援との一貫性を持たせた診断ツールの開発が可能になると考えられる。

第 2 に、支援体制の基礎整備としての ICF-CY の活用がある。例えば、特別支援教育では、従来の肢体不自由や視覚障害、聴覚障害のある子どもに加え、新たに ADHD や LD など発達障害のある子どもも明確な対象とし、一人一人の状態やニーズをもとに家庭生活、地域生活を包含する必要な支援を子ども主体に組み立て、まとめ上げていく教育への転換が図られて

いる。また近年、医療を初め、保育や幼児教育の場においても、障害のあるなしに関わらず子どもの生活を支援していく際に、子ども個人の特徴だけでなく、親子関係や社会との関わりといった環境要因をも視野に入れてアセスメントや支援を展開していくことの重要性が示唆されている。この視点は、ICF および ICF-CY が提示する健康状態や背景因子との間の相互作用あるいは複合的關係のもとで個人の生活機能をとらえる概念に共通するところである。

第3に、関係諸機関・施設との連携における活用である。前項で触れたサービス間での情報の共有と重なるところであるが、障害のある子どもの支援においてこの傾向はさらに強まってくるといえる。障害のある子どものニーズの多様化と呼応するかたちで、支援のあり方も多様化している。いつ、どのようなサービスを選択したとしても、サービス提供者が同じ視点に立つことで一貫したサービス提供が可能になる。

3. 就学前の子どもへの支援における ICF-CY の活用の課題と展望

ICF は全ての人間を対象とした生活機能の分類である。そのため、対象の年齢や状態にとられることなく誰に対しても活用できるという利点がある。ICF-CY はこの利点をより一層促進するものとして期待され、特に児童期から青年期への移行していく際の ICF 活用の有効性が高まったと考えられる。

一方で活用にあたって解決すべき課題も残されている。約 1,500 にも上る項目数や項目表現の難しさからくる「分かりにくさ」「使いにくさ」といった意識や、評価方法・測定方法に関する信頼性・妥当性が課題として挙げられる。また、ICF の関連図が ICF 活用において先行されていることも危惧される場所である。これらは就学前の子どもへの支援においての場合のみでないが、今後 ICF や ICF-CY を実践的に活用していく際の課題である。これらの課題に対しては、あらゆる分野からの様々なアプローチによって研究が進められており、より実践に向けた展開が期待される場所である。

ここでは就学前の子どもへの支援における ICF-CY 活用として、主に保育・幼児教育のサービスで活用と、障害（特に発達障害）のある子どもへの理解と支援における活用について言及してきた。この他にも児童虐待や家庭内暴力（DV）、非行など子どもを取り巻く社会的問題は数多く存在する。乳幼児期の身体機能や運動機能の成長発達は著しく、それに伴って精神機能や社会性も急速に発達していく。その中で「生物・心理・社会的」アプローチである ICF-CY は子ども自身やその家族、社会を包含して、より広い視野で捉えることのできる有効なツールといえる。乳幼児や児童・青年期における新たなツールとして開発された ICF-CY は、乳幼児期の心身機能や精神機能の急速な変化への対応において効力を発揮することが期待される。

参考文献

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部編：国際生活機能分類 - 国際障害分類改訂版 (ICF)，厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部，2002。
- 2) 太田俊己：特別支援教育の「支援」の意味ー子ども主体のニーズからの視座ー，特別支援

教育研究, No. 595, 2-7, 2007.

- 3) ルース・シュミット・ネーブン他著, 森田由美訳, 田中康雄監修: ADHD 医学モデルへの挑戦, 明石書店, 2006.
- 4) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所編: ICF (国際生活機能分類) 活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー, ジアース教育新社, 2005.
- 5) Martin Weigl, Gerold Stucki et al.: Identification of relevant ICF categories in patients with chronic health conditions: a delphi exercise, J Rehabil Med, 44, 12-21, 2004.
- 6) 堺裕, 佐藤満雄, 徳永亜希雄: 学校現場における ICF (国際生活機能分類) の活用に関する一考察 - ICF と盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要領の比較を通じた適合性の検討から -, 帝京大学福岡医療技術学部紀要創刊号, 別刷, 2006.

(田中浩二)

Ⅲ-2. リハビリテーション分野における ICF-CY 活用への期待

—教育との連携を中心に—

キーワード リハビリテーション ICF-CY 連携

1. はじめに

2007 年に公表された ICF-CY⁹⁾は、児童青年期の特性を踏まえて、ICF⁸⁾に新たな分類項目が追加されたり、変更が加えられたりして作成されている。ここでは、リハビリテーション医療を構成する作業療法、言語聴覚療法および理学療法との関連から、ICF-CY において新たに追加された内容を整理し、小児領域における ICF-CY 活用への期待について述べる。

2. リハビリテーション分野からみた ICF-CY の分類項目

第2レベルまでの分類において、ICF-CY に追加された項目をみてみると、心身機能では、b125 気質と行動様式の機能、b163 基礎的認知機能、b560 標準的な身体機能の成長を続ける機能、b761 無意識的運動、活動と参加では、d131 動きや遊びを通じた学習、d132 基礎的な知識の習得、d133 言語の習得、d134 言語能力の向上、d137 概念の習得、d161 注意を向けること、d250 自分の行動の管理、d331 喃語の発声、d332 歌うこと、d446 細かな足の使用、d571 危険回避、d816 就学前教育と関連した行事等への取り組み、d835 学校教育と関連した行事等への取り組み、d880 遊びへの取り組みの分類項目がそれぞれ新たに追加されている。なお、身体構造および環境因子については、第2レベルまでの分類において、新たに追加された分類項目はない。第2レベルまでにおいて新たに追加された分類項目をリハビリテーション医療との関連からみてみる。精神機能の維持・改善を目的の一つとしている作業療法と関連すると考えられる ICF-CY の内容として、認知機能、ものを用いた活動を通じた学習、概念の獲得などに関する項目が増えている。また、遊びは子どもにとって重要な作業活動の一つであり、遊びへの参加に関する項目が増えている。

さらに第3レベルまでの分類に目を向けてみると、学習や遊びに関しては、単一のものや2つ以上のものを用いた活動を通じた学習並びに象徴遊びやごっこ遊びを通じた学習が分類項目として追加されている。基本的な認知機能に関しては、第3レベル以下の分類がなく、より具体的な詳細分類の提示が望まれる。このように、作業療法との関わりで考えてみると、認知面や学習面、子どもの主要な活動である遊びに関する活用において、ICF より ICF-CY のほうが多くの内容をカバーできるようになっている。

ことばによるコミュニケーションの問題にアプローチする言語聴覚療法に関連すると考えられる ICF-CY の内容として、情報を獲得すること、言語能力の向上、喃語などに関する項目が増えている。またことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発音だけでなく、認知機能も関係しているため、基本的な認知機能や概念の獲得に関する項目も言語聴覚療法と関連する内容としてあげられる。このように言語聴覚療法との関わりで考えてみると、言語の発達の側面

やコミュニケーションに関係する諸機能の一つである認知機能に関する活用において、ICF より ICF-CY のほうが多くの内容をカバーできるようになっている。

身体運動面の問題にアプローチする理学療法との関連からみると、ICF-CY の中には、第2レベルまでの分類として、微細な足の使用に関する項目が新たに含まれている。さらに第3レベルまでの分類に目を向けてみると、基本的な姿勢変換の分類の中に寝返りが追加されている。同様に姿勢の保持の分類の中には頭部の保持、移動の分類の中にはいざりなどが追加されている。頭部の保持は姿勢運動発達の基本的要素であり、寝返りやいざりも基本動作や移動運動の一つとして、大切な運動様式である。このように足の細かな運動や基本的な姿勢運動面の項目が追加され、理学療法領域における活用においても、ICF より ICF-CY のほうが多くの内容をカバーできるようになっている。

このように ICF-CY において新たに増えた項目とリハビリテーション医療との関連をみると、発達の視点が盛り込まれたことにより、作業療法領域、言語聴覚療法領域および理学療法領域のいずれにおいても、ICF より ICF-CY のほうが小児の生活機能を幅広くとらえるものとなっている。このことは、小児領域におけるリハビリテーション分野において、ICF-CY が小児に対して広く活用されていくことを期待させるものである。

3. 教育との連携

特別支援教育においては、多職種が連携して、子どもの教育上のニーズを把握し、適切な支援を行うことが求められている。立場や専門の異なる人々が連携して、あるテーマについて議論をするためには、そのテーマに関する共通のもの見方が必要である。ICF 及び ICF-CY は、人の生活機能と障害およびその背景因子について、国際的に標準的な用語と概念的枠組みを用いて、包括的にリストアップして、系統的に分類したものである。ICF 及び ICF-CY は、国際的に標準的な用語を用いることにより、健康状況と健康関連状況を表現するための共通言語を確立することをその目的の一つとしている。これにより、障害のある人々、保健医療従事者、研究者、政策立案者、一般市民などのさまざまな利用者間のコミュニケーションを改善することを可能とする。ここでは、リハビリテーション分野におけるコミュニケーションツールとしての ICF-CY の活用について述べた上で、教育とリハビリテーション分野との連携における ICF-CY の活用について言及する。

(1) リハビリテーション分野におけるコミュニケーションツールとしての活用

リハビリテーション医療は、基本動作能力の回復等を目的とする理学療法、運動面や精神面における基本能力、食事やトイレなどの応用動作能力、社会適応能力の回復等を目的とした作業療法、言語聴覚能力の回復等を目的とした言語聴覚療法等の治療法より構成され、いずれも実用的な日常生活における諸活動の実現を目的として行われるものである^{3, 4)}。このような多職種によるチームアプローチによって行われるリハビリテーション医療においては、多職種間の共通言語が不可欠である。リハビリテーションの実施計画は、ICF の生活機能構造に立脚したリハビリテーション総合実施計画書を用いて、多職種が共同して作成している⁵⁾。海外においても、ICF の生活機能構造に基づいたリハビリテーション問題解決フォーム (Rehabilitation Problem-Solving

Form : RPS-Form) が開発され、多職種間で共同して、患者の問題解決に役立てられている⁷⁾。

(2) リハビリテーション問題解決フォームの紹介

RPS-Form は、患者中心の医療を行うために、患者の視点を見極め、参加を促進することが重要であるとの認識のもと、患者の視点を知ることのできるツールとして開発された。スイスのチューリッヒ大学病院で使用されている。RPS-Form の構成は、上段に患者の基本情報、中段の上部に患者および親族の視点からみた身体構造/心身機能、活動および参加の状態、中断の下部に保健専門職の視点からみた身体構造/心身機能、活動および参加の状態、下段に背景因子を記入するようになっている。この RPS-Form をいろいろな保健専門職が記入し、完成することによって、解決すべき問題を明らかにし、問題の原因となる要因や解決に役立つ要因を見極めることを目的としている。加えて、専門職間および患者と専門職間のコミュニケーションを促進し、改善することも目的としている。

RPS-Form の作成プロセスは大きく 3 つのプロセスからなる。すなわち、①問題および障害の確認と報告、②問題とその問題に関連する修正可能な要因との関連づけ、③解決すべき問題と介入すべき要因を明確にすること、である。①のプロセスでリハビリテーションチームによる面接が行われ、患者および親族の視点からみた身体構造/心身機能、活動および参加に関する問題が中段の上部に記載される。この記載は、患者のことはそのまま記載することになっている。その理由は、患者が言ったことを正しく解釈し、記載内容について、患者とよりよく話し合うためである。②のプロセスでは、①で得られた患者および親族の視点に基づいて、いろいろな専門職が検査を実施し、専門職の視点から得られた身体構造/心身機能、活動および参加の状態を把握する。各専門職は患者および親族の視点から得られた問題と専門職の視点から得られた機能障害、活動制限および参加制約のそれぞれを関連づけ、原因と結果に関する仮説を提出する。すなわち、②のプロセスは、因果関係のネットワークに関して思考するプロセスである。③のプロセスにおいて、科学的根拠に基づいた知見を踏まえ、各専門職間の情報交換が行われる。これにより、患者と専門職間の同意の結果として、解決すべき問題が定義され、介入すべき要因が決定される。

ICF の生活機能構造に基づいた RPS-Form の活用は、生活機能を記述するための共通言語となり、いろいろな保健専門職における説明責任や介入のコーディネイトを促進するものとなっている。

(3) 教育との連携における ICF-CY の活用

①共通言語としての ICF-CY

リハビリテーション分野において、コミュニケーションツールとしての活用をはじめ、臨床的な意思決定のツールなどとしてすでに ICF は活用されている。同様に学校教育においても特別支援教育を中心に ICF を活用した多くの報告がみられるようになってきている⁷⁾。リハビリテーション分野や特別支援教育において活用されている ICF は、両者の連携においても、共通言語として有効なツールとなることが期待できる。

福岡県教育センターは、連携の進め方として次のような手順を示している²⁾。

- 1) まずは関係機関の人と何らかの形で面識を持つことが必要です。
- 2) 各機関が、どんな役割や機能を果たすことができるかについて自己認識した上で互いに理解し合い、具体的な情報のやりとりを行います。

3) 役割分担し、協力しながら実際に連携を進めていきます。

この3つの段階の中で、具体的な情報をやりとりする際に、共通言語としてのICFは、大きな役割を果たすと考えられる。ICFは国際的にコンセンサスをうけている障害と生活機能の概念的枠組みを示している。この枠組みを活用することにより、リハビリテーション分野の専門職と教員が同じ枠組みの中で、子どもの障害の状態や生活機能構造を整理することができ、同じ枠組みの中で、子どもの障害の状態や生活機能構造について、情報交換することができるようになる。リハビリテーション分野の専門職と教員が同じ枠組みの中で、子どもの理解をすることができれば、両者が連携して効率よく指導に取り組めるようになると考えられる。

リハビリテーション分野の専門職、たとえば理学療法士と教員が連携する際、使用している用語が異なっているため、それによる相互理解の難しさが指摘されている⁶⁾。ICFの概念的枠組みに加えて、リハビリテーション分野の専門職と教員が、共通言語として、ICF-CYの分類項目の用語を用いて情報交換できるようになれば、より一層、情報交換の理解は深まると考えられる。このようにICF-CYの分類項目の用語を共通言語として用いることの効用が期待される一方で、教員同士においては、ICFの用語は使いにくいという問題点も指摘されている⁶⁾。今後より一層、ICF-CYの分類項目の具体的な用語に関する理解啓発が必要である。

②連携におけるICF-CYへの期待

前述したように、作業療法領域、言語聴覚療法領域および理学療法領域のいずれとの関連においても、ICFより新たに分類項目が追加されたICF-CYのほうが小児の生活機能を幅広くとらえるものとなっている。このことは、ICF-CYの分類項目の用語を用いることにより、小児領域のリハビリテーション分野と教育との連携における共通言語としての効果的な活用がより一層高まることを期待させるものである。加えて、児童青年期の特性や発達の視点が盛り込まれたことによって、内容的にICF-CYは、教員に馴染みやすいものになっているといえるかもしれない。たとえば、ICF-CYには、認知や学習、遊び、言語能力の向上など教育と関係の深い内容が盛り込まれている。児童青年期における教育とリハビリテーション分野との連携において、ICF-CYの活用が促進されていくことが望まれる。

引用文献

- 1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編：ICF及びICF-CYの活用 試みから実践へ—特別支援教育を中心に—，ジアース教育新社，2007。
- 2) 福岡県教育センター：初めて特別支援教育に携わる先生のための手引き，福岡県教育センター研究紀要No.150，13，2004。
- 3) 社団法人日本作業療法士協会 Web サイト，<http://www.jaot.org/>
- 4) PT-OT.NET Web サイト，http://www.pt-ot.net/shinryou2/2007/04/post_37.html
- 5) リハビリテーション（総合）実施計画書の書き方検討委員会：リハビリテーション（総合）実施計画書を上手に使いこなす法。
- 6) 堺裕，徳永亜希雄：日本特殊教育学会自主シンポジウム「ICFの学校現場への適用」シリーズからの提言。独立行政法人国立特別支援研究所編，ICF及びICF-CYの活用 試みから実践へ—特別支援教育を中心に—，ジアース教育新社，140-149，2007。

- 7) Steiner WA, Ryser L, Huber E et al.: Use of the ICF Model as a Clinical Problem-Solving Tool in Physical Therapy and Rehabilitation Medicine. *Physical Therapy*. 82(11), 1098-1107, 2002.
- 8) 障害者福祉研究会編集：ICF 国際生活機能分類，中央法規出版，2002.
- 9) World Health Organization : International Classification of Functioning, Disability and Health Children & Youth Version. WHO press, Geneva, 2007.

(堺 裕)

Ⅲ-3. 福祉分野における ICF-CY 活用への期待

キーワード 社会福祉 高齢者 障害者 ICF-CY

1. 高齢者の分野と ICF

(1) 高齢者分野での ICF 活用の背景

高齢者の分野では、2001年のWHO総会でのICF承認以降、高齢者ケアにおけるアセスメントやリハビリテーション活動の計画や評価の中で比較的早い段階でICFを活用する積極的な取組がなされてきた。ICFが高齢者ケアやリハビリテーションに取り入れられた背景として、ICFの概念は、人間の健康状況や健康関連状況を広く理解するという視点が挙げられる。ICFが確定する以前から、日常生活動作(ADL)や高次ADL(IADL)、家族関係、社会的機能など幅広いかつ総合的な視点を持つことの重要性は認識されていた。その点において、ICFの示す生活機能の分類は受け入れられやすく、活用できるツールとして理解されやすかったと考えられる。

(2) 高齢者への支援における ICF の活用と期待

高齢者への支援を展開する際には、ADLの維持・向上やQOLの向上など、検討すべき課題は数多く存在する。その中で欠かすことのできない視点として、「自立」がある。しかし、統一された「自立」の概念はなく、その内容には多様な捉えられ方があるため、個々の対象者に応じて変化し、なおかつ非常に抽象的、曖昧になりがちである。このような「自立」において、佐藤はICFの概念構造の下で「自立」を考えることによって、「自立」の概念を整理することを提示している¹⁾。また、高齢者リハビリテーションにおいてもICFは多角的な視点を提供し、機能的な回復だけでなく、「自立」に向けた様々なアプローチの展開へとつながっている。

高齢者の分野は社会福祉の分野全体から見れば先駆的に取り組まれている感があるが、ICFの活用が期待される側面は依然として残されている。その一つとして、環境因子に関する取組がある。介護保険法成立において、高齢者の要介護状態を認定する際、環境状況の把握も検討されたが、客観的な方法が確立されていないことによって見送られた経緯があるように、高齢者の支援において環境的側面の重要性は誰もが認識しているところである²⁾。ICFが身体機能や活動、参加の背景因子として環境因子を定義した意味は大きく、今後、環境因子の客観性や評価・測定方法の確立が期待される。

2. 障害児・者の分野と ICF

(1) 障害分野における ICF 活用の背景

2000年の高齢者分野における介護保険制度の導入に相まって、近年、障害児・者分野にお

いても急速な変化が展開されている。その一つが 2003 年の支援費制度の導入であり、2005 年の障害者自立支援法の制定という形として現され、今後もその変化は続いていくことが予測される。

障害者自立支援法については、法の是非も含めて様々な議論がなされるが、ICF に関連するところでは、佐藤によれば以下の点に整理される¹⁾。第 1 に、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法という機能障害別の三法を統合したことである。これは機能障害別の格差や谷間を是正する点において大きな前進であるといえる。第 2 に、障害者自立支援法では訓練による能力向上で個人の努力と責任において自立を達成するという視点に立っている。これについては、リハビリテーションや環境因子の改善によって「参加」を高めようとする ICF の理念とは相反するところであり、ICIDH などの時代への回帰であるとしている。第 3 に、障害者自立支援法のサービス給付に際して行われる「障害程度区分」の導入である。このことは、障害の程度と福祉ニーズを結びつける視点に立っているものだが、本来、福祉ニーズは障害の程度のみならず、本人の生育暦や希望、家族状況などの環境によっても大きく変わるものであり、ICF の視点とは反するものがある。

急激な転換期を迎えている障害者福祉の分野の背景には、障害あるいは自立に対する理解の仕方の変化に加えて、他分野の制度改革との協調や財政的な側面の影響も大きく反映されている。したがって、必ずしも障害者福祉制度の変化が障害者の支援や生活改善に向けての前進になるとは限らないとも考えられる。障害者政策に限ったことではないが、本来、生活機能や障害、環境、希望、ニーズなど明確な概念整理の上で政策・制度が立案されなければならないと考える。ICF はそのための基礎を提示するもとであるといえる。

(2) 障害児・者の支援における ICF の活用と期待

障害児・者の分野における ICF の活用については、ICIDH からの流れを汲みつつ、ICF を活用した展開が幾つか見られる。その一つとして、独立行政法人高齢・障害者雇用機能の障害者職業総合センターによる UWDB (ユニバーサル・ワーク・データベース) がある。これは障害者の職業参加を支援するためのツールであり、障害者の職業的視点から見た障害に関わる必要な情報を ICF 分類や ICF の構造モデルを活用してデータベース化したものである。この他にも、障害理解や支援に関連して活用されており、機能障害の垣根を取り払った障害者自立支援法が成熟することによって、さらに幅広い活用が見込まれる。

また筆者らは、障害児・者福祉施設と障害児教育で情報共有できるためのツールとしての ICF の活用方法を模索している。まだ緒についたばかりであり、具体的な提示には至っていないが、障害児・者を中心に据えて、障害児・者を取り巻く様々な関係者の情報を共有することで、幅広い視点からのニーズの顕在化が可能になるとともに、多機関の連携においても効率的な展開が可能になると考えられる。

障害者自立支援法が施行されたことによって、今後、障害者福祉の自立志向はさらに強調されることになった。そこでは教育や就労など多様な機関・施設による総合的な支援が要求される。その点において ICF は分野を超えた障害理解を可能にする共通言語という特性を持ち、さらにはニーズ把握についても特定の分野にとどまることのない懐の広さを持っている。後述するが、解決すべき課題も数多く残されているが、今日の障害児・者を取り巻く状況下における汎用的なツールとして、ICF には大きな可能性が見出せる。

3. 福祉分野における ICF の利点と ICF-CY の活用への期待

(1) 福祉分野における ICF 及び ICF-CY の利点

社会福祉分野の現状を概観しながら ICF の利点を整理すると以下のようなになる。

第1に、社会福祉の対象は高齢者をはじめとして、障害者（身体・知的・精神）や児童、そして母子・及び寡婦とそれぞれの状況や抱える問題に応じて、細かく区分されているという特徴があり、実際の施策においても縦割りでの支援が展開されている。前述の介護保険法や障害者自立支援法の制定から、今後、介護保険と障害者自立支援の統合など新たな支援体系の転換が推測される。これは高齢者と障害児・者に限らず、もっと広く展開されることも推測され、包括的な福祉サービス体系の確立へとつながっていく可能性がある。このような展開において、全て人を視野に入れた ICF の活用は大きな利点となるであろう。前述の繰り返しになるが、特定の状態や状況に限定されることなく、幅広い視点で対象者を捉えることができるため、分野を超えた共通言語としての特性を十分に発揮できる可能性がある。

第2に、社会福祉では、児童や高齢者のように、その対象を年齢で区分しているものが少なくない。そのため、そこで行なわれる支援やサービス提供は、ある年齢階層に対してのみ行なわれる。しかしながら、支援やサービス提供の背景となる根拠や将来的な目標設定は、サービス対象となる年齢の範囲内で完結できるものではない。児童であれば、将来、20歳あるいは30歳になったときの状況を想定して目標が設定されるべきであるし、高齢者であれば、30歳、40歳、50歳でどのような人生を歩んできたかを踏まえて現在のサービス提供が計画されるべきである。また、障害においても、誰でも突然障害のある状態になる可能性がある。しかし、そこでの支援やサービス提供は、それまでの人生や今後の将来を見据えた計画である必要がある。すなわち、社会福祉の支援やサービス提供は、その時だけの限定的な提供だけでなく、人間の一生の一部であるという時間的な連続性の認識が重要である。この点においても ICF のツールとしての時間的連続性は有効になりうると考えられる。この度、ICF の派生分類として ICF-CY が採択されたことによって、子どもに関しても正確に捉えることが可能になり、時間的な連続性がさらに強化されることになったといえる。

(2) ICF 及び ICF-CY の課題と期待

これまで見てきたように、ICF が福祉分野において活用されることによる利点は多大なものがあるとともに、ICF-CY によってその可能性がさらに広がってくると考えられる。しかし、ICF の活用やその応用にあたっては、多くの課題が残されていることも事実である。以下、期待も含めて ICF 及び ICF-CY の課題を整理する。

第1に、分類項目の膨大さによる使い勝手の悪さと言語表現の難しさである。まず、前者の分類項目の膨大さについては、ICF はあらゆる疾患や障害にも対応できるよう、詳細分類（ICF コード4桁及び5桁）では約1500にも上る項目で構成されている。ICF-CY が追加されたことにより、項目数はさらに増加したことになった。この膨大な数の分類をそのままにアセスメントなどに用いることは多大な労力と時間を要するだけでなく、非現実的でもある。とはいえ、第2レベルの分類（ICF コード3桁）でアセスメントをすると一つの ICF 項目に複数の解釈が含まれ、意味が漠然とし、細かい状態把握が困難になり、アセスメントの意味を成さなくなる。この点における解決策として ICF チェックリストや疾患別のコアセットの

開発が試みられている。しかし対象や状況ごとのコアセット（コードセット）になってしまうと、限定的な対象範囲でしか活用できないという事態も予測される。使い易さと汎用性という二つの相反する局面に対する両立が望まれるところである。

後者の言語表現の難しさについては、ICF Illustration Library³⁾ など、理解の容易化を支援するツールも開発されている。ICF は多言語間での活用が前提にされているので、日本語に変換した時に分かりづらくなっている項目が多々存在するが、今後、本来の意味を変えることなく、より日本語らしい表現にしていくことも期待したい。

第2に、分類の粗さという点である。ICF は約 1,500 もの分類項目を持っていることから分かる通り、他に類を見ないほどの項目を備えている。しかし、これは生活機能という非常に幅広い概念を対象にしているが故の項目数であり、アセスメントの際の対象者の評価・測定において詳細状況を理解するには不十分であることが多い。したがって、ICF の分類を基礎とした評価や測定の方法や結果を既存の評価・測定方法や結果に置き換えることは難しい。このことから、ICF の特性を考慮した上での活用における期待として、他分野、他職種で用いられている既存の測定・評価方法をつなぐためのツールとしての位置づけが考えられる。様々な測定・評価方法と ICF との整合性を確認しつつ、中間的な媒体として ICF が活用されることで、多職種間の連携がより効果的になることが期待される。さらに、この点において ICF-CY が追加されたことにより、児童から青年期、成人期に至るさまざまな既存の測定・評価方法との連携も期待されるところである。

第3に、現在の ICF の活用の多くが関連図を主としている点である。ICF の概念や全体像を理解する場合や、ICIDH から ICF への変化を認識する上では、ICF の示す関連図は非常に有効であろう。しかし ICF のダイナミズムはそれだけではなく、約 1,500 にわたる分類であり、それぞれの相互作用の理解である。もちろん、これらの分類や相互作用の理解を余すことなく活用するには、上記に挙げた課題の解決はもとより、評価尺度や評価方法の信頼性や妥当性といった問題を解決する必要がある。特に評価尺度や評価方法については多くの課題が残されており、多職種間の媒体としての ICF の活用や、ICF を用いたアセスメントを行っていく上でも不可欠な要素である。ICF-CY も含めて、ICF の分類や評価尺度がさらに精密なものとなり、各々の項目間の関連が見出せるようになることで、ICF や ICF-CY がより現実的かつ実践的なツールになると考えられる。

以上、ICF 及び ICF-CY の課題と期待を記述してきたが、ICF-CY が確定したことにより福祉分野における活用が更なる拡がりをみせることが期待される。

参考文献

- 1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所：ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー、ジアース教育新社，2007.
- 2) 独立行政法人福祉医療機構：WAMNET，
[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/c523d4557b5d5d334925699e0009eb89/\\$FILE/gizi1.PDF](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/c523d4557b5d5d334925699e0009eb89/$FILE/gizi1.PDF),2005.
- 3) ICF Illustration Library, <http://www.icfillustration.com/>

(田中浩二)

Ⅲ-4. 労働分野からみた就労への移行における

ICF-CY 活用への期待

キーワード 就労 移行 ICF-CY

1. はじめに

ICF が全ての人の生命・生活・人生の共通言語であるからには、それは職業生活の共通理解をも促進するものでなければならない。職業生活は人の生活・人生の主要な場面であり、学童期から既に職業準備の営みが始まり、就職だけでなく、職場適応、就業継続、キャリアアップ等の様々な局面は成人期の大半を占め、労働分野だけでなく、教育、医療、福祉、所得、交通等の社会活動の大部分が関わる。さらに、職業生活とは、その本質を改めて考えると、一人一人は完全ではない人間が、それぞれの能力を発揮し、できない部分を補い合うという、高度な社会生活である。したがって、職業生活は、障害のある人たちにとって当然必要なだけでなく、そのような人たちにこそ、自分の障害を補いつつ社会に貢献するという相互依存関係の構築に不可欠な舞台であるとさえ言える。

就労移行支援において、ICF の活用は目的でなく、手段である。現在の我が国において、学校教育を受けた障害のある人たちが、スムーズに職業に就けないこと自体が大きな問題である。職業生活という重要な生活・人生場面について、教育と労働分野の分野を超えた共通理解を促進するためにICFの一層の活用を期待したい。

そこで、本稿では、ICF を通して職業生活を理解する際に重要となるいくつかのポイントを紹介し、教育分野を実質的な職業準備期と位置付けたICFの新たな活用場面も提案する。教育場面における労働分野との共同作業によって、その後の就職活動や職場定着、就業継続も格段にスムーズにできることが期待されるのである。なお、本稿に関しては、ICF-CY はICF とまったく同様かそれ以上に活用できると考えられる。

2. 職業「能力」の適正な評価と環境整備

日常生活や教育場面においてICFを活用した相互作用モデルに慣れていても、就労となると「障害があると働けない」「障害があると企業の負担」という一面的な考えにとらわれてしまうことがある。しかし、職業生活といっても、日常の生活機能と同じで、問題は個人と環境の相互作用による。「障害と共存して問題なく働くこと」は可能なのである。

(1) 個別的で相対的な「職業能力」

従来の医学モデルで一般的な「職業能力」や「職業準備性」を前提にすることで、多くの障害のある人たちが最初から就職につながる機会自体を奪われている。職業には一般に通勤能力、コミュニケーション能力、8時間勤務の体力などの様々な要件を満たすことが必要と

される。確かに、多くの仕事ではそのような能力が必要になるが、仕事の選び方ではそのような能力が必要とされないことも多くある。100の仕事のうち99の仕事ができなくても、ただ一つの仕事ができればその人は100%の職業人になれるのである。ICFで、「交通手段として動物に乗ること(d480)」の能力がわが国の多くの人にとって関係がないように、職業や働き方の多様性や個別性を踏まえると、必ずしも、身体能力、知的能力、生活能力等は、職業能力とは関係しないのである。

(2) 職場と地域の環境因子の影響

本人、家族、教育関係者などで、就業可能性を勝手に判断しないことは最も大切なことである。教育場面の職業準備の最初の小さなステップとはいえ、就業可能性が少しでも問題になる時には、職業生活に関わる参加と活動や環境因子の全体を考慮した検討の有無によって、認識に大きな差が生じるのである。

①就業可能性に関する関係者の認識ギャップ

職業場面での生活機能の全体像が理解されていないと、発生している問題だけに注目が集まってしまいがちである。実際、地域で希望にあう求人がいかに少ないか、また、雇用までのハードルがいかに高いか、さらに、就職に成功しても問題なく働き続けることがいかに困難であるかについて、経験者の例にも枚挙がない。

しかし、経験のある障害者雇用企業、職業リハビリテーション関係者等にとって、就業可能性に関する認識は全く異なる可能性がある。最新の職業リハビリテーション現場では、適切な職場での配慮、ジョブコーチ支援等の職場内支援、障害者就業・生活支援センター等の地域の支援機関による生活面の支援等によって、従来、働けないと考えられてきた人たちの多くが企業内で「戦力」となりうることは周知の事実なのである。

②就業支援のノウハウの有無に左右される就業可能性

障害のある人の就労は「問題が多い」かつ「支援の負担が大きい」という否定的なものとして誤解されやすい。環境整備を権利として企業に一方的に要求することは、しばしば、企業側の負担感を増加させ、雇用意欲を大きくそぐことになる。実際、効果的でない環境整備の実施は問題解決につながらないだけでなく、企業負担を増大させ問題を悪化させる。

したがって、環境整備は、問題解決に効果的なものを最小限で実施する必要がある。実際、本当に効果的な職場内や地域の環境整備は企業の負担は大きくないことが多い。それでこそ、障害者権利条約にある「合理的配慮」となりうるのである。就業可能性を広げるために、事業主支援の観点も併せて、効果的な就業支援ノウハウについての知識をもつ支援者の存在は不可欠である。

3. 職業的「参加」を可能にするために

従来の「社会的不利」という考え方では、「できないこと」に基づく「障害者の適職」や「障害者の雇用枠」という考え方が幅をきかしていた。しかし、「人生への関与」という「参加」の本質は、職業生活・人生でこそ追求されるべきである。そのためには、障害のある人一人ひとりの「キャリアの方向性」と、社会や企業のニーズの接点から生まれる職業生活の本質

に根ざした、進路指導や職探しのあり方が重要になる。

(1) キャリアの方向性

本人の希望や自己決定による職業選択という理念は、「本人の希望にあう仕事はない」「障害者には職業選択の余地などない」「仕事の意欲がない」「仕事を選択する判断力がない」などという理由で簡単に骨抜きになる。「就業希望」などの通り一遍の質問をしたり、求人票から職を選ばせたりすることは、ほとんどの場合、「本人中心」の建前上のことにすぎず、実質的には何の意味もないプロセスに陥ってしまっていることが多い。

しかし、それにもかかわらず、「人生への関与」を目指す就業支援のためには、職業選択は本人が主体的に行うことが必須である。大切なことは、文字通りの具体的な就業希望に対応できなくても、興味、価値観、好き嫌い、強みなど、仕事の選択や意欲を左右する要因に基づく「キャリアの方向性」を広く把握して、その中からできるだけ多くの選択肢を提供することである。そのような大きな網で仕事を探すことは、本人の希望に沿う仕事とのマッチングに欠かせない。

例えば、作業所で長く働いてきた発達障害のある人が「市長」になりたい希望を述べた場合、文字通り職種として解釈すれば非現実的な希望かもしれない。しかし、キャリアの方向性をして理解すれば、それは、その人が市長を訪問した際にみた、広いオフィスや多くの人との関わりへの希望であり、現在の隔離された環境での単純作業への拒否かもしれない。そうであれば、市長にはなれなくても、例えば、図書館の案内係で十分に希望に沿ったキャリアのスタートとなる可能性があるのである。

(2) 企業や社会のニーズへの貢献

就職はお見合いのようなものであり、本人の希望だけではなく、相手である企業や社会のニーズとのマッチングにより、しばしば、その時、その場所という偶然性にすら左右される。就職ができない理由を、障害を理由にした「社会的不利」や「参加制約」などと一般化して理解してしまうと、それ以上の企業や社会との接触が減少してしまいがちである。実際、障害のある人の就労の最大のバリアの一つは、就職につながる機会や人脈の不足にある。あらゆる機会や人脈を利用して企業や社会との出会いの機会を増加させることが重要である。

また、できるだけ早期からハローワーク等との関係をもつことが重要である。職探しや職場開拓の専門機関であるだけでなく、企業を含めた就業関係の地域社会資源のネットワークの要だからである。障害のある人一人一人の「できること」を中心にして、適した仕事を探したり、作り出したりすることは、理想ではあるが、本人と教育分野の専門家だけでは比較的難しい。企業との接点がある日常的にある労働分野の専門家と共同した取り組みが最も求められる場面であろう。

4. 職業に関連する個人因子

ICF の個人因子の分類はまだ作られていないので、忘れられがちだが、就業支援では最も重要な検討事項の一つである。実際、「障害者」というレッテルほど、就業支援を困難にする

ものはない。企業が「戦力」として考え、長期に互恵的な雇用関係を継続したいと思うのは、「障害者」ではなく、障害のある「人」なのである。

(1) 夢, 興味, 価値観, 好き嫌い

個人因子を把握するためには、従来の医学モデルによる「障害者」「支援対象者」という色眼鏡を外して、夢、経歴などを含めて本人のことを潜在的な職業人として理解するために時間をかけることが必要である。本人が言葉で意思表示できないとしても、日常観察や職場経験の中からのどのような仕事を希望し、また、嫌悪するかというようなことも明らかにできるだろう。職場の雰囲気や人の好き嫌いなどの要因も大きい。職場実習などでの観察は個人因子の把握の重要な機会である。

多くの障害のある人たちが「就業意欲がない」とされている。しかし、その原因は、支援者が無意識に示す「企業は怖いところ」という印象、希望とは全く異なる職場での体験、人生における職業の意味の理解不足、就くことが難しいと思われる求人票、就業希望を諦めることを「障害受容」としてよしとする雰囲気、などにある可能性が強い。「意欲がない」は禁句にしたい。

(2) 職業につながる「強み」

学校内の進路指導では、どうしても職業につながる「強み」が見つからないことや、見つかったとしても実際の就職にはつながらないことも多い。ある人のどんな「強み」も特定の企業ニーズとマッチしない限り就職にはつながらないのであり、その意味で、「強み」とは、企業や社会のニーズとの関係で決まる個別のかつ相対的なものである。

「強み」を発見できる支援者の能力は、地域の個々の企業の人材ニーズの情報量と関係する。たまたま、ある企業が困っていることと、特定の障害のある人のできることがマッチしたことで、就職が決まるということはまれなことではない。

また、教育分野における、一般的な進路指導や職業訓練においても、各地域の企業や社会の人材ニーズを踏まえて検討するか否かによって、どのようなことが「強み」につながり、どのような能力を伸ばす必要があるかという考えにも、大きな違いが生じるであろう。

5. まとめ： 就労移行のために ICF-CY をいつ、誰と一緒に使うか？

就労への移行を検討するためには、なるべく早い段階から、ハローワークや障害者職業センターの支援者、ジョブコーチ、雇用管理専門家などと一緒に取り組むことが重要である。そうすれば、「働けない人への支援」ではなく、「働けるようにするための支援」を構築するために集中することができる。従来は、このような「働ける」共有イメージがなく、連携も効果的でなく、実際に職業上の問題や企業負担が発生し、さらに、「働けない」イメージが強化されるという悪循環が見られる。「障害と共存して働く」イメージをつかむことができれば、本人、家族、支援者の就労への意欲や自信、自己効力感を高め、さらに生活自立への取り組みの可能性も大きく広げることができるだろう。

個別の教育支援計画だけでなく、労働分野においても地域障害者就労支援事業によるハロ

ーワークを中核とした地域関係機関によるチーム支援など、就労移行に向けて教育分野と労働分野が従来よりもはるかに密接な関係をもつ機会が増加している。その際に、通り一遍の情報共有を超え、ICF-CYの項目やICFの概念的枠組みを活用したブレインストーミングなど、障害のある人一人一人の職業生活の総合的理解に向けた新たな取り組みを期待したい。

参考文献

- 1) 春名由一郎：発達障害領域における国際生活機能分類 ICF の活用ー職業面への活用ー，発達障害研究，29(4)，235-244，2007.
- 2) 春名由一郎：難病のある人の雇用管理・就業支援ガイドラインー難病のある人，企業，労働・医療・福祉・教育等の関係者の共通理解のためにー，職リハネットワーク，61，6-10，2007.
- 3) 春名由一郎：職業リハビリテーションの推進，戸山サンライズ，229，1-3，2006.
- 4) 春名由一郎，三島広和，東明貴久子：米国の「カスタマイズ就業」～援助付き雇用の成功を踏まえた就業支援のノーマライゼーション，リハビリテーション研究，129，23-28，2006.

(春名由一郎)

Ⅲ-5. イタリアにおける障害児教育と ICF 及び ICF-CY の活用動向

キーワード イタリア 障害児教育 ICF ICF-CY

1. イタリアの教育における障害のある子どもへの対応

イタリアでは、ICF の前身の ICIDH（国際障害分類）の段階から、教育も含めた、障害のある人への支援に関するあらゆる分野で積極的に活用が図られてきた。その意味でイタリアの取組から、現在の日本の取組を対象化し、今後の取組を探るための手がかりを得られる可能性が高いと判断し、ここで取り上げた。以下、教育分野での取組を中心に述べたい。

（1）イタリアの学校制度

イタリアは、20 州、103 県、8102 市と県と市が極めて細分化されており、歴史的要因による根強い南北地域差とともに、行政区画の規模の差（経済力の差）が存在する。

イタリアの学校制度は大きく次の 4 段階に分けることができる。

- 1) 幼児教育（3 年間）
- 2) 初等学校（5 年間）、第 1 等級の中等学校（3 年間）
- 3) 高等学校(Liceo・5 年間)

文科系・科学系・芸術・経済・語学・音楽／舞踏・技術・人文科学高等学校、職業教育専門学校

- 4) 高等教育（Istruzione e Formazione Superiore）

大学，高度職業訓練

（2）イタリアの教育の特色 —インクルージョンの推進—

1) インクルージョンの概要

1975 年、内閣委員会において、公立小学校が障害のある子どものための教育に大切な場所として位置づけられ、分離されていた特殊教育的施設から、幼稚園から中学校まで、通常の学校の中で教育が行われるよう勧告された。

1977 年、義務教育年齢で障害のある子どもは、障害が重い場合以外、通常の教育を受けることが義務づけられた。以降、改革が進み、現在では就学前から高等教育まで全ての期間にわたって、インクルージョンが義務づけられている。

2) インクルージョンへの対応

義務教育段階では、1 学級に 2 名以上の障害のある子どもを在籍させないこととし、通常 1 学級 25 名定員が、障害のある子どもが在籍すると子どもの数の軽減が認められ 20 名となる。障害のある子どもが在籍している学校には支援教師が配当される。法律の上では、児童

生徒 136 名に 1 名の割合で、支援教師が配当されることになっている。障害のある子どもに 1 名の支援教師がつく時間は、障害の重さによって異なり、週 4 時間から最大で 22 時間である。支援教師は障害のある子どものための教師というよりは、2 名の教師によって学級経営をするという目的のために配置され、障害のある子どものためには個別計画がたてられる。さらに保健所と児童相談所の機能を併せもつ USL (Unita Sanitaria Locale) から物理療法士、作業療法士や言語療法士さらにソーシャルワーカーが障害に応じて派遣され連携した指導が展開されている。

3) インクルージョンの方法

インクルージョンの方法として、以下の 3 つの支援方法等により、適宜状況に合わせて授業が行われている。

- ①支援教師が障害のある子どもを直接援助するのではなく、まわりの子どもがその子を助けていくように導いたり、学級全体の動きを見極めながら援助したりしていく方法
- ②障害のある子どものそばに支援教師が常にいて援助する方法
- ③例えば歴史と美術の合科授業の場合には、歴史の教師が時代背景について話し、その後美術の教師がデザインやその技法についての説明をするなど複数の教師による合科授業を実施するなどの方法

4) 障害児教育を発端とする教育改革の成果

これまで述べてきたような包括教育が実施され、実際にもっとも恩恵を受けたのは、障害のある子どもたちの何倍もいる「支援を要する」子どもたちであった。

包括教育が導入される 1 年前の 1975～76 年度の統計では、小学校 1 年生で 5～7%の留年者を生み、中学校卒業者は小学校 1 年生として入学した児童の 70%から 75%に留まるという状況であった。包括教育が始まってから 6 年たった 1983 年～84 年の資料では小学校 1 年生から 2 年生に進級する時の留年者は、1.6 %に減っている。この要因として、教育課程が以前のような厳しいものではなく弾力的になったことと、包括教育の実施による支援教師の配置や学級定員の削減などで、障害のある子どもたちだけでなくいわゆる「落ちこぼれ」と言われている子どもたちにも影響を与えたものと考えられている。

支援教師は当初は専門家ではなかったが、2 年間に 1300 時間の研修を受け、試験に合格した教師に資格が与えられるようになった。

また、包括教育を行う場合、障害児とその他の子どもの中に様々な問題が起きる。それらの課題を臨機応変、弾力的に解決するためには、教科学習の知識だけではなく、子どもをどのように盛り上げ、楽しませるかという技術を要する研修が行われている。

教師 (大人) が、障害のある子ども、学習に困難をもつ子ども、不登校の子どもなどに対して、配慮する姿を日常的に見ることが、子どもの心の教育に役立っているようである。

(3) イタリアの保健制度

イタリアの保健制度は、政府 (保健省)、州議会 (保健州評議会)、域保健単位 (Unita` Sanitario Locale=USL)、あるいは地域保健事業体 (Azienda Sanitario Locali=ASL) の 3 つの枠組みで整

理することができる。

1) 保健省

国で一連の保健業務を掌握しているのは保健省 (Ministero della Sanita) である。保健業務に関する年間国家予算を設定し、国民医療関係支出を管理する。通常は3年毎に国家保健計画を立案し、保健業務目標を定め、それに基づいて下部組織 (地方政府並びに地域社会) への財政配分基準を定める。

この財政予算は、年度毎の財政法で制定され、各州の分配基準に従って配分される。

2) 州議会 (保健州評議会)

イタリア国内は20州 (provincie) に分けられ、各州は3年毎に地方保健計画を作成することになっている。この計画に基づいて、地域保健単位 (Unita Sanitario Locale=USL) の業務統括分野及び組織機構の編成、財政投資に関する指針設定、私立医療機関に関する利用規定、そしてこのUSLへの財政投資が為される。従って州政府は国庫からの財源を全市民の医療に役立てる目的で、医療業務活動を担当するUSLへ分配する。

3) 地域保健単位 (Unita` Sanitario Locale=USL) 及び地域医療事業体 (Azienda Sanitario Locali=ASL) ;

住民5万~20万人当たり1USLの割合で、イタリア全土をカバーしている。このUSLが病院管理、通院医療、入院医療、救急医療、一般医及び専門医医療、医薬品、リハビリテーション、予防保健等の広範囲に渡る医療サービスを提供する。1992年以来、EEC諸国の国民医療保健に準拠する目的で法令の改正があり、USL組織の改革が進んだ。イタリアにおける医療、衛生、保健事情は他のEEC諸国同様の水準にあるが、最近、医療保険制度の改革が進み、限られた予算の中での内容改善が見られるという。

2. インクルージョンと関係機関との連携

1992年に基本法第104号が制定されたことにより、イタリアでは、障害のある子どもが就学している学校と関連機関が協調して対応することが明確に規定された。既に、公教育省通達1983年258号、1985年250号、1988年262号等によって協調が義務として基本にされていたが、その取り組みは、地域ごとに異なり、全国レベルでの実現が遅れていた。しかし、障害がある子どもへ対応にあたっては、障害の認定、機能診断 (Diagnosi Funzionale)、個別教育計画 (Piano Educativo Individualizzato) の作成等が必要であるため関係する関連機関の調整が不可欠であり、学校・地域保健機構・地方自治体の間の「協調」について法律として成文化する必要に迫られたものである。

このことについては、石川らが詳細に調査しており、以下にその内容の概略を紹介する。

この基本法には、障害がある子どもの教育・指導を受ける権利と学校への統合の全面実施を保証するための数多くの規定が含まれた。障害のある子どもの教育権、学習権については第12条に規定されている。

0歳～3歳の障害がある子どもは保育園への参加権利をもっていること、障害がある子どもは、幼稚園のコース、全てのサイクルにおける学校の通常学級及び大学において、教育を受ける権利を保障されることが規定されている。

第13条で、統合教育のサポート形態の第一として、＜プログラム協定＞を提示されている。これによって、地域の関係機関間の契約が義務となった。計画から実施段階での点検についても規定されている。

プログラム協定とは、州・県・市が、学校・地域保健機構・関係する公共事業体などとともに、資金、可能なサービスとその方法や時期、各種の措置を提供する場所について公的な契約として協定するものである。この方法によって、障害がある子どもの通常学級での教育の権利の実質的遂行が保障されることになる。プログラム協定に違反した場合は、州によって措置が命令され、「監視委員会」の監督下におかれることになる。「監視委員会」は履行されない行為の代行権利を有する。第13条は、以下のように定めている。

「あらゆる等級の学校の共通学級・コース及び大学における障害のある子どもの統合教育は、学校機関と医療・社会福祉・文化・レクリエーション・スポーツ関連の各事業・地域の公私の機関運営によるその他の活動との間で、指導計画を調整して策定することを通じて実現される。このため、地方公共団体、学校機関、地域保健機構がプログラム協定を締結する。このプログラム協定の締結に関しては、教育省令とともに社会事業省及び保健省との合意のもとに方針が決定されることも規定されている。

このプログラム協定に具体的内容を与えるため、この法律では、学校現場におけるハイテク機器を含む教育機器の支給、新たな教授法の実験的試み、支援教師の採用、また、自立及びコミュニケーションのための介助員の採用が規定されている。

障害がある子どもの機能診断 (Diagnosi Funzionale)

同大統領令第3条では「1992年法律第104号第12、13条に定める措置の実施のために保健医療施設を受診する時点における、ハンディキャップの状態にある生徒の心身の機能的欠損に関する分析的描写」と定義する。その後、かかる診断書の作成担当者が決定される。その作成にあたっては、地域保健機構所属または同提携機関の、報告された病理の専門医、小児神経精神科の専門家、リハビリ療法士、社会福祉担当で構成されるマルチディシプリナリーチーム (unità multidisciplinare) があたる。

したがって、機能診断は、厳密に社会的医学的な性格をもつ、地域保健機構（現在の地域保健事業体 ASL）から発せられる行為であり、臨床学・社会心理学的な要素の取得より派生する。臨床学的な要素は、生徒を直接診断し、さらに過去の診断記録がある場合はそれも参考にして取得する。

動態-機能プロフィール Profilo Dinamico Funzionale

1994年2月24日付大統領令第4条は、1992年法律第104号第12条第5項に従い、「動態-機能プロフィール」について「機能診断の後に行われる行為であり、学校編入当初の時期が過ぎた後、ハンディキャップ状況にある児童生徒が短期（6ヶ月）及び中期（2年）に取得すると予想される発達レベルを主に示す」。同令はここでも、動態-機能プロフィールをま

とめる担当者について特定しており、第3条に定めるマルチディシプリナリーチームならびに学校の教科担当教師及び専門の資格を有する教師が、じかに観察を行い、または同様の状況において経験してきた内容に基づき、生徒の保護者の協力も交えた形で作成するものとする。

また、動態 - 機能プロフィールは、前条に定める機能診断に記載されるデータに基づき、ハンディキャップ状況にある生徒の現在の状態及び計画的見通し（予後）の状態において予想される反応のレベルを分析的に記述すると明記している。

個別教育計画 Piano Educativo Individualizzato

同大統領令第5条は、「個別教育計画（P.E.I.）」の構成について規定している。

「1992年法律第104号第12条第4項に定める教育・知育を受ける権利を実現する目的において、ハンディキャップ状況の生徒のため、ある一定の期間について準備される、補完・均衡しあう各種の措置を記載する文書」と特定される。同文書が考慮するのは、教育・学習プロジェクトのほか、(重要な導入点として)「1992年法律第104号第13条第1項aに定める、個別リハビリプロジェクト及び個別社会化プロジェクトならびに学校内外の活動を統合した形態のプロジェクトである。」 同令は、上述した1992年法律第104号第12条の第5項を参照し、P.E.I.についても、文書を作成する管轄の担当者を特定しており、同令第5条第2項では、「地域保健機構の指定する保健医療担当者及び学校の教科担当教師・支援教師とともに、また、参加が可能な場合は教育心理学担当の教師も含め、生徒の保護者または親権代行者の協力を得て、作成する」と定める。これら担当者は、それぞれの知識・管轄する機能診断・動態 - 機能プロフィールのデータに基づき、ハンディキャップの状況にある生徒の知育・統合教育の権利の完全な実現を目的とした措置を提案する。提案された措置は、その後、生徒の能力低下とそれに伴う困難、また一方で生徒が取得している潜在力に関連づけられた教育プランの決定のため、各担当者間で補完が行われる。

3. インクルージョンと ICF

イタリアでは障害の認定については、地域保健単位 (Unita` Sanitario Locale=USL)、あるいは地域保健事業体 (Azienda Sanitario Locali=ASL)の医師を中心とするチームで行われ、その判定結果は学校での対応に直接反映されている。診断が一元化されているため教育、福祉、労働等の機関毎に認定の基準が異なるということはない。その認定はこれまで国際疾病分類 ICD-10 に基づいている。

92年の104号基本法も ICIDH (WHO 国際障害分類) の考え方に基づいており、身体機能の障害による生活機能の障害 (社会的不利) を分類するという考え方が中心であった。いわゆる医療モデルに依拠しているものであったが、ICF が取り入れられてからは、この法律の曖昧さが浮き彫りにされることとなった。ICF における環境因子の側面が希薄だったということである。このように障害のある子どもの視点に立った対応の重要性を明確にしたという点で、現在教育の分野でも ICF (国際生活機能分類) への関心が高まっている。

イタリアでは2002年にICFが取り入れられているが、こうした観点から障害のある子ども教育へのICFやICF-CYの活用の可能性を巡って、研究者や教育や福祉の現場での指導計画や支援計画への対応に関連して議論がなされるようになってきた。

ボルザーノ大学教育学部教授ダリオ・イアネス (Ianes,D.) やボローニャ大学教授アンドレア・カンネバロ (Canevaro,A.) らが積極的な活動を展開している。とくにダリオ・イアネスは、ICFの教育の分野での活用の理解啓発に積極的に取り組んでいる。

この2名による近著「統合の哲学」(L'integrazione Scolastica) には、「ニーズの新しい解釈に向けて」という章が設けられており、ICF-CYに基づいた新しい機能分類の考え方が述べられている。ここで注目すべきことは、「特別な教育的ニーズ」(Bisogni Educativi Special) という用語がイタリアでも用いられるようになったことが示されている点である。インクルージョンを前提としながらも、「特別なニーズを必要とする子ども」には手厚く対応するという姿勢が、以前に増して明確に示されたことになる。そして、「特別な教育的ニーズ」のあるすべての子どもの状況を総合的に把握するためにICF及びICF-CYを活用することの有用性が述べられている。

また、本書にはイタリア公教育省が「機能診断」におけるICFの導入を図り、その使用の拘束性を高める方針を明確に示した通達を起草しているという記述もあった。「特別な教育的ニーズ」の概念の基礎としてICFを位置づけることになるかと理解できる。さらに、本書にはこうした「特別な教育的ニーズ」の概念が、全ての子どもにとって価値があるものだということも明記されている。

4. イタリアにおけるICFの普及活動

障害者イタリアネットワーク(DIN)では、ICFの普及を図っている (Leonardi M. 他)。このICF-DINコースは次の三つのステップで展開されている。

○基本コース (8時間)

非臨床的にICFの事項に焦点をあてた講義中心のプログラムである。

○応用コース (3日間)

部分的にフロンタルレッスンで対応しているが、多くはICF分類の活用についての練習に費やす。ICFチェックリストの管理やWHO-DAS IIを使った事例の寸描のコーディフィケーションやロールプレイを通してICF活用のトレーニングがなされる。

○遠隔学習トレーニングコース

最後に、インターネットを通して「遠隔学習トレーニング」が提供される。DINのウェブサイトで、1週あたり1ケース、全体で8から15の事例について具体的にICF活用の実際のトレーニングを重ね、実践力をつけていくことになる。ここでは、学んだコーディングルールによって、チェックリストに「参加」についての記述が明確になされなければならない。

このトレーニングエクササイズには、イタリアのヘッドネットグループも協力しており、DINとともに指導にかかわっている。12のEUの国を含むEU-Project MHADIEの枠組みで、およそ300人の指導者が英語でも同様のコースでの指導にあたっている。

すでに、イタリアでは 4000 人以上の人々がこの ICF-DIN 法でトレーニングを受講している。

2007 年 10 月に、ヴェネツィアで ICF-CY に特化した会議として、WHO-FIC ミーティングの直前に「Conference on Children Health, Disability and ICF-CY」が開催されたこともあるが、イタリアでは、ICF の活用への取組が積極的に展開されている。今後の動向が注目される。

参考・引用文献

- 1) 馬場康雄・奥島孝康編：イタリアの社会 早稲田大学出版，1999.
- 2) Ianes D. : La diagnosi funzionale secondo l'ICF. Il modello OMS, le aree e gli strumenti , Erickson, Trento, 2004.
- 3) Ianes,D. : Canevaro,A.:L'integrazione scolastica. Edizioni Erikson, 2007.
- 4) 石川政孝・笹本健・大内進・武田鉄郎：イタリアのインクルーシブ教育における教師の資質と専門性 平成 14～16 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (2) (海外) 研究成果報告書 国立特殊教育総合研究所，2005.
- 5) 石川政孝：“統合への資源” “F. コルニ” 高等学校講演記録集.
- 6) 工藤裕子 森下昌浩 小黒一正：イタリアにおける国と地方の役割分担 zk079_08
- 7) イタリアの統合教育に関する法律について
A.esposito: La normativa sulla integrazione degli handicappati nella scuola, Edizioni del cerro, 2001.
- 8) Leonardi M. : Raggi A., Ajovalasit D., Cattoni G., Pisoni C. : Education and Training on ICF in Italy, araggi@istituto-besta. it.
- 9) 財団法人自治体国際化協会 HP:イタリアの地方自治について
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr176m.html

(大内 進)

IV. 結論—本研究の成果と課題, 今後の展望—

本研究の成果と課題，今後の展望

1. 成果

本研究では、ICF-CYの教育施策への活用について検討してきた。ICF-CYは障害のあるなしにかかわらず、全ての子ども（18歳未満）を対象にしたものであるため、教育全体での活用が可能なものである。しかしながら、ICIDH（国際障害分類）の流れをくみ、ICF-CYの親分類であるICFがこれまで特別支援教育を中心に活用されてきたことなどの経緯を踏まえ、本研究では、特別支援教育への活用を軸にしながら、その延長線上で通常学級等での活用の可能性を探る立場をとった。

本研究では、教育施策を①学習指導要領等の国全体の施策、②それらを踏まえた学校現場での実際の活用の方法論、という二つに分けて捉え、研究活動を進めてきた。本研究で得られた成果は以下のとおりである。

まず、国の施策に寄与するものとして、特別支援学校の学習指導要領や解説書、手引き書等でのICF及びICF-CYに関する記述、その他の施策推進等のために提供する資料を整理することができた。

また、学校現場でのICF-CY活用の方法論についての知見を整理することができた。具体的な内容は以下のとおりである。

- ・個別の教育支援計画等における実態把握のためのICF-CYの項目の活用
- ・多職種間連携のための共通言語としての活用
- ・情報と課題の整理及び支援計画作成のための「ICF関連図」の活用
- ・障害にかかわる診断名ではなく、生活の中でのニーズを整理する視点に基づいた、子どもの理解と支援のための活用（特別支援学校によるセンター的機能での活用を含む）
- ・環境面への配慮の視点の提供と介入後の効果判定へ活用
- ・電子化ツールによる簡便且つ効率的な活用 等

また、WHOからのICF-CY公表のスケジュールが当初の計画より遅れたために、そのタイムラグを用いて、これまでの特別支援教育を中心としたICFの活用動向について総括するとともに、公表できる範囲でのICF-CYの概要について、冊子「ICF及びICF-CYの活用：試みから実践へー特別支援教育を中心にー」としてまとめ、市販する形で公表した。平成19年9月に初版3000部を発行した同書は、平成20年2月に2刷を発行した。

2. 課題と今後の展望

開発的研究として2年間取り組んできたが、今後は、ICF-CYを活用する取組を支援するための手だてについて、より具体的に検討する必要があると考えている。具体的には以下のようことが考えられる。

- ・実用性の高い学校現場での方法論の整理

- ・学校現場等の目的に沿った ICF-CY の項目のセット（コアセット）の開発
- ・評価指標としての活用方法の検討
- ・ICF-CY 及びその活用についての幅広い理解啓発
- ・活用のための研修パッケージの開発

繰り返しになるが、本研究で取り上げた ICF-CY は、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育においてのみ有用となるだけでなく、全ての子どもたちのための教育において活用できるものである。その意味で、平成 19 年 12 月に内閣府障害者施策推進本部によって決定された「重点施策実施 5 か年計画」で指摘された、障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い、共に生きる社会へのさらなる取組、という点にも寄与できるものであると考えられる。また、喫緊の課題の一つである、障害者権利条約においても、特にその中の「合理的配慮」の検討について重要な視座を与えるものであり、今後もさらに検討を進めていきたいと考えている。

（徳永亜希雄，笹本健，大内進，萩元良二，西牧謙吾，渡邊正裕）

V. 関連資料

V-1. WHO-FIC ネットワーク会議及びNACC 発表資料

○第12回 ICF 北米協力センター会議 (2006年6月 カナダ バンクーバー)

<Title>

Address of Policy on Special education in Japan as an Environmental Factor

<Authors>

TOKUNAGA Akio (National Institute of Special Education, Japan (当時))

SAKAI Yutaka PhD (University of Teikyo)

SIMEONSSON Rune J. PhD (University of North Carolina at Chapel Hill)

<Abstract>

This report presents about address of policy on special education in Japan as an Environmental Factor. ICF is utilized for Special education for children with disabilities in Japan. Review of utilization ICF on special education in Japan indicates that ICF and ICF-CY has possibilities to be utilized for special education, ongoing reforms for the near futures, realized serious environmental factors for children with disabilities.

ICF-CY has possibilities for special education as follows; 1) Collaboration between many professions surrounded children as common language, 2) Integration between Special education and regular education as tool for all people, 3) Demonstration outcome of special education as a tool of evaluation, 4)Contribution to reforming public law and national curriculum by philosophy of multiple view points

○第13回 ICF 北米協力センター会議(2007年6月 アメリカ合衆国 ナイアガラフォールズ)

<Title>

Implementation of ICF and ICF-CY on Special Needs Education (SNE) in Japan

<Author>

Akio Tokunaga, Ken Sasamoto, Susumui Oouchi, Ryouji Hagimoto, Kengo Nishimaki,MD, Masaihiro Watanabe (National Institute of Special Needs Education, Japan)

Koji Tanaka, PhD, (Kyusyu University/Noah Nursery School, Japan)

Rune J. Simeonsson PhD, (University of North Carolina at Chapel Hill, U.S.A.)

<Abstract>

This report describes identification of ICF and ICF-CY on special needs education in Japan. It should be impressed that needs of utilization ICF for guidance on special school education, is getting be bigger.

Because demands of delivery lecturer for teacher training of special schools to National Institute of

Special Needs Education (NISE), regarding utilization ICF on special needs education, and a book “The Applied Use of ICF – Focus on Support Children with Disabilities” was reprinted, after sold out of 5,000 first copies for just 2 years

Also, Central committee on Education of National Government discussed about utilization of ICF for National Curriculum for Special Needs Education last year, and special needs education committee of governing party discussed about ICF for comprehension student with special needs.

On the other hand, some issues of utilization ICF on special needs education are reported, 1)it trends not to use ICF code, but to utilize concept model, 2)it is misunderstood ICF encourage only to adjust environment of students, and to reject guidance for growth of students, 3)it is misunderstood Personal factor includes subjective dimension of student, etc.

Therefore, NISE has made sure to have project “Developmental Research on the use of ICF version Children and Youth (ICF-CY) for Educational Policy(2005-2007), and publish new copies, regard to summarizing use of ICF and considering possibilities of ICF-CY on Special Needs Education, before introduce of ICF-CY officially.

○ICF—CY 会議及び 2007 年 WHO-FIC ネットワーク会議 (2007 年 10 月 イタリア ベニス 及びトリエステ)

<Title>

Implementation and Future Strategies of ICF-CY for Special Needs Education (SNE) in Japan

<Author>

Akio Tokunaga, Ken Sasamoto, Susumui Oouchi, Ryouji Hagimoto, Kengo Nishimaki,MD, Masaihiro Watanabe (National Institute of Special Needs Education, Japan)

Rune J. Simeonsson PhD, (University of North Carolina at Chapel Hill, U.S.A.)

<Abstract>

This report describes the implementation and future strategies of the ICF-CY for policy and practice on special needs education (SNE) in Japan. Interest in the ICF/ICF-CY is growing for SNE, and the use of ICF/ICF-CY has potential at SNE system level in Japan. The NISE has established a project "Developmental Research on the use of the ICF-CY for Educational Policy, for further implementation efforts, incl. contribution for national curriculum standard (2006-2008), representative = Akio TOKUNAGA)

The Project has translated ICF-CY (ver. Oct. 31 2006 @Tunis) to Japanese as a research document (not published), for use in carrying out project activities. Private Network “ICF-CY Japan Network” has been established in 2006; various activities (ex. Practical Research, making leaf let about ICF/ICF-CY, etc)

ICF-CY (児童青年期版) の策定動向と特別支援教育における活用

○徳永亜希雄

(国立特殊教育総合研究所)

KEY WORDS: ICF-CY, ICF, 特別支援教育

はじめに

障害者基本計画(2002)において、ICF(国際生活機能分類)の活用施策を検討する必要性が指摘され、我が国の障害のある子どもたちへの教育の分野でも、様々な形でICFの活用が試みられている。それらの中で明らかになってきた課題の中の一つが、児童期や発達初期段階にある人にとって、ICFが使いづらい面がある、ということである。そのことは既に国際的にも指摘されており、ICFの補助分類としてICF-CY(児童青年期版)の策定が検討され、2006年5月頃にWHO(世界保健機関)総会で採択される見込みとなっている。そこで、本論では、ICF-CYの策定動向を概括し、我が国が推進する特別支援教育における活用について、その可能性と課題について考察したい。

ICF-CYの策定動向

2001年、WHOは次のような認識に基づき、ICF-CY策定作業を開始した。第1に、誕生から20歳になるまでの間(以下、児童青年期と略記)は、身体的にも心理的にも、また社会とのかかわりにおいても、急激に成長・変化する存在である、ということ。第2に、障害の発現や慢性的な状態は、児童青年期にとって、成人以上に大きな影響を及ぼすものであるということ。成人とは異なる、このような特徴を持つ児童青年期のために、従来のICFとは異なるバージョンが必要であるという判断から、ICF本体の補助分類としてICF-CYの策定が着手された。

WHOは、ICF-CYワークグループ(以下、WGと略記)を作り、2002年から策定作業を進めた。2003年秋に最初の試案(1st Draft)がWGからWHOに提出され、その後、フィールドトライアル(以下、FTと略記)を目的として、2004年夏にWHOのウェブサイトに掲載された。FTの結果等を踏まえ、2005年6月にさらに改定が加えられた試案(2nd Draft)が再びWHOに提出された。2005年12月にWHOのICF担当者への聞き取り調査を行った時点では、世界各地で最終レビューを実施している段階であり、その結果を踏まえてWGが最終検討を行い、WHO総会での採択を経て、正式にICF-CYが決定・出版される手順になっているとのことだった。

ICF-CYの概要

0~20歳の人を対象とした、ICFの補助分類としてのICF-CYの検討作業は、既存のICFをベースにしながらいわれ、2回目の試案の段階では、ICF本体に対して、237項目の変更(3桁レベルでの99項目の追加と28項目の削除、4桁、5桁、6桁レベルでの110項目の追加)が行われている。また、次のような視点で策定作業は行われた。

- ①児童青年期固有の内容を追加する(例:口を使った遊び)。
- ②児童青年期にとって適切でない内容は除く(例:閉経)。
- ③児童青年期にふさわしいもの例示を採用する。
- ④定義や基準を工夫し、保護者や保健専門職、教師、その他の児童青年期にかかわる専門職に使いやすいようにする。

ICF-CYと日本のかかわり

2004~2005年にかけて、ICF-CY策定に向けたFTが世界各地で2回に分けて行われた。日本では、2005年5~6月にFTが行われ、同年6月、その結果をICF-CY-WG

に提出した。その内容は、前述の2nd Draft用のレポートの中に9頁にわたって反映されている。一方、2005年6月のICF北米会議、同10月のWHOの国際分類世界会議、WHOと国立特殊教育総合研究所のやりとり等を通して、日本での児童青年期におけるICFの活用状況は世界の関係者にも認知されており、ICF-CYの活用推進についても、WHOから日本への期待の声が寄せられている。また、ICF-CYの策定作業に関わった経緯、日本でのICF活用の実績等を踏まえて作成したICF-CYの活用に関する提言レポートが、筆者からICF-CY-WGに提出されており、策定作業のための今後の資料とされる予定となっている。

特別支援教育におけるICF-CY活用の可能性と課題

以上のようなICF-CYの概要及びICFの特徴等を踏まえ、特別支援教育におけるICF-CY活用の可能性として、次の4点を指摘したい。

第1に、共通言語としての性格を利用した、個別の教育支援計画等を通じた多職種間連携等への活用が考えられる。実際に、既に多くの養護学校での活用が検討され、報告されている一方で、用語の難しさ等が課題として指摘されている。第2に、障害のない人も含めて全ての人を対象とし、診断名等ではなく生活の中での困難さに焦点を当てるといった性格に基づいた、多様なニーズの理解や対応への活用が考えられる。具体的には、多様な障害種への対応が求められる特別支援学校での活用、障害の枠を超えた通常学級でのニーズへの対応等への活用が期待される。そのためにもICF及ICF-CYのさらなる普及の必要性が課題として指摘される。第3に、評価ツールとしての側面を利用した、指導や支援のアウトカム評価への活用が考えられる。未だ、教育分野における報告は少ないが、行財政の構造改革が進む中での教育効果を示す指標としての活用が期待される。第4に、環境等の背景因子を取り入れた幅広い視野から個人の生活を見る等のICFの理念等に基づいた教育課程の改善・充実等への活用が考えられる。これまでにICFとの学習指導要領との適合性についての報告が既にあるが、現在、学習指導要領改訂に向けた検討が進められていることを踏まえ、具体的且つ実際の提言が急務と考えられる。

今後の展望

ICF-CYは、本質的には児童青年期を対象とした作成された生活機能と障害の分類であり、学校教育のために開発されたものではない。そのことを踏まえ、教育的な検討を加えながら、その活用方法を検討することが重要である。また、今後の実際の活用のために、平易な言葉での翻訳やガイドライン作成、研修パッケージの開発等が必要である。

文献

●Simeonson R J, Lwonnardi M, Bjork-Akeson E, Hollenweger J, Lollar D, Marinuzzi A, Napel H T, The ICF-CY: a derived classification for children and youth, WHO-Family of International Classifications Network Meeting, 2005.

●徳永亜希雄, ICF及びICF-CYを巡る動向世界の特殊教育 20, 29-35, 2006, 国立特殊教育総合研究所 等 (TOKUNAGA Akio)

ICF-CY (児童青年期版) の策定動向と特別支援教育における活用 II

○徳永亜希雄

(国立特別支援教育総合研究所)

KEY WORDS: ICF-CY, ICF, 特別支援教育

はじめに

昨年の44回大会においては、同タイトルのもと、発表時点までの ICF-CY (国際生活機能分類児童青年期版、仮訳、以下同じ) の策定動向、概要、特別支援教育における活用の可能性と課題について述べた。今回は、その続編として、ICF-CY を巡るその後の動向、日本の特別支援教育における ICF 及び ICF-CY にかかわる動向を整理し、今後の展望について若干の考察を加えたい。

1. ICF-CY を巡る動向

(1) 国際動向

2006年10月31日、チュニジアで行われた WHO-FIC Network Meeting (Family of International Classification, (世界保健機関の国際分類ファミリー、疾病分類の ICD-10 等を含む) に関するネットワーク会議) において、ICF-CY が承認された。筆者は、日本の政府代表枠ではなく、WHO の ICF-CY ワーキンググループの関係者の枠で出席し、議論に参加した。また、2006年の同会議では、ICF に特化して検討する下位グループ FDRG (The Functioning and Disability Reference Group of WHO-FIC) が設置され、今後、ICF-CY の取り扱いについては、その中で検討されることになっている。現在、WHO において正式な採択に向けた検討が行われており、2007年10月には、ICF-CY に特化した会議として、WHO-FIC ミーティングの直前に Conference on Children Health, Disability and ICF-CY がイタリアで開催される予定である。

一方、2007年6月にアメリカで行われる 13th Annual North American Collaborating Center Conference on ICF (ICF に関する第13回北米地区会議) において、全体会の中に ICF-CY について検討するプログラムが企画され、筆者らから日本の動向について報告する予定である。

(2) 国内動向

前述の通り、ICF-CY は WHO で正式に採択されていないため、日本国内においては、WHO の HP 以外で全体像を知ることを難しい状況にあるが、様々な関連した動きが見られる。ICF を所管する厚生労働省においては、2006年に社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会を設け、ICF に関する諸課題について検討を進めており、議題の一つに ICF-CY を取り上げている。そこでは、ICF-CY の概要や作業スケジュール等を概括し、WHO から ICF-CY に関する勧告が出された後には、同専門委員会を中心に検討を行い、最終的に厚生労働省から日本語版を刊行したい旨が報告されている。

一方、教育の分野では、2006年に設置された中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育専門部会において、次期学習指導要領と ICF との関係について議論が行われている。2006年5月には、国立特殊教育総合研究所 (現・特別支援教育総合研究所、以下、同研究所) により ICF について資料提供が行われ、その中では ICF-CY の動向についても報告されている。また、同研究所においては、「ICF-CY の教育施策への活用に関する開発的研究 (平成18~19年度、研究代表者=筆者)」が研究課題の一つとして取り上げられ、国内外の関係機関との連携

のもとで、ICF-CY に関する研究が行われ、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課主催の ICF 及び ICF-CY に関する勉強会に知見を提供する等、少しずつ研究成果の公表を行っている。さらに、民間レベルの動きとして、ICF-CY と家族、子どものことを検討するネットワーク組織・ICF-CY Japan Network では、理解啓発・研修・実践研究等、複数の内容について、それぞれ検討が進められている。

なお、2002年に「障害者基本計画」において、障害の理解や施策推進の観点から ICF の活用策を検討する旨が述べられている。今年はその区切りの5年目の年に当たることから、ICF-CY も含め、何からの総括がなされることになるであろう。

2. 特別支援教育における活用の動向

2005年4月、同研究所・WHO の編著として発行された「ICF 活用の試み—障害のある子どもの支援を中心に—」は初版5000部が完売したために再版された。また、同研究所への ICF 及び ICF-CY に関する研修会・講演の講師依頼 (打診を含む) や問い合わせ、研修受講者による研修課題としての検討等が増加傾向にある等、特別支援教育における ICF 及び ICF-CY に関する活用やニーズは広がってきていると推察される。これまで、子どもの多面的な理解、多職種・家族等の間での共通理解等への活用による効果が報告されてきた一方で、①概念図を中心とした活用が多く、ICF の項目を活用するケースが少ない、②個人因子と現在、WHO の研究グループによる検討されている「主観的側面」の混同など、項目に対する曖昧な理解のもとでの活用が多い、等の課題もある。

3. 今後の展望

以上を踏まえ、同研究所の前述の研究においては、ICF-CY の本格導入の前に、特別支援教育における ICF の活用状況を総括しておく必要があるとの認識のもと、ICF-CY の概要を含めた冊子を発行する予定となっている。前述の FDRG、国際専門委員会等における ICF の活用方法等の連携しながら、ICF-CY の本格導入の前に、その活用方策等について検討を進める必要があると考えられる。

一方、そもそも ICF 及び ICF-CY は、障害のある人だけでなく、全ての人を対象としたものであることから、特別支援学校のみならず、全ての学校において活用されるべきである。教育課程の指針となる学習指導要領での ICF 活用が検討されてはいるが、現在のところは特別支援学校用のものに限定されている。そのことを踏まえ、今後の対応策について、検討を進める必要がある。

<主な引用資料>

- Akio Tokunaga, Trends and Perspective of the Use of International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF) on Special Needs Education in Japan, Journal of Special Education in the Asia Pacific Vol.2, 2006 ●第11回社会保障審議会統計分科会 (2007年3月) 資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0327-5.html>
- 国立特別支援教育総合研究所、ICF 及び ICF-CY の活用—特別支援教育を中心に—、ジアース教育新社、(2007年6月発行予定)

ポスター発表 P3-20

特別支援学校のセンター的機能における ICF 活用

— 子どもをどのように理解し、どのように支援につなげるか —

齊 藤 博 之

(山形県立上山高等養護学校)

KEY WORDS: 地域支援, ICF (国際生活機能分類), IS09001

1 目的

近年、特別支援教育を推進する体制を整える上で、特別支援学校のセンター的機能の充実がますます求められている¹⁾。法制的にも、平成18年に改正された学校教育法の中で、特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、必要な助言又は援助をする旨が規定されている。センター的機能の一つである地域支援は、幼稚園や小・中学校、高等学校等に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする幼児児童生徒に適切な教育が提供されるよう積極的に地域とかかわりを持っていくことがその役割であると考えられる。

本稿では、筆者が校務分掌組織である地域支援室で行った実践を基に、地域支援における ICF 活用の具体的な方法と、相談・支援の仕組みを整えることについて報告する。

2 方法

(1) ICF の活用

小・中学校、高等学校等に在籍する、特別な教育的ニーズのある児童生徒等の状態像や、問題となる事象は多種多様である。そのような児童生徒等に対して、「この子をどのように理解したらよいか」、「何を指導したらよいか」と戸惑う声を聞く。「何か問題である」と感じてはいるが、その状況が断片的な理解になりがちなために、支援に関して戸惑いを抱えているものと思われる。

そこで、問題状況を整理する際に、ICF の各項目を参考にしながら、構成要素間の相互作用図(枠組み)²⁾を活用した ICF 関連図を作成したところ、児童生徒等を多面的・総合的に把握することができるようになった^{3,4)}。その流れは以下の通りである。

① 問題状況の表現

電話等で相談を受ける際に、相談の主訴や児童生徒等の生活・学習上の困難さ、年齢や検査等の結果、診断状況などの情報を個別記録シート等で確認する。

② 問題状況の整理

地域支援室のスタッフによる事前カンファレンスを行い、ICF 関連図(「子ども理解シート」)を作成する。ICF の項目を参考にしながら、枠組みを示す図に問題となる状況を貼り付けていく。ICF にはないが、子どもの「つぶやき」(主体・主観)についても把握しておくようにする。

③ 目標の設定と課題解決の方略検討

出来上がった子ども理解シートから ICF 関連図(「目標と支援計画シート」)を作成する。目標の設定にあたっては、「参加」の視点から考えるようにする。

④ 相談・支援の実際

依頼先に出向き、授業参観やケース検討会を行い、対象となる子どもの現状理解と課題・目標の設定、支援内容を確認する。

⑤ 評価・検討

地域支援室のスタッフによる事後カンファレンスを行う。依頼先で何が確認されたかをふりかえることと、相談までのプロセスについて検討する。

(2) 地域支援の仕組みを整える

特別な教育的ニーズのある児童生徒等の理解と支援内容

の設定にあたって ICF の活用は有効であることが認められた。しかし、それは実感レベルでしかない。相談依頼者のニーズに込えているか、また、一定水準以上の支援を保っているかどうかを測る方法として、地域支援の仕組みを整え、明確に示す必要があると考える。ここで参考にするのが、品質マネジメントの国際規格である IS09001 である⁵⁾。プロセスを基礎とした品質マネジメント・システムのモデルは、インプットとしての要求事項を決定する上で、顧客が重要な役割を持つことを示している。つまり、地域支援で言えば、依頼者のニーズに込えられているかどうかは依頼者の満足によって決定されることを示しており、「気になる子ども」の問題と言われる内容が改善されているかどうか重要であることを示す。このことをきちんと証明できるようにすることで、地域支援の評価が可能になるものと考えられる。

3 結果と考察

ICF の活用により、よりの確な子ども理解と、より適切な支援内容の設定ができるようになった。子どもの問題状況を ICF 関連図で表すことで、一つ一つの状況が関連付いていることが理解された。このように、問題状況を関連的に表すことで、ある事象が改善されると、それに関連する事象も改善されるであろうと仮説を立てることができる。つまり、指導の経過に伴って得られる指導上の効果が予測でき、実際の指導にあたって、仮説のような予想通りの成果が得られているかどうかを確かめたり、予想と異なるところを修正したりすることが可能になるものと考えられる。

また、ICF が様々な利用者間の共通言語であるという特徴から、教育だけではなく、多くの職種の関係者と情報を共有しながら支援に取り組むことができるようになった。

「よりよい「参加」の姿」をイメージすることと、否定的な感じから肯定的な感じへ「つぶやき」を転換させることを意識して目標設定することで、より具体的な支援内容を考えることができるようになった。

ほかにも、様々な「問題」を子どもだけに還元するのではなく、環境との相互作用の中で捉えようとする ICF の特徴や、IS09001 における、「是正処置」、「予防処置」の観点も、特別な教育的ニーズのある子どもを支援する際に有効であると考えられる。

参考・引用文献

- 1) 中央教育審議会(2005):特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申),文部科学省。
- 2) 障害者福祉研究会編(2002):ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—,中央法規出版
- 3) 齊藤博之(2005):ICF の地域支援への活用,『ICF (国際生活機能分類) 活用の試み』(分担執筆),ジヤース教育新社
- 4) 齊藤博之(2005):ICF (国際生活機能分類) の地域支援への活用,日本特殊教育学会第43回大会論文集
- 5) ISO/TC176 国内対策委員会監修(2001):対訳 IS09001 (品質マネジメントの国際規格),日本規格協会

(Hiroyuki SAITO)

「連絡帳」記述文の ICF による分類

— ICF を活用した連携の可能性を探る —

○ 下尾 直子

(日本女子大学大学院)

KEY WORDS : ICF 連絡帳 保護者との連携

【目的】特別支援教育における、保護者と学校の連携の重要性については、もはや議論の余地もない。しかし、その方法については、特に有効な手段のないまま、主に担任の資質や努力に任されているのが現状である。

坂本・西・緒方(2002)の調査では、特殊学級担任・保護者のどちらも、「個別面談・家庭訪問・保護者会・学級通信・連絡帳・電話・送迎時の会話」の選択肢の中で連絡帳の有効性を最も高く認めており、現段階で連絡帳を超える連携の手段が見出されていないことが示されている。

しかし、通常、連絡帳は手紙文の形式で記述されることが多く、その使用は日常のやり取りに終始し、記述された膨大な情報は整理されないまま担任と保護者の記憶の中にとどまることが多い。

そこで、本研究は、連絡帳に書かれた情報をより有効に活用するための方法を探るため、障がいに関する国際的な分類指標である「ICF(国際生活機能分類)」(障害者福祉研究会, 2002)による情報の分類整理を試みた。ICFは、生命・生活・人生の全ステージを包括的に網羅した分類であると言われ、学校と家庭という異なる場面での子どもの状態を同じ指標で把握することができると考えた。ICFを使った分類によって、連絡帳に書かれた情報が整理できれば、現在最も活用されている連絡帳という連携手段がより活かされ、ICFという共通言語を使って医療・福祉などの他分野にも連携の輪が有機的に広がることを期待できるだろう。

【方法】個別支援学級・特別支援学校で使用された連絡帳を保護者を通して入手した。一冊の連絡帳について、最初の5日分と最後の5日分を取り出した。保護者と教師の記録それぞれについて、文章を意味ごとにカテゴリー化したのち、ICFの項目で分類し、可能な限り評価点を付記した。なお、記述文をICFのコードと評価点で表記する方法は、先進国のICF活用法の主流となっており、わが国においてもICF活用法として認知されつつある。

【結果】対象となった連絡帳は、異なる18組の保護者と教師によってやり取りされた18冊、計180日分(のべ360日分)の記述を、以下のように、分類した。

事例 小5(男子)保護者→担任

土曜日は珍しくずっとうちにいました。久しぶりに録画しておいたテレビ番組「みんなの鉄道」を見たり、お父さんと体操をしたりしました。はじめてした腹筋は、両手をちゃんと頭の後ろにしてがんばってなんとか10回続けましたが、

前にもしたことがある腕立て伏せは、いまだにイメージがつかみにくいようでした。



(参加) p920 レクリエーションとレジャー

趣味(趣味番組の視聴) p9204.1

スポーツ(体操) p9201.3

(活動) a1550 基本的な技能の習得

腹筋: a1550.0 腕立て: a1550.4

(心身機能) 自己身体像 b1801.3

(環境) 家族の支援・態度 c310.+4 c410.+4

【考察】ICFによって、連絡帳記述の分類を試みた結果、どの連絡帳も共通して、「参加」に分類される記述が多く、「参加」を説明する記述として「環境」や「心身機能」「活動」が語られていることがわかった。

さらに、上田(2005)がその概念の導入を提言している「主観」や、ICFでは現段階で項目の分類がされていない「個人因子」に分類される記述が無視できない数にのぼることが指摘できる。また、「主観」については、本人の主観に関する記述より、環境因子である保護者や教師自身の主観が多く語られていることに注目したい。これによって、記述者の主観によって語られることと、客観的な本人の生活機能とを意識的に差別化することの必要性を示唆できる。

ICFによる分類は、子どもの生活の様子を「参加」「活動」「心身機能」「環境」に分けることで、支援の必要な面を明確にできると評価できる。しかし、1400以上ある膨大な項目数の中から該当の項目を引き出す作業は容易ではなく、評価点の判定に関しては、迷うところも多かった。

【引用・参考文献】

坂本裕・西正道・緒方明(2002)「小学校知的障害特殊学級における保護者と学級担任の連携について」、『岐阜大学教育学部治療教育研究紀要』24, 27-31.

障害者福祉研究会(2002)『ICF 国際生活機能分類』, 中央法規.

国立特殊教育総合研究所(2005)『ICF 活用の試み』, ジェアース教育新社.

厚生労働省大臣官房統計情報部(2007)『生活機能分類の活用に向けて(案)』

上田敏(2005)『ICFの理解と活用』, 萌文社

http://www.icfconference.com/prog_pres.html

(Naoko SHIMOO)

「連絡帳」記述文の ICF による分類
 - ICF を活用した連携の可能性を探る -

下尾 直子 (日本女子大学大学院)

【目的】 連絡帳の記述文を分析し、連絡帳の情報を簡便に整理するための方法を探る。

連絡帳は、保護者と教師双方にその重要性が認められている連携の手段のひとつである。が、通常は、手紙文の形式で記述されることが多く、その使用は日常のやり取りに終始し、記述された膨大な情報は整理されないまま担任と保護者の記憶の中のみとどまることが多い。

そこで、まず、連絡帳には何が書かれているかを ICF (国際生活機能分類) に基づいて分析する。連絡帳には、主に何がどのように書かれているか、これを分析することによって、今後連絡帳の記述を整理し情報として活用することのできる方法を探る一助になると考えた。

【方法】

個別支援学級・特別支援学校で使用された連絡帳を保護者を通して 18 冊入手した。一冊の連絡帳について、最初の 5 日分と最後の 5 日分を取り出した。保護者と教師の記録それぞれについて、文章を意味ごとにカテゴリー化したのち、ICF の項目で分類し、可能な限り第一評価点を付記した。なお、評価点に関しては、厚生労働省が 2007 年 3 月にだした基準によって評定した。

【結果】

1. 連絡帳には「実行状況」の記述が多い

1) 参加や活動の実行状況をそのまま記述するもの

冬休み、ボール投げやサッカーを楽しくして過ごしました。 小1 男子母記述
p8803 共同遊び。

給食当番をしました。お箸を配る役でした。最初は二人でしましたので、私がやめてからもしばらくは調子よく出来ていましたが、途中で一本しか置かなかつたり、やめてしまったりしました。 小2 女子担任記述
p 632 (調理の手伝い; 配膳) . 3

2) 参加や活動の「実行状況」から「能力」を推定するもの

珍しく、朝知らないうちに起きて、勝手に冷蔵庫にあったのを使って朝食を作っていました。なんとマヨネーズで卵を炒めてチャーハンを作って。包丁は一人で使えないので使わなくていい卵を使うあたり、感心しました。キッチンには後片付けをせず、こぼれたご飯で汚くなっていました。でも、少し前には、トーストを焼くのも難しかったのに、こんなことが出来るようになったなんてちょっと感動しました。 中2 女子母記述
a6300(簡単な食事の調理). 0 1 ←2 注: ←は過去からの向上
a6401(台所の掃除と台所用具の洗浄). 3

3) 参加や活動の「実行状況」を他の要素との関連で分析・説明するもの

① 分析的な記述：参加や活動の「実行状況」を「環境因子」との関連で分析するもの

今日の文化祭の予行練習、体育館の中でも舞台の上でも耳ふさぎでした。マイクを入れる音やブザーの音が気になるよ
うです。

小6 男子担任記述

p9202 (芸術と文化) . 4

e250 (音) . -3

② 内容説明的な記述：「環境因子」を使って、状況を詳しく説明するもの

今日は、マンションの玄関を入ってからエレベーターまで白杖を使って一人でやらせました。「白杖がぶつかるまで」まで
と言ったら、上手にできました。

小4 男子母記述

a4600 (自宅内の移動) . 2

e1201 (個人的な屋内外の移動と交通のための支援的生産品と福祉用具) . +4

e310 (家族) . +2

2. 「主観」の記述も多い

1) 本人の「主観」を推測するもの、代弁するもの

初めての交流給食に行きました。が、自分が給食を食べる場所ではないと思って大暴れしました。結局あきらめて1組
で食べました。お腹が減っている上に長い間待たされるのが、ワケがわからず、何度か切れました。 小6 女子担任記述

2) 記述者の「主観」を記述するもの

給食のメニューは「キーマカレー」だったとのこと。ずいぶん専門的な言葉が出るようになったものだと楽しくなり
ました。

小6 女子母記述

[考察]

本研究の分析から、連絡帳の記述文は、教師・保護者の書いたなどの文章も、大部分がICFのコードに適応していることが明らかになった。(ただし、主観の記述に関しては、現在のICFには取り入れられていないが、ICIDHからICFへの改訂過程でも議論され、ICF付録に今後の重要な課題であると明記されていることから、分類の対象とした。)このことから、連絡帳の記述文は非常に有用な情報を豊富に示しており、連絡帳の記述を整理することは、児童生徒の生活機能を把握し、指導計画等に生かすことができると考えられる。毎日のやりとりであるという意味においても、家庭と学校という生活の主な場である二つの場面での生活を把握できる点においても、連絡帳に貯蔵される情報は量・質ともに非常に貴重なものであるといえるだろう。

本研究ではICFのコードと第一評価点を使って記述文の分析を試みたが、記述文からICFのコードを引き出す作業は容易ではなかった。ICF

のコードに分類することは、日常的に行う作業としては実用的ではないと思われた。

一方、本研究では、連絡帳の多くの記述が「実行状況」を中心に、「能力」や「環境因子」「主観」で分析・説明するものであることが分析された。そこで、連絡帳の記述文を日常的に整理する指標として、「実行状況」と「能力」を主軸にした分類が有効ではないかと推察した。連絡帳の片頁に、実行状況・能力・その他のレベルを示した表をつけ、毎日の記述をこの表で整理する方法などが考えられる。(図1)

図1

実行状況	能力	環境因子	主観	心身機能	身体構造	個人因子
内容	買物(金)	触覚 (硬貨)	一対一 祖父約束	集中力		
点	4	4	...	4		
内容	公園		外が好き			
点	0		...			
内容	リコーダー			集中力		
点	0		...	0		
内容	音楽レッスン	音楽教師		集中力		
点	3	+4	...	3		
内容						
点			...			
内容						
点			...			

●月×日

担任

算数；買いものごっこをしました。今日は二人きりだったので、変化がなくなるといまいひとつでした。模型のリングとバナナを買うのに、50円と100円の比較をしました。穴が開いている開いていないを確かめましたが、乗らなく、「はとぽっぽ」を歌ったりして集中しませんでした。

体育；公園に行って、滑り台やブランコをしました。外のほうが気持ちよくて好きだったのかな。

音楽；「歌えバンバン」、「小熊の2月」リコーダー。集中しましたそうです。

●月×日

母

算数のお金の区別、おじいちゃんとやってみました。穴の有無も、ツルツルかどうかもわかっていないようでした。おじいちゃんところからはふざけないで勉強すると約束したので、今度身が入らなかつたら言ってみてください。

今日は音楽のレッスンもありました。Tは直前にトイレに行ったのに、途中で「疲れた〜」が効かないと「トイレ！」の手をおおうとしました。行ったばかりなのをご存知の先生が「終わってからね」と少し厳しく接すると何とか最後までやっていました。

毎日の連絡帳をこのように整理していくことで、現状を「実行状況」中心に分類して評価することができ、環境因子・主観などさまざまな要素との関連も記録することができる。しかし、記入にあたっては「実行状況」と「能力」の概念等 ICF の概念理解がある程度できていること、ICF の項目がある程度記憶されていることが条件となるだろう。

[参考文献]

- (独) 国立特別支援教育総合研究所 (2007) 『ICF 及び ICF-CY の活用』, ジアース教育新社.
厚生労働省大臣官房統計情報部 (2007) 『生活機能分類の活用に向けて(案)』
障害者福祉研究会 (2002) 『ICF 国際生活機能分類』, 中央法規.

教育用 ICF データベース e-ANGEL の試作と評価

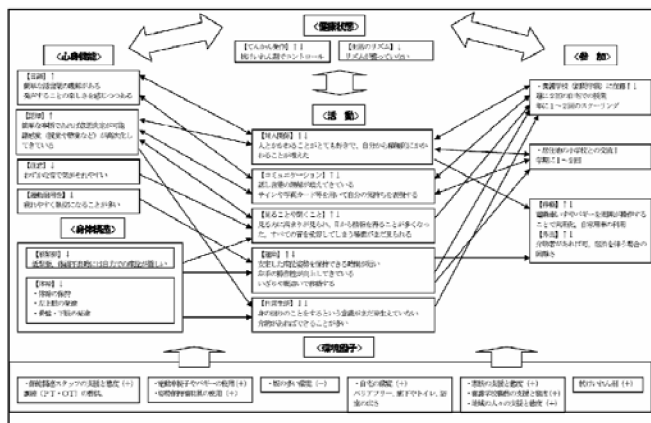
渡邊正裕・富山比呂志・下尾直子・齊藤博之・徳永亜希雄

(独) 国立特殊教育総合研究所・茨城県立下妻養護学校・日本女子大学大学院・山形県立新庄養護学校

KEY WORDS: ICF, 支援ツール, データベース

(はじめに)

ICF (国際生活機能分類) は多職種間の共通言語であることから、これを利用することによって障害のある子どもの生活を取り巻く、家族、担任教師、PT (理学療法士)、ST (言語聴覚士)、OT (作業療法士)、各科の医師、看護師、福祉機器工場のスタッフ…といった多職種にわたる人たちが、同じ言語で情報を共有でき、連携が円滑になる。また、障害のある子どもたちの支援を円滑に進めるために、「ICF チェックリスト」によって生活状況をチェックし、「ICF 関連図」(図1)を活用すると効果的であることが報告されている¹⁾。

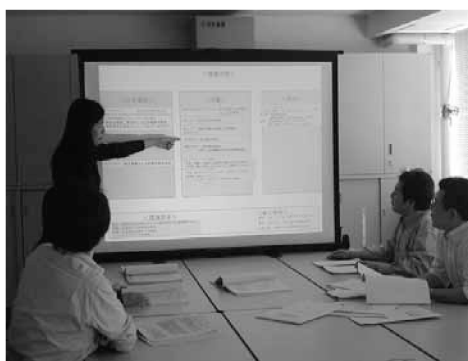


(図1) ICF関連図



(図2) e-ANGEL (チェックリスト部分)
(目的, 方法)

e-ANGELの試作版を作成し、現場で実際に使ってもらい、評価を



(図3) 電子的に行う支援会議の様子

べる「FCS」との比較を行う。その際次のような観点に着目することが考えられる。

- ①チェックにかかる時間の平均
- ②子どもについて課題となる点が整理しやすいかどうか

(FCSについて)

「チェックリスト」を冊子媒体のまま評価に用いるのは取り扱う内容が膨大で複雑である。そういった使いにくさを改善するため、「付箋カードを使う仕組み」FCS (Fusen Card System)^{6,7)}が開発、提案されている(図4)。FCSはICF-CYに関するWHOのワーキンググループが、第一回フィールドトライアルで使用した資料を参考に作成されている。この方法のメリットは、「ICFの全項目をチェックできる」「カードを動かしながら複数で話し合いができる」などがあげられる。一方、「カードの記入・話し合いに時間がかかりすぎる」「関係を示す線が複雑で、巨大な関連図になってしまう」といった課題も抱えている。



(図4) FCS:付箋カードを使った面談の様子

(謝辞) 本研究は部分的に文部科学省科学研究費 若手研究(B)14780130, 若手研究(B)17700630の補助を受けた。また、ICF-CY Japan Networkのメンバーから多くの助言を受けた。記して謝意を表する。

(文献)

- 1) 徳永亜希雄(2004)多職種間連携のツールとしてのICF(国際生活機能分類)実用化の試み:「個別の教育支援計画」への適用を視野に入れて、国立特殊教育総合研究所研究紀要第31巻。
- 2) 渡邊正裕(2005)電子化によるICFの可能性、ICF活用の試み、(独)国立特殊教育総合研究所, 世界保健機関(編), 第3章第12節, ジアース教育新社, pp.167-172。
- 3) 渡邊正裕・下尾直子・齊藤博之(2005)電子化によるICF(国際生活機能分類)活用の可能性-ICFチェックリスト試作データベースによる多職種間の情報共有-, 日本特殊教育学会第43回大会発表論文集, p173。
- 4) 渡邊正裕, 富山比呂志, 齊藤博之, 下尾直子, 徳永亜希雄(2005)教育用ICFデータベースe-ANGELの設計と試作-ICF関連図の自動生成に向けて-, 電子情報通信学会技術報告 ET2005-53, pp.7-12。
- 5) 渡邊正裕, 大杉成喜(2006)障害者用日本語版高度シンボルコミュニケーション・デバイスと教育用ICFデータベースの開発, 日韓特殊教育セミナー2006, pp.3-28。
- 6) 下尾直子(2006)個別の教育計画 策定における保護者の参画を促すツールの提案-ICF-CYを使い, KJ法を参考にした付箋カード-, 横浜国立大学大学院修士論文。
- 7) 下尾直子, 関戸英紀(2006)「個別の教育支援計画」策定に保護者の参画を促すツールの開発~ICF-CYに基づき, KJ法を参考にした付箋カード~, 日本特殊教育学会第44回大会論文集。

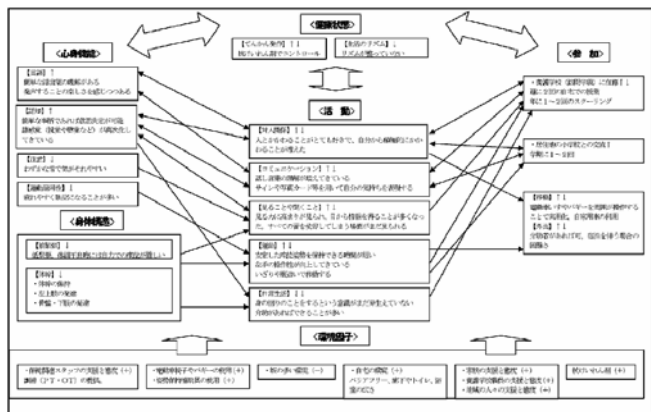
(WATANABE Masahiro, TOMIYAMA Hiroshi, SHIMOO Naoko, SAITO Hiroyuki, TOKUNAGA Akio)

教育用 ICF データベース e-ANGEL の試作 と今後の開発方針

○渡邊正裕, 富山比呂志, 齊藤博之, 大久保直子, 下尾直子, 徳永亜希雄
 ((独) 国立特殊教育総合研究所) (茨城県立下妻養護学校) (山形県立新庄養護学校) (筑波大学付属久里浜養護学校) (日本女子大学大学院) ((独) 国立特殊教育総合研究所)

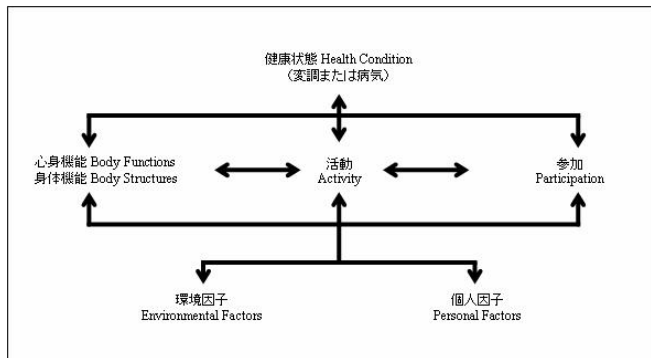
1) 目的

ICF (国際生活機能分類) は多職種間の共通言語であることから、これを利用することによって障害のある子どもの生活を取り巻く、家族、担任教師、PT (理学療法士), ST (言語聴覚士), OT (作業療法士), 各科の医師、看護師、福祉機器工場のスタッフ…といった多職種にわたる人たちが、同じ言語で情報を共有でき、連携が円滑になる。また、障害のある子どもたちの支援を円滑に進めるために、「ICF チェックリスト」によって生活状況をチェックし、「ICF 関連図」(図1)を活用すると効果的であることが報告されている[1]。



(図1) ICF 関連図

この ICF 関連図は、「ICF の構成要素間の相互作用モデル」(図2)に「活動(Activity)」「参加(Participation)」を中心に、具体的な情報を記入していったものである。



(図2) ICF の構成要素間の相互作用モデル

従来、ICF 関連図は、チェックリストによる診断結果をもとに、学級担任がボックスと矢印を用いてワープロソフト等で作成してきた。しかし、一定の熟練が要求されるなど、誰にでもできる作業ではなかった。また、ICF についてよく理解した教員であったとしても、チェックリストをそのまま評価に用いるのは取り扱う内容が膨大で複雑であり、使いやすなものではなかった。

このような使いにくさを改善するため、「付箋カードを使う仕組み」FCS(Fusen Card System)が開発、提案されている[2]。FCS は ICF-CY (ICF version for children and youth) に関する WHO のワーキンググループが、第一回フィールド

トライアルで使用した資料を参考に作成されている。この方法の最大のメリットは、「カードを動かしながら複数で話し合いができる」ということである。この方法を用いた 35 組の保護者と担任による実証実験では平均面談時間が 4 時間 58 分にも及び、最大の問題点となっている[2]。実施後のアンケートでは担任の 65.2%、保護者の 85.7%が「時間はかかったが仕方がない」と回答しているものの、現実的には面談の時間を削減する必要がある、現在できるだけ少ないチェックで済ませるための工夫を検討しているところである。



FCS (Fusen Card System)

- カードを動かしながら複数で話し合いができるので、保護者、担任等の間で子どもの理解が深まる
- × カードの記入・話し合いに時間がかかりすぎる
- × カードが細かくて、扱いにくい
- × 関係を示す線が複雑で、巨大な関連図になってしまう

(図3) FCS による面談

2) 対象

今後、個別の教育支援計画が導入されると、発達障害等の障害のある子どもが在籍する通常学級の担任等にも個別の教育支援計画の作成が求められるようになると思われる。これらの教育支援計画作成を支援するツールの開発は急務であるといえる。この作業を電子的に支援することを目的に、我々の研究グループでは、教員向け支援システムの開発を行っている。

3) 開発内容

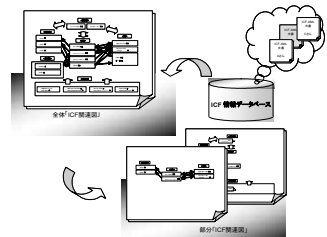
筆者らは平成 17 年度から、ICF に関する情報を電子化してデータベースに格納し、子どもの生活を取り巻く人たちが共有するための教育用 ICF データベース e-ANGEL[3]の開発を進めてきた(図4-7)。



(図4) タブレット PC による入力



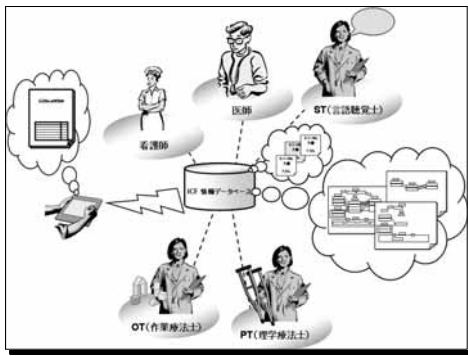
(図5) プロジェクターを利用した支援会議



(図6) 柔軟なデータ加工、閲覧

e-ANGEL (e-Automatic Navigation for individualized Educational support pLAN)

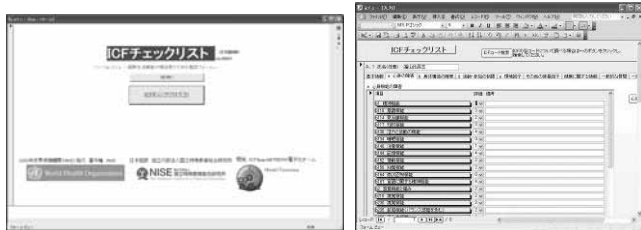
- チェックリストによるチェック機能
 - ICF のチェックリスト全体について頭に入っていないでも、システムの指示に従ってチェックを進めていくことができる。
- チェックリストの項目に対する全文検索機能
 - チェックリストの各項目に対して全文検索を行うことができる。
- × カードの記入・話し合いに時間がかかりすぎる
- × 機材の扱いや、インストール作業が不安
- × 情報漏洩の心配



(図7) 子どもを支援する多職種による情報共有

e-ANGELは、次に述べる機能を備えている。

●チェックリストによるチェック機能



(図8) チェックリストタイトル画面

(図9) チェックリスト入力画面

タブレットパソコン等を用いてICFのチェックリストの各項目についてチェックを行うことができる機能(図9,10)である。必要に応じて、各項目についての説明文を参照できる。ICFのチェックリスト全体について頭に入っていないくても、システムの指示に従ってチェックを進めていくことができる。また、チェックの実施者がチェックリスト全体を十分に把握している場合は、必要な項目だけを選択してチェックすることも可能である。

【電子化されていない場合】

旧来の方法では、ICFのチェックリストを片手に、専門知識を持っているものがチェックを行う。チェックの実施者がICFチェックリスト全体についての専門知識を持っている必要がある。

FCSでは、カードの順を追ってチェックを進めていくことができるが、多数の小さいカードを扱う点で多少の困難を伴う。また、一度行ったチェックの修正は、電子版ほど容易ではない。

●チェックリストの項目に対する全文検索機能



(図10) チェックリスト全文検索画面

チェックリストの各項目に対して全文検索を行うことができる機能(図10)である。たとえば、「目」を含むチェックリストの項目を検索すると、次のような結果が得られる。

- b215 目に付属する構造の機能
- b220 目とそれに付属する構造に関連した感覚
- s2 目・耳および関連部位の構造
- s230 目の周囲の構造

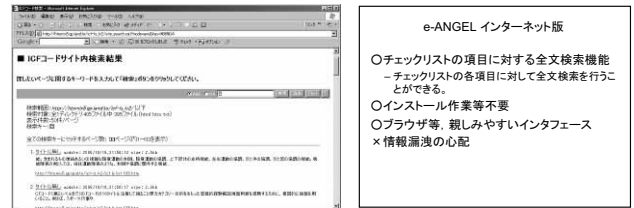
続いて、これらの検索結果からチェックリストの項目へのリンクをたどって、「目」を含む項目だけをチェックしていくことも可能である。

【電子化されていない場合】

「目」を含む項目だけをチェックしようとする場合、チェックの実施者がICFチェックリスト全体の中で、「目」を含む項目がどこにあるのかという知識を持っている必要がある。

4) 入手可能性

e-ANGELは現在、FileMakerPro版のものと、MS-Access版のものを試作している。これらをパッケージ化して配布することを検討すると同時に、インターネット経由で利用可能なサービスとして全文検索のCGIを利用した版も検討している。



(図11) CGIを利用した全文検索機能

5) 関連研究

ICFの電子化としては、次のようなものがある。

[WHO ICF Classification Hypertext version] [4]

→本家WHOが公開している、ICFの電子版で、リンクを順にたどっていくことで、大分類から中分類、小分類と参照することができる。また、各項目や、説明文に対して全文検索を行うことができるようになってきている。

[ICF イラストライブラリー][6]

→WHO ICF Classification Hypertext versionと同様、リンクを順にたどっていくことで大分類から中分類、小分類と参照することができる。また、主要項目の内容をイラストで示すことにより、ICFの構造や各項目の内容を理解しやすいものになっている。

[ICFの職業領域への適用の検索] [6]

→春名由一郎氏によるICFおよび、ICFの職業領域への拡張への全文検索データベースで、ICFを職業場面で使う時に適切なコードを探すことができる。

6) 今後について

次のような要望、課題がある。

- 全文検索機能において「食べること」でも「摂食機能」でも検索可能でないと困る。
- 上記関連研究のイラストライブラリーのようなものが教員や保護者にとって分かりやすいようなので検討して欲しい。
- インストール作業が複雑なものや、有料のものは避けて欲しい。

我々が目指すのは、教員支援ツールの開発であり、そのことを踏まえ、多くの人に使っていただけるものになりたいと考えている。

- [1] 徳永亜希雄, “多職種間連携のツールとしてのICF(国際生活機能分類)実用化の試み:「個別的教育支援計画」への適用を視野に入れて”, 国立特殊教育総合研究所研究紀要第31巻, pp.15-51, Mar. 2004.
- [2] 下尾直子, 関戸英紀, “「個別的教育支援計画」策定に保護者の参画を促すツールの開発”, 日本特殊教育学会第44会大会発表論文集, p522, Sept.2006.
- [3] 渡邊正裕, 富山比呂志, 齋藤博之, 下尾直子, 徳永亜希雄, “教育用ICFデータベースe-ANGELの設計と試作-ICF関連図の自動生成に向けて-”, 信学技報 ET2005-53, Nov. 2005. pp.7-12.
- [4] WHO, “ICF Classification Hypertext version, ” <http://www3.who.int/icf/onlinebrowser/icf.cfm>
- [5] “ICF イラストライブラリー,” http://wwwsoc.nii.ac.jp/jpta/05-data/icf_jpn/
- [6] 春名由一郎, “ICFの職業領域への適用の検索,” http://plaza.umin.ac.jp/~haruna/icf_jpn/index.htm

教育用 ICF データベース e-ANGEL の ICF-CY への対応

とインターネットでの公開について

渡邊正裕^{*1} 富山比呂志^{*2} 齊藤博之^{*3} 大久保直子^{*4} 下尾直子^{*5} 徳永重希雄^{*6}

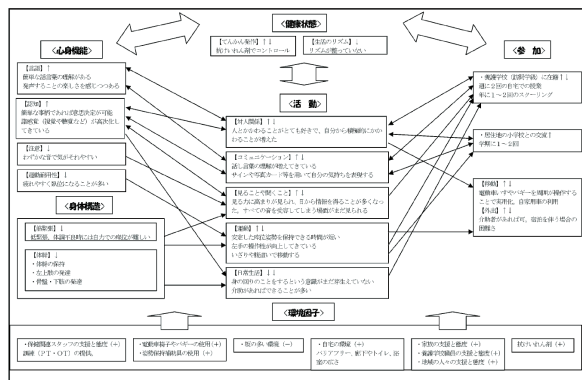
<概要>。

<キーワード>特別支援教育, ICF, ICF-CY, 支援ツール, データベース, 個別の教育支援計画

1. 本研究の背景と目的

1.1 ICF について

ICF（国際生活機能分類）¹⁾ は人間の生活機能と障害の分類法として、2001年に世界保健機関（WHO）総会で採択された。多職種間の共通言語であることから、ICFを利用することによって障害のある子どもの生活を取り巻く、家族、担任教師、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、各科の医師、看護師、福祉機器工房のスタッフ…といった多職種にわたる人たちが、同じ言語で情報を共有でき、連携が円滑になる。また、障害のある子どもたちの支援を円滑に進めるために、「ICF チェックリスト」（図1）によって生活状況をチェックし、「ICF 関連図」（図2）を活用すると効果的であることが報告されている²⁾。



(図2: ICF 関連図)

1.2 ICF-CY について

ICFは、成長による変化の激しい児童期や発達初期の段階の人々について十分なカバーがなされていない。WHOのICFワーキンググループは、ICFに下位項目を追加する形でICF-CY (ICF version for children and youth)を作成している。ICF-CYの適用により、ICFの教育分野での活用はますます活発化するものと予想される。

1.3. 個別の教育支援計画について

「個別の教育支援計画」とは、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から、適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもので、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている。

第1部 a: 心身機能の障害

心身機能とは、身体系の生理的機能（心理的機能を含む）のことです。

機能障害とは、著しい変異や喪失などといった心身機能上の問題のことです。

第1次評価値

- 0 機能障害なし 機能障害が存在しない状態。
- 1 軽度の機能障害 心身機能による25%未満の問題。すなわち、過去30日以内にほとんど困難さを感じなかった程度で、本人が我慢できる程度の問題。
- 2 中等度の機能障害 心身機能による50%未満の問題。すなわち、過去30日以内に時々起こっていた程度の問題で日常生活に支障を来している程度の問題。
- 3 重度の機能障害 心身機能による50%以上の問題。すなわち、過去30日以内にしばしば起こっていた程度で、日常生活の中で支障を来す部分が多くなる程度の問題。
- 4 完全な機能障害 心身機能による95%以上の問題。すなわち、過去30日間で毎日起こっており、日常生活の多くの部分に支障を来している程度の問題。
- 8 詳細不明 機能障害があるのは確かだが、問題の程度を特定する情報が不十分な状態。
- 9 非該当 特定のコードを適用することが不適切と判断される状態。
(例: b150 女性の月経機能の評価は初潮前及び閉経後の女性には非該当となる)

項目	評価
b1. 精神機能	
b110 意識機能	
b114 見当識機能 (時間、場所、人)	
b117 知的機能 (知的発達遅滞、痴呆を含む)	
b130 活力と気力の機能	
b134 睡眠機能	
b140 注意機能	
b144 記憶機能	
b152 情動機能	
b156 知覚機能	
b161 気分調節機能	

(図1: ICF チェックリスト (抜粋))

*1 WATANABE Masahiro: 国立特別支援教育総合研究所

*2 TOMIYAMA Hiroshi: 茨城県立つくば養護学校

*3 SAITO Hiroyuki: 山形県立上山高等養護学校

*4 OKUBO Naoko: 筑波大学附属久里浜特別支援学校

*5 SHIMOO Naoko: 日本女子大学大学院

*6 TOKUNAGA Akio: 国立特別支援教育総合研究所

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が平成15年3月に出され、障害のある子どもたち一人一人のニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために「個別の教育支援計画」を策定することが提言された。また、新障害者基本計画に基づき定められた重点施策実施5か年計画（平成14年12月）では、「盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する」ことが示された。「個別の支援計画」を学校等の教育機関が中心となって策定する場合に、これを「個別の教育支援計画」と呼ぶ。

2. ICF-CY 電子ツール開発プロジェクト：e-ANGEL

平成17年に出版された「ICF（国際生活機能分類）活用の試みー障害のある子どもの支援を中心にー」³⁾の編集作業をきっかけに有志が集まり、ICFの電子的利用の研究として、子どもの生活を取り巻く人たちが共有するための教育用 ICF データベース e-ANGEL (e-Automatic NaviGation for individualized Educational support pLan)^{4) 5) 6)}の開発が進められてきた。

(1) 電子ツールが備えるべき機能

障害のある子どもたちの支援を円滑に進めるために、ICFの導入が効果的であることは、1.1節でも述べたところである。筆者らは、ICFを特別支援教育で利用する際に、電子ツールが果たす役割、ひいては備えるべき機能について各方面から検討を行った⁶⁾。

(2) ICFを特別支援教育で利用するために解決しなければならない課題

ICFを特別支援教育で利用するためには解決しなければならない多くの課題がある。よく耳にする課題を次に挙げる。

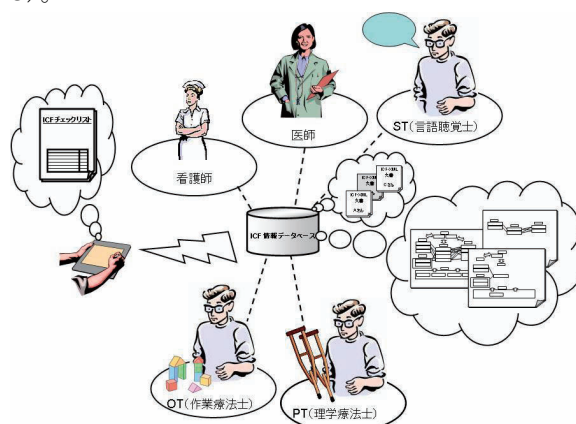
- ・全項目をチェックするには、時間がかかりすぎる。
- ・部分的にチェックする場合でも、1400項目以上あるICFの項目のどこに何があるのかとても覚えきれないので、必要な項目を探すのに手間がかかる。
- ・教育現場ではなじみのない用語が多く、とても難解である。
- ・ICF関連図をどのように作成して良いか分からない。

これらの課題の中には、電子的なツールを利用することで効果的に解決できるものもある。筆者らは、ICFを教育、特に特別支援教育に活かすために役立てるための電子的なツールを開発してきた。

(3) 電子ツールによってあらたに可能になったこと

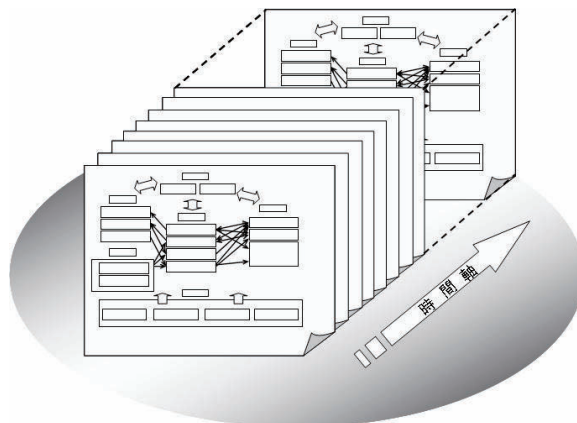
電子的なツールを利用することによって、まったく新しく利用可能になる機能もある。

・ネットワーク技術を利用することで、多職種間での有効な情報共有が容易になる（図3）。



(図3：子どもを支援する多職種による情報共有)

・時間の経過を追った比較が容易になる（図4）。



(図4：ICF関連図の時間の経過による比較)

・ケースの記録等のデータの変更が容易である。

・課題や場面ごとのICF関連図を作成するのが容易になる。

これらは、これまでのような冊子媒体のやり方にはない、まったく新しい利点である。(2)の課題を解決し、(3)の利点を活用するために、電子ツール e-ANGEL の設計・開発を行った。検討した結果、e-ANGEL に持たせる

機能として、次に挙げる4つを目指すこととした。電子化されていない場合と、電子化されている場合の比較とともに説明する。

ア) ICFの項目によるチェック機能

[電子化されていない場合]

- ・冊子体のICF項目を片手に、専門知識を持っているものがチェックを行う。
- ・ICFの項目全体についての専門知識を持っている必要がある。
- ・一度行ったチェックの修正は、電子版ほど容易ではない。

[電子化されている場合]

- ・ICFの項目全体について覚えていなくても、システムの指示に従ってチェックを進めていくことができる。
- ・チェックの実施者がICFの項目の全体について把握している場合は、必要な項目だけを選択してチェックすることも可能。

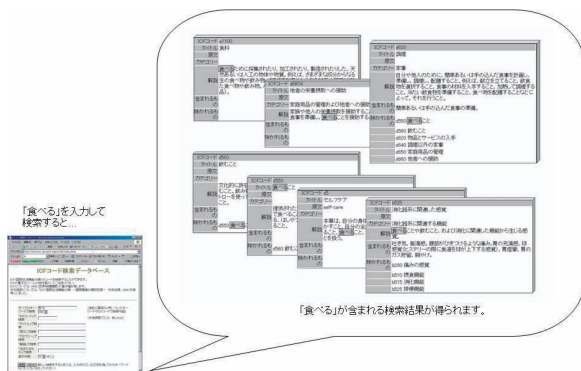
イ) ICFの項目検索機能

[電子化されていない場合]

- ・「食べる」を含む項目だけをチェックしようとする、チェックの実施者がICF項目全体の中で「食べる」を含む項目がどこにあるのかという知識を持っている必要がある。

[電子化されている場合]

- ・たとえば、「食べる」を入力して検索すると、「食べる」が含まれる検索結果が得られる。続いてこれらの検索結果から実際の項目へのリンクをたどって「食べる」を含む項目だけをチェックすることも可能。(図5)



(図5: 文字列「食べる」を含むICF項目検索の結果)

ウ) 関連図作図機能

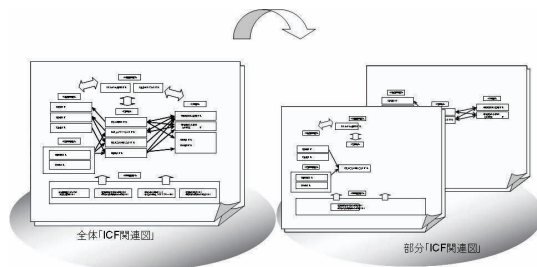
担任教諭と保護者の話し合いの際にICF関連図を用いると効果的である。ICF関連図は話し合いの事前に作成しておくこともあれば、話し合いの中で作成していくこともある。

[電子化されていない場合]

- ・ICFについて専門知識を持っているものが、ICFチェックリストにもとづいたチェックの結果から、Word, PowerPoint, 一太郎等のソフトウェアを使ってICF関連図を作図する。

[電子化されている場合]

- ・ICF関連図を話し合いの中で作成していく場合には、電子化されていると、適宜図に修正を加えることが容易になる。
- ・目的や場面ごとに複数の「部分図」を作成することも容易である。1,400余りのICFすべての項目の情報を反映した関連図が「全体図」であるが、実際に描くと非常に巨大なものになる。それに対して「部分図」は全項目の内、目的や場面に関連する図を作成するために必要な項目の情報だけを使って描かれたICF関連図を指す。



(図6: 「全体図」と「部分図」)

エ) データ管理共有機能

[電子化されていない場合]

- ・チェックされた結果はExcel等で電子的に管理されることもあるが、共通のフォーマットで扱われず、データが関係者・機関間で共有されることは難しくなる。

[電子化されている場合]

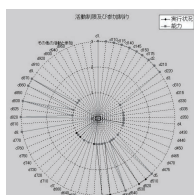
- データベースのもつ「アクセス管理」等の機能が利用可能になる。「アクセス管理」は、データ毎、利用者毎に閲覧できるデータと閲覧できないデータを設定することができる機能のこと。例えば、「検査結果」のデータについてはAさんに関わる支援者や保護者の全員が閲覧できるようにしつつ、「学業成績」のデータについては学級担任と保護者以外は閲覧不可能にする等、きめの細かな設定ができる。「アクセス管理」の他に、「同時実行制御」「障害回復」など、データベースには強力な機能がある。
- 多職種が連携・協働して子どもの教育支援を実現していくためには電子化による情報共有は必須であると考えられる。

3. これまでに開発されたツールについて
ICF や ICF-CY そのものやその活用、そして子どもたち、家族のこと等を考える仲間達のネットワーク ICF-CY Japan Network では、Web サイト⁷⁾を開設して情報発信を行っている。この Web サイトには、電子化プロジェクト e-ANGELS のページがあり、開発中の電子ツールを順次公開し、利用者に使ってもらうことで改良を重ねている。

(1) 「ICF チェックリスト e-ANGELS Edition (試作版)」

MS-Excel で作成した、ICF チェックリストの電子版。WHO から出された「ICF チェックリスト バージョン 2.1a 臨床用フォーム」の日本語訳版⁸⁾を、ICF-CY Japan Network の電子化チーム e-ANGELS が、独自の工夫を加えて開発した。図 7 のリストでチェックを行っていくと、図 8 のようなレーダーチャートができあがり、特別支援教育の柱の 1 つである個別の教育支援計画に活用することを想定している。

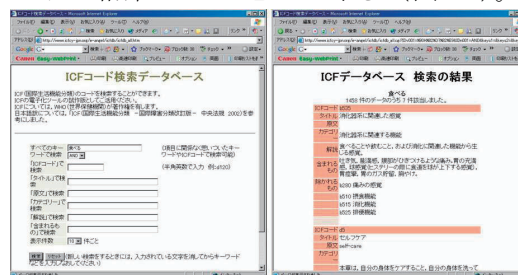
(図 7: チェックリスト)



(図 8: レーダーチャート)

(2) ICF コード検索データベース (試作版)

CGI で作成した ICF コード検索システム。キーワードを打ち込むと、すべての ICF コードから、関連するコードを検索することができる。例えば、「食べる」と入力(図 9)して[検索]ボタンを押すと、「タイトル」「原文」「カテゴリ」「解説」等に「食べる」が含まれるコードが結果として返ってくる(図 10)。



(図 9: ICF コード検索データベース) (図 10: 検索結果)

<参考文献>

- 1) WHO ICF CHECKLIST Version 2.1a Clinician Form, <http://www3.who.int/icf/checklist/icf-checklist.pdf>, 2003.
- 2) 徳永亜希雄, 多職種間連携のツールとしての ICF (国際生活機能分類) 実用化の試み: 「個別の教育支援計画」への適用を視野に入れて, 国立特殊教育総合研究所研究紀要第 31 巻 (2004)
- 3) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所・世界保健機関 (WHO) 編著, ICF 活用の試み, ジアース教育新社 (2005)
- 4) 渡邊正裕・下尾直子・齊藤博之, 電子化による ICF (国際生活機能分類) 活用の可能性 - ICF チェックリスト試作データベースによる多職種間の情報共有 -, 日本特殊教育学会第 43 会大会発表論文集, p173. (2005)
- 5) 渡邊正裕・富山比呂志・齊藤博之・下尾直子・徳永亜希雄, 教育用 ICF データベース e-ANGEL の設計と試作 - ICF 関連図の自動生成に向けて -, 信学技報 ET2005-53, pp.7-12. (2005)
- 6) 渡邊正裕・富山比呂志・齊藤博之・大久保直子・下尾直子・徳永亜希雄: 教育用 ICF データベース e-ANGEL の試作と今後の開発方針, ATAC カンファレンス 2006 京都テキスト, (2006)
- 7) ICF-CY Japan Network ホームページ, <http://www.icfcy-jpn.org/wp/>
- 8) WHO 著・独立行政法人国立特殊教育総合研究所訳, ICF チェックリスト バージョン 2.1a 臨床用フォーム, 文献①, 17-31

謝 辞

本研究を進めるに当たり、研究協力者各位、研究パートナー各校関係各位と設置教育委員会関係各位、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課関係各位、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課疾病傷害死因分類調査室関係各位、WHO 及び旧 ICF-CY ワーキンググループ関係各位、ICF-CY Japan Network メンバー関係各位をはじめ、多くの方々のご理解・ご協力をいただきました。また、安井直子氏には英文資料下訳について、達直美氏、春名由一郎氏には本報告執筆について、それぞれご協力をいただきました。併せて、本研究の途中段階の成果をまとめた冊子「ICF 及び ICF-CY の活用 試みから実践へー特別支援教育を中心にー」の発行に当たっても、多くの方々のご協力をいただきました。

ここに記し、心より感謝申し上げます。

なお、本研究課題はここに閉じますが、ICF-CY と教育を巡る動きは緒についたばかりであり、本研究所として取り組まなければならない課題がまだまだあるものと認識しております。今後ともご理解・ご支援をいただければ幸甚です。

研究代表者 徳永亜希雄

課題別研究報告書

(平成18年度～19年度)

ICF児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究

平成20年3月 発行

発行 独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
〒239-8585
神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
電 話 046-848-4121(代表)
U R L <http://www.nise.go.jp>
